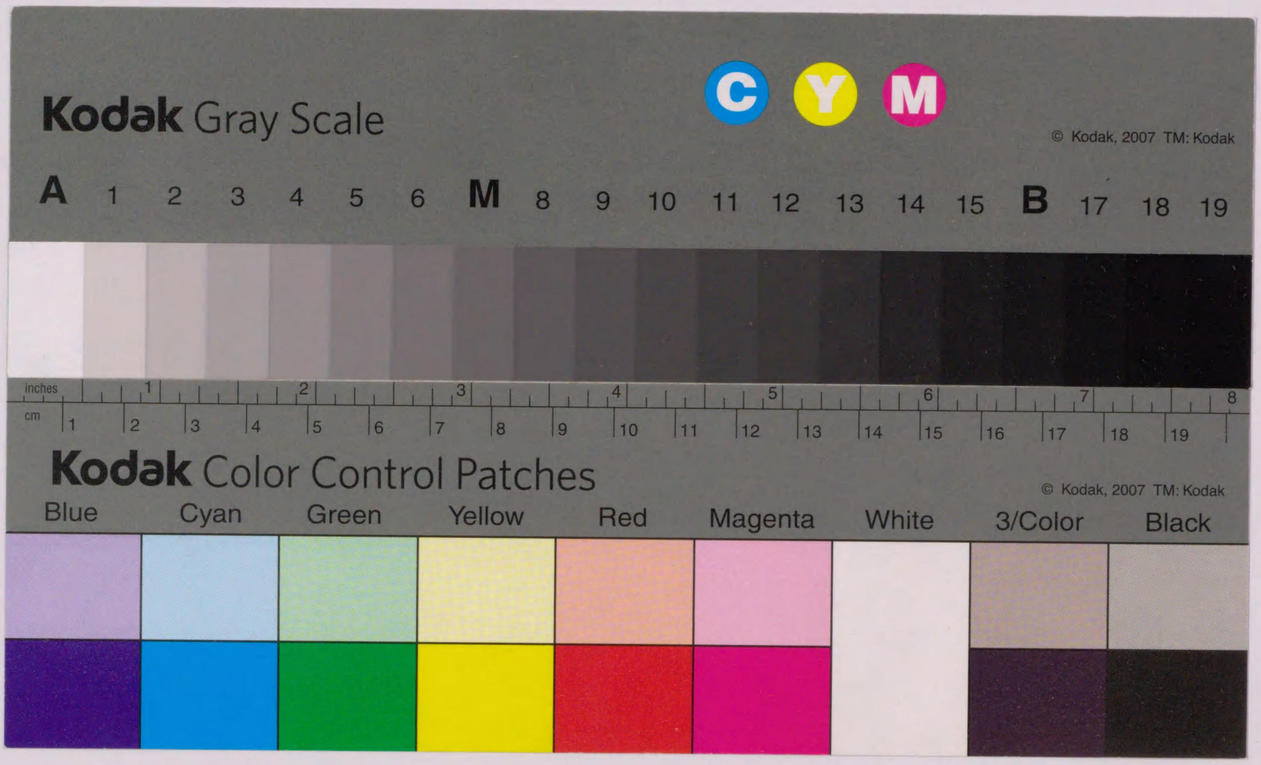

567-2
12005015151114

491

Торговое Представительство СССР в Японии

производит в Японии закупочные операции для нужд государственно-хозяйственных организаций СССР и реализует в Японии продукцию таковых организаций.

АДРЕС: *KOGAICHO 4, AZABU-KU, TOKYO,*

Телефоны: *Аояма* {5020, 5021, 5022, 5023 и 5024.

通商代表部は國家經濟諸機關の爲めに日本に於て物資の賣買を爲す

駐日
ソヴエート聯邦 通商代表部

東京市麻布區笄町四番地

電話（青山）五五〇二番

通商代表部は極東國營漁業トラスト『ダリゴスルキブトレスト』の日本に於ける輸出入代辨を爲す

I 2J-26
表

АКЦИОНЕРНОЕ ОБЩЕСТВО

Северо-Сахалинской Нефти

(„КИТА-КАРАФУТО СЕКИЮ КАБУСИКИ КАЙША“)

Президент о-ва: Накасато Сигецугу.

Основной капитал: . . . . 10.000.000 иен.
(Полностью реализован.)

Главная контора: Токио, Коодзимачи-ку, Маруноучи, здание „Юраку-кан“.
Телефоны: Маруноучи (23) №№ 1890, 1891.

資本金 壹千萬圓（全額拂込濟）

事業 (一) 北樺太東海岸既開油田ノ試掘、採掘並其ノ附帶事業
(イ) 採掘鑛區 オハ、エハピ、ピリツン、ヌトウオ、チヤイウオ、ヌイウオ、ウイグレツク、カタングリー 以上 八個所 約八百萬坪
(ロ) 試掘鑛區 北オハ、エハピ、クキドラリン、ボロマイ、北部ポアターシン、南部ポアターシン、チエメルニングギ、カタングリー、ムホンゲコンギ、チヤクレナンピチヤンゲ、ウエングリー 以上 拾壹個所 約三億五千萬坪（一千平方粁里）
(二) 利權期間 大正十四年十二月四日ヨリ試掘四十一ケ年 採掘四十五ケ年間
(三) 採掘作業（昭和五年十月現在）
オハ鑛場 概位 東經百四十三度 北緯五十三度三十五分 ―横濱ヨリ千四百浬―
現在油井數 五七坑
最近日産 約六五〇噸

北樺太石油株式會社

社長 中里重次

本社 東京市麹町區丸ノ内有樂館
電話丸之内(23)一、八八九〇番

CCCPCCCPCCCPCCCPCCCPCCCP

567
2

日本藥局方第四版適品

驅蟲原藥 サントニン

◆ 藥物的効果の最も確實な蛔蟲驅除原藥として日本は勿論、獨、英、米諸國の名醫が推奨するものはサントニンなり。

◆ 最良の民間驅蟲藥たるセメン及びセメン圓は此のサントニンを配給するものなれば汎く家庭に是を推奨す。且つ該製劑は日本製藥工場に於て製造するものなれば、一方日本産業の發展に資するものと言ふことを得べし。

◆ サントニンの販賣條件に關しては左記苑御照會を乞ふ。

東京市麻布區笄町四番地

駐日 ソウエート聯邦通商代表部

電話（青山）局五〇二一〇番
五〇二一一番
五〇二二二番
五〇二三三番
五〇二四四番

エ-25-26

表紙アリ

Established 1902 at Nikolaevsk on Amur.

Cable address:
"LURY"

LURY BROTHERS

VLADIVOSTOCK U.S.S.R.

Producers, Curers, Packers and Distributors of all kinds of Salmon, Herring, Cod-Fish, Crabs, etc.

FISHING STATIONS: at Bering and Okhotsh sea coasts of Kamchatka Peninsula and in the gulf of Anadyr River.

HEAD OFFICE:
Vladivostock, U.S.S.R.

AGENCIES:
Hakodate, Yokohama (Japan)
Shanghai, Harbin (China)

CANNING PLANTS AT KAMCHATKA PRODUCING:

Crab meat,	Red Salmon,	Silver Salmon,	Pink Salmon.

Tokyo-shi, Kodjimachi-ku Marunouchi, Showa Building,
Telephone: Marunouchi (23) 3069.

鮭、鰊、鱈、蟹等各種魚類の
乾燥、鹽漬、燻製、罐詰業
生産並に配布

漁場＝ベーリング及オホーツク海カムチヤツカ沿岸並にアナドイル河口

カムチヤツカ罐詰工場製品＝蟹、紅鮭、銀鮭、鱒等

リューリ・エンド・コムパニイ株式會社

―〔一九〇二年ニコライエフスクに創立〕―

本店＝浦塩斯徳
出張所＝函館、横濱
　　＝上海、哈爾賓

電信略號『ルーリイ』

東京市麹町區丸ノ内昭和ビル内
電話丸ノ内(23)三〇六九番

新譯 露和大辭典

東京外國語學校教授 鈴木於兎平 共
東京外國語學校教授 八杉貞利 共
松本圭亮 譯

三六判總布製 定價金七圓五拾錢
一、六六〇頁 送料 內地二十七錢
總ナンペル粗 送料 領土三十錢

新らしいロシアを眞に理解することは、刻下の日本の重要なる問題であつて、それは又、ロシア語を研究すべしとの同意語ではあるまいか。

本大辭典はアレキサンドロフ氏の原著を、鈴木、八杉の兩外語教授と松本氏が協力して、日本人の使用に適切ならしめるやう、實に六星霜を閲して、その間稿を改めること數度に及んで完譯を達成し、上梓するに至つたものである。

而して、その語數の豐富、譯語の適切（術語は英・獨・羅語を併載して便した）なることは勿論、說明の懇切、挿入圖の夥多等等、凡そ辭書に必要なる諸條項を遺憾なく具備したる本邦獨一の實用大辭典である。

露國とは、政治的に、思想的に、經濟的に、今や益々複雜にして密接なる關係の度を加へ來るのとき、學生並に研究者に、我等は本書を必備せよと推奬する。

七大特色

1 語數の豐富 適切
2 語の說明 詳細
3 語の用例 多數
4 語譯 明瞭
5 說熟語 多載
6 挿圖 鮮明
7 印用 良好

日本が有する唯一の實用大辭典
露語學習者、ソヴエート聯邦研究者が必ず備ふるべき優秀顧問

東京日本橋南茅場町
振替東京二三八番
大倉書店

八杉貞利著 定價 一、八〇 送料 一六
初等 露西亞語文法
改訂
內容 新文字法に據る發音より說き起し、各種文例、練習問題を掲げて一々評釋を加へたもので、從來の雜關たる露語文法を容易に習得さるべし

八杉貞利著 定價 二、〇〇 送料 一八
露西亞語學階梯
內容 語法材料題と例題の選擇に意を用ひ、文字及發音、外九品詞と變化等を詳述し、併せて動詞變化一覽、前置詞索引を附したる初等科の優秀教科書

八杉貞利著 定價 一、八〇 送料 一六
初等 露語讀本
內容 一步進んだ程度の人々の爲に、正字法に準據し內外の既刊讀本を參照して編纂せる理想的教科書にして、卷末に注釋を附して便を計つてある。

トドロウイチ著 定價 二、六五 送料 一八
露西亞語書翰文 商業用文
內容 露國の新時代精神に適合するやうに編纂せられたものにして說明文は八杉教授に乞ふて適確を期した通商貿易をなす士に好評を博す。

株式會社 **極東銀行**

（創立千九百二十二年）

本店 ハバロフスク

資本金 壹〇、〇〇〇、〇〇〇金留

諸積立金 四、〇貳貳、壹五四金留

株式會社極東銀行神戸支店ハ日本竝ニ諸外國ニ於ケル支店ト提携シ一般銀行業務ヲ取扱ヒ特ニ對露貿易ニ關スル金融ニ付テハ最モ便宜ヲ與フル樣取計ヒ可申候

日本ニ於ケル支店 神戸市仲町六十六番

電話三宮 二四六二・一一八一

電信宛名 （デエウエバンク）

郵便私書函 三宮 一〇四五

АКЦИОНЕРНОЕ ОБЩЕСТВО

ТАНАКА СИОТЕН

Токио-си, Нихонбаси-ку, Китазима-чо, 1-чоме 24.

Телефоны: Каябачо { 1753 / 1754 / 1755

ПОКУПКА И ПРОДАЖА

Платины, золота, серебра и других дрогоценных металлов, илидиум, родиум.

ムーシ・ロ・ムージリイ・銀・金・金白

社會式株

店商中田

本店　東京市日本橋區北島町一ノ二四

電話　茅場町 { 二一七五三 / 二一七五四 / 二一七五五

日露兩文雜誌～～不定期刊行

ゴーロス・ヤポーニイ

定價一圓

（美麗なアート印刷）

◇日露經濟關係を中心に、斷片的な通信の報道で間に合はない、稍複雜で綜合的な日露間の諸事件・諸情勢を日露親善の見地から捉へ來つてこゝに輯錄し隨時發行す

◇邦文欄では日露關係の外ソヴエート聯邦の現勢を露文欄では日本の現情を精確に紹介して日露兩國民の相互理解に役立てゝゐる

東京市・丸の内・三菱二十一號館

發行所　**日露貿易通信社**

振替東京四三〇一五番

電話丸ノ内 四六四四番 四六四五番

日刊 **日露通信** (日露兩文)

(通信の特質) 1日露間の政治・經濟一般關係、2通商貿易關係、3漁業關係、4利權企業關係、6交通運輸關係、7金融關係、5文化人事關係、8露國各地情報・政治經濟百般に亘り特に商業經濟上の見地より參考となるべき重要ニュースは普く之を網羅し、寸刻にして御手許に達する樣最善の組織方法を取つて居ります、殊に其の通信は從來の所謂新聞記事乃至通信材料と趣を異にして取材の上に、記事の上に一新機軸を示し簡單明瞭適切正確、多忙なる實業家諸氏の爲座右の顧問として眞に有效なる本邦唯一の專門通信であります。

(連絡機關) 當通信は創刊十二年を閱し國外に於てはモスクワ、ノーウオシビリスク、ハバロフスク、ウラヂウオストツク、アレクサンドロフスク、哈爾賓、伯林の諸重要都市に通信網の連絡機關を有し、國內に於ては大阪、神戶、下關、敦賀、函館、小樽等に支局、出張所、又は通信連絡機關を有して報導の完備を期してゐます。

(調査と飜譯) 讀者の特別の必要に應じて本社調査部は直ちに諮問事項を調査し通信とは別途に之を報導して完全に讀者の顧問たり、對露關係の指針たるの使命を果しつゝある。又飜譯部に於ては日露兩國經濟上の諸問題を始め法政、文化等に亘り完全なる定譯の需めに應じてゐる。譯文の平明、正確と共に敏速と低廉とを最大特色とする。飜譯は露文和譯、和文露譯の兩方である。

凡ゆる對露關係者は是非本通信を購讀御利用下さるやう願ひます

東京市・丸の內・三菱二十一號館

發行所　**日露貿易通信社**

電話丸の內(23)四六四四番・四六四五番

振替東京四三〇一五番・電信略號トウケイニチ

567-2

昭和六年版に序す

現代は社會の變化、時代の動きのテンポが曾て見ないほど急激であると言はれてゐる。これを日露關係並にソヴエート聯邦について考へてみる。正にその通りである。昨日の眞は今日の眞ではなく、今日の人は明日の人ではない。そこには實に無數の事件、問題、事實、現象が映畵のフィルムのやうに遽しく生起し、目まぐるしく展開されてゐる。從つて昭和五年版から六年版の刊行に至る一年間は、平靜無爲なる時代、緩漫なるテンポの時代の五年、十年にも相當するほど豐富なる內容に滿たされてゐる。

先づ日露關係を見る。そこには兩國々交の骨骼を成す漁業問題が益々複雜に、益々困難に、そして益々重大性を帶びて展開されて來た。利權企業に於てもソヴエート利權政策の根本的變更により沿海州森林利權は廢絕され、今日好成績を示しつゝある北樺太石油、石炭二大利權企業すら其發展の前途は極めて多難となつた。通商關係は今日まで順調なる發展を遂げ來つたとは云へ之又ソ側の長期クレヂット問題、浦潮鮮銀事件、神戸極東銀行閉鎖等、貿易金融關係に於ける一聯の惡化と關連して、或種の難關に逢着しつゝある。交通郵電關係、文化關係等に於ける新なる事件と情勢の展開も亦無視しがたい。更にソヴエート聯邦に於ける最近一年間の對內外情勢に至つては、例の五箇年計畫は第二年を經過し、經濟の工業化、農業の社會化の急速なる實施、國家機關、勞働組合、教育制度等の再組織國內階級鬪爭の尖銳化、資本主義諸國との國交の全般的惡化等、實に世界史的重要性をも

Кита Нихон Кисен Кабусики Кайша

Срочные рейсы между Цуругой и Владивостоком.
Ближайший путь из Европы и Сибири в Японию.

Пароходы: „Амакуса-мару" общий тоннаж—2.345 тон.

Скорость 13 миль в час. ОТПРАВКА 1 РАЗА В НЕДЕЛЮ.

..... Росписание .....

	АМАКУСА МАРУ
Отход из Цуруги	По субботам в 2 часа в полдень
Приход во Владивосток	По понедельникам в полдень
Отход из Владивостока	По средам в 9 часов утра
Приход в Цуругу	По пятницам в 7 часов утра

Настоящее росписание согласовано с росписанием курьерского поезда в Хабаровске.

Провозная плата: Первый класс — 50 иен. Второй класс: Амакуса мару—32 иен. Третий класс с европейским столом—16 иен; с японским столом 13 иен.

Прием билетов прямого связного сообщения Европейско-Азиатского и Японо-Манчжурского.

Путь через Владивосток-Цуруга дешевле чем таковой же через Корею, Дайрен или Харбин.

О всех подробностях просим справляться:

Главная контора: г. Отару, Минами Хама-чо.
Агентства: г. Токио, Токийское отделение Осака Сиосен. г. Цуруга, Навигационный отдел фирмы Оовада. г. Владивосток, Отделение Осака Сиосен Кайша.

Агентства по приему и продаже билетов: Все отделения Оосака Сиосен. Все отделения Бюро туристов Японии. Все отделения фирмы „Томас Кук".

北日本汽船株式會社

遞信省命令航路

敦賀浦潮斯德直行線

毎週一回下記ノ通リ定期運航

寄港地	發着時刻	天草丸	冬季間の定期運航	
敦賀發	後 2.00	土曜	土曜	後 11.00
浦鹽着	正午	月曜	火曜	未明
浦鹽發	前 9.00	水曜	水曜	後 5.00
敦賀着	前 7.00	金曜	金曜	後 3.00

運賃 一等 50圓 二等 32圓 三等 16圓 洋食 13圓 和食

日滿連絡及歐亞連絡切符發賣

本航路ハ浦鹽ニ於テ「ハバロフスク」廻リ西伯利急行列車ニ連絡シ旅客ハ浦鹽ト「モスコー」及以遠國境驛トノ間ニ乘換チ要セズ且ツ運賃ハ朝鮮又ハ大連「ハルピン」經由ノ場合ニ比シ低廉デス、詳細ハ下記ヘ御照會チ乞フ

營業本部 小樽市南濱町
東京在勤員 大阪商船東京支店內
敦賀代理店 大和田回漕部
浦鹽代理店 商船組

切符代賣特約者
大阪商船各地支店
ジャパンツーリストビューローノ各店
トーマスクツクノ各店等

つた變化が行はれてゐる。

日露年鑑昭和六年版は、日露關係とソヴエート聯邦との上に齎らされた最近一年間の全歴史を本社獨特の豐富、且つ清新なる客觀的資料により、整理按配して體系的に編纂したもので、時間的には前年度版の連續であり、延長であるが、内容的には其全部門にわたつて根本的更改が行はれ、重要な發展が見られてゐる。

赤兒も三年立てば三つ、本年鑑も茲に三歳の齡を迎へて、内に其内容益々整備し、外に新なる讀者層を獲得し來つた。

日露關係並にソヴエート聯邦の歴史と現狀を、偏見に囚はれず正しく理解することの必要は、こゝに喋々を要しない。たゞ本年鑑が大方の聲援と庇護によつて、過去二箇年に些か此事に寄與するところあつた如く、昭和六年版は本邦對露知識擴充のため更に更に大なる成果を贏ち得むことを熱望してやまない。

昭和五年十二月一日

日露貿易通信社々長

上田森治

凡例

一、昭和六年版は、昭和五年版に取材し記述した以後の日露關係各部門、並にソヴエート聯邦における諸事件、諸問題の正確、清新なる記述を中心として編纂された。

二、而して日露關係の部においては、日露間の新問題として、最近著しく其重要性を增し來れる公海漁業關係を、一般日露漁業關係から獨立せしめて新なる一項を加へた、又露國の部に於ては一九三〇年に於ける露國の情勢を察知するに足る代表的な事件四つを選んで、『一九三〇年の露國重要事件』の一項を設けた外、前年版まで欠けてゐた、『露國共產黨』『露國の消費組合』『露國の教育』を各々獨立の項目として登場せしめた。從つて露國の文化欄から教育を拔き去り、之に代ふるに露國の宗教に關する簡單な紹介を挿入した。

三、其他日露關係においては、漁業、通商等において著しく新ページを增し、露國の部に於ては『露國の財政』『露國の經濟』『露國の產業』『露國の貿易』等において前年とは比較にならぬ程豐富な新事實、新問題を盛り、從つて著しく增ページを行つた。又同時に『外國人の法律的地位』『外國船舶無電規則』の二項は之を削り去つた。

四、之等の結果、尙從來欠くところ少くなかつた露國の部が、前年版とは全く面目を異にし、座右の參考としても亦讀物としても大いに價値づけられて來たことと信ずる。

五、本文における用語は出來るだけ統一を期したが、これを徹底せしむることは出來なかつた。其中特に顯著なものとしては露國の名稱である。即ち外務省の用法に從つてソウエート聯邦と記した部分、一般的通稱によつて露國乃至露西亞とした部分とある。然し大體において條約、協約、契約等においては第一のものを、其他にあつては第三のものを取つたこと前年版同樣である。

六、露國の經濟年度は毎年十月一日に始まつて翌年九月三十日に終つたが、一九三一年以後、其始期は一月一日と改められた。又露國度量衡の換算對象を日本在來のそれに置かず、英國のそれに置いたことは、メートル法實施の今日その方がより蓋然性を持つてゐると信じたためである。例へば噸、ポンド、セントネル、グラム、オンス、フート、ヤード、エーカー、ガロン等々は既に殆んど日本化してゐると云ふも過言でない。

七、本年鑑材料は、最新の正確なものをとの根本方針の下に、本社調査部備付のもの、外、外務省、大藏省、農林省、商工省、鐵道省、遞信省等對露關係諸官廳を始め其他本邦諸官廳、日露協會、露水組合共他各種の本邦對露關係團體又個人、露國側に於ては、駐日露國大使館通商代表部、極東銀行を始め露國の對本邦關係諸機關並に團體につて之を需め、それ以外の兩國出版物からも多くのものを得た。夫等諸機關並に團體及個人各位に記して以て深謝の意を表する。

日露年鑑昭和六年版目次

日露關係の部

一般關係

日露外交關係……一
　昭和五年の國交概觀……一
外交關係の基調
　イ、根本的對立關係……二
　ロ、相互依存的關係……二
　ハ、二要素の反撥と抱合……三
日本の對露外交政策……四
　イ、經濟的提携と宣傳禁止……四
　ロ、政友會の對露政策……五
　ハ、民政黨現內閣の對露政策……七
露國の對日外交政策……七
　イ、初期の露國對日政策……七
　ロ、露國の二元的外交政策……八
　ハ、對日外交政策の發展……八
日露關係の歷史……九
　一、帝政露國との關係……九
　一、初代一百五十年間……九
　二、樺太千島交換まで……一〇
　三、明治時代の關係……一一
　四、歐洲大戰前後……一二
　二、勞農露國との關係……一三
　一、日本の西伯利出兵時代……一三
　二、新國交の創造へ……一四
　三、國交成立後の略史……一五
日露支三角關係……一六
　一、日露兩國と滿蒙……一六
　二、兩國の利害關係……一七
　三、露支紛爭事件……一九
　四、ハバロフスク議定書……二〇
　五、露支正式會議豫備交涉……二〇
　六、日本の對露支態度……二一
日露基本條約……二二
日本國及ウソエート社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約
　議定書(甲)……二二
　議定書(乙)……二三
　聲明書……二四
　交換公文……二五
　附屬公文……二六
　署名議定書……二六
日本國代表者ニ依リ聯邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書
　石油試掘作業……二六
　炭坑作業……二七
日露講話條約……二八
駐剳外交機關……三〇
　露國駐剳日本大使館……三〇
　露國駐剳日本總領事館……三〇
　日本駐剳露國大使館……三一
　日本駐剳露國領事館……三一

漁業關係

日露漁業條約……三二
　日本國及「ソウエート」社會主義共和國聯邦間漁業條約……三三

議定書(甲)……三四
議定書(乙)……三八
議定書(丙)……三九
最終議定書……四一
第一附屬書……四六
第二附屬書……四七
交換公文……四九

千九百七年漁業協約改訂ニ關スル日本國及「ソウエート」聯邦間會議錄……五〇
罐詰工場經營ニ關スル特別契約……五二
昭和五年度極東沿海一般漁區貸付條件……五六
昭和五年度極東蟹漁區貸付條件……六一
外國領海水產組合法……六六
外國領海水產組合法施行規則……六六
露領水產組合定款……六七
第一章　總則……六七
第二章　組合員ノ加入及脫退……六七
第三章　組合員ノ權利義務……六七
第四章　役員ノ選任並ニ業務ノ執行……六八
第五章　會議……六八
第六章　會計……六九
第七章　違約處分……六九
第八章　定款ノ變更……七〇
第九章　解散……七〇
第十章　附則……七〇
露領水產組合露領出漁規定……七〇
歸國漁業被使用者救恤規定……七〇
露領漁業被使用者救恤規則……七〇
露領漁業被使用者救恤規則細則……七二
附則……七二
日露兩國の露領漁業被使用者救恤契約……七四
契約書……七四
醫療引受契約書條文ノ解釋ニ付田中丸代表ヨリ保健部長宛提出ノ覺書……七五
露領漁業者全權代表田中丸祐厚及極東地方ソヴイエト執行委員會勞働部全權代表ベスパロフ間ニ締結セラレタル漁業勞働關係暫定協定……七六
昭和五年露領漁業被使用者救恤規則……七八
昭和五年極東漁業無稅輸入品目表……八〇
第一類……八〇
第二類……八二
日魯漁業問題の沿革……八三
一、緒言……八三
二、ポーツマス條約締結前……八三
三、日露漁業協約要項……八四
四、露國革命後の變則的出漁時代……八四
五、日露基本條約に依る漁業權再確保……八五
六、日露漁業協約改訂交涉……八五
七、漁區決定の問題……八六
八、漁業條約の檢討……八七
イ、漁業區域について……八七
ロ、漁業權行使について……八八
ハ、工場設置問題……八八
ニ、勞働者問題について……八八
ホ、條約更新期について……九〇
九、罐詰工場特別契約成立……九一
一、昭和四年の日露漁業問題……九一
漁區貸下條件の紛議……九一
一、序言……九一
二、露國の發表と露水組合……九一
三、日露兩國の輿論……九三
四、露水組合の權益擁護運動……九四
五、露國の單獨競賣斷行……九五
六、日本人の競賣參加へ……九七
二、島派の日魯漁區奪取事件……九八
一、四月五日競賣の結果……九八
二、陰謀組の正體……九九
三、事件の遠因近因……一〇〇
四、陰謀の筋書……一〇〇
五、漁區競落後の策動……一〇三
六、露領水產組合の對策……一〇三
七、漁區問題對策と妥協成立の經緯……一〇五
三、四年後半の漁業交涉……一〇八
一、後半期の交涉諸案件……一〇八
二、國營要望漁區問題……一〇九
三、露人單獨競落區取戻問題……一一〇
四、宇田放棄漁區の對露交涉……一一一
五、勞働條件並に社會保險施設交涉問題……一一三
六、自治出漁問題……一一四
七、結論……一一五
日露漁業問題日誌……一一六
昭和五年の日露漁業問題……一一八
昭和五年漁區競賣……一一八
一、持越されたる係爭問題……一一八
二、日露兩國の對抗手段……一一八
三、昭和五年漁區競賣へ……一一九
四、第一回競賣と邦人側の慘敗……一一九
露領漁區第一回競落表(一)……一一九
露領漁區第一回競落表(二)……一二〇
五、競賣否認の決議……一二〇
六、我官邊の態度と否認消滅……一二〇
七、再交涉に關する新交涉……一二一
八、再競賣の結果……一二二
露領漁區再競發表(一)……一二二
露領漁區再競發表(二)……一二二
昭和三年度、四年度、五年度日露人經營漁區表……一二二
鮭鱒鰊漁區……一二二
蟹漁區の部……一二三
九、競落後の兩國交涉要件……一二四
イ、國營漁區問題……一二四
ロ、露國個人漁業不當進出問題……一二四
ハ、漁區價格引下問題……一二四
水產國策樹立建議案の第五十八議會通過……一二五
一、建議案の上程へ……一二五
二、野村益三子の提出理由說明……一二五
三、阪谷芳朗男の贊成演說……一二七
北洋協會の成立と活動……一二八
一、協會成立の必然性……一二八
二、貴衆兩院議員の北洋漁業視察……一二九
イ、視察團員……一二九
ロ、視察團員……一二九
ハ、視察日程……一二九
三、官民合同北洋漁業座談會……一三〇
露領漁業合同會社案の助成會社案……一三〇
一、露側の統制と本邦の無統制……一三〇
二、合同問題の具體的再燃……一三一
三、露水組合の助成會社案……一三一
四、三宅川案の出現……一三二
五、兩案の對立と妥協要望……一三三
六遂に合同問題頓挫す……一三四
露領漁業とルーブル問題……一三五
一、露貨公定相場と露領漁業……一三五
二、漁業當業者の對策……一三五
三、政府當局の對策……一三六
四、幣原外相の非公式聲明……一三七
五、廣田新大使の交涉開始……一三七
昭和五年度邦人租借漁區の監視區別及貸付期間別漁區數、借區料及漁獲標準高調……一三八
鮭鱒漁區の部……一三八
蟹漁區の部……一三八
邦人租借漁區增加趨勢……一三八
邦人實際經營鮭鱒漁區經營從業員數累年比較……一三九
邦人鮭鱒漁獲高累年表……一四〇
邦人鮭鱒罐詰製造高累年表……一四一
露領並に本邦罐詰生產高比較……一四一
蟹罐詰陸上工船比較……一四一
露領租借漁區使用船舶……一四一
日本の露領漁業團體……一四二
露領水產組合……一四二
一、沿革……一四二
二、目的及事業……一四三
三、組織……一四三
四、組合員……一四三
東京支部所屬……一四三
北海道支部所屬……一四三
新潟支部所屬……一四三
富山支部所屬……一四四
北洋協會……一四四
一、沿革……一四四
二、北洋協會定款……一四四
三、北洋協會役員……一四四
日魯漁業株式會社……一四四
一、沿革……一四四
二、會社の現狀……一四四
イ、資本金……一四五
ロ、役員……一四五
ハ、漁區……一四五
ニ、工場……一四五
ホ、設備能力……一四五
ヘ、漁獲水揚高……一四五
ト、罐詰製造高……一四五
露國の極東漁業計畫……一四五
露國漁業計畫の積極化……一四五
露國の漁業五ケ年計畫……一四六
一、世界的覇權が目標……一四六
二、極東漁業五箇年計畫……一四六

極東漁業當面の諸課題……一四七
露國の漁業陰謀事件……一四七
一、陰謀事件の重大性……一四七
二、極東漁業と重大關係……一四八
三、漁業陰謀指導者フイシゾンの調書……一四八
四、漁業陰謀指導者カザコフの調書……一四九
昭和五年露側租借漁區の監視區別及貸付期間別漁區數、借區料及漁獲標準高表……一五〇
鮭鱒漁區の部……一五〇
蟹漁區の部……一五〇
昭和五年の露側租借者別漁區細別表……一五一
露側の租借漁區累年表……一五三
露側の鮭鱒罐詰製造累年表……一五三
露側の昭和五年漁業製造實績……一五四
露國の極東漁業關係機關……一五四
全聯邦漁業統一機關「ソューズルイバ」……一五四
一、總則……一五四
二、統一機關の組織……一五四
三、統一機關の資本……一五五
四、統一機關の目的……一五五
五、管理……一五五
カムチヤツカ株式會社國營アコ……一五五
一、沿革……一五六
二、會社の現狀……一五六
イ、資本……一五六
ロ、重役……一五六
ハ、漁場……一五六
ニ、製造能力……一五六
ホ、漁獲高……一五六
國營極東漁業トラスト……一五六
一、沿革……一五六
二、經營……一五七
イ、漁區數……一五七
ロ、資本金……一五七
サハリン株式會社國營アソ……一五七
漁業コオペラチヴ組合……一五七
フセコルイバク、ソューズ……一五七
個人漁業者……一五七
ダリ、ルイボプロドウクト……一五七
ボリシエ、インテル、コオ……一五七
フセコ、プロム、ルイバク、ソューズ……一五七
リユリ……一五七
プリム、ルイブ、セリヂ……一五七
ルビンシテイン……一五七
セブ、ルイブ、プロム……一五七
シンケウイチ、フリプコ……一五七
ソボレフ、インテル、コオペラチヤ……一五七
シヤポシニコフ……一五七
公海漁業關係
北洋公海漁業概觀……一五八
日本の工船蟹漁業……一五八
一、蟹罐事業と蟹工船……一五八
二、工船蟹漁業の創始と發展……一五八
三、創業後の蟹工船出漁實績……一五九
四、蟹漁業の科學的調査……一六三
五、漁撈對象タラバ蟹……一六三
六、タラバ蟹分布の概觀……一六四
七、漁場區域と漁船並に漁網……一六四
八、日本及昭和二次會社に合同成立……一六五
日本工船漁業株式會社……一六五
資本金其他……一六五
役員……一六五
所屬工船……一六五
昭和工船漁業株式會社……一六六
資本金其他……一六六
役員……一六六
所屬工船……一六六
工船蟹漁業取規則……一六七
第一號樣式……一六七
第二號樣式……一六七
第三號樣式……一六七
第四號樣式……一六八
工船蟹漁業禁止區域ノ件……一六八
イバラ蟹の雌又ハ胸甲ノ幅五寸未滿ノ雄蟹捕獲禁止ノ件……一六八
イバラ蟹ノ雌蟹罐詰輸出及輸出ノ目的ニ供スル爲販賣取締方……一六八
工船蟹漁業取締規則改正……一六八
露國の工船蟹漁業……一六八
一、蟹工船と領海問題……一六八
二、露國蟹工船の創始……一六九
三、昭和三年の業績……一六九
四、昭和四年の業績……一七〇

五、昭和五年の業績……一七〇
日本の鮭鱒工船漁業……一七一
母船式鮭鱒漁業取締規則……一七一
日露海獸狩獵關係……一七三
四國條約成立經過……一七三
膃肭獸保護條約……一七三
海獸獵禁止法の內容……一七五
條約滿期後の經過……一七六

利權企業

日露利權企業概觀……一七七
北樺太利權に關する勅令及法律……一七八
北樺太石油利權……一七九
（利權者、北樺太石油株式會社）
利權交涉經過……一七九
一、はしがき……一七九
二、全權代表の詮衡難……一七九
三、會議の迂餘曲折……一七九
四、彼我意見の杆格……一七九
利權契約要項……一八〇
一、利權の目的……一八〇
二、地域……一八〇
三、利權期間……一八一
四、利權者の特典並に權利……一八一
五、利權者の義務……一八一
六、產油優先買上權……一八一
七、勞働者並に從業員雇傭……一八一
八、爭議調停條項……一八一
九、其他要項……一八一
既開各油田面積……一八一
北樺太油田試掘地積の利權契約締結……一八二
同社の勞働團體契約……一八二
勞働團體契約……一八二
第一章　總則……一八二
第二章　雇傭及解雇……一八三
第三章　勞働賃銀標準及支拂手續……一八三
第四章　保障及補償……一八三
第五章　勞働時間及休憩……一八四
第六章　勞働保護……一八五
第七章，宿舍條件、共產的待遇及供給……一八七
第八章　徒弟制度……一八八
第九章　組合及具機關……一九〇
附錄第一號（イ）……一九一
附錄第一號（ロ）……一九二
附錄第二號……一九三
一、評價爭議委員會の組織……一九四
二、評價爭議委員會の權能……一九五
三、評價爭議委員會への申請書提出期間……一九六
四、評價爭議委員會事務規定……一九七
五、附則……一九七
附錄第三號……一九九
附錄第四號……一九九
第一級……一九九
第二級……一九九
第三級……一九九
第四級……一九九
第五級……二〇〇
第六級……二〇〇
第七級……二〇一
第八級……二〇一
第九級……二〇二
第十級……二〇三
第十一級……二〇三
第十二級……二〇四
第十三級……二〇四
第十四級……二〇四
附錄第五號……二〇四
罰則……二一〇
附錄第六號……二一二
附錄第七號……二一三
附錄第八號……二一三
附錄第一號（イ）……二一五
附錄第一號（ロ）……二一五
附錄第二號……二一六
一、評價爭議委員會の組織……二一六
二、評價爭議委員會の權能……二一六
三、評價爭議委員會への申請書提出期間……二一七
四、評價爭議委員會事務規定……二一七
五、附則……二一七
附錄第三號……二一八
附錄第四號……二一八
第一級……二一八
第二級……二一八
第三級……二一八
第四級……二一八

北樺太石炭利權

（利權者、北樺太鑛業株式會社）
利權交涉概要……二一八
北樺太鑛業會社利權契約內容……二一八
勞働團體契約……二二四
第一章　總則……二二四
第二章　雇傭及解雇……二二六

第三章　勞務ニ對スル支拂ノ標準及支拂手當……二一七
第四章　保障及補償……二一九
第五章　勞働時間及休養……二二〇
第六章　勞働ノ保護……二二一
第七章　徒弟……二二二
第八章　文化事業……二二二
第九章　組合機關……二二二
附錄第一（契約第九條）……二二三
一、地方評價爭議委員會規定……二二三
イ、總則……二二三
ロ、評價爭議委員會ノ職務……二二三
ハ、評價爭議委員會ノ構成……二二三
ニ、評價爭議委員會事務規定……二二四
附錄第二（契約第十八條）……二二四
貨銀網等級別資格細別……二二四
一級……二二四
二級……二二四
三級……二二四
四級……二二五
五級……二二五
六級……二二五
七級……二二六
八級……二二六
九級……二二七
十級……二二八
十一級……二二八
附錄第三（契約第二十六條）……二二九
供給ノ標準及手續……二三九
附錄第四（契約第四十條）……二三九
內部管理規則案……二三九
附錄第五（契約第四十條）……二四一
罰則表……二四一
落度及罰ノ細則……二四一
附錄第六（契約第五十二條）……二四二
住宅及共產的援助ニ關スル規定……二四二
北樺太鑛業會社の組織……二四三
北樺太鑛業會社の業績……二四四
第一年度……二四四
第二年度……二四四
第三年度……二四四
第四年度……二四四
第五年度……二四五
オホツク金鑛利權……二四五
（利權者、昭和金鑛株式會社）
利權交涉經過……二四五
利權契約要項……二四六
昭和金鑛會社の組織……二四六
同社の企業經過……二四六
北樺太西海岸アグネオ石油利權……二四六
（利權者、阪井組合）
北樺太西海岸コスチナ石炭利權……二四七
（利權者、塚原組合）
失効利權……二四七
沿海洲森林利權……二四七
一、利權獲得及失效の經過……二四七
二、利權契約の解除……二四七

通商關係

日露貿易の沿革……二四八
一、明治時代の通商關係……二四八
二、大戰當時の通商關係……二四九
本邦對露輸出額と其順位……二五〇
本邦對露輸入額と其順位……二五〇
三、革命當時の通商關係……二五〇
四、國交恢復後の通商關係……二五一
品目別對露貿易表……二五二
昭和三年の日露貿易……二五五
一、取引額の激增……二五五
二、露國より日本への輸入……二五五
三、日本より露國への輸出……二五六
四、貿易發展の障害……二五六
日露貿易の一考察……二五七
商工省商務局貿易課發表……二五七
一、大藏省統計……二五七
二、通商代表部發表統計……二五八
三、東京通商代表部注文高……二五八
對露輸出貿易……二五九
品目別對露貿易表……二六一
輸出の部……二六一
輸入の部……二六五
昭和四年の日露貿易……二六六
大藏省發表（十二ヶ月）……二六六

通商代表部發表（十二ヶ月）……二七一
昭和五年の日露貿易……二七二
稅關の貿易統計（九箇月間）……二七二
日露貿易有望品目……二七三
日ソ貿易概觀……二七四
（駐日ソ聯邦通商代表部發表）
日露兩國間の大口取引……二七九
三菱の木材輸入契約と昭和五年の業績……二七九
北樺太石油會社とソユーズネフチの原油賣買契約……二七九
對露漁網輸出……二七九
生魚取引……二八〇
對露絲茶輸出……二八〇
サントニン輸入元第二次契約……二八一
對露白金取引……二八一
駐日露國通商代表部……二八二
一、通商事務ニ據ル外國派遣規則……二八二
二、商談及商取引規定……二八三
三、決算及會計規定……二八三
四、派遣手當ニ關スル規定……二八三
五、本施行令ニ反セル場合及意見ノ相違ヲ生シタル場合ノ規定……二八三
附錄第一號……二八四
附錄第二號……二八四
附錄第三號……二八四
附錄第四號……二八五
附錄第五號……二八五
駐日通商代表部の資格……二八五
駐日露國通商代表部職員……二八六

本邦對露關係者一覽……二八七
對露輸出組合の概要……二八八
大阪日露貿易協會規約……二八八
神戸對露貿易協會……二八九
小樽日露貿易協會……二九〇
哈爾賓商品陳列館……二九〇
金融關係……二九〇
一、輸出補償法及施行細則……二九〇
輸出補償法……二九〇
輸出補償法施行期日……二九〇
輸出補償法施行規則……二九一
第一章　荷爲替手形に關する補償契約……二九一
第二章　約束手形に關する補償契約……二九四
輸出補償法第一條の規定に依る指定地域……二九五
輸出補償法施行規則第三條の規定に依る契約申請期間……二九六
二、對露輸出補償と當業者の要望……二九六
朝鮮銀行と對露金融關係……二九六
一、浦汐及哈爾賓支店……二九六
二、內地鮮銀の對露金融開始……二九六
三、浦汐支店留問題の勃發……二九七
極東銀行と對日金融關係……二九七
一、極東銀行（グリバンク）定款……二九七
二、極東銀行本店……二九八
三、神戸支店の營業趨勢……二九九
四、神戸支店の取引先……三〇〇
五、神戸極東銀行閉鎖の顚末……三〇六

交通郵電聯絡關係

日露間の送金方法……三〇六
露國の外貨貴金屬取扱規定……三〇六
歐亞運輸聯絡協定……三〇九
一、國際的運輸連絡の發端……三〇九
二、歐亞聯絡運輸復舊の動機……三〇九
三、歐亞聯絡運輸莫府第一回會議……三一〇
四、歐亞聯絡の復舊＝伯林第二回會議……三一〇
五、第三回リガ會議……三一一
第四回歐亞聯絡會議……三一二
一、參加運輸機關……三一二
二、主要決議事項……三一二
三、本聯絡運輸の成績……三一二
四、小荷物聯絡運輸規則要領……三一四
所要時間と運賃……三一四
第五回歐亞聯絡會議……三一六
一、議事進行の概況……三一六
二、主要決議事項……三一六
歐亞聯絡貨物運輸會議……三一九
一、聯絡運輸約定……三一九
二、貨物賃率規則……三一九
三、次回會期及場所……三二一
歐亞航空聯絡……三二一
露國方面……三二一
支那方面……三二一

目　次

露國入國案內……二一一
一、旅券と査證……二一一
二、手荷物……二一二
三、稅關檢査……二一二
四、貨幣……二一二
五、ホテル……二一三
日滿直通輸送協定……二一三
一、日滿直通運輸の沿革……二一三
二、昭和二年東京會議……二一三
三、昭和三年哈爾賓會議……二一三
四、旅客關係規約要項……二一四
五、昭和四年京城會議……二一四
六、昭和五年大連會議……二一四
昭和五年露國の邦船傭船……二一五
在東京傭船局扱……二一五
函館傭船事務所扱……二一六
昭和五年の東支鐵道業績……二一七
滿鐵、烏鐵の北滿貨物輸送關係……二一七
一、初期(日露戰役)の關係……二一七
二、歐洲大戰で位置轉換……二一七
三、貨物爭奪戰の經緯……二一八
四、運賃協定と其內幕……二一八
五、滿鐵烏鐵貨物配分協定……二一八
六、滿鐵烏鐵五分配貨協定……二一八
昭和五年の東支鐵道業績……二一九
北日本汽船敦浦聯絡航路……二一九
川崎汽船烏鐵直通聯絡協定……二三〇
一、栗林汽船の協定實現……二三〇
二、川崎汽船の引繼新協定……二三〇
三、川崎汽船の日本海般路……二三一
栗林商船株式會社の勘察加航路……二三一
近海郵船の北樺太航路……二三二
日露郵便關係……二三二
一、對露通常郵便物關係……二三二
二、飛行郵便關係……二三二
三、小包郵便關係……二三二
四、郵便爲替關係……二三三
日露電信關係……二三三
一、日露電信連絡の沿革……二三三
二、兩國間電信連絡の現況……二三三
三、兩國間の電報料及取扱數……二三四

文化關係

文化關係概觀……二三五
一、一般文化關係……二三五
二、日本に於ける新ロシヤ展……二三五
三、ソウエート文人學者の來朝……二三五
四、ソウエート文獻の邦譯出版……二三六
五、ソウエート映畫の紹介……二三六
六、ソウエートに於ける日本文化紹介……二三七
七、歌舞伎劇の訪露興行……二三八
八、日本技術のソウエート輸入……二三〇
日本の露西亞關係書籍……二三九
改造社……二三九
東京朝日新聞社……二三九
大倉書店……二三九
叢文閣……二三九
日本評論社……二四〇
大阪屋號書店……二四〇
平凡社……二四〇
岩波書店……二四〇
共生閣……二四〇
希望閣……二四〇
世界社……二四一
白揚社……二四二
大阪每日新聞社……二四三
弘文堂……二四二
イスクラ閣……二四三
マルクス書房……二四三
上野書店……二四三
春秋社……二四四
同人社……二四四
本邦對露文化關係團體……二四四
日露協會……二四四
一、協會の沿革……二四四
二、協會の會則……二四四
三、協會役員……二四五
四、協會會員……二四六
日露藝術協會……二四八
日露經濟時報社……二四九
露西亞通信社……二四九
日露貿易通信社……二四九
對露經濟談話會……二四九
本邦露語關係學校……二五〇
露國の日本關係書籍……二五〇
露國の對日文化關係團體……二五一
對外文化聯絡協會……二五一
一、沿革と對本邦文化的活動……二五一
二、世界各地の聯絡友誼團體……二五二
三、外國旅客應接事業……二五二
四、書籍の交換事業……二五二
五、新聞雜誌に依る聯絡……二五三
六、「ウオクス」の展覽會事業……二五四
七、音樂部……二五四
露國の日本語關係學校……二五四
極東大學……二五四
レニングラード大學……二五四
モスクワ東洋學院……二五四
レニングラード東洋學院……二五四
モスクワ陸軍大學……二五四
特殊學校
浦潮居留民會日本人小學校……二五四

雜錄

露國在住日本人……二五五
極東露領(一)……二五五
極東露領(二)……二五八
在哈爾賓日本諸團體……二六〇
度量衡……二六五
衡量(其の一)……二六五
衡量(其の二)……二六五
尺度(其の一)……二六六
尺度(其の二)……二六六
平方尺(其の一)……二六七
平方尺(其の二)……二六七
立方尺……二六八
穀量……二六八
水量……二六九

露國の部

二、經濟的價値……一五
三、政治的文化的意義……一五

第十六回共産黨大會概觀……一六
一、大會のプログラム……一六
二、左右兩翼との闘爭……一六
三、社會主義經濟新建設の問題……一七
四、勞働組合及び民族の問題……一七
五、新役員の選擧……一八

第一回全ソヴエート民族藝術オリムピアーダ……一八
一、藝術史上最初の事件……一八
二、オリムピアーダの內容……一八
三、對外新文化協會の歡迎會……一九
四、オリムピアーダの閉會式……一九

食料恐慌を計畫せる反革命大陰謀事件……一九
一、事件の概要……一九
二、國長リヤザンツエフ教授の調書……二〇
三、副國長カラツイギン教授の調書……二〇

國家の構成

ソウエート社會主義共和國聯邦憲法……二二
第一編　ソウエート社會主義共和國聯邦建設ニ關スル宣言……二二
第二編　ソウエート社會主義共和國聯邦建設ニ關スル條約……二三
第一章　ソウエート社會主義共和國聯邦最高機關ノ權限ニ屬スル諸事項……二三
第二章　聯邦各共和國主權及聯邦國籍……二三
第三章　ソウエート社會主義共和國聯邦ソウエート大會……二四
第四章　ソウエート社會主義共和國聯邦中央執行委員會……二四
第五章　ソウエート社會主義共和國聯邦中央執行委員會幹部會……二五
第六章　ソウエート社會主義共和國聯邦人民委員會議……二五
第七章　ソウエート社會主義聯邦最高裁判所……二六
第八章　ソウイート社會主義共和國人民委員會……二六
第九章　合同國家政治局……二七
第十章　聯邦各共和國……二七
第十一章　ソウエート社會主義共和國聯邦徽章、國旗、及首府……二七

ソウエート社會主義共和國聯邦中央國家機關重要職員表……二八

一九三〇年の露國重要事件

トルキスタン西伯利鐵道の開通……一五
一、トルクシブ鐵道概觀……一五

露國十三閒重要日誌……一
一九一七年……一
一九一八年……一
一九一九年……三
一九二〇年……四
一九二一年……六
一九二二年……六
一九二三年……七
一九二四年……八
一九二五年……八
一九二六年……九
一九二七年……九
一九二八年……一一
一九二九年……一二
一九三〇年……一三

露國十三年史

ソウエート聯邦中央執行委員會……一八
ソウエート聯邦中央執行委員會幹部會……一八
ソウエート聯邦人民委員會會議勞働及國防會議……一八
聯邦國家計畫委員……一八
聯邦中契權委員會……一八
オ・ゲ・ペ・ウ……一八
最高裁判所……一八
陸海軍人民委員部及革命軍事會議……一九
內外通商人民委員部……一九
交通人民委員部……一九
郵電人民員委部……一九
勞農監督人民委員部……一九
最高國民經濟會議……一九
勞働人民委員部……一九
財務人民委員部……一九
國立銀行……一九
聯邦中央統計院……一九
農務人民委員部……一九
外務人民委員部……一九
第二東洋部……一九

露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國憲法……二〇
第一編　總則……二〇
第一章……二〇
第二編……二一
第二章　全露ソウエート大會及全露中央執行委員會ノ權限ニ關スル事項……二一
第三編　ソウエート權力ノ構成……二二
第三章　中央權力……二二
第四章　自治ソウエート社會主義共和國及自治州……二四
第五章　地方ノ權力……二四
第四編……二六
第六章　ソウエート選擧……二六
第五編……二七
第七章　豫算編成權……二七
第六編……二七
第八章　露西亞社會主義聯邦共和國ノ徽章國旗及首府……二七

ソウエート各共和國中央國家機關重要職員表……二八
露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國……二八
ウクライナ社會主義ソウエート共和國……二八
白露西亞社會主義ソウエート共和國……二八
後高架索社會主義聯邦ソウエート共和國……二八
トルクメン社會主義ソウエート共和國……二八
ウズベツク社會主義ソウエート共和國……二八

ソウエート聯邦の地理的構成……二八

露國共産黨の現勢

共産黨の組織的方面……四二
一、共産黨の役割……四二
二、黨員數增加趨勢……四二
三、黨員の社會的構成……四三
四、各共和國別比較……四三
五、軍隊黨員と駐外黨員……四三
六、共産黨の細胞組織……四四
七、黨中央機關の役員……四四
A　中央委員會……四四
B　中央檢查委員會……四四
C　中央統制委員會……四四

共産黨の政策と黨內對立……四四
一、共産黨內訌とトロツキーズム……四四
二、スタリーン派の新政策……四六
三、共産黨右派の擡頭……四七
四、右翼指導者の沒落……四八

露國の外交

外交に關する規定……四九
ソウエート聯邦在外代表……四九
ソウエート聯邦駐劄各國外交代表……五〇
露國對外關係一覽……五〇
亞細亞諸國との關係……五〇
歐洲に於ける隣接諸國との關係……五二
歐米に於ける隣接國以外の諸國との關係……五二

最近一年間の露國對外關係……五七
一九三〇年の對外關係……五九
一、對露關係惡化せる諸國……五九
二、對露國交增進せる諸國……五九
三、反露戰線と親露戰線……五九

對外關係の新段階……六〇

スターリン氏の報告……六〇
一、反ソ運動の尖端は佛國……六〇
二、對立する諸要素……六一
三、舊債權問題と「ポリシエヴイキ」の宣傳……六一
四、ソヴエートの平和關係要求……六一

露國の財政

財政計畫……六三
國家豫算……六五
ソヴエート聯邦國家豫算累年表……六六
國家豫算支出の部(一)……六七
國家豫算支出の部(二)……六七
地方豫算……六八
ソヴエート地方豫算……六八
一九二八・二九年度國家豫算實績……六九
一九二九・三〇年度國家豫算……七〇
歳入の部……七〇
歳出の部……七〇
公債發行……七一
一、現物公債……七一
二、普通公債……七一
一九三〇年五箇年計畫新公債發行……七二
通貨發行……七三
國立銀行發行バランス……七三
國庫發行バランス……七三

露國の經濟

新經濟政策……七四
國家計畫委員會(ゴスプラン)……七五
經濟發展五箇年計畫……七五
一、概說……七五
二、工業の發展五箇年計畫……七六
三、農業の發展五年箇計畫……七八
四、外國貿易發展五箇年計畫……七八
國民經濟諸部門概觀……七九
一、農業の生産總額……七九
二、工業の生産總額……七九
三、貨物輸送總額……七九
四、商業取引額……八〇
五、金融總額……八〇
六、歳出入總計……八〇
七國民收入總計……八〇
五箇年計畫遂行成績……八〇
第一年度實績……八〇
五箇年計畫第一年度實績……八一
農業遂行實績……八一
工業遂行實績……八二
戰前との比較……八二
第二年度實績……八三
一、概觀……八三
二、工業……八三
A　重工業……八三
B　輕工業……八五
C　工業投資……八五
D　勞働力の需要と生産能率……八五
三、農業の實績……八六
四、漁業の實績……八六
五箇年計畫第三年度に對する黨中央委員會の檄文……八七

露國の産業

産業資源……八九
自然富源一覽表……八九
農業……九〇
一、穀類……九〇
二、家畜……九一
三、工業用耕作……九一
四、ソヴエート農業當面の問題……九一
五、穀類問題解決の條件……九二
農業革命と協同農業運動……九二
一、序說……九二
二、協同經營農業發達沿革……九三
三、協同經營農業に對する政府の方針及法令……九五
四、協同經營農業組合の種類及聯合機關……九七
五、協同經營農業の現狀と五箇年計畫……九七
六、協同經營農業組合と經營方法……九八
七、協同經營農業組合の成績……九九
八、協同經營農業組合の財産……一〇一
九、協同經營農業組合の特權及特典……一〇二

最近の協同經營農業問題……一〇三
一、農業稅改正の要旨……一〇三
二、協同農業組合模範定款……一〇四
三、數字に現れた協同經營農業……一〇六
四、協同經營農業に對する諸特典……一〇七
工業……一〇八
一、工業化と一般實績……一〇八
二、各種類別實績……一〇八
三、發展テンポと發展水準……一〇八
四、實績が生み出す結論……一〇九
電化計畫……一〇九
一、電化計畫の基礎案……一〇九
二、今後の電力量增加豫想……一一〇
三、地方發電所新設計畫……一一〇
四、電化投資額……一一二
漁業……一一二
漁業新管理規則……一一二
漁業管理事務移管……一一三
同附屬規定……一一四
林業……一一四
極東地方の林業……一一四
一、植林事業……一一五
二、森林開發……一一五
三、造林事業……一一五
運輸……一一六
一、鐵道運輸……一一六
二、海港運輸……一一七
三、國營汽船……一一七
鐵道運輸實績表……一一七

露國の貿易

鐵道修繕技術の日本化運動……一一七
一九三一年新鐵道建設計畫……一一八
河川輸送五年計畫……一二〇
造船計畫と實績……一二〇
航空界……一二〇
一、航空界發展の概況……一二〇
二、民間飛行會社と定期空路……一二〇
三、露國航空界の甦生……一二一
四、露國の航空工業……一二一
五、航空研究機關……一二一
六、其他の主要航空團體……一二二
七、民間航空五箇年計畫……一二三
第三章　外國貿易ノ主體……一二〇
第一節　概說……一二〇
第二節　外國貿易人民委員部及其ノ管轄機關……一二〇
一、在外機關……一二〇
二、國內機關……一二〇
第三節　獨立輸出入權ヲ有スル經濟機關……一二一
第四節　「コーオペラチーブ」ノ中央機關……一二二
第五節　輸出入株式會社……一二三
第六節　其他ノ外國貿易主體……一二三
第四章　輸出入權ト金融機關……一二三
第五章　通商代表公館內ニ代表ヲ有スル國家機關……一二四
第六章　外國商館……一二四
第七章　通商條約……一二五
稅關……一二六
第一章　稅關事務ノ組織……一二六
第二章　輸出入手續法規……一二六
第三章　郵便小包ノ通關……一二七
第四章　旅客荷物ノ輸出入……一二七

外國貿易に關する法規

第一章　總說……一二五
第二章　貿易調節ニ關スル法規及制度……一二六
第一節　概說……一二六
第二節　外國貿易人民委員部の職務……一二六
一、一般方策樹立……一二七
二、通商代表設置……一二七
三、輸出入計畫の作成及實施……一二七
四、貿易ヲ行フ機關及個人ニ對スル監督……一二八
五、稅關……一二九
六、規格……一二九
七、貿易國營の保護……一二九

ソウエート聯邦在外通商代表

外國貿易の十ケ年……一三八
一、外國貿易の獨占は經濟干涉を防遏する手段である……一三八
二、獨占はソ聯邦工業化の忠實なる哨兵である……一三八
三、外國貿易の獨占は確固である……一三八

四、獨占に對する資本主義世界の闘爭……一三九
五、獨占に對する闘爭の諸原因……一三九
六、外國貿易の組織的形式……一四〇
七、貿易取引の發展……一四〇
八、重大任務は輸出の擴張……一四一
外國貿易統計……一四一
輸出入總額……一四一
歐洲國境通過國別輸出入額……一四二
歐洲國境通過輸入品目及重量と價格……一四二
歐洲國境通過輸出品目及重量と價格……一四二
亞細亞國境通過國別輸出入額……一四三
一九二七―二八年度外國貿易……一四四
一、概況……一四四
二、最近の外國貿易趨勢……一四五
三、輸出貿易の狀況……一四五
四、輸入貿易の狀況……一四五
五、歐洲國境及東方亞細亞國境の貿易額……一四六
六、極東露領外國貿易……一四七
內國商業の組織改革……一四八
一、內外商業人民委員部の根本使命……一四八
二、部門的合同（オブエジネーニエ）……一四八
三、內外商業人民委員部の構成……一四九
四、商業人民委員部及地方機關改造……一四九
五、現行法規改正……一四九
外國貿易機關大改造……一四九
在留外人のため新商業機關創設……一五〇
國營商業局組織變更……一五〇
第一章　會社の目的及權利義務……一五〇
第二章　會社の資本株式及び株主の權利義務……一五一
第三章　會社の機關……一五一
第一節　株主總會……一五二
第二節　ソウエート……一五二
第三節　取締役會……一五三
第四節　監査役會……一五四
第四章　會社の營業報告、利益金の分配及配當金の交付……一五五
第五章　會社の業務上爭議の審判、責任及び業務の停止……一五六
對外通商關係……一五六
一、通商關係の三形態……一五六
二、ネツトバランス主義とコンチンジエント……一五七
通商關係の實際……一五八
一、獨逸及英國との關係……一五八
二、英國との關係……一六〇
英露暫定通商協約正文……一六〇
三、土耳古との關係……一六〇
四、波斯との關係……一六四
五、ラトヴイヤとの關係……一六五
六、伊太利との關係……一六六
七、其他締約國との關係……一六六
八、佛國との關係……一六七
九、波蘭との關係……一六七
十、和蘭との關係……一六七
十一、芬蘭との關係……一六七
十二、白耳義との關係……一六七
十三、伊太利との關係……一六七
十四、丁抹との關係……一六七
十五、ソ聯邦の輸出入……一六八
一九二八年・二九年度外國貿易……一六八
最近五箇年間の貿易狀態……一六九
五箇年計畫第二年の貿易成績……一六九
最近四箇年間の外國貿易統計……一七〇

露國の消費組合

露國消費組合現勢……一七一
一、消費組合發達趨勢……一七一
二、消費組合の新活動規定……一七一
三、消費組合當面の問題……一七二
四、消費組合大增資決定……一七三

露國の利權

利權ニ關スル法令……一七五
一、利權法（利權ノ一般經濟的並ニ法律的條件）……一七五
二、農業移民ニ關スル勞働國防會議ノ規定……一七五
三、ソウエート社會主義共和國聯邦中央利權委員會官制……一七六
四、在伯林通商代表部附利權委員會ニ關スル規定……一七七
五、在倫敦通商代表部附利權委員會ニ關スル規定……一七八
利權企業……一七九
露國利權出願件數……一七九
作業中の利權企業……一七九
中央利權委員長の報告……一七九
新利權政策……一七九
一、新利權政策の轉換……一八〇
二、新政策の諸要項……一八一
露國利權と外國資本……一八一
國家の一般經濟に於ける利權の位置……一八一
一九三〇年の露國利權狀態……一八五
レナ金鑛大利權廢止經緯……一八六
一、利權企業の經過……一八六
二、利權企業に於ける間諜及反革命行動……一八七
三、利權企業廢止と會社側の主張……一八七

露國の勞働

勞働ニ關スル全露中央委員會決定……一九〇
露西亞社會主義聯邦ソヴエート共和國勞働法……一〇〇
第一章　總則……一〇〇
第二章　雇傭及勞力の提供……一〇〇
第三章　露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國人民ノ義務勞働……一九一
第四章　團體契約……一九一
第五章　勞働契約……一九二
第六章內部管理規則……一九四
第七章　生産高ノ標準……一九四
第八章　勞働ニ關スル報酬……一九六
第九章　保障及賠償……一九六
第十章　勞働時間……一九七
第十一章　休暇……一九八
第十二章　徒弟制度……一九九
第十三章　婦人及未成年者ノ勞働……一九九
第十四章　勞働ノ保護……二〇〇
第十五章　企業、營造物及經濟團體內ニ於ケル勞働者及從業員ノ職業組合及其ノ機關……二〇一
第十六章　爭議解決及勞働ニ關スル法規違反事件審理ノ機關……二〇三
第十七章　社會保險……二〇三
勞力雇傭手續ニ關スル規定（全露中央執行委員會及露西亞共和國人民委員會議決定）……二〇五
評價爭議委員會ニ關スル規定……二〇五
第一章　總則……二〇五
第二章　評價爭議委員會ノ權限……二〇五
第三章　評價爭議委員會ノ組織……二〇六
第四章　評價爭議委員會議事務細則……二〇六
季節的勞働ノ勞働條件ニ關スル「ソヴエート」社會主義共和國聯邦中央執行委員會議決定……二〇七
臨時勞働者並ニ從業員ノ勞働條件……二〇八
勞働組合……二一〇

露國の軍備

陸軍の現勢……二一二
一、ソヴイエト軍隊の特徴……二一二
二、赤軍の兵役……二一二
三、戰時及平時の兵力……二一二
四、共產主義に基く軍政史……二一三
五、軍隊內反革命取締規則……二一三
海軍の現勢……二一三
一、概觀……二一三
二、露國の軍港及要港……二一三
三、露國艦隊の大勢……二一四

露國の教育

教育機關……二一五
一、社會的教育機關……二一五
二、職業的教育機關……二一五
三、政治啓發教育機關……二一六
四、教育人民委員所管外教育機關……二一六
五、學術研究機關……二一六
教育の任務と普及……二一六
一、教育の新任務……二一六
二、一九二八・二九年度の社會教育實績……二一七
三、五箇年計畫と教育……二一七

日露關係の部

目次

最近の教育問題……二一九
一、義務教育實施の必要……二一九
三、中等教育の改革問題……二二〇

露國の文化

文學……二二一
演劇……二二二
映画……二二三
ラヂオ……二二四
宗教……二二五
出版……二二五
書籍……二二五
雑誌……二二六
新聞……二二七

極東露領

極東露領の行政機開……二二八
極東露領の行政區劃……二二八
極東露領の人口……二二九
極東露領新五ヶ年計畫……二三一
東部西伯利地方の編成……二三二

日露年鑑

一般關係

日露貿易通信社編纂

日露外交關係

昭和五年の國交概觀

昭和五年は日本とソヴエート聯邦とが新なる國交を創造してから、即ち日露基本條約が北京に於て締結された大正十四年一月から算へて、正に第六年目に相當する。

さて此第六年目は、兩國の國交創造過程に於て、如何なる段階を示し、如何なる特質をもつてゐる年であらうか？

第一にそれは兩國の國交が過去の五箇年間に於て政治的にも經濟的にも文化的にも一先づ試驗ずみとなり、從つて第一期を過ぎて第二期の段階に踏み込んだ最初の年であるといふことである。

第二にそれはソヴエート聯邦が、新經濟政策の初期と中期に於ける比較的緩慢な建設テンポの時期から、所謂五箇年計畫の時代へ、國民經濟の急激なる社會主義的再建の時代へ移行する事によつて、我國との漁業、通商、利權企業關係の上にも、從來になかつた種々の新なる條件が附加され、新情勢が生れるに至つた年である。

昭和五年の日露關係は以上のやうな二つの大きな根本的特徴によつて、過去に於ける如何なる年のそれとも際立つた變化を示してゐる。そしてその變化は日露兩國の親善乃至は國交の鞏化といふ見地から見て、必ずしも良好なる性質のものであるとは云ひがたい。過去五箇年に於ては少くも兩國の國交關係は、時を進みて良好なる發展を追ひ、國交の鞏化を示したと云ひ得るとしても、昭和五年に於て一層それが深化し擴大したとは遺憾ながら云ひ得ないのである。之は何が故に然るかといふに、其根本原因は、從來其國家の基礎的構成と根本目標に於て對立して來た日露兩國の間に、その國交を繋ぎそれを守り立てる唯一の動因となつて來た經濟關係が、五箇年計畫によるソヴエート側の急激なる進出によつて、又一面には日本に於ける世界的經濟恐慌の餘波に累されて、各種の矛盾對立せる諸關係を生み出すに至つたのである。

例へば日露兩國の漁業關係であるが、勿論この分野に於ては從來といへども必しも圓滿であつたとは云ひえ無が、昭和五年に於ては過去の如何なる年にも增して兩國の對立的關係が增大し、日本の漁業當業者のみならず政府當局者、貴衆兩院に於ける政治家、一般實業家の間にも日露漁業の問題の特に日本の對露漁業權益確保の問題について深甚なる注意と、根本的對策樹立を痛感せしむるに至つた。又利權企業の方面でも北樺太石油會社及び北樺太鑛業會社の石油石炭利權其ものは必しも其業績不良でないのみならず寧ろ石油の如き素晴しい好況を示してはゐるが、根本的に見る時五箇年計畫による國內富源の自力開發政策は、一九二〇年ソヴエート政府が利權政策を樹立した時代とは全く其赴を異にし、外國資本に賴らずして之を自力開發する政策に移行し、現に北樺太油田の如き國營トラスト「サハレンネフチ」を創立し、我租借油田の隣接地積を一昨年より開發着手し相當好成績を擧げて今日に至り一九三〇・三一年度に二十萬噸、五箇年計畫の最後年度たる一九三二・三三年度には一百萬噸を生產する計畫を立ててゐ

るだけに我國の石油利權を現行利權契約以上に發展せしむる事には種々の障害がある。此事實は我沿海洲森林利權の契約解除、昭和金鑛會社のオホツク砂金利權の停頓等にも大體同樣のことを指摘され得る。又通商の方面に於ては五箇年計畫による諸物資の需要增で其取引額は一時的に却つて增額を示したが、然し之も五箇年計畫と關連して莫大の資金を要する聯邦に於ては從來殆んど三箇月乃至六箇月であつた爲替手形の決濟期間を九箇月に延長を要求し來り、さらでだに資金の運轉に惱む本邦貿易當業者の金融難を增大するに至つた。殊に昭和五年日露經濟關係に現れた最惡の材料は露國官憲による浦汐朝鮮銀行支店の檢查事件で、其期間は八月中旬より十月に亘り、其檢查方法は辛辣を極め、結局爾今鮮銀の露貨賣買は今日までの浦汐市中建値を絕對に排し、ソヴエート政府の公定相場に據るべき事となり、市中、公定兩相場の開きが一チエルウオネツ留につき八九圓以上も開きのある現在では、從來市中相場に據つて來た漁業、利權企業通商其他各種本邦對露企業納金乃至支拂を今後全部公定相場に據る時は、事實上對露企業は殆んど不可能狀態に陷るの外なき情勢となつた。

これらは昭和五年日露關係の上に現れた根本特色の一、二の例に過ぎないが、兎に角、曾て無かつた對露關係の惡徵候もしくは複雜化の好適例として之を指摘することが出來る。

昭和五年日露關係の新傾向、特に其經濟關係の複雜化乃至惡化は、必しも吾人が豫想だにせざりし突發事ではない。卽ち日露關係の根本動因として、政治的對立關係と、地理的もしくは經濟的相互依存關係が存在し、此二つが相互に交錯し、屈折し相剋して進むところに日露國交の特質がある ことを常に指摘して來た吾人は、日露兩國の對內外關係の變化に應じこの二要因の力の輕重も亦移動することを豫想して置いた。

本年度日露關係に現れた新傾向、新現象は實に對立し抗爭する日露間の政治的要因が、接近し提携せんとする相互依存的要因を排してより强力になつて來たことを意味する。勿論この國交破壞的要因の勢力增大は日本共產黨事件の如き純政治的思想的事件によつて成されたのではなくて主としてソヴエート五箇年計畫の積極的遂行といふが如き經濟的行動によつてなされたものではある。然しながら五箇年計畫も決して單なる經濟行動ではなくて、それは國家經濟を社會主義的集團化する大運動であつて實又農業を社會主義的集團化に社會主義共もの進出と展開を意味し共本質に於ては單なる經濟的對立に非ずして政治的對立であるといふことが出來る。

日露外交關係の基調

一、外交關係の特質

イ、根本的對立關係

日本の對露關係が他の諸國に對するそれと根本的に異なる點は、

第一に其國家の所屬する階級的關係が他の諸國、米國、英國、佛國、獨逸其他露國を除く以外の全世界の諸國と共に資本主義によつて構成され、資本家階級を支配的階級とする國家であり、且つ相互に國際資本主義網を組織する重要なる要素である。從つて階級的關係に於ては相互に完全なる意識無意識の聯繫が保たれ、共同戰線が張られてゐる。だが露國は根本的に其立場を異にする。卽ち露國は社會革命によつて資本主義を揚棄し、無產階級獨裁と社會主義を標榜しつゝある國家である。殊に社會革命と無產階級獨裁の根本的性質上それは第三インターナショナルの組織と活動とを現實に癒らし、此點で全世界の資本主義諸國は露國と其根本利害を一致しないばかりか、本質的に對立し對抗してゐるのである。それは極言すれば不俱戴天の仇敵關係にすら置かれてある。

だから日本と露國とが國交關係を結びそれを發展せしめつゝあるといつても、それは內面的、本質的には前記のやうな矛盾を藏し、對立を孕むでゐることを記憶しなければならぬ。

ロ、相互依存的關係

ところで若しも日露兩國間に存在するものが單に此要因のみであるとしたら、別に兩國は國交條約を締結し、友好的平和的關係に入る理由は無かつた筈である。それは日本の西伯利出兵時代のやうに相互に敵對し抗爭を續けることが必然的であつた筈である。ところが現に見らるゝやうに日露兩國は一九二九年一月二十一日以來友好關係を設定しそれを持續して來てゐる。この事實は何によつて說明されねばならないか。

それは日露兩國關係の基調に今一つの他の要因相互依存的要因が存在してゐることによつてである。この第二の要因は、一般的方面と特種的方面とから成り立つてゐる。

先づ一般的方面について。

現在の世界列國は往昔の封建時代と異なり、各國が個々別々に切り離れて相互間に交易し交通することなく生活すること不可能である。封建制度に代つて新たに人類生活の規範となつた資本主義は、水陸交通機關の發達、商工業の未曾有の發展につれ、經濟生活乃至產業の根柢から國家を拔き取つて、世界を同じ血脈の通つた彪大なる市場と化した。世界列國の資本的連繫と、國際交換關係の必然とがそれである。そして我日本が此世界的大市場を構成する重要なる要素の一つであるやうに、ソヴェート露國も亦世界的大領土（それは實に世界陸地の六分の一に相當する）、世界的大富源と一億四千萬の大人口を包藏する消費市場たることによつて、我國に劣らず世界市場の必要缺くべからざる構成要素である。現英國首相マクドナルド氏が、曾て英國最初の對露承認に先つて、「露國を除外しては歐洲の復興は不可能である」と言つた有名な言葉は、この意味で正しいばかりでなく、「歐洲の」といふ言葉を「世界の」といふ言葉に署き換えても少しも不當ではないのである。日露兩國の經濟的相互依存關係の一般的要因はそこにある。

次に此の關係の日露兩國における特殊的方面は何であるか。それは次の如く分類することが出來る。

一、地理的關係——日露兩國は樺太及び朝鮮東北境において接壤し、日本海を隔てゝ相對する點で、最も近隣せる兩大國である。世界經濟の一般的要因はこゝにおいて、特殊的要因にまで展開する。

二、歷史的關係——地理的接近は兩國間に西曆一六〇〇年代の古代から種々の交涉關係を持ち來してゐるばかりでなく、日露戰爭の結果ポーツマス條約によつて獲得された日本の諸權益中、オホツク、ベーリング海方面の露領水域に於ける漁業權の如きは一九二五年の日露基本條約によつて「完全に效力を存續することを約」され、一九二八年の漁業條約の締結によつて更に恒久性を持つこととなつたが、これらの關係の實質的存在は、日露の相互關係を絕對に切斷しがたきものとしてゐる。日露國交恢復前他の如何なる關係にも先つて日露間に漁業に關する暫定契約が締結された事實は何よりも雄辯にこのことを語るものである。

三、經濟的關係——日本と露國、特に日本の近接地帶たる極東露領と日本との關係は經濟的に頗る緊密なるものがあり、之が兩國を有無相通ずる相互依存關係につなぐ重要原因で、それは次の如く指摘される。

A、日本は歐洲大戰を境に漸次世界的大工業國となつたが、露國特に極東露領は工業の極めて幼稚な原料生產國であること。

B、工業日本は其國內に各種重要生產原料を制限され缺乏してゐるに反し、極東露領の地は未開拓富源に充ち、日本人の開發に開放されてゐること。

C、日本には或程度の對外投資の餘裕があり、資本不足の露國は外國の投資を歡迎してゐること。

D、日本には相當高度の技術があり、露國はそれの習得を渴望してゐること。

以上列記せる日露兩國相互依存の特種的要因は何れも過去及現在に於て、存在し將來にかけて益々深化し發展しつゝあるところのものである。卽ち(一)の地理的關係は、兩國の水陸交通機關の增設並に頻繁化によつて、(二)の歷史的關係はその關係の集積進展によつて、(三)の經濟關係も亦通商、利權企業、漁業、交通運輸等その諸分野の相互的深化發展によつて。

ハ、二要素の反撥と抱合

敵對的要因と友好的要因が相互に混淆し、錯綜し、反撥しながら展開するところに現在の日露關係がある。この關係の特殊性は日本と米國、英國、乃至支那何れの國との間にも發見することは出來ないところのものである。よし日本とそれらの露西亞以外の諸國との間に或種の對立不和があつたとしても、それは何等階級的性質を持つた基本的對立ではない。それは國際資本主義の內部に於ける、云はゞ同じ血筋を引いた骨肉同士間の利害の對立であつて、日本と露國との間に見出されるやうな、しかく深刻な對立關係とは其類を異にしてゐる。

日露關係の內部に對立する二要因は、常に等量の力を保持したまゝ推移するものではない。或時機には敵對的要因がより力强く働き、或時機には

相互依存的要因がより力強く作用する。この事の動力をなすものは、日本と露國の對內關係並に對外關係の絶えざる變化である。例へば日本に昨年日本共產黨檢擧事件が勃發した、この對內的事件は端なくも對露關係の敵對的要因を力强く反撥せしめた。更に一九二七年英國保守黨政府の對露斷交に際して、露國の對日關係は著しく友好的に傾いて來たと云つた風に其時々の事情により每に屢々一つの要因の他の要因に對する牽制力は變動するのである。

然し日露兩國の關係にあつては、此牽制力の變動は絕對的な、もしくは徹底的なものではない。換言すれば敵對的要因が、友好的要因を、或は友好的要因が敵對的要因を完全に征服し盡すと言ふことは有り得ない。少くとも日本が現在の日本であり、露國が現在の露國である限りに於ては、此相反する二要素の共存と、其相搏乃至力の增減の上に日露兩國の相互關係の變遷推移がある。これが日露關係の基調である。

二、日本の對露外交政策

イ、經濟的提携と宣傳禁止

日本と露國との相互關係の基調が前述の如く政治的、思想的に敵對し、經濟的、地理的に親近してゐるといふ根本的な事實は、日本の外交政策が田中外交から幣原外交に移つたといふ國內的變化によつて少しも動かされない。それは英國の政權が對露國交を斷絕し、その斷交政策を持續する保守黨から、對露國交恢復と經濟關係の深化をもつて重要政策とする勞働黨內閣に移動したほどの變化すらない。これは立憲民政黨と政友會と我國の二大政黨內の本質並に政策政綱の差が、英國の保守、勞働兩黨間のそれほど懸け離れてゐないといふ事によつても理由づけられるが、それ以上に現日本の露國に對する關係が既に或程度まで體系づけられ、形式化され、政友、民政二大支配政黨間の政權の移動によつて動かされないところまで發展して來てゐることを意味するものである。

現在の日本の對露外交政策は、其出發點を日露基本條約の上に置いてゐる。それ以前の我が對露政策が、日本の西伯利出兵、白色反革命軍の援助尼港事件等の一聯の歷史的事實によつて立證される如く全く反露的、敵對的であつたことは何人も知る處である。この時代は前項日露關係の基調において述べた敵對的要因が對露政策の基調となつてゐた時代である。かくて一九二五年一月北京條約の締結を轉機として、今日の日本の對露外交政策が新しくスタートを切つた。

それは別項日露基本條約の諸條項の中に包含されて集約せられてゐるが、大體

一、日露兩國平等の立場に於て外交關係を設定すること。

二、ポーツマス條約の完全なる效力維持と新漁業條約の締結。

三、通商、交通、利權等全經濟關係の發展、(通商航海條約の締結を含む)。

四、政治的敵對關係の激發を相互に抑止すること、特に相互の宣傳的行動の禁止。

即ち漁業、通商、利權、交通等兩國の經濟的地理的關係の線に沿ふて、斷然國交を促進し、階級的思想的關係に於て、極力相互の積極的行動を禁遏するといふ原則の上にその政策が打ち立てられてゐる。これは日露兩國の特殊關係から見て極めて當然の用意であると見なければならぬ。

殊に日本の立場からすれば、國內一部に共產主義運動の擡頭するあり、隣邦支那並に植民地に於ける反帝國主義運動の勃興と其潛勢力とは、其指導的源泉を露國に置くだけに露國との間に、宣傳禁止に關する締約を結ぶことは、其國家の主權を安泰ならしむるために絕對に必要な條件であると云はなければならぬ。

かくの如く右の手では經濟的提携を、左の手では宣傳禁止を二つの用意を施しながら國交の恢復へ、否新國交の創造へ旅立つた日露兩國は大體この二つの線に沿ふて相互關係を發展して來た。從つて日本の對露政策が

漁業、通商、利權、交通等全經濟關係の分野で出來るだけ多くの實利を得共產主義、レーニズム、無產階級獨裁等所謂赤化思想の傳播について極力之を防止し取締るといふことを主眼として打立てられ、遂行されてゐることは考ふるに容易である。即ち漁業の方面に之を見るならば、一九二五年十二月以來二ケ年と一ケ月を費して一九二八年一月調印に至つた日露漁業條約の締結と、その規定の上に露國側の積極的進出と對立して飽くまで本邦露領漁業の優越的地位を維持遂行せんとする一方、年々露領漁場に出稼ぐ數萬人の邦人漁夫、就中露國側に雇傭される數千人の邦人漁夫を所謂「赤化思想」に感染する危險から防止するために、我當局が深甚なる注意を

拂ひつゝある點、又この事が、日露漁業條約批准に際して樞密院議の警告付可決となつた點等いづれもこの我二面的對露政策を語るものである。これは通商についても、利權についても、交通についても或は他の分野即ち文化についても等しく言へることである。即ち我政府當局は露國と交際することから生ずる經濟上乃至文化上の利益を享受し、吸收することに極めて熱心であるが、又それら交際の中から附帶的に生じてくる思想上の影響、傳播を嫌忌し憎惡することも亦頗る深刻である。現に露國との國交恢復後、一方日本に於ける社會運動の尖銳化とも並行して、共產主義乃至左翼的無產運動に對する取締は非常に嚴重を加へて來た。これは治安維持法の制定に、又一九二八年日本共產黨檢擧後に於ける同法の緊急勅令による變改に、雄辯に語られてゐるところである。

ロ、政友會內閣の對露政策

かくの如き日本政府の對露政策は、本稿の冒頭に述べたやうに、民政黨內閣から政友會內閣へ、政友會內閣から更に民政黨內閣へと政權の移動することによつて何等根本的な變改をそこに加へない。之は日露國交條約締結後今日までの歷史が之を證するところである。即ち一九二五年一月日露國交條約締結にあたつて當時の加藤高明內閣により打ち立てられた我對露政策は、その延長である若槻內閣は勿論、一九二九年四月それに代つて組織された政友會の田中內閣によつて繼承され、一九二九年七月交迭後の濱口民政黨內閣も亦この軌道に沿ふて對露政策の展開に努めつゝある。

勿論根本的な政策上の變化がそこに認められぬといふことは部分的、現象的な變化が存しないといふことではない。一九二六年一月第五十二議會の劈頭に幣原外相は政府の對外施政方針を論じた演說の中で、露國と我國との關係は順調に發展しつゝあり、之は東洋の平和確立の見地から必要である旨述べて露國人の間に並々ならぬ好印象を與へたが、それにつゞく田中內閣は根本に於て前內閣の對露方針を踏襲しながら、紳士的幣原外交に對する其否定的强硬態度と所謂積極的外交政策の聲明とは、一方支那に於て當時熾烈を極めた共產主義運動に對する田中外相の排擊的聲明、それにつゞく同內閣の山東出兵、就中一九二八年三月十五日の日本共產黨事件等一聯の露國に對する直接間接の惡材料によつて、田中內閣の對露政策に一種の變更が加へられ、若しくは加へられるかの印象を一般に與へた。殊に日本共產黨事件は露國に本部を置く第三インターナショナルが指揮してゐた事が明かになつた關係上、日本の政界、實業界、學界言論界等に於ける一部反ソヴェート的分子を刺戟すること勿からず、對露斷交論者は彼等の間にみならず政府部內にも出現するに至つた。田中內閣は間もなく、非公式の忠告的抗議を露國政府に發したがものであつた。

「先般檢擧したる日本共產黨を取調べた結果、露國第三インターナショナルが指揮してゐた事實があり、しかも其間にはソヴェート政府の官吏にして第三インターナショナル黨員が日本共產黨に關係したことの證跡もある。これは明らかに日露基本條約に違反するの行爲ではないか。又第三インターナショナルの經營する露國共產黨大學に日本人の入學を勸誘し現に六十餘名の日本人が變名して入學してゐるやうだが之に對して陰に援助の態度をとつてゐる事實がある。これ又右條約違反ではないか。」

之は何が故に非公式の忠告的抗議として發せられたか。日露基本條約違反と日本政府が指摘してゐるは、第三インターナショナルが日本共產黨を指導したからか、それとも第三インターの黨員で同時に勞農政府の官吏である或者が、日本共產黨に關係したからか。それには日露基本條約第五條の宣傳禁止に關する次の如き條項を見る必要がある。

兩締約國は互に平和及友好の關係を維持すること、自國の法權內に於て自由に自國の生活を律する當然なる國の權利を十分に尊重すること、公然又は陰密の何等かの行爲にして衝も日本國又はソ聯邦の領域の何れかの部分に於ける秩序及安寧を危殆ならしむることあるべきものは之を爲さず、且つ締約國の爲何らかの政府の任務に在る一切の人及び締約國より何等かの財的援助を受くる一切の團體をして右の行爲を爲さしめざることの希望及意嚮を嚴肅に確認す。又締約國は法權內に在る地域に於て(イ)他方の領域の何れかの部分に對する政府なりと稱する團體若は集團又は(ロ)右團體若は集團の爲政治上の活動を現に行ふものと認めらるべき外國人たる臣民若は人民の存在を許さゞるべきことを約す

以上の規定は日露兩國政府乃至政府の支配下にあ

る何らかの團體又は個人の宣傳行爲乃至安寧秩序破壞行爲の一切を嚴重に禁じてゐる。此點で勞農政府の官吏にして若しも日本共產黨に關係してゐた者があるとすれば、當然此條項に抵觸する。然し第三インターナショナルの行動を此條項の枠内に入れるか入れぬかといふことは第三インターナショナルと勞農政府との關係聯絡等によつて決定されねばならぬ。ところがこれについて勞農政府が從來全世界に向つて公言するところに據れば、第三インターナショナルは各國共產黨の支部を統一するプロレタリアートの世界黨である。從つてそれは露國第三インターナショナルではない、各國共產黨が第三インターナショナルの支部であるやうに、露國共產黨も亦其一支部であるに過ぎない。唯違ふところは露國のそれは一百二十萬人の黨員を有し、世界最大の組織たることである。此各國共產黨の世界的組織たる第三インターナショナルと勞農政府とは全然別個の機關であり、無關係である。だから勞農政府は第三インターナショナルの行爲に對して責任を持つ譯に行かない、といふのである。

露國共產黨が今日の露國に於ける唯一絕對の指導黨であり、國家生活上に心臟と頭腦の役割を併せ持つものであつて、勞農政府といへども事實上共產黨政府であること、又第三インターナショナルが露國に本部を置き、其幹部員の絕對過半數が、各國共產黨員數の比例によつて露國共產黨員に占められてゐることは世界的に明白なところであつて、之は勞農政府としても敢て秘密にしてゐる譯ではない。第三インターナショナルと露國勞農政府間のかくの如き因果關係上、人々は無意識の裡に此兩者を同一視して同一の責任に問はふとするのであるが、第三インターナショナルと露國政府とを別個の組織であり機關であるとなす露國側の言分は少くとも形式的表面的には諸外國でも之を受容れざるを得ない。そこで第三インターナショナルの宣傳行動を禁止するためには、條約文の中に直接其事を明記しなければならないし、又對露條約交涉にあたつて各國は皆第三インターの行動を禁遏する條項の挿入を要求するが、其都度第三インターと露國政府とは全然別個の機關なりとする露國側の强硬なる反對態度に推されて不成功に終つて來た。而して第三インターの宣傳行動に關して各國から提出された抗議も、前記の如く明確なる禁止條項が存しないため、露國側の反噬に逢ふ外殆んど何等の效果も擧げ得なかつた。之は日本政府の消極的方法による對露不信の意志表示であるとも傳へられるに至つたが、このことが必ずしも正鵠を得てゐなかつた事實は勞農政府と露國共產黨事件に關連して勞農政府に發せられた前記日本政府の非公式忠告的抗議に對する露國側の回答に滿足せぬ日本政府部內では、日本共產黨と第三インターナショナルとの關係を更に精査した上對策を協議し、場合によつては第二段の抗議乃至警告を發する筈であるかに傳へられ、閣僚の一部には斷交をも屠して對露强硬態度を執る可しと主張する向もあつたが、今日までのところ此事あるを聞かず、政友會內閣交迭の今日、今後と雖も果して共產黨事件に關連して對露抗議が發せられるか否か疑問とされてゐる。

然し日本共產黨事件が日本の對露政策に一抹の暗影を投じ、惡材料を提供したことは蔽ひがたい事實で、殊に此事が民政黨よりもより露骨に反動的な政策を採用する政友會內閣の下で行はれたといふことは一層對露關係の惡化を豫想させたが、一般に危惧されてゐたやうな關係には到達しなかつた。それのみか政友會內閣治下では別項記述の如く、一九二九年度出漁問題に關連して對露紛爭關係が著しく高調し、再び自由出漁說や、斷交說さへも飛び出すに至つたが、政友會內閣は此問題によつて露國と斷交しなかつたばかりか、當業者の切なる要望にかゝる自由出漁說に對しても遂に反對態度を以て押し通した。一方一九二八年秋御大典に際して賜暇歸朝せる田中駐露大使の本邦滯留は著しく遲延して、一部には田中大使は歸任せず、之は日本政府の消極的方法による對露不信の意志表示であるとも傳へられるに至つたが、このことが必ずしも正鵠を得てゐなかつた事實は勞農政府と露國共產黨事件に關連して對露抗議がなされてゐるのである。

を斥けて、漁業問題の合法的解決を期して來た點等について見る時、對露策に於ても其最初の對支方針聲明の如く强硬態度を遂行するかと思はれ、一部には斷交論まで傳へられた政友會內閣が必ずしも民政黨のそれよりも强硬でなく、寧ろ最初豫期されたより遙かに安協的、讓歩的ですらあつた事實に思ひ至るであらう。

ハ、民政黨現內閣の對露政策

政友會に代つた民政黨の濱口內閣は、露國との間に國交恢復條約を締結したのが同黨の前身たる憲政會の加藤內閣であり、殊に當時の外相幣原氏は今度の政府でも同じ椅子に就き且つ前回の對外政策を原則的に踏襲する旨聲明してゐる關係上、露國に對しては既に試驗濟みの內閣であるとも云へる。勿論外交政策は一定不變のものでなく、寧ろ可動的なものであるがそれは主體條件(日本側)と客體的條件(露國及世界)の變化によつてのみ、然かあるべきで、その點で今日の日本及び露國の關係には前回の幣原外相時代に比して、さして大なる何等かの變化があつたとは思へない。

從つて田中大將を總理とする前政友會內閣にあつてすら、露國との關係は共產黨事件の如き惡材料があつたにも拘らず、破綻に進まず寧ろ反對に協調親善に進んできてゐるのであるから、元來政友會よりも稍進歩的で且つ親露的な傾向を持ち(それが日本の利害に對するより銳敏なる感觸から來てゐるにせよ)又正にその故に露國にとつても評判の好い民政黨內閣の幣原外交が、政友會以上に反露的であり、對露關係を惡化せしむるとは信ぜられない。現に現內閣の外務政務次官永井柳太郎氏は八月一日の民政黨政務調査總會席上、

「日本の對露支關係は前內閣時代に著しく誤解と反感とを激成したが、民政黨新內閣によつて大いに緩和しつゝある」旨述べてゐるのを見てもその一端を知ることが出來る。支那官憲のクーデターによる東支鐵道回收に起因して發生した露支間の紛爭、特に其國交斷絕と軍事的衝突の危險性に對しては、凡そ、世界の列國中地理的、國家的特殊關係からして我日本程密接なる利害を持つてゐる國はない。從つて此事件に對する日本政府の態度は、當の露支兩國は勿論、米國、英國、佛國を始め全世界の注目の焦點となつたが、日本政府は之に對して嚴正中立の立場を持する事を聲明し、世界の猜疑を買ふが如き態度を避けた。之は日本の最近の對露支關係乃至露國交復活後の日本政府の對露政策の結であると云はなければならぬ。

一兎まれ、日露國交復活後の日本政府の對露政策は、民政黨內閣たると政友會內閣たるとを問はず、思想的宣傳的に露國を日本から遮斷して、漁業に通商に利權に、交通に即ち全經濟の線に沿ふて實利主義の獲得を目指して進んできた。而して前者の分野で何の程度の成功を收めてゐるかについては多少の疑問があるが、後者に於ては何らかの例外(例へば漁業關係の如き)はあるとしても大體に於て進捗を示し、實績を擧げてゐることは事實が之を語るところである。而して後者の實績が時と共に蓄積されてゆくことは、有形無形の無數の糸によつて兩國の國交關係を益々緊密に結びつけ、容易に離れがたいものに築き上げてゆくことを意味してゐる。で一部の反ソウエート的分子の策動する對露斷交は、事實上において時と共に其可能性を薄らいでゆくと見なければならぬ。換言すれば日露兩國の取引額が一千萬圓の時と五千萬圓の時とでは、斷交から生ずる損失と犧牲の遙かに大きい五千萬圓の時の方がより斷交の困難性を伴ふと云ふことは見易い道理である。日本政府の對露政策は現在この線に沿ふて進んでゐるのであつて、これは次に述ぶる露國政府の日本に對する場合も全く相對的に之と同樣の立場に立つてゐるのである。

三、露國の對日外交政策

イ、初期の露國對日政策

露國の日本に對する外交政策は、英國、獨逸、佛蘭西等一般資本主義諸國に對する外交政策の一環として形造られ、發展して來てゐる。此點日本の對露外交政策が、他國に對するそれと全然異つてゐるのとは、極端な對照をなしてゐる。

露國の對日外交政策の基調たるべき日露の基本的關係については既に述べた。それは國家の階級性、根本目的等において對蹠的に對立し、經濟的、地理的に親近する二つの要素なら成り立つてゐる。露國が無產階級革命の遂行によつて今日の如き組織形態を取つた一九一七年當時、露國の對外政策は外國にも露國の如き無產階級革命を勃發せしむるといふ一點に集中されてゐた。急速なる苛惜するところなき世界革命のプログラムの遂行を以てそのまゝ露國の政策とされてゐた。全露國

が今日の第三インターナショナルのやうな立場に立つてゐた。此政策を遂行するため露國は第三インターナショナルを組織し、各國革命黨に聯絡をとつて宣傳煽動を武器とし外國資本主義の打倒に驀進した。此中に勿論日本も含まれてゐる。一方資本主義諸國は日本をも含めて反革命軍を積極的に支援し、經濟封鎖を行つて露國ソヴェート政權の倒壞に躍起となつた。かうした關係は一九二〇年末まで續いた。

然るに資本主義諸國の對露武力干渉と、經濟封鎖が失敗に終つた如く、急速に世界革命のプログラムを遂行せんとする露國の政策も、亦失敗に終つた。そこで資本主義諸國と露國とは、相互に從來の政策を放棄して何等かの轉換を試むべき必要に迫られて來た。

ロ、露國の二元的外交政策

一九二一年以後は露國の對外政策が、革命的宣傳から、新經濟政策（新經濟政策は決して國内的な意義のものばかりではない）轉向することによつてより複雜化した年である。勿論新經濟政策への轉換は露國にとつては革命の放棄ではなく資本主義への復歸でもない。社會主義實現のために、從來取つて來た急進的革命主義を捨てゝ漸進的改良主義に移ることであつた。然し此場合といへども露國といふ國家が依然として無產階級革命國家であつて、其完全なる勝利のためには、單に一國だけの革命では不可能であるといふ事情は、對外的に革命宣傳の完全なる放棄を不可能とした。そこで、第三インターナショナルとソヴェート政府との分離、形式上の完全なる獨立が始まり、二元的外交政策が發足する。即ち第三インターナショナルは各國共產黨の世界的組織として、資本主義諸國の根本的倒壞を其の主義政策とし進む點は從來と同一でも、それはソヴェート政權から少くとも形式上完全に切離され、第三インターナショナルの幹部役員の如きもソヴェート政府機關の職員とは別人をもつて之に充てられ、其對外的活動の如きも從來よりは著しく表面的な華々しい色彩を消すやうになつた。一方またソヴェート政府は直接の對外的革命行動を捨てゝ、反對に資本主義諸國との外交關係を復活し、政治上、經濟上の諸關係を設定し進展せしむるを以て其主義政策とするに至つた。

一九二一年に設定された露國の此二元的對外政策は、現在も尙何等根本的に變化することなく繼續されてきてゐる。そしてこれは前にも述べたやうに全資本主義世界に對する如く我日本に對しても適用されて來たところの露國の政策である。

ハ、對日外交政策の發展

此政策が日本に對して明確に表現され出したのは、勿論一九二五年一月以後である。即ち此時期に於ける日露基本條約の締結が其轉機となつたので、それ以前は露國と日本との間には正式の國交は無かつた。

一九二五年以後今日まで五年間に露國の日本に對する二元的外交政策は、何れもそれ〴〵の特質に應じて進展して來た。第三インターナショナルの方面についてこれを見るならば、一九二三年の第一次日本共產黨事件の頃とは比較にならぬ程深い連繫が、日本共產黨との間に持たれ、日本共產黨は、第三インターナショナルの日本支部として其組織を樹立し活動をつゞけて來た。このことは一九二八年三月の第二次日本共產黨事件について明瞭に示現されたところである。又ソヴェート政府の方面においては、日本との相互利用政策、經濟的相互依存關係は五箇年間に著しい進展を示した。これは漁業に、通商に、利權に、交通に一々具體的事實と數字とをもつて明確に指摘されるところである。又露國が、日本との間に文化的接近と提携の設定を計畫し、此の方面で對外文化聯絡協會（ウオクス）の如き專門的機關を通じて非常に積極的に働きかけたことも、露國の文化的政策の一として擧げねばならぬ。露國から多數の文人、藝術家、學者の渡來、又歌舞伎劇團の招待公演、日本文壇人の招待等そのいづれを見ても露國側が能働的で、日本側は受身の立場に立つてゐる。

而も全體として見て露國の日本に對する政策は前者（即ち第三インターナショナルの働きかけ）よりも寧ろ、後者即ち經濟的文化的連絡の增進を計るといふ政策の方が、主位に立つて居り、本筋であることは、考ふるに難くない。これは露國現在の國際的地位、特に世界革命の退潮から見るも、資本主義諸國、就中其强國との關係を强化する必要を認めてゐる點からも、日本に於ける共產主義運動の勢力が歐米諸國に比し可なり微弱である點からも、證明されうるところである。一九二九年五月末第五回聯邦ソヴェート大會に於てなされた人民委員會議長ルイコフ氏の對外政策を論じた演說中、日本に關する部分は、直接第三インターナショナルの問題に觸れてはゐないが、大體右の事情を證明してゐると思ふので左に摘記する。

「日本との關係は極めて順調に發展をつゞけてゐる。一九二八年に調印された日露漁業條約は今年始めて實施される。此の條約は此方面において發生すべき個々の係爭問題を解決すべき基礎となる。我々は日本政府の援助のもとに、兩國間の政治的經濟的連繫の發展及び鞏固化に成功せんことを希望する。」

而して露國のかくの如き對日政策は、永久とは云へないが、特殊の事件の發生なき限り今後數年の間繼續するものと思惟される。

日露關係の歷史

I 帝政露國との關係

一、初代一百五十年間

封建的鎖國主義の舊日本が最も早くから交涉を持つた外國の一は露國であつた。露國は浦賀にペルリの黑船が到着して日本の眠りを醒ます約一百年も前から北境において日本人との間に種々の關係交涉を持ち其後私的公的の働きかけをなすことによつて日本の封建的眠りに痛い刺戟を與へてきたのである。

日露の私的交涉の始まりとして歷史の傳ふるところに據れば、元錄七年（一六九四年）大阪の漂民が勘察加に漂着して土人に拘禁されてゐたのを一六九九年勘察加を侵略した露人アトラソフなるものが首都モスクッに連行したに始まり、其後十八世紀の八十年代に至る約一百年近い期間日本の漁民や商人にして勘察加方面に漂着し或は殺され或は露國に歸化して日本語の通譯となつた者少からず、又一方露國は歷代支配者の東方侵略政策の結果として十八世紀の初年（ピヨートル大帝の時代）には勘察加から出でて千島を攻略し次第に北海道を極めんとし、一七三九年の如き露國の一探險船は陸前及び安房の海岸に到着し、德川幕府や同地方民の少からぬ恐怖をそゝつた等兩國間の私的交涉は間斷無く續いてゐる。殊にエカテリナ女王の如きは日本侵略の前提としてイルクーツクに日本語學校を建て其他オホツク、勘察加等において日本漂民が當てられた。著名の東洋學者クラップロートの如き伊勢の漂民新造について日本語を學び、林子平の「三國通覽圖說」を熟讀するに至つたと歷史は傳へてゐる程である。

露國の日本に對する働きかけは政治的侵略のそればかりではなく、勘察加に於ける無盡藏の漁業富源から漁獲される魚類の寶捌市場を近隣の日本に求めるといふ通商上の極めて自然な要求からも出發してゐる。そしてこのために日本官邊との公式の諒解が必要になり、安永七年（一七七八年）露國のシベリヤ政廳は、ロシヤ人をして、日本政府に宛たる書簡を携行せしめたが松前官憲は當時の日本幕府の掟たる「外國との一切の接衝は長崎港を除いて之を行はず」を楯に之を肯じなかつたそこで爾來十餘年を經た寬政四年（一七九二年）エカテリナ女帝はクラスマンを使節とし國書を日本政府に呈したので、當時の德川幕府は人を北海道に派してクラスマンに對し今後唯一の開港場たる長崎以外に寄港することを禁ずる云々の一書を返したが以上二つの事件が公式に兩國政府間に接衝のあつた始まりである。

更に其後アレキレドル一世帝當時露國は北境開拓機關たるロシヤ・アメリカ會社のリヤザノフ伯を正式代表に選び歐露クロンスタットより海路長崎に第三回使節を送り、辭禮を厚うして通商交易を求めさしたが、使節一行は約半歲の間上陸すら許されず幽閉的生活に過したのみで、遂に三度拒絕せられ、リヤザノフの如き歸國の途クラスノヤルスクに於て病歿するに至つたので、露國の對日感情は可なり惡化し、一八〇六年北境樺太千島方面に於て日本哨所襲擊事件等も勃發するに至つた。

これらの關係は當時まで尙日本官民を支配せる封建的鎖國主義と、一方これを挑發する露國並に其他所謂夷敵の日本侵略政策の反映によつて、偶々平和的關係における通商交易の要求が無視され拒否されたものである。

其後日露の關係は益々惡化し、日本は露國測量船長ゴローニン其他を捕縛し、露國は又大黃的に日本商人高田屋嘉兵衞を捕虜とする等の事件が續發したが、一八一三年には兩國間に捕虜交換の協定が成立し之が實現を見るに至つた。

之に先ち我國の上下には露國研究熱油然として勃興し、日本最初の露語學者の稱ある村上貞助、足立左內、上原熊次郎等輩出する一方有識者の間には對露國策の論議頻りに動き鼓に於て德川幕府

でも北境方面の警備を大いに重視するに至り、同地方を一松前藩に托することは危險なりとして、一七九九年と一八〇七年の兩度に蝦夷を完全に幕府領とし、且つ千島方面まで探險踏査隊を派遣する等の擧に出た。大探險家間宮林藏が單身ダッタン海峽の東西沿岸を踏査したのも其頃（一八〇八九年）のことであつた。日本でダッタン海峽を一名間宮海峽と呼ぶのもこゝにその起源を發する。

然るに其後アレキサンドル一世に續くニコライ一世が其對外政策の主力を近東に集中し極東方面をやゝ閑却するに至つたのと、德川幕府が蝦夷支配に要する巨額の費用の負擔に堪へ切れなくなつたところへ、舊領主松前氏の猛運動もあつて、文政四年（一八二一年）幕府は蝦夷を松前氏に還付するに至り、其後約三十年對露問題は稍下火となりさしたる事件も起らなかつたが、嘉永六年（一八五三年）ロシヤはプチヤーチンを提督に有力なる艦隊を派して長崎を訪はしめ

（一）日露間に修交條約を締結する件

（二）北邊に於ける兩國の境界を劃定する件

の二問題を幕府に提出せしめ、幕府は阿部伊勢守川路左衛門尉等の人才を長崎に遣して之と交渉せしめたが、當時我國論は鎖國主義と開國主義の二派に分れ、單に露國に對してのみならず、全世界に對して善處する大方針が確定してゐなかつたため、露國の提案も殆んど具體的成果を得ず終らうとしたが、然し相當條理ある露國の提案を全く有耶無耶の內に葬り去ることも成りがたく、翌安政元年（一八五四年）日本側全權川路左衛門尉と露國側全權プチヤーチンとの間に曲りなりにも日露修交條約が締結されるに至り、樺太國境については前年長崎交涉當時まで日本人とアイヌ人の住んでゐた地域は日本領とすべしといつたやうな漠然とした協定を見、日露兩國はこゝに始めて、私的接衝開始以來約一百五十年を經て公式國交を結ぶに至つた。

然しこの修交締結の如きも殆んど日本側に自主性は無く、嫌々ながらも强ゐられて之を結んだといつた方がより適切な位で、國內の對露輿論の如きも何等良好とはならなかつた。殊に之等に現れた日本幕府の對外政策の不徹底、無力さは國內における封建的經濟制度の行詰りと共に、事毎に暴露されるに至り、吉田松陰、藤田東湖、坂本龍馬を始め多數の反幕府的急進主義者、失業武士（浪人）等を急先鋒に次第に維新革命に向つて急ぎつゝあつた。

二、樺太千島交換まで

十九世紀の中葉露國の極東に於ける南侵政策は念々積極的となり、勇猛果敢の侵略主義者ムラヴィヨフを東部西伯利總督に任命し、黑龍江地方を侵略し、更に支那の清帝が英佛の侵略主義と事を構へつゝあるを奇貨として遂に沿海州をも其領土に加ふるに至り、一方樺太及千島方面に於ても日本人の既得領域を冒さんとして邦人との間に紛議頻發し、文久元年（一八六一年）には、當時我對馬を睨ひつゝあつた英國に一步を先んじて其一軍艦を對馬に派し船艦修理の名の下に上陸して恣に伐木、食料品を求め、投錨港の割與を要求し、我番所の固めを無理に押し通らんとして番卒と流血の衝突を演ずる等の事件勃發し、我人心を極度に激昂せしめ、積年の恐露心に加へて憎露心を挑發せしめたが、何分にも科學の遲れた我國には近代的武器の用意無く、到底露國との戰爭に勝目は感ぜられなかつたので、半歲の後幕府は僅かに英國の干涉を乞ふて露國兵を對馬から撤退せしむるを得たのであつた。

幕末時代に入つて其外交上の代表者を日本の首都江戶に駐劄せしめた國家は少くなかつたが、露國は修交條約締結後もたゞ領事を開港場に置き、必要に應じて函館駐劄の總領事を江戶へ派遣してゐた。然るに維新革命を遂行した明治政府が、露國との間に北境劃定の談判を開始するやうになつて露國は愈々正式公使を江戶に駐劄せしむるに至つた。日露間の久しい懸案である樺太の歸屬乃至國境の劃定問題は屢次の日露接衝においても明確なる條約的決定を見るに至らず、日本は一度は露人を南部樺太から追ふことに成功したが、一八六〇年代から露人の南下は漸く激しくなり、慶應三年（一八六七年）日本は小出大和守を露都に派遣して露國政府との間に談判せしめたが、樺太は日露兩國の所屬であるから兩國人は其何れの部分に去來するも自由である」といつたやうな曖昧模糊たる協定をつかみ得たに過ぎなかつた。

日本政府はこの協定の背後に露國が事實上樺太を自國領として掩有し去らうとする野心を藏せることを見、維新直後の匆忙の中にありながら種々對策を考究するところあり明治二年（一八六九年）には外務省の吏員一行は樺太に渡つて、露國士官に對し、小出氏對露國政府の日露人雜居協定は無

效とする旨提言したが、露國側は之を承認しなかつた。そこで日本政府は外務卿副島種臣を清鹽に差遣して再交涉せしむる段取であつたが露國側は會議地として東京を選び、公使ビウツオフと副島氏との間に樺太問題の交涉を開始せしめた。それは明治五年の交であつた。此交涉に於て露國は樺太全島の讓與を日本に求めたに對し副島は之が買收意見を提出し交涉繼續中のところ明治六年五月（一八七三年）開拓次官黑田清隆は樺太全島を露國に與へ其代りに千島を日本領とする所謂樺太千島交換に關する建白書を太政官に提出し、討議三箇月の後八月に至つて廟議は此建白を可決する事に一致を見、露國側の承諾するところとなり、明治八年（一八七五年）に至つて樺太千島交換は實現され、日露修交條約締結後二十年振りに兩國間の宿案たる樺太問題はこゝに完全に解決を見るに至つた。

三、明治時代の關係

明治維新の革命後日本は、既に發展せる外國資本主義の强烈なる影響の下に、新しい國家的體制を樹立し、國民生活を改進することに全力を擧げ一方露國も亦極東よりも近東の方により多く國力を傾注しつゝあつたため、樺太問題解決後當分の間日露間には特記すべき何等の問題も起らなかつたが、明治二十四年に至つて例の有名な大津事件が勃發した。これは當時恰も來朝中の露國皇太子に巡査津田三藏が危害を加へんとした事件で、此擧行には日本朝野全く色を失ひ、當路大官の處分やら其他凡ゆる陳謝方法を以て辛ふじて善後處分を了したのであつたが、此一巡査の非法的行動は、偶々當時の我國民の一部に根强く巢食ふてゐた積年の對露憎惡感の發露であつたと見られる。

然るに此日本人の露國に對する惡感情は明治二十七、八年（一八九四、五年）の日清戰役後に至つて愈々深刻を加へて來た。即ち支那に對する日本の戰勝の結果を日本から拂ひ取つた所謂三國干涉の張本人が當時再び極東特に對支侵略政策に進出した露國であつたことは、當時未だ資本主義が幼弱で階級的分化の稀薄であつた日本國民の凡ゆる階級に强い憎露の感情を瀰漫せしめたのであつた。

日清戰爭後露國が外交上の手段で、戰はずして連戰連勝の日本を挫いたのを見た韓國の事大黨は、從來清國に寄りかゝつてゐたのを新に露國に轉じ、一旦日清戰勝の結果朝鮮に勢力を伸張出した日本人を再び驅逐するに至つた。是れ明治二十九年（一八九六年）日本が露西亞皇帝戴冠式に際し山縣有朋を露都に遣はして、日露協商の溯緣的手段を結ばねばならなかつた次第であつたが、既にして露國は日本がさきに臺灣を清國から割取したる擧に倣ひ對日干涉の報酬として關東半島を清國に租借し又之等の滿蒙を西伯利鐵道に結びつけ、その傍若無人なる鐵道の新線を布設せんとし、その憎露熱に益々油を注いだ。

日本に於ける憎露熱は、支那では最險惡なる排外運動の形をとつて現れた。明治三十三年（一九〇〇年）春の義和團事件はこれである。然るに此騷亂に乘じて軍兵を滿州に入れたる露國は、そのかねての宣言に違背して、當に期日に至つて其兵を撤退しないのみならず、永久に滿州を占領するの風を示した。滿韓に淺からざる利害關係を有する日本を始め世界列强は露國の行動に注視を怠らなかつた。そして明治三十四年春（一九〇一年）露支間の密約が暴露し、露國の極東に對する陰謀が發かれるに至り、日本の對露敵對關係は緊張し、憎露感情は高調の極に達した。而して日清戰勝後十年間に既に或程度の資本主義的發展と、國力の充實を計り得た日本は、露國の侵略主義と利害對立する英國との間に日英同盟を結むで、且つ米國との好意的關係を背景として明治三十七年（一九〇四年）遂に斷然憤起して露國と開戰するに至つた。そして一般の豫想を裏切つて露國に對し戰勝を擅ふに至つたのである。

翌三十八年（一九〇五年）まで續いた日露戰の經過については玆に省略するが、米國大統領ルーズベルトを仲裁役として日本全權小村壽太郎、露國全權ウイツテとの間にポーツマスに於て日露媾和談判が開かれ、同三十八年九月五日和議成つて調印、同十一月二十五日華盛頓に於て批准交換を了した所謂ポーツマス條約は本文全十五條及追加約款から成り、日露兩國の關係に歷史的な意義を持つものであるが、其包含するところの內容は「日露兩國永久の和親」「韓國に於ける日本國卓絕利益の承認」「韓國在留露國民の最惠國待遇」「露韓領土の安全」「滿洲撤兵」「滿洲の還附」「清國主權及機會均等主義の尊重」「滿洲商工業の發達」「旅順大連等租借權の讓與」「露國官民財產權の尊重」「長

春旅順間鐵道及其の支線並同鐵道用炭坑の讓與」「滿洲に於ける日露兩國鐵道經營の目的及其除外」「鐵道接續業務に關する別約締結の約諸」「薩哈嗹島南部の割讓」「薩哈嗹島に堡壘等築造の禁止宗谷海峽及韃靼海峽の自由航海」「割讓地住民退去の自由」「漁業協約締結の約諸」「通商航海に關する最惠國待遇」「俘虜の還附及其の方法」「俘虜收容費の拂戻」「本條約の批准通告」「本條約の決定文」「滿洲撤兵及其の順序」「鐵道守備兵」「薩哈嗹島境界の劃定」等で其中最も重要意義を有する條項左の如し。

一、露西亞帝國政府ハ日本國ガ韓國ニ於テ政治上、軍事上及經濟上ノ卓絕ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝國政府ガ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ル方ヲ、之ヲ阻害シ又ハ之ニ干渉セザルコトヲ約ス。

二、露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順口、大連並其ノ附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス、露西亞帝國政府又ハ前記租借權ガ其ノ効力ヲ及ボス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス。

三、露西亞帝國政府ハ長春（寬城子）旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財產及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スベキコトヲ約ス。

四、日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限リ經營シ決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス。

該制限ハ遼東半島租借權ガ其ノ効力ヲ及ボス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セザルモノト知ルベシ。

五、露西亞帝國政府ハ薩哈嗹島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠ニ日本帝國政府ニ讓與ス、其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム。該地方ノ正確ナル經界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スベシ。

六、露西亞國ハ日本海、「オコーツク」海及「ベーリング」海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與センガ爲日本國ト協定ヲナスベキコトヲ約ス。

前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及サザルコトニ雙方同意ス。

右の中漁業權の許與に關する日露漁業條約は前記條文の基礎に立つて明治四十年（一九〇七年）七月二十八日彼我代表者間に締結された。

四、歐洲大戰前後

日露戰勝の結果日本の國際的地位は著るしく上つた。戰爭の直接の原因たりし韓國並に滿洲に對する露國の支配的地位は其まゝ日本の手に移り、日本を無力な東洋の小國と見くびつてゐた歐米列強の見解の上にも急激な變化が起つた。其獨自の利害關係から彼等の或ものは日本に親近を呼びさまし（例へば英國の如く）或ものは將來憚る可き競爭者として之に敵意乃至反感を懷き始めた。（例へば獨逸、米國の如く）

日露戰爭直後、日本の滿鮮進出と相俟つて敗戰の恨みを懷く露國との關係は必ずしも圓滿でなく時に第二の戰爭の危險すら豫想されないではなかつた。

然るに當時露國が日露戰の敗北、第一革命の勃發（一九〇五年）等內憂外患の爲勢力を失墜せるに反し、獨逸の帝國主義的發展は旭日の如き勢威をもつて單に歐羅巴に於てのみならず、アフリカ方面にまで延び廣がりそれが一九〇四年には英佛兩國の幹旋にて日露間に第一回協商を締結せしむる素因をつくつた。

而して此當時から日露兩國の相互關係は曾て存せざる親近に向つて進み、一九一〇年アメリカ政府が滿洲鐵道中立の提議をなすや、共に同地方に鐵道利權を有する日露兩國は協同して之を拒絕し、一九一〇年七月には第二回協商を締結し、翌一九一一年には相議つて支那の四國借款に抗議を提出する等共利害一致の線に立つて大いに協調親善を示すに至つたが、一九一二年七月には日本の韓國併合の意圖を含む第三回協商（密約）を締結するまでに發展した。

一九一四年七月に至つて未曾有の世界大戰が獨逸並に墺匈國と英佛露聯合國との間に勃發し日本も亦獨逸に宣戰して極東に於ける獨逸の根據地青島を拔くに及んで日露兩國の關係は、更に親近の度を加へ、大正五年（一九一六年）七月日露協約締結されるに及んで、兩國の軍事的並に經濟的相

互關係は、事實上同盟と同一の意義を有するまでに親密を加へるに至つた。

II 勞農露國との關係

一、日本の西伯利出兵時代

日露兩國の國交關係が日露協約の基礎に突前の好調を示したのも束の間、協約締結の翌年たる大正六年（一九一七年）三月十二日には露國に民主主義的革命勃發し、ロマノフ王朝三百年の礎は土崩瓦壞するに至つたので强敵獨逸を前に控へて聯合國の間には可なり大きな不安が傳へられた。然しリウオフ、ケレンスキイの民主主義的政府は尙聯合國との協定を守つて獨逸との戰爭行爲を中止しなかつたが、同じ年の十一月七日ボリシエヰキイ黨に率ゐられる勞働者と農民が「一切の政權をソヴエートへ」の標語を揭げて彼等自身の政權を樹立し、帝國主義戰爭からの即時脫退、帝政時代に締結されたる條約の破棄、秘密協定の暴露、一切の內債外債の破棄を斷行するに及んで單に露國と締約國の國交が斷絕したにとゞまらず、全資本主義世界と完全に對立するに至つた。

露國が企圖する世界プロレタリア×十のプログラムは全世界の××的プロレタリア政黨を指導して直ちに實行に着手され、獨逸及び墺匈國には社會××が起つた。之に脅威された資本主義諸國は武力干涉と經濟封鎖とを以て之と對抗した。

即ち英米兩國は其陸軍を北露の要港ムルマンスクやアルハンゲリスク及南露に派遣し、軍艦を黑海方面へ急派した。佛國もコトラスへ出兵した。これにやゝ後れて日、英、米、佛の了解が成立し、東に於て西伯利出兵を敢行することゝなり、日本政府は大正七年（一九一八年）八月二日に至り「露領內に於て獨墺俘虜に壓迫されゐるチエツク・スローワツク軍の援助の爲に西伯利に出兵する」云々の意味の出兵宣言書を發表し米國、英國、佛國、伊國、支那の五箇國と前後して八月中旬沿海州及後貝加爾州に一萬五千の大軍を派し、先づ最初にはチエツク軍を援け、其後コルチヤツクのオムスク政府軍を支持し、更にセメヨーノフの後貝加爾政權、メルクーロフの浦鹽政權といつた具合に次から次に興亡する反革命軍を軍事的に或は物質的に支持援助してソウエートの革命政府と抗爭した。此日本軍の出兵期間に極東露領や西伯利に於て演ぜられたさまざまの悲喜劇については玆には略するが、日本とソウエート露國との軍事的敵對關係は、一九一八年、一九年、二十年をクライマックスとして一九二二年まで前後五箇年の長期間つゞいた。

ところでソヴエート露國の企圖する世界革命の急速なる實現は、獨逸社會革命の蹉跌、匈牙利勞農革命の失敗、伊太利ファシスト政權の樹立等資本の世界的攻勢の擡頭と共に不可能となり、國內の勞農階級の鞏固なる提携により漸進的方法をもつて進む外無くなつたが、他方資本主義諸國の對露武力干涉と經濟封鎖の方法を以てする勞農革命打倒も、革命の基礎が豫想外に鞏固にして全然失敗の經驗であることが明瞭になり、聯合國はその共同戰線を破棄して英、米、伊、佛各々反革命軍援助を打切り、露國から手を引くに到つた。

日本は列國の西伯利撤兵にも拘らず、最もおそくまで共軍兵を露領に駐派した。一九二〇年三月三十一日には日本政府は西伯利駐兵新宣言を發表した。同じ年の四月から六月へかけて尼港事件の後始末をつけるため數隻の軍艦と陸戰隊を北樺太及び尼港方面に出動せしめ七月三日付宣言をもつて北樺太の保障占領を行ひ北樺太富源の開發に着手した。

日本軍の後貝加爾撤退によるセメヨノフの失脚は極東露領統一の機運を進め、一九二一年十一月には共產黨を中心勢力とする極東共和國の創立を見、極東露領ソウエート化の準備と日本に對する緩衝國の役割を司ることゝなつた。

ソウエート政權極東統一運動が進展し來る一方、資本主義列國とソウエート露國との間は一九二一年三月英露通商條約の締結同年四月露獨條約の締結等を手始めに平和的關係が促進せられ、日本のみ全く無意味なる駐兵を續くることが困難になり、何等かの轉換をする必要に迫られてきたところへ、浦鹽派遣軍政務部長松平恒雄氏が一九二〇年十一月外務省歐米局長に轉じた前後から對日政策の主體は陸軍側から外務省に移り、對露政策も亦一變することとなり、極東共和國政府との間に通商交涉を開くに至つた。

これは前後五箇年間にわたる日本政府對露政策の重大なる轉機でこの機運は極東共和國外務次官コゼウニコフ氏が一九二一年五月ハルビンに來た時、島田副領事（滋）との間に打開され一九二一年八月二十六日から大連に於て日本側代表松島肇

と露側代表ユーリン氏(後ベトロフ氏に代る)との間に豫備交渉開始され、會議は翌一九二一年四月にかけて八箇月間繼續されたが日本軍の沿海州並に北樺太撤退問題其他につき兩者間に重要なる意見の疎隔があり、遂に何等の具體的成果を見るなくして決裂に終つた。

然るに日本政府は一九二二年六月二十四日に至り、

一九二二年十月末西伯利沿海州より日本軍全部の撤退を決定したり。在留日本臣民の保護については適當の方法を講ずる筈なり

と極く簡單に、政情の安定とか、共産主義の脅威とか從來の宣言に使用された一切の言葉を抜きにして思ひ切つた撤兵の聲明を公表した。そしてこれと同時に當時日本駐在のロスタ通信員アントノフ氏を通じて非公式に第二回日露交渉開始を露側に申し込んだ。この結果開かれたものが長春會議である。此會議には日本側から主席代表として松平歐米局長が乘り込み、露側は當時の露國駐支全權ヨツフエ氏が主席代表として出席した。會議はヨツフエ氏の資格問題、大連會議の協定案を本會議の基礎とするや否やの問題、北樺太撤兵問題等について、最初から紛糾し、日露兩國とも極めて強硬なる態度を持したため九月五日から二十五日に至る三週間といふもの殆んど停頓と請訓の中に過ぎた觀があり、何等決定的な協定に到達することなく決裂してしまつた。

沿海州駐在の日本軍は前記六月二十四日付宣言に基いて八月二十六日から撤兵行動を開始し長春會議決裂後間もなく十月二十五日迄に全部浦鹽を引揚げて祖國に歸還し、西伯利大陸から完全にその影を消した。浦鹽方面に居住して各種の業務に從事してゐた多數の日本人は、日本軍の撤退と前後してぼんの一部を除く外殆んど故國に引揚げてしまつた。日本軍の撤退と關連して浦鹽方面から全く影を消したものの一つに白軍殘黨がある。最後の反革命軍首領ヂトリツクスと其一味は十月中旬何處ともなく亡命してしまつた。極東共和國成立當時から既に熟してゐたソヴエート露國の極東地方統一の機運は日本の撤退を機會に遂に實現を見るに至り、緩衝國存續の必要も消滅して間もなく極東共和國は廢止され極東革命委員會之に代り、露領極東地方は北樺太を殘す外完全にソヴエート化された。

二、新國交の創造へ

長春會議決裂による日露關係の行詰りは大正十二年(一九二三年)早春後藤子の歐米より歸朝を待によつて打開された。當時日本の政界並に社會の一部に於ける反動的分子はヨツフエ氏招待に反對し、妄動をつゞけ後藤子を國賊とまで罵つたが然しこのことが、日露國交の恢復に極めて必要なる階梯となつたことは今日何人も之を否むことはできないであらう。

例へば後藤子の依頼によりヨツフエ氏が好意的斡旋して大正十二年日本漁業家の露領出漁問題が平和的解決し、浦鹽から奢證用務の爲ホルツマン氏の一行がわざわざ來朝した如き、又日露國交恢復の豫備交渉開催の段取となつた如き、その直接の效果と見ることができやう。

長春會議の露側主席全權はよしヨツフエ氏であつたにせよ、日本の關する限りではそれは極東共和國の知多政府を相手とするものであつた。ところが日露豫備交渉は、名實共にソヴエート露國を相手取る最初の會議として歷史的な意義を持つた。此の會議は大正十二年六月末から日本側代表川上俊彦氏露側代表ヨツフエ氏との間に東京精養軒ホテルで開催された。會議は當面の懸案たる諸問題(一)尼港事件の責任について(二)北樺太保障占領並に撤兵問題について(三)日露漁業協約の存續、露國の對日舊債務等を含む國際義務の問題について兩國代表間に論議を重ねられること十二回、三十餘日に及んだが、七月三十一日に至つて、交渉は打切られた。此會議が進行して正式交渉の基礎案を確定的に獲得し得るかの豫想を懷いた大多數者は稍失望せぬでもなかつたが、然し豫備交渉としての目的が可なりの程度に達せられたことは當時の日本政府首相加藤友三郎氏が次の如く語つてゐるのを見てもわかる。

「今回の日露豫備交渉は殆んど豫備交渉そのものとしての目的を達成し得たものであつて、少くとも日本の希望案件はやがて開かる可き正式交渉に於て之を獲得し得る程度の確信を得たるものである。而して正式交渉はヨツフエ氏の歸莫後日露兩國政府の間に交渉を重ね、十月頃より哈爾賓もしくは浦鹽に於て開始さるゝ可能性を有するものである」

此年の八月十五日から莫斯科に開催の全露農業博覽會には日本からも主として對露關係實業團の視察に赴くあり、露國の復興の顯著なると共に日

露國交恢復の機運は時と共に促進せられつゝあつた。

前揭加藤首相の聲明にある日露兩國の正式交渉期は、同年九月一日突如として前古未曾有の大震災が日本の首都地方を襲ふため豫定よりも遲れて翌大正十三年(一九二四年)五月十五日から北京に開かれた。日本側全權は駐支日本公使芳澤謙吉氏、露國側全權は駐支露國大使カラハン氏、尤も非公式私的交渉は兩氏の間にその以前から行はれてゐたがいよいよ兩國の腹が極つて正式交渉に入つたのは、五月十五日からであつた。日露兩國の輿論が諸懸案の解決を前提とするこの本交渉開始を歡迎したことはいふまでもない。

然し前後七箇年にわたつて國交斷絶し敵對的關係にあつた兩國間には尼港問題、北樺太問題、漁業問題、舊債務問題、宣傳禁止問題を始め十指にあまる重大問題が横つてゐた。これは兩國の輿論が國交恢復を熱望してゐるにも拘らず必ずしも簡單に解決し得る性質のものではなかつた。果然交渉は幾度か難關に逢着し、停頓したことも一再ではなかつた。が然し世界の大勢と兩國の要求とは交渉の前途に横はる幾多の難問題を一つ一つ解決して翌大正十四年(一九二五年)一月二十日には遂に日本のソヴエート露國承認と、日露國交の恢復を特色づける日露基本條約、正確には「日本國及ソヴエート社會主義共和國聯邦間の關係を律する基本的法則に關する條約」の締結を見、過去八年の長きに亘つて兩國を蔽ふてゐた不自然にして陰鬱なる關係はこゝに一掃せられ、兩國は正常なる友好的關係に入ることが出來たのである。

三、國交成立後の略史

日露基本條約の締結によつて歷史的意義ある轉換の第一歩を踏み出した日露兩國はその國交の具體的事實である種々の懸案を合理的に解決し整理し、守り立てゝ行かねばならなかつた。

先づ第一に起つて來たものは相互外交代表の交換でこれについて露國はヴイクトル・コツプ氏を駐日大使(正確には駐日ソヴエート全權代表)に任命し、コツプ大使は一等書記官アスターホフ氏以下多數館員を隨へて四月二十四日着京五月五日正式信任狀を宮中に捧呈し、日本側は前外務次官田中都吉氏を駐露日本全權大使に山崎二郎氏を大使館參事官に、酒匂秀一氏を一等書記官に以下夫々任命して露國大使の赴任に遲るゝこと約二箇月六月三十日東京出發任命地に赴き、又日本政府は本邦對露關係要衝の地たる浦鹽斯德、ハバロフスク、アレクサンドロフスク、オデツサ、ブラゴウエスチエンスク、ペトロパウロフスク、ノーヴオシビリスクの七箇所に總領事館又は領事館を順次開設、露國は東京、神戸、京城、函館、敦賀、大連、小樽の七箇所に同じく總領事館又は領事館を順次開設(但し當初開設決定の長崎及大阪は其後中止したので玆には省く)して兩國出入者の査證其他領事事務を執掌することとなつた。因みに露國側大使は初任のコツプ氏からドウガレフスキイ氏に代り、其駐佛大使に轉任するや更に現任のトロヤノフスキイ氏に三度び變つた。

ソヴエート政府は日露國交恢復後ヤコブ・ヤンソン氏を駐日露國通商代表に任命したが、この通商代表の資格を獨逸其他に派遣のソヴエート通商

樺太の自然的狀態が軍隊の輸送を可能ならしむる時期たる五月十五日までに全部日本内地に向つて北樺太を引揚げた。こゝにおいて北樺太はソヴエート露國の管理下に歸屬し、露領極東地方の統一乃至ソヴエート化はこゝに完全に實現を見たのである。

日露基本條約の重要規定事項の一たる北樺太の石油石炭利權協約は日本軍の北樺太撤兵の日より數へて五箇月以内に兩國關係者間に之を締結しなければならない事になつてゐるので、日本側では石油利權の交渉全權委員に海軍中將中里重次氏を、石炭利權の交渉全權委員に三菱合資參與奥村政雄氏を同顧問に前波蘭駐劄日本公使川上俊彦氏を夫々任命、七月二十二日より莫斯科中央利權局本部に於て露側交渉全權委員ヨツフエ氏、次席メーリニコフ氏との間に交渉を開始せしめ迂餘曲折の末何れも十二月十四日正式調印を見てこゝに國交恢復後最初の日露間重要懸案は具體化されるに至り兩條約半歲を經て組織された北樺太石油株式會社及び北樺太鑛業株式會社の二大利權會社は、着々として企業經營を進め、何れも可なりの好成績を擧げて今日に及んでゐるが、これはそれぞれ其當該欄(利權企業の項參照)に記述されてゐるから玆には略する。尚北樺太利權契約締結期は日本軍撤退の日から數へて基本條約規定の五箇月以上を經過してゐるが、之は兩國當局者間に適宜便法を設けて延期されるに至つたのである。

ソヴエート政府は日露國交恢復後ヤコブ・ヤンソン氏を駐日露國通商代表に任命したが、この通商代表の資格を獨逸其他に派遣のソヴエート通商

代表同樣外交官待遇を與へるは勿論、其通商代表部に治外法權を與へよとの露國側の要求は日本政府の反對するところとなり、日露兩國間に種々折衝の末、ヤンソン氏のみはソヴエート大使館商務參事官の資格で外交官待遇を與へ、他の通商代表部員並に代表部そのものには治外法權を與へぬ事に兩國間の協定成り、ヤンソン氏はスムスキー・ジーグリン氏等の新任通商部員と共に大正十四年十二月二十七日着京、翌二十八日から愈々通商代表部の開設を見、爾來露國の日本に對する唯一の獨占的通商機關として、輸出に輸入に商取引を發展せしめてゐる。因みにヤンソン氏は其後病の爲辭任して歸國し、アニケーフ氏が昭和元年十二月下旬新任通商代表として就任し、現在に及んでゐる。

通商代表部の設置によつて正規の狀態に置かれた日露兩國の貿易は、其後時と共に順調なる發展を遂げ、一九二五・二六年度に於て兩國の取引總額一千三百十六萬一千圓（內譯日本の輸出二百八十八萬三千圓、日本の輸入一千二十七萬八千圓）であつたものが、一九二七―二八年度には二千九百七十八萬圓（內譯日本の輸出一千十八萬五千圓、輸入一千九百五十九萬八千圓）昨一九二八・二九年度には三千六百八十八萬七千圓（日本の輸出一千五百十二萬三千圓、日本の輸入二千一百七十六萬四千圓）となり、更に一九二九・三〇年度には通商部の概算四千三百萬圓に達し、此中日本の對露輸出は前年度迄一千五百萬圓程度であつたものが、今年度は一躍二千二百萬圓となり七百萬圓の激增で、從來輸入超過を以て特色とした日露貿易はこゝに位置を轉換して我國は小額ながら對露出超國となるに至つた。而も兩國の國交關係は此通商分野に於ては大體のところ今後も益々增進すべき情勢に置かれてゐるにも拘らず、主として日本側の消極的態度の爲に未だに交涉開始を見るに至らない。

日露基本條約の基礎に立つて解決を要すべき他の重要懸案は漁業問題であつたが之は他の利權交涉と異り、對國家的の交涉案件であるだけに、日本政府では田中駐露大使を全權委員に、外務、農林兩省、露領水產組合等からそれぞれ委員を任命露國側全權委員アラロフ氏等との間に大正十四年十二月二十二日から莫斯科で漁業協約改訂交涉を開始したが、兩國の主張に重大なる開きあり、兩國何れも强硬に自國の主張要求を固執したため別項（漁業關係欄）記載の通り稀に見る長期の難交涉となり、幾度か停頓、決裂を見た末二年一ケ月の長年月を費して相互に檢討に檢討を重ね、妥協を積むだ結果昭和三年一月二十三日日本側田中露側カラハン兩全權間に新日露條約の調印を見るに至り、同五月二十三日批准交換を了し、茲に日露兩國の歷史的大懸案は、漁區問題の解決を後日に殘して解決を見るに至つた。此條約に於て一般競賣から切離し、特別の利權契約によつて日本側に貸與されることとなつたものは罐詰工場附屬漁區であるが、之については日本側當業者代表眞藤愼太郎氏と露國政府との間に昭和三年十一月三日モスクワに於て契約の正式調印を了し二十二工場に附屬する四十二漁區を向ふ十年間無競賣にて日本側に貸下けることとなつた。

昭和四年の出漁條件を露國地方官憲により發表して後、此條件に極度に不滿を懷く日本側當業者

と露國側との間に釀し出された紛議は、それが日露漁業條約適用第一年度の出漁だけに一般に奇異の印象を與へたが、又一面漁業條約が國營漁區問題始め出漁條件の細目を具體的に決定せず、之を露國極東ソヴエート官憲の決定に讓つた點等から考へて蓋然性を持つてゐたとも云ひ得る。

兎まれ此問題については別項漁業關係の項に詳說されてゐるからこゝには略するとして、唯未會有の紛糾を極めた昭和四年度漁業問題をその項目別に摘記すれば

一、露國の發表した昭和四年度出漁條件
二、二月二十八日の漁區入札に日本人不參加の問題
三、島一派の橫槍的漁區競落による日本人間の內爭問題
四、同問題妥協後の對露交涉
五、露國々營漁業機關の日本人既營漁區要望
六、露國個人漁業家の邦人出願漁區競落
七、露水組合の自由出漁聲明

以上の中五の國營漁區問題、六、個人漁區問題等は遂に昭和四年に於て解決を見るに至らず、將來に亘つて禍根を殘すに至つた。

更に昭和五年の漁業關係に於て、かねて五箇年計畫の實施と關連し劃期的進出を策せる露國々營コオペラチヴ、個人漁業の積極的經營は愈々露骨となり、二月二十五日浦鹽に開催の漁區入札に於ける日本側の落札數は露國側の百五十六漁區に對し僅かに八十六漁區に過ぎず、日本側當業者の競賣否認運動すら惹起するに至つたが越えて三月十二日開催の再競賣に於て日本人は更に六十一を增し露國側亦十八を加へ、結局昭和五年度競賣の結果日本側の漁區數は競賣によらざる罐詰工場附屬漁區を加へて三一九となつたに對し、露側は國營漁區とも二六九を獲得するに至り、一兩年前まで格段の開きのあつた兩國の勢力は次の如き變化を表示するに至つた。

	日本側	露國側
昭和三年	八六%	一四%
昭和四年	六五%	三五%
昭和五年	五四%	四六%

かくの如き露側の躍進は本邦漁業當業者のみならず政界財界にも少からぬセンセーションを與へ第五十八議會に於ては貴族院各派を網羅せる水產國策樹立提案の滿場一致可決となり、一方政治家漁業關係者を糾合して對露漁業權益の擁護を目的とする北洋協會の設立となり、更に同年夏には同會の發起にかゝる貴衆兩院議員の勘察加漁業視察要望となつた。從來一部漁業當業者の利害と關心に限られてゐた日露漁業問題は本年に入つてより廣汎なる國家社會層の重要問題にまで轉化するに至つた。

露領漁業と共に、北洋公海に於ける蟹工船問題も、亦露國側の躍進的進出により昭和五年に入つて一層複雜化し對立關係を深めるに至つた。而も領海公海に於ける日露漁業合戰は現在に於て何等和解の希望も無く今後益々尖鋭化する情勢にある漁業條約改訂交涉開始後間もなく兩國間に開始されたのは日露森林利權交涉であつた。メルクーロフ反革命政權當時沿海州の廣大なる森林開發に着手した日本の大林業會社は、全露を統一して新なる管理者となつたソヴエート政府との間に利權契約を締結するため、露領林業組合なるシンヂケートを組織して梅浦健吉以下の諸氏を代表委員に選び、一九二六年二月二十三日からモスクワで利權交涉を開始したが、これも亦可なりの紛糾と時日とを費して翌一九二七年四月六日正式調印を了し、同年十月二十八日露領林業株式會社なる利權會社を組織し、同年末より企業開始に入つたが、利權契約、勞働團體契約の不備乃至不利、露國側の有望林區自營策との衝突、國內市場の惡材料に祟られて遂に採算立たず、着業後間もなく操業中止に入つたが、遂に再起せず、昭和五年代表を露都に派遣して露側と折衝の結果、遂に該利權解除契約を結むで、完全に企業を放棄するに至つた。

昭和金鑛會社其他對露利權は、何れも對內的もしくは對露的惡材料のため何等の成果をも擧げず假死の狀態であり、今後と雖も五箇年計畫の段階に於ける露國の國內資源自力開發策と相俟つて本邦對露利權の將來は全般的に極めて極限され且つ悲觀的なものである。但し種々の特殊性を持つ北樺太石油利權は今日以後に於ても尙相當發展性をもつてゐると見てよからう。

交通運輸の方面に於て兩國の連絡關係は過去六年間に著しい發展を示して來た。卽ち第一回歐亞直通連絡協定の成立以後、年毎に重ねられる國際會議は昭和五年の第五回會議に於て貨物輸送の方面にまで擴張されるに至り、更に露支共同管理にかゝる東支鐵道を主要參加者の一とする日滿直通運輸協定も亦年毎に順調なる發展を示しつゝあり

唯昭和四年後半期に於ける露支紛爭と東支鐵道の對西伯利、烏蘇里兩線連絡杜絶は一つの例外であつたが、それも本年一月末からは復舊を見るに至つた。

日露間に今後交涉を重ねて協定を取結ぶべきものに小包郵便條約及郵便爲替條約があるが、何れも速決困難なるも前者の方により多く可能性はつながれてゐる。

日露外交關係の歷史に於て洵し難い事件を摘記すれば、復交直後の日露關係の地均らしに多くの貢獻を殘した初代コツプ大使は大正十五年七月賜暇歸國の形式で日本を去つたまゝ再び歸任せず參事官ベセドフスキイ氏が大使事務を代行し漁業問題、利權問題等に活躍し昭和二年三月二十六日ドブガレフスキイ大使の赴任を見、同年十一月氏がラコウスキイ氏の後を襲ふて駐佛大使に轉任するに至り、第三次駐日大使として昭和三年一月二十一日現トロヤノフスキイ大使が來任、既に三回の交迭を見、且つ通商代表も大正十五年十二月病ヤンソン氏に代つてアニケーフ氏が赴任し、變動が比較的著しいが日本側は依然として復交以來田中大使によつて其の椅子を占められて來たが同大使も昭和五年九月賜暇歸朝し、十月に入つて正式辭任し、之に代つてオランダ駐劄公使廣田弘毅氏が駐露大使に新任された。複雜多事なる日露國交の現狀より見て廣田新大使の力腕に期待するところ大きい。

日露復交後の人事について述ぶるに當り書き洩らしがたきは本邦對露關係の巨頭としてヨツフェ招待以來國交の恢復に或は其促進に偉勳を立て昭和二年末には親しく彼地に赴いて露側には最大級の人氣を博したる日露協會會頭後藤新平伯が昭和四年四月十三日京都にて薨去したる事で之は今後とも多事多端なるべき日露の國交上失へる處蓋し淺少でない。

伯に代つて我國家的大人物齋藤實子が新に昭和四年六月六日日露協會々頭に就任された事も然し乍ら之を補ふものとして、玆に特筆しなければぬ。

藝術、學術方面に於ける日露兩國の關係交涉は他の如何なる國にも劣らず密接を極め、昭和三年七、八月市川左團次大一座の訪露興行の成功、美術、書籍、映畫各種展覽會の續開、藝術文人學者の頻繁なる來往圖書の相互的譯刊等は其の一端を語るものである。

殊に兩國國情の根本的對立から文化關係者の渡來、出版物の輸入等にも相互に種々の大なる不便を持つてゐるにも拘らずソヴエート文化を先鋒とする所謂ロシアニズムと共に本邦社會傾向の二大主流と呼ばれるほどそれほど大なる普及力を持つてゐる。

露國における五箇年計畫の實施と關連して各國の優秀技術の習得は最近極めて積極化するに至り米國獨逸等とは特に密接に技術的援助契約を設定しつゝあるが、我國からも今年に至り鐵道を始め、電氣、鑛業、漁業等の各種產業に亘り本邦の先進優良技術の輸入に努めつゝある。

兎もあれ日露兩國は復交以來五箇年間といふ比較的短期間に、其國交上既に多くの事を成し遂げ各方面に生ける果實を收穫しつゝある。勿論兩國の根本的國情の相違、階級的敵對關係は、露國五箇年計劃の進行と相俟つて今後益々日露國交を多難ならしめ、荊棘を前途に殘してゐる。然し兩國の歷史的、地理的、經濟的必要と必然とは、それらの難關を突破して、あくまで進むべき方向に進み、收穫すべき實績を克ち取るであらう。

日露支關係の新段階

一、日露兩國と滿蒙

日露戰爭の勃因は滿洲問題と朝鮮問題であつた。其後歷史は變つて、朝鮮が日本領土となり、滿洲が日本の特殊權益の對象となつた今日、滿洲問題が日本に與ふる影響は昔日の比でない。それは實に日本の國家的存立の根幹に觸れて來てゐる。この事實は單に滿蒙に對する日本の投資額が二十億圓を越え、滿蒙居住の日本人數が二十五萬人に達してゐるといふ數字的事實についてのみ見るも明瞭である。

英、佛、露、蘭、獨、米、其他世界の先進資本主義諸列强によつて、單にヨーロツパ、アメリカ、アフリカ大陸のみならず、アジヤ大陸をも侵攻され、植民地化された後、始めて帝國主義列强の仲間入りをした日本の前には、其領土的もしくは植民的發展の前途は極度に制限され、封ぜられてゐた。從つて偶々手に入つた滿蒙の權益が日本にとつて持つところの意義は、米國に於ける布哇、佛國に於ける印度支那等にも優り、英國に於ける印度にすらも匹敵する。從つて滿蒙の動搖といふことが日本に與ふる刺戟の大きさは他の何ものにも優つてゐる。これは一九二六年郭松齡の蹶起事件に、又一九二八年國民黨の支那統一に伴ふ東三省の政治組織改造問題に際して日本政府乃至日本實業界の示した態度の中に明瞭に觀取される。

ところで滿蒙に對する特殊の利害關係を持つ他の國家は露國である。露國と滿蒙とは直接國境を接することによつて國防上の重大關係を持つてゐるばかりでなく、東支鐵道の如き歐亞交通の幹線をなす鐵道の大權益を握り、金融に、商業に、工業に種々の經濟的連繫を有することによつて其利害關係は極めて大きいのである。

二、兩國の利害關係

日露兩國の滿蒙に對するかくの如き緊密なる利害關係は、それの對立的激發によつて曾ては日露戰爭をきでも曝發させるに至つたが、一面此地方に對する第三國（例へば米國）の割込み等に對しては日露兩國の利害關係は共通し、日露戰爭終結後間もなく日露協約の締結となり、兩國の親善關係が加速度に進展を見るに至つたことも亦人の知る如くである。

ところで現在日露兩國の滿蒙に對する利害は對立的であるか、共通的であるかといふ問題になると、吾人はそこにその兩者が共存してゐる事實を認めぬ譯にゆかぬ。

先づ對立的な點に付て記せば左の如くである。

一、政治的組織並に階級的內容を異にする露國の勢力が日本の利害緊密なる滿蒙に蟠居し、種々の經濟的文化的活動を行ひつゝあることは、日本の植民政策上可なり大きな脅威であり、そこには對立的利害がある。

二、北滿特產雜穀の輸出にあたつて日本の滿鐵と露側の烏蘇里鐵道が貨物爭奪戰を現出する場合原積取線の東支鐵道が露國の管理下にある事は日本側に種々の不利不便を與へられる事少くない。

次に兩國利害の共通點について記せば

一、國民政府の滿洲統一に伴ひ米國の勢力が金融、鐵道、商業其他種々の形で積極的に滿蒙の地に侵入して來ることは、此地方に既得利害の密接なる日露兩國にとつて共通の脅威である。

二、支那國民政府の東支鐵道回收が其國民運動の發展的事實であるとするならば其勢が更に進んで日本の南滿鐵道回收運動にまでも波及する處れは極めて濃厚であつて此點日露兩國の利害は共通的である。

斯の如く日露兩國の滿蒙に對する利害關係としての日露兩國關係と同じく對立的な要素とから成り立つてゐる。雜關係も滿蒙の地が安定してゐる限りに於ては、大して重大問題を提起しないで濟む。滿蒙は支那に於ける軍閥間の紛爭、支那對諸外國間の紛議、支那內部に於ける民族運動（例へば一九二八年のコロンバイル事件）等によつて殆んど近年平靜に復する暇もなく、動搖を續けてゐる。

三、露支紛爭事件

支那政府の東支鐵道權益の漸次的回收は、支那國民積年の要望たる國權恢復の要望に加へて對象たるソヴエート國家の國際的地位に理據するとはいへ、一面又ソヴエート政府の主義政策が帝國主義的抑壓もしくは搾取と本質的に對峙し此點支那に對して著しく讓歩的であるにもよるものである

然しながらソヴエート側が一九二四年締結の露支並に露奉協定を東支鐵道問題一切の立脚的とし根本原則としてそこから一歩も讓歩することを拒否せるに反し、支那はソヴエート側に不利なる國際的關係を利用し兎もすれば露奉協定に規定されたる領域を越え、東支鐵道の根本的回收によるソヴエート勢力の驅逐を目ざして進んでゐるかの如くであつた。殊にこの傾向は一九二九年に入つて愈々顯著となり、同年五月二十七日在哈爾賓ソヴエート領事館の手入事件を前提として、七月十日に至り國民政府は哈爾賓官憲をして遂に東支鐵道の武力回收を斷行せしめるに至つた。之に對し露國政府は一般の豫期を裏切つて同十六日に至り露支關係の全般的速時斷絶を宣言し、同時に一九二四年の露支露奉協定により發せる露國側の諸權利は總て之を留保する旨附言した。

此最後通牒と共に露國はマツエフスカヤ、グロデコウ、ブラゴウエシチエンスク三方面の對支國境に軍兵を送り、砲車、タンク、飛行機等最新式の武器によつて防備を固め之に對し支那も亦對抗策を講じたが、兵の素質武器についても著しく露國側に比し見劣りがしたばかりか、奉天軍閥と南京政府との內部的矛盾も消しがたく、武力回收の當初に示した强硬態度にも似ず、平和的手段による問題の解決を希望し、而かも其間偶々行はれた露國側の强襲十月三十日東部戰線富錦、十一月十

七日札幌諸爾、滿洲里の敗戰により支那側の士氣全く沮喪し十一月廿四日の海拉爾陷落を一段落として支那軍は復た起つ能はざるに至つた。豫てより軍費に困じ果て、而かも南京政府の對露强硬態度の動因は、今次の紛爭を機會に東北四省の財政、外交と鐵道の統一を企らみ所謂一石にして二鳥を打たんとするにあるを覩破してより以來、全く戰意を失へる張學良は、國民政府諒解の下に十一月三十日窃に代表者をニコリスク、ウスリスクに派遣し露國側全權代表シマノフスキイと會商を始め十二月三日議定書に調印を了つた。越へて六日、張學良は勞農外交部に對し十二月三日の議定に無留保にて承諾する旨を打電し、七日國民政府に一段落を告げたる旨を報告し、更に豫備交渉會議のため支那全權一行をハバロフスクに派遣した。斯くて十二月二十二日ハバロフスク豫備協定は調印され露軍は十二月二十五日の海拉爾、滿洲里引揚を最後に全部撤退を了り、越へて一月十一日東支鐵道東部線の開通となり、玆に全く平時の常態に復舊して過去七ケ月に亘つた露支紛爭は兎も角も幕を閉じた。

四、ハバロフスク議定書

ハバロフスク議定書の内容左の如し。

第一項　ソ聯邦政府は露支兩國が奉天及び北京兩協定に基き、且つ紛爭前の原狀回復に關する十一月二十七日付ソ聯邦外務人民委員部代理リトウイノフ氏の電報及十二月三日調印のニコリスク、ウスリースク議定書に全然異議なきものと諒解す

東支鐵道の露支共同經營中に起れる凡ての未決問題は來るべき露支會議に於て解決すべきものとす。依つて左記各項を直ちに實行すべし

(イ)　舊兩協定に基き東支鐵道の理事會の活動を回復し、そのソヴエート側理事を復任せしむ。今後は理事會支那人理事長は露奉協定第一條第六項に依つてのみ行動し得べきものとす

(ロ)　ソ聯邦人及支那人によつて以前保有せられたる各課職員の割當を回復し、ソヴエート人各課長並に副課長を復職（又はソ側より新に其地位につくべきものを推薦する場合は、其候補者を直ちに任命）すること

(ハ)　一九二九年七月十日以後東支鐵道理事會及管理局の名に於て發せられたる總ての命令及指令は、合法的なる東鐵理事會及管理局によつて正當に確認せられざる限り無效と認むること

第二項、一九二九年五月一日以後に於て露支紛爭に關連して支那官憲のために捕縛されたる者は、一九二九年五月二十七日のハルピン勞農領事館捜索の際に捕縛されたる者をも包含し何等の部類別けをなすことなく盡く卽時釋放すること

釋放すべき支那將校兵士を卽時釋放すし、ソ聯邦政府も露支紛爭に關して捕縛されたる支那人及び捕虜となれる支那人及び捕虜となれる支那將校兵士を卽時釋放すること

第三項、（略）

第四項、支那當局は直ちに白露軍の武裝解除を行つてその組織者及使嗾者を東三省より追放すること

第五項、露支兩國の完全なる外交及領事關係復活問題は、露支兩國會議の開催まで放置するも露支兩國は東三省内に於けるソヴエート各領事館並に極東ロシヤに於ける支那領事館の卽時復活を以て可能且必要なりと思惟す（後略）

第六項、領事館復活に伴ひ東三省内に於けるソヴエート商業機關の活動を紛爭前の原狀に回復する機會を直ちに與ふべし

東鐵紛爭に關して停止されたるソ聯邦領土内の支那商業企業に對しても同樣に復活の機會を與ふ

兩國間に於ける通商關係の全般的問題は露支會議に於て解決すべきものとす

第七項、兩國間に締結せられたる凡ての協定及利益に關する現實上の保障並に遵奉問題は來るべき會議に於て解決すべきものとす

第八、第九（略）

第十項、本議定書は調印の瞬間より効力を發生す

一九二九年十二月二十二日

ソヴエート聯邦外務人民委員部代表
シマノフスキー

中華民國代表ハルピン交涉員
蔡運升

（備考）

第一條第六項――本鐵道に理事會を設け議決機關とす。理事十名を置き露支兩政府側より各五名を任命す

理事會の法定人員は七名を以て最少限度とし一切の議決は六名以上の同意により効力を生ず

五、露支正式會議豫備交涉

露支正式會議は支那側の態度未決定の爲著しく遷延し來つたが愈々支那側は東支鐵道督辨莫德惠を主席全權に露側は外務人民委員部次長カラハンを主席全權に選んで一九三〇年五月二十一日モスクワに於て右正式會議の豫備交涉を開催された然るに其後交涉は荏苒遷延して四箇月を經る今日に至るも尙正式會議開催を見るに至らない。尤も最近の情報は漸く來る十月一日からモスクワに兩國正式會議開催の段取と傳へてゐる。それは支那側の國内的事情にもよるが共根本原因は支那側が(一)東支鐵道買收(二)東支鐵道事件による損害賠償要求(三)松花黑龍兩江航行權問題を正式會議案として提出し特に東支鐵道の支那資本による買却を規定せる一九二四年の前記露奉協定に立脚せんとするに對し、露側は東支鐵道の現狀維持と全般に亘る露支國交の圓滿恢復を期してハバロフスク豫備協定に立脚せんとする點にある

前揭露奉協定第二條は支那が支那國資本を以て東支鐵道を露國が既に投資せる現實價格により支那側に買取る事に規定してゐるから、支那側の買收要求は條約上の當然の權利に基くものではあるが、然し此の場合問題の中心となるのは、現在積年の内亂と今春來の銀價暴落によつて財政的危機に瀕してゐる支那政府が數億をもつて算する東支鐵道の實價を果して支拂ふ能力ありやの問題である。

勿論此の場合支那は支那國資本の意味を廣義に解釋して別箇の企業に對し外國資本を借款し、之を東支鐵道買收資金に流用することは毫も露奉協定の規定に違反せずと自家流の解釋を下して居り此點でかねて東支鐵道利權に淺からぬ食指を動かしつゝある米國よりの借款（他の投資又は借款名義による）を支那側は充分の成算を以て豫想してゐるがソヴエート側は資本のかくの如き性質を條約の規定する支那國資本と認めず、第三國資本と認めて、頑强に拒否反對する意嚮を洩らしつつある。

又一說にはソヴエート側は東支鐵道の實價を二億一千萬ルーブルと評價し、支那が之を支出する限り其出資系統が支那自身に非ずして例へ米國なりとするも賣却に應ずる意嚮を有し、其支拂條件として手形一億ルーブル殘額一億一千萬ルーブルは之を年賦支拂とする事に態度決定せりと傳へられてゐるが眞を置くに足りない。

兎まれ去る十月十一日より開始されてゐる露支正式會議進行と關連して東支鐵道歸趨の問題は單に當の露支兩國のみならず利害深大なる日米兩國並に佛國丞全世界の注視の的である。

六、日本の對露支態度

以上が露支紛爭からハバロフスク協定によるそれの部分的解決へ、そして更に露支關係の全般的調整を目さす露支モスクワ會議の現狀に至るアウトライン（概略）であるが、一體此事件について日本は如何なる立場に立ち、如何なる態度方針を取つたか？それをこゝに簡單に一瞥してみたい。

露支紛爭は遂に露支戰爭にまで高潮することによつて世界的に極めて大なるセンセーションを與へたが、就中日本が受けた刺戟は深大であつた。それは日本の露支兩國に對する地理的關係と、政治的經濟的利害が他の何國のそれよりも大きいと云ふ事情によつて說明されねばならぬ。

從つて露支兩國の注意と關心は紛爭に際して何よりも先づ日本に向けられた。駐日ソヴエート大使トロヤノフスキー氏、駐日支那公使汪榮寶兩氏は踵を接して幣原外相を訪問し、兩國の態度と今後の方針につき諒解を求め何れも形勢を自國に有利に導くべく努めた。之に對して日本の立場は極めて重大であるだけに政府は進んで露支間の調停を買つて出るが如き事なく、露支兩國の單獨平和的解決を希望するのみにて、冷靜に事件の推移と、此問題に對する列强就中米國の態度に注意を向けた。之を要するに日本政府の態度は、當時濱口首相、幣原外相、永井外務政務次官等が公式非公式に洩らした處を綜合するに「滿蒙に於ける自國權益の確保を限界として、露支兩國間相互の紛爭は、當事者相互の解決に任せ、用意ある沈默によつて嚴正中立の態度を持するといふにあつた。

日本の輿論も亦大體に於て支那側にも露國にも與みせず、唯冷靜なる注視を之に向つて拂ふといふにあつた。

此紛爭によつて日本の受けた經濟的影響は利害得失の兩方面ではあつたが大體に於て損害よりも利益の方が多かつたと見てよい。先づ利益の筆頭にあぐべきは滿鐵で露支斷交により從來その半を浦汐に奪はれてゐた北滿特産物は、一途に大連に向け集中されることとなり、滿鐵の同年度に於ける增收は數百萬圓を以て算せらるゝに至つた。又從來露國から支那に向つて注文を發せられて來た品目、例へば絲茶其他日本に於て購入し得るもの

は新に日本に向け注文の編成替えが行はれた。一方又露支斷交以來支那が急に日本に好意の眼を向け歡心を買ひ始めたことも政治的經濟的の利益と見てよからう。損害の方面では北滿に於ける日本の各種商店、企業家が北滿財政經濟の破綻から受けたところのそれを擧げることが出來る。

尙露支紛爭の終幕に際し、露國が滿洲里方面に猛襲を加へ戰局乃至政局の打開に資した時、米國は不戰條約を楯に、英國及佛國を語らひ、條約加盟國たる露支兩國に勸告狀を送つた。此の勸告は勿論形式的には合法的であると見られないこともないが、然し夫の發せられた時期が、既に露支間に單獨交涉の開始され、何人の目にも紛爭の終局と思惟される時期であり、勸告とは云つても其實質は殆んど支那を庇護して勝者的立場に立つ露國を壓迫し若しくは干涉することにより、單獨平和の樹立に一抹の暗翳を投ずる性質のものであつただけに、日本政府は賢明にも米國の共同勸告提議を巧妙に拒絕して、之に參加しなかつた。

當時ソ聯邦外務人民委員部次長リトウイノフ氏は、一九二九年十二月の第五回ソ聯邦中央執行委員會々議に於て此米國の共同勸告を評し、米國の態度を左の如く大いに非難してゐる。

「共同勸告は、平和の名に於て、ケロツグ不戰條約の名に於て、爲されたのである。不戰條約に調印したのは五十五箇國である。然るにその內の僅か三箇國が、何人にも全權を委任されぬ三箇國が、不戰條約擁護者の役割のために選出されたものと自任したのである」

右の言の中にソヴエート側の態度が、最も明かに表明されてある。

日露基本條約

日本國及ソヴイエト社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ニ善隣及經濟的協力ノ關係ヲ促進セムコトヲ希望シ右關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

日本國皇帝陛下

支那共和國駐劄特命全權公使

從四位勳一等芳澤謙吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ中央執行委員會

支那共和國駐劄大使

「レフ・ミハイロヴイチ・カラハン」

右委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好姿當ナルコトヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條　兩締約國ハ本條約ノ實施ト共ニ兩國間ニ外交及領事關係ノ確立セラルヘキコトヲ約ス

第二條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ千九百五年九月五日ノ「ポーツマス」條約カ完全ニ效力ヲ存續スルコトヲ約ス

千九百十七年十一月七日前ニ於テ日本國ト露西亞國トノ間ニ締結セラレタル條約、協約及協定ニシテ右「ポーツマス」條約以外ノモノハ兩締約國ノ政府間ニ追テ開カルヘキ會議ニ於テ審査セラルヘク且變化シタル事態ノ要求スルコトアルヘキ所ニ從ヒ改訂又ハ廢棄セラレ得ヘキコトヲ約ス

第三條　兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ上ハ千九百七年ノ漁業協約ノ締結以後一般事態ニ付發生シタルコトアルヘキ變化ヲ考量シ右漁業協約ノ改訂ヲ爲スヘキコトヲ約ス

右改訂協約ノ締結ニ至ル迄ノ間「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ニ對スル漁區ノ貸下ニ關シ千九百二十四年ニ確立セラレタル實行方法ヲ維持スヘシ

第四條　兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ上ハ左記ノ原則ニ從ヒ通商航海條約ノ締結ヲ爲スヘク且右條約ノ締結ニ至ル迄ノ間兩國間ノ一般交通ハ右原則ニ依リ律セラルヘキコトヲ約ス

(一)兩締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ他方ノ法令ニ從ヒ(イ)其ノ領域內ニ到リ、旅行シ且居住スルノ完全ナル自由ヲ有スヘク(ロ)身體及財產ノ安全ニ對シ恒常完全ナル保護ヲ享有スヘシ

(二)兩締約國ノ一方ハ私有財產權竝通商、航海產業及其ノ他ノ平和的業務ニ從事スルノ自由ヲ最廣キ範圍ニ於テ且相互條件ノ下ニ他方ノ臣民又ハ人民ニ對シ自國領域內ニ於テ自國ノ法令ニ從ヒ付與スヘシ

(三)自國ニ於ケル國際貿易ノ制度ヲ自國ノ法令ヲ以テ定ムルノ各締約國ノ權利ヲ害スルコトナク、兩國ノ通商、航海及產業ヲ成ルヘク最惠國ノ地步ニ置クハ兩締約國ノ意嚮ナルニ依リ兩締約國ハ兩國間ノ經濟上又ハ其ノ他ノ交通ノ增進ヲ妨クルニ至ルコトアルヘキ禁止、制限又ハ課金ヲ他方締約國ニ對シ差別的ニ行フコトナカルヘキモノトス

又兩締約國ノ政府ハ兩國間ニ於ケル經濟上ノ關係ヲ調整シ且促進スル爲通商及航海ニ關聯スル特別ノ協定ヲ締結スルノ目的ヲ以テ事態ノ要求スルコトアルヘキ所ニ從ヒ隨時商議ヲ爲スコトヲ約ス

第五條　兩締約國ハ互ニ平和及友好ノ關係ヲ維持スルコト、自國ノ法權內ニ於テ自由ニ自國ノ生活ヲ律スル當然ナル國ノ權利ヲ充分ニ尊重スルコト、公然又ハ陰密ノ何等カノ行爲ニシテ苟モ日本國又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ領域ノ何レカノ部分ニ於ケル秩序及安寧ヲ危殆ナラシムルコトアルヘキモノハ之ヲ爲サス且締約國ノ爲何等カノ政府ノ任務ニ在ル一切ノ人及締約國ヨリ何等カノ財的援助ヲ受クル一切ノ團體ヲシテ右ノ行爲ヲ爲サシメサルコトノ希望及意嚮ヲ嚴肅ニ確認ス

又締約國ハ其ノ法權內ニアル地域ニ於テ(イ)他方ノ領域ノ何レカノ部分ニ對スル政府ナリト稱スル團體若ハ集團又ハ(ロ)右團體若ハ集團ノ爲政治上ノ活動ヲ現ニ行フモノト認メラルヘキ外國人タル臣民若ハ人民ノ存在ヲ許ササルヘキコトヲ約ス

第六條　兩國間ノ經濟上ノ關係ヲ促進スル爲又天然資源ニ關スル日本國ノ需要ヲ考量シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ一切ノ領域內ニ於ケル鑛產、森林及其ノ他ノ天然資源ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國ノ臣民、會社及組合ニ許與スルノ意嚮ヲ有ス

第七條　本條約ハ批准セラルヘシ

各締約國ノ右批准ハ成ルヘク速ニ其ノ北京駐劄日本國政府ノ爲スコトアルヘキ提議ヲ考慮スルノ意嚮アルモノトス

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ領域內ニ設置セラルヘキ日本國大使館及領事館ニ對スル相當ノ敷地及建物ノ選定ニ付一切ノ適當ナル便益ヲ日本國政府ニ與フヘシ

第二條　前露西亞國政府即チ露西亞帝國政府及之ヲ繼承シタル臨時政府ノ發行シタル公債及國庫證券ニ依リ日本國ノ政府又ハ臣民ニ對シテ負ヘル債務ニ關スル一切ノ問題ハ日本國政府ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府トノ間ノ將來ノ商議ニ於ケル調整ニ留保セラルルコトヲ約ス

尤モ右問題ノ調整ニ當リ日本國ノ政府又ハ臣民ハ一切ノ他ノ條件ニシテ均シキニ於テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府カ同樣ノ問題ニ付他ノ何レノ國ノ政府又ハ國民ニ與フルコトアルヘキモノヨリモ不利益ナル地位ニ置カルルコトナカルヘシ

又締約國ノ一方ノ政府ノ他方ノ政府ニ對スル請求權又ハ締約國ノ一方ノ國民ノ他方ノ政府ニ對スル請求權ニ關スル一切ノ問題ハ日本國政府ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府トノ間ノ將來ノ商議ニ於ケル調整ニ留保セラルルコトヲ約ス

第三條　北「サガレン」ニ於ケル氣候ノ狀態カ現ニ同地方ニ駐屯スル日本國軍隊ノ即時本國輸送ヲ妨クニ鑑ミ右軍隊ハ千九百二十五年五月十五日迄ニ同地方ヨリ完全ニ撤退セラルヘシ

右撤退ハ氣候ノ狀態カ之ヲ許スニ至ラハ直ニ開始セラルヘク且日本國軍隊ノ撤退シタル北「サガレン」ノ總テノ地方ハ直ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ當該官憲ニ完全ナル主權ニ於テ還付セラルヘシ

行政ノ引渡及占領ノ終了ニ關スル細目ハ「アレクサンドロウスク」ニ於テ日本國占領軍司令官ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦代表者トノ間ニ協定セラルヘシ

第四條　兩締約國ハ其ノ一方カ何レカノ第三國ト結ヒタル軍事同盟ノ條約若ハ協定又ハ其ノ他ノ祕密協定ニシテ他方締約國ノ主權、領土權又ハ國家的安全ニ對スル侵害又ハ脅威ト成ルヘキモノノ現ニ存在セサルコトラ互ニ聲明ス

第五條　本議定書ハ同日附ヲ以テ署名セラレタル日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

議定書（乙）

兩締約國ハ日本國ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦トノ全權委員間ニ本日署名セラレタル議定書（甲）第三條ニ規定セラレタル所ニ從ヒ日本國軍隊カ北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ五月内ニ締結セラルヘキ利權契約ニ對スル基礎トシテ左ノ如ク協定セリ

一　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國代表者ニ依リ千九百二十四年八月二十九日聯邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書ニ記載セラルル北「サガレン」ニ於ケル油田ノ各ノ地積五割ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國政府ノ推薦スル日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス

右開發ノ爲日本國當業者ニ貸付セラルヘキ地積ヲ決定スルノ目的ヲ以テ右油田ノ各ハ各十五乃至四十「デシヤティン」ノ碁盤目方形ニ區分セラルヘク且全地積ノ五割ノ地積ハ日本國當業者ニ貸付セラルヘキ方形ノ數ハ日本人ニ割當テラルヘシ但シ右日本人ニ貸付セラルヘキ方形ハ原則トシテ相隣接スヘカラサルモ日本人ノ現ニ掘鑿又ハ作業中ナル一切ノ坑井ヲ包含スヘキモノトス右覺書地區ニ關シテハ「ソヴエイト」社會主義共和國聯邦政府カ右地區ノ全部又ハ一部ヲ外國人ノ利權ニ提供スルコトニ決スルトキハ日本國當業者ハ右利權ニ關スル事項ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス

二　又「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ利權契約締結ノ後一年内ニ選定セラルヘキ地方ニ於ケル炭田ニ關スル利權ヲ右日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス又前二項ニ揭ケラルル特定ノ地積以外ノ炭田ニ關シテハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府カ之ヲ外國人ノ利權ニ提供スルコトニ決スルトキハ日本國當業者ハ右利權ニ關スル事項ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス

四　前諸號ニ規定セラルル油田及炭田ノ開發ニ對スル利權ノ期間ハ四十年乃至五十年タルヘシ

五　日本人タル利權取得者ハ右利權ニ對スル報償トシテ炭田ノ場合ニ於テハ其ノ總產額ノ五分乃至八分ヲ又ハ油田ノ場合ニ於テハ其ノ總產額ノ五分乃至一割五分ヲ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ對シ每年提供スヘシ但シ自噴油井ノ場合ニ於テハ右報償ハ其ノ總產額ノ四割五分迄之ヲ增加スルコトヲ得

報償トシテ提供セラルヘキ產額ノ割合ハ利權契約ニ於テ確定的ニ定メラルヘク且右契約中ニ定メラルヘキ方法ニ依リ年產額ノ率ニ應シ等差ヲ設ケラルヘシ

六　右日本國當業者ハ企業ノ目的ニ要スル木材ヲ伐採スルコトヲ且交通竝物資及生產物ノ運輸ヲ容易ナラシムル爲諸般ノ施設ヲ爲スコトヲ許サルヘシ右ニ關スル細目ハ利權契約ニ於テ定メラルヘシ

七　前記ノ報償ニ鑑ミ又企業カ當該地區ノ地理上ノ位置及其ノ他ノ一般狀態ニ依リ受クヘキ不利益ヲ考量シ右企業ニ要スル又ハ之ヨリ得タル何等カノ物件、物資又ハ生產物ノ輸入及輸出ハ無稅ニテ許可セラルヘク且右企業ハ其ノ收益的經營ヲ事實上不可能ナラシムルコトアルヘキ如何ナル課稅又ハ制限ヲモ加ヘラルルコトナカルヘキコトヲ約ス

八「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ右企業ニ對シ一切ノ適當ナル保護及便益ヲ與フヘシ

九　前諸號ニ關聯スル細目ハ利權契約ニ於テ協定セラルヘシ

本議定書ハ同日附ヲ以テ署名セラレタル日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十五日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

聲明書

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及日本國間ノ一般關係ニ關スル條約ニ本日署名ノ上本國當業者ハ企業ノ目的ニ要スル木材ヲ伐採スルコトヲ且交通竝物資及生產物ノ運輸ヲ容易ナラシムル爲諸般ノ施設ヲ爲スコトヲ許サルヘシ右ニ關スル細目ハ利權契約ニ於テ定メラルヘシ

七　前記ノ報償ニ鑑ミ又企業カ當該地區ノ地理上ノ位置及其ノ他ノ一般狀態ニ依リ受クヘキ不利益ヲ考量シ右企業ニ要スル又ハ之ヨリ得タル何等カノ物件、物資又ハ生產物ノ輸入及輸出ハ無稅ニテ許可セラルヘク且右企業ハ其ノ收益的經營ヲ事實上不可能ナラシムルコトアルヘキ如何ナル課稅又ハ制限ヲモ加ヘラルルコトナカルヘキコトヲ約ス

八「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ右企業ニ對シ一切ノ適當ナル保護及便益ヲ與フヘシ

九　前諸號ニ關聯スル細目ハ利權契約ニ於テ協定セラルヘシ

本議定書ハ同日附ヲ以テ署名セラレタル日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十五日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

聲明書

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及日本國間ノ一般關係ニ關スル條約ニ本日署名ノ上本國當業者ハ企業ノ目的ニ要スル木材ヲ伐採スルコトヲ且交通竝物資及生產物ノ運輸ヲ容易ナラシムル爲諸般ノ施設ヲ爲スコトヲ許サルヘシ右ニ關スル細目ハ利權契約ニ於テ定メラルヘシ

七　前記ノ報償ニ鑑ミ又企業カ當該地區ノ地理上ノ位置及其ノ他ノ一般狀態ニ依リ受クヘキ不利益ヲ考量シ右企業ニ要スル又ハ之ヨリ得タル何等カノ物件、物資又ハ生產物ノ輸入及輸出ハ無稅ニテ許可セラルヘク且右企業ハ其ノ收益的經營ヲ事實上不可能ナラシムルコトアルヘキ如何ナル課稅又ハ制限ヲモ加ヘラルルコトナカルヘキコトヲ約ス

八「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ右企業ニ對シ一切ノ適當ナル保護及便益ヲ與フヘシ

九　前諸號ニ關聯スル細目ハ利權契約ニ於テ協定セラルヘシ

本議定書ハ同日附ヲ以テ署名セラレタル日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則

ニ掲ケラレタル地區、使用セラルル勞働者及專門家ノ數、機械竝其ノ他ノ條件ニ關シテハ右覺書ノ記載事項ニ嚴ニ準據シテ續行セラルヘシ

二　石油及石炭ノ如キ產出物ハ之ヲ輸出シ又ハ販賣スルコトヲ得ス右作業ニ關係アル從業員及裝備ノ用ニ限リ之ヲ充ツルコトヲ得ヘシ

三「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ依リ許與セラルル作業續行ノ許可ハ將來ノ利權契約ノ規定ニ何等影響ヲ及ホササルヘシ

四　北「サガレン」ニ於ケル日本國無線電信所ノ運用ニ關スル問題ハ將來ノ協定ニ留保セラルヘク且私人及外國人ノ無線電信所設置ヲ禁止スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ現存法令ニ合致スル方法ニ於テ調整セラルヘシ

本國政府ノ名ニ於テ本官ハ日本帝國政府ハ右書翰ニ全然同意ナル旨ヲ陳述スルノ光榮ヲ有シ候本官ハ玆ニ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候　敬具

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

芳澤謙吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦大使レフ・ミハイロヴイチ・カラハン」閣下

附屬公文

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦及日本國間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ニ本日署名スルニ當リ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員タル下名ハ玆ニ日本國政府ニ對シ千九百二十年ノ「ニコラエウスク」事件ニ對スル誠實ナル遺憾ノ意ヲ表スルノ光榮ヲ有ス

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ

エル・カラハン（印）

署名議定書

支那國駐劄日本國特命全權公使芳澤謙吉及支那國駐劄「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦大使「レフ・ミハイロヴイチ・カラハン」ハ良好妥當ト認メラレタル各自ノ全權委任狀ニ基キ本日北京ニ會合左ノ文書ヲ審査セリ

一　日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ニ手交セラレ且日本人カ北「サガレン」ニ於テ作業中ナル油田及炭田ノ狀態ニ關スル說明ヲ揭ケタル覺書ヲ本議定書ニ添附スヘキコトヲ約ス

右證據トシテ兩締約國ノ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉（印）

エル・カラハン（印）

千九百二十四年八月二十九日日本國代表者ニ依リ聯邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書

石油試掘作業

一　此等試掘作業ハ政府ノ爲ニ株式會社北辰會ニ依リテ行ハレ居レリ

二　作業位置

	試掘井 出油	試掘井 無油	地積	位置
「オハ」	四	七	二、五〇〇（エーカー）	「オハ」河ノ流域ニ於テ「ウルクト」灣ノ西二哩半
「エハビ」	一、六〇〇	ナシ	一、二〇〇	「エハビ」灣ノ西一哩
「ビルトウン」	一、二〇〇	ナシ	一、二〇〇	「ビルトウン」河ニ沿ヒ「キヤツクル」灣ノ南西六哩
「ヌトヴオ」	二、五〇〇	一	二、五〇〇	「ヌトヴオ」河口ヨリ西五哩
「チアイヴオ」	一、二〇〇	一	一、二〇〇	「ボアクシン」河ニ沿ヒ「チアイヴイ」灣ノ西三哩
「ヌイヴオ」	一、六〇〇	一	一、六〇〇	「ノグリツク」河（「トウイミ」河ノ支流）ノ流域ニ於テ「ヌイヴオ」灣ノ西七哩
「ヴイグレクトウイ」	八〇〇	ナシ	一、二〇〇	「トウイミ」河ノ流域ニ沿ヒ同河ノ河口ノ南三哩
「カタングリ」	二	一	一、六〇〇	「ナビリスキー」灣ノ北「カタングリー」湖ノ岸

三　使用セラルル專門家

勞働者　二〇

四〇〇（夏季）

四　機械

「ハイドロリツク、ロータリ」式

「スタンダード、ケーブル」式

「ダイアモンド、ボーリング」式

「スプリング、ボーリング」式（人力ニ依ルモノ）

五　設備

（イ）通信用　各所ノ作業ヲ連絡スル電話線、「オハ」及「チアイヴオ」ニ於ケル無線電信所

（ロ）運搬用　艀及傳馬船十二隻ノ外各所ノ作業ヲ連絡スル爲夏季使用セラルル小型蒸汽船一隻及發動汽船數隻

（ハ）建設物

	職員及勞働者用家屋	掘鑿用櫓	機關場	貯油所（土製）	燃料油「タンク」（鋼製）
「オハ」	三〇	一一	六	三	四
「エハビ」	一	三	—	—	—
「ビルトウン」	二	三	—	—	—
「ヌトヴオ」	七	三	一	—	—
「チアイヴオ」	八	一	—	—	—
「ヌイヴオ」	六	二	—	—	—
「ヴイグレクトヴイ」	一	二	—	—	—
「カタングリ」	一五	五	一	—	—

三　深掘用

五　淺掘用

二

一〇

炭坑作業

一　作業者

「ドウーエ」鑛山　三菱會社ハ占領軍ノ爲ニ作業シ居レリ

「ロガトウイ」鑛山　「スタヘエフ」會社及三菱會社カ合同事業トシテ作業シ居レリ

二　鑛山ノ位置

「ドウーエ」鑛山　海ニ近キ「ボストヴアヤ」ノ流域ニ於テ「アレクサンドロウスク」港ノ南約六哩、現ニ作業中ノ水平坑ハ二但シ竪坑ナシ

千九百二十三年ノ產額約五萬噸

「ロガトウイ」鑛山　海ニ面シ「アレクサンドロウスク」港ノ南約十哩、現ニ作業中ノ坑二竪坑ナシ、千九百二十三年ノ產額約三萬噸

三　專門家及勞働者ノ數　專門家　勞働者

「ドウーエ」鑛山　五　約二〇〇

「ロガトウイ」鑛山　三　約一五〇

（右數ハ夏季ノモノトス）

四　機械

「ドウーエ」鑛山ニ於テハ小型機關車ハ石炭ノ運搬ノ目的ノ爲ニ使用セラル

「ロガトウイ」鑛山ニ於テハ機械ヲ使用セス採掘及運搬ハ人及馬ニ依リテ行ハレ居レリ

五　建設物

「ドウーエ」鑛山ヨリ海岸ニ至ル一哩強ノ「トロツコ」線及「ロガトウイ」ニ於ケル四分ノ一哩弱ノ他ノ「トロツコ」線ヲ除キ炭坑用ニハ特殊ノ建設物ナシ

六　輸出

「ドウーエ」鑛山ノ產額ハ占領區域內ノ住民ニ依リ消費セラレ島外ニ搬出セラルルモノナシ「ロガトウイ」鑛山ノ產額ノ約三萬噸ハ三菱及「スタヘエフ」ニ依リテ千九百二十三年ニ輸出セラレタリトノコトナリ

芳澤謙吉

日露講和條約

日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下ハ兩國及其人民ニ平和ノ幸福ヲ恢復セムコトヲ欲シ講和條約ヲ締結スルコトニ決定シ之カ爲ニ日本國皇帝陛下ハ外務大臣從三位勳一等男爵小林壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下ヲ全露西亞國皇帝陛下ハ「プレシデント、オブ、ゼ、コムミツテイ、オブ、ミニスタース、オブ、ゼ、エムパイヤ、オブ、ロシア」「セクレタリー、オブ、ステート」「セルジ、ウキッテ」閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「マスター、オブ、ゼイムピリアル、コールト、オブ、ロシア」男爵「ローマン、ローゼン」閣下ヲ各其全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其委任狀ヲ示シ其良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條款ヲ協議決定セリ

第一條　日本國皇帝陛下ト全露西亞國皇帝陛下トノ間及兩國臣民ノ間ニ將來平和及親睦アルヘシ

第二條　露西亞帝國政府ハ日本國ガ韓國ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絕ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本帝國政府ガ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干涉セサルヘキコトヲ約ス

韓國ニ於ケル露西亞國臣民ハ他ノ外國ノ臣民又ハ人民ト全然同樣ニ待遇セラルヘク之ヲ換言スレハ最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カルヘキモノト知ルヘシ

第三條　日本國及露西亞國ハ互ニ左ノ事ヲ約ス

一　本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權ガ其效力ヲ及ホス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス

二　前記地域ヲ除クノ外現ニ日本國又ハ露西亞國ノ軍隊ニ於テ占領シ又ハ其監理ノ下ニ在ル滿州全部ヲ擧ケテ全然清國專屬ノ行政ニ還附スルコト

露西亞帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レサル何等ノ領土利益又ハ優先的若ハ專屬的讓與ヲ滿州ニ於テ有セサルコトヲ聲明ス

第四條　日本國及露西亞國ハ清國カ滿州ノ商工業ヲ發達セシメムカ爲列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻碍セサルコトヲ約ス

第五條　露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順港、大連並其附近ノ領土及領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其一部ヲ組成スル一切ノ權利、特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス

露西亞帝國政府ハ又前記租借權カ其效力ヲ及ホス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ日本帝國政府ニ移轉讓渡ス

兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス

日本帝國政府ニ於テハ前記地域ニ於ケル露西亞國臣民ノ財產權カ安全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス

第六條　露西亞帝國政府ハ長春（寬城子）旅順口間ノ鐵道及其一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利、特權及財產及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スヘキコトヲ約ス

兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ヘキコトヲ互ニ約ス

第七條　日本國及露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限リ經營シ決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セサルコトヲ約ス

該制限ハ遼東半島租借權カ其效力ヲ及ホス地域ニ於ケル鐵道ニ適用セサルモノト知ルヘシ

第八條　日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ交通及運輸ヲ增進シ且之ヲ便易ナラシムルノ目的ヲ以テ滿洲ニ於ケル其接續鐵道業務ヲ規定センカ爲成ルヘク速ニ別約ヲ締結スヘシ

第九條　露西亞帝國政府ハ薩哈嗹島南部及其附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財產ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓歩ス其讓與地域ノ北方境界ハ北緯

五十度ト定ムル該地域ノ正確ナル境界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スヘシ

日本國及露西亞國ハ薩哈嗹島又ハ其附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地內ニ堡壘其他之ニ類スル軍事上工作物ヲ築造セサルコトニ互ニ同意ス又兩國ハ各宗谷海峽及韃靼海峽ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラサルコトヲ約ス

第十條　日本國ニ讓與セラレタル地域ノ住民タル露西亞國臣民ニ付テハソノ不動產ヲ賣却シテ本國に退去スルノ自由ヲ留保ス但シ該露西亞國臣民ニ於テ讓與地域ニ在留セムト欲スルトキハ日本國ノ法律及管轄權ニ服從スルコトヲ條件トシテ完全ニ其職業ニ從事シ且財產權ヲ行使スルニ於テ支持保護セラルヘシ日本國ハ政事上又ハ行政上ノ權能ヲ失ヒタル住民ニ對シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ又ハ之ヲ該地域ヨリ放逐スヘキ充分ノ自由ヲ有ス但シ日本國ハ前記住民ノ財產權ヲ完全ニ尊重セラルヘキコトヲ約ス

第十一條　露西亞國ハ日本海「オコーツク」海及「ベーリング」海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國臣民ニ許與セムカ爲日本國ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス

前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ササルコトニ双方同意ス

第十二條　日露通商航海條約ハ戰爭ノ爲廢止セラレタルヲ以テ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ現下ノ戰爭以前ニ效力ヲ有シタル條約ヲ基礎トシテ新ニ通商航海條約ヲ締結スルニ至ル迄ノ間兩國通商關係ノ基礎トシテ相互ニ最惠國ノ地位ニ於ケル待遇ヲ與フルノ方法ヲ採用スヘキコトヲ約ス而シテ輸入稅及輸出稅、稅關手續、通過稅及噸稅並一方ノ代辯者、臣民及船舶ニ對スル他ノ一方ノ領土ニ於ケル入國ノ許可及待遇ハ何レモ前記ノ方法ニ依ル

第十三條　本條約實施ノ後成ルヘク速ニ一切ノ俘虜ハ互ニ之ヲ還附スヘシ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ各俘虜ヲ引受クヘキ一名ノ特別委員ヲ任命スヘシ一方ノ政府ノ收容ニ係ル一切ノ俘虜ハ他ノ一方ノ政府ノ特別委員又ハ正當ニ其委任ヲ受ケタル代表者ニ引渡シ同委員又ハ其代表者ニ於テ之ヲ受領スヘク而シテ其引渡及受領ハ引渡國ヨリ豫メ受領國ノ特別委員ニ通知スヘキ便宜ノ人員及引渡國ニ於ケル便宜ノ出入地ニ於テ之ヲ行フヘシ

日本國政府及露西亞國政府ハ俘虜引渡完了ノ後成ルヘク速ニ俘虜ノ捕獲又ハ投降ノ日ヨリ死亡負擔シタル直接費用ノ計算書ヲ五ニ提出スヘシ同計算書ヲ交換ノ後露西亞國ハ成ルヘク速ニ日本國カ前記ノ用途ニ支出シタル金額ト露西亞國カ同樣ニ支出シタル實際ノ金額トノ差額ヲ日本國ニ拂戻スヘキコトヲ約ス

第十四條　本條約ハ日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下ニ於テ批准セラルヘシ該批准ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ本條約調印ノ日ヨリ五十日以內ニ東京駐劄佛蘭西國公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使ヲ經テ日本帝國政府及露西亞帝國政府ニ各之ヲ通告スヘシ而シテ其終リノ通告ノ日ヨリ本條約ハ全部ヲ通シテ完全ノ效力ヲ生スヘシ正式ノ批准交換ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フヘシ

第十五條　本條約ハ英吉利文及佛蘭西文ヲ以テ各二通ヲ作リ之ニ調印スヘシ其各本文ハ全然符合スト雖モ其解釋ニ差異アル場合ニハ佛蘭西文ニ據ルヘシ

右證據トシテ兩帝國全權委員ハ玆ニ本講和條約ニ記名調印スルモノナリ

明治卅八年九月五日即一千九百五年八月二十三日（九月五日）「ポーツマス」（「ニユー・ハムプシヤ」州）ニ於テ之ヲ作ル

小村壽太郎（記名）印
高平小五郎（記名）印
セルジ・ウキッテ（記名）印
ローゼン（記名）印

同上追加約款

明治卅八年九月五日「ポーツマス」ニ於テ調印

同年十月十六日公布

本日附日本國及露西亞國間講和條約第三條及第九條ノ規定ニ從ヒ下名ノ全權委員ハ左ノ追加約款ヲ締結セリ

第一　第三條ニ付

日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ同時ニ且講和條約ノ實施後直ニ滿洲ノ地域ヨリ各其軍隊ノ撤退ヲ開始スヘキコトヲ互ニ約ス而シテ講和條約實施ノ日ヨリ十八箇月ノ期間內ニ兩國ノ軍隊ハ遼東半島租借地以外ノ滿洲ヨリ全然徹退スヘシ前面陣地ヲ占領スル兩國軍隊ハ最先ニ撤退スヘ

シ

兩締約國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道線路ヲ保護セムカ爲守備兵ヲ置クノ權利ヲ保留ス該守備兵ノ數ハ一「キロメートル」毎ニ十五名ヲ超過スルコトヲ得ス而シテ日本國及露西亞國軍司令官ハ前記最大數以內ニ於テ實際ノ必要ニ顧ミ之ニ使用セラルヘキ守備兵ノ數ヲ双方ノ合意ヲ以テ成ルヘク少數ニ限定スヘシ

滿洲ニ於ケル日本國及露西亞國軍司令官ハ前記ノ原則ニ從ヒ撤兵ノ細目ヲ協定シ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ十八箇月ヲ超エザル期間內ニ撤兵ヲ實行セムガ爲双方ノ合意ヲ以テ必要ナル措置ヲ執ルヘシ

第二　第九條ニ付

兩締約國ニ於テ各任命スヘキ同數ノ人員ヨリ成ル境界劃定委員ハ本條約實施後成ルヘク速ニ薩哈嗹島ニ於ケル日本國及露西亞國領地間ノ正確ナル境界ヲ永久ノ方法ヲ以テ實地ニ就キ劃定スヘシ該委員ハ地形ノ許ス限リ北緯五十度ヲ以テ境界線トナスコトヲ要シ若シ何レカノ地點ニ於テ同緯度ヨリ偏倚スルノ必要ヲ認ムルトキハ他ノ地點ニ於ケル對當ノ偏倚ニ依リテ之ヲ填補スヘシ該委員ハ讓與中ニ包含セラルル附近島嶼ノ表及明細書ヲ調製スルノ任ニ當リ且讓與地域ノ境界ヲ示ス地圖ヲ調製シ之ニ署名スヘシ該委員ノ事業ハ兩締約國ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

前記追加約款ハ其附屬スル講和條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

明治卅八年九月五日即チ千九百五年八月二十三日(九月五日)「ポーツマス」ニ於テ

小村壽太郎(記名)
高平小五郎(記名)
セルジ・ウキツテ(記名)
ローゼン(記名)

駐剳外交機關

露國駐剳日本大使館

(所在地莫斯科市ヘルツェン街)

大使	廣田弘毅	
參事官	一、二、三	天羽英二
一等書記官(三)	(賜)天城篤治	
同(三)	佐々木勝三郎	
二等書記官四、一	(用)島田正靖	
同 四、一	宮川船夫	
同 四、二	島田磁	
三等書記官五、二	安東義良	
商務書記官(三)	川谷幸左衛門	
外交官補 六、一	尾形昭二	
同 六、一	(賜)石川實	
書記生 二	寺岡信人	
同 三	油橋重遠	
同 三	太田日出雄	
同 四	間庭秀文	
同 五(〇未)	高杉登	
同 五	辻直	
同 七	(用)中川二郎	

(以上外務省所屬)

陸軍武官	笠原幸雄	
補佐官	富永恭治	

(以上陸軍省所屬)

海軍武官	有馬寬	
補佐官	松本一郎	

(以上海軍省所屬)

露國駐剳日本領事館

在浦潮斯德

(總領事代理)	領事 四、一	緒方整肅
書記生 四		多賀谷靖
同 五		根井三郎
同 五		片岡長多
同 六		道正久
通譯生 七		高山亮三

在アレクサンドロフスク

總領事 四、一	佐々木靜吾
書記生 四	新居次郎
同 六	(賜)安木偉久太
同 九	柏矢良文

在オハ分館

書記生 三	(主任)下村未郎
同 七	大野幹一

在ハバロフスク

總領事 四、一		山口爲太郎
領事 四、一	(賜)川角忠雄	
書記生 四	村瀨悌二	
同 五	高尾正夫	
同 六	(用)中村禧	

同　七　清水威久
兼勤　(賜)安木書記生

露國駐剳日本領事館

在オデツサ

領事 五、二	田中文一郎	
書記生 五	野口芳雄	
同 七	(用)三谷靜夫	

在ブラゴウエスチエンスク

(領事代理)		
副領事 六、一	泉顯藏	
書記生 三	後藤安嗣	

在ペトロパウロフスク

(領事代理)		
副領事 六、一	小柳雪生	
書記生 五	佐藤鐵松	

在ノヴオシビルスク

書記生 四	(事務代理)中村隈三郎	
同 四	(用)高橋清四郎	

註——略語用例左の如し

(用)ハ御用歸朝者(賜)ハ賜暇歸朝者(未)ハ未赴任者(〇未)ハ未赴任出發期未定の者、役名下ノ數字ハ官等俸給、例ヘバ一、二ハ一等二級俸ノ如シ

日本駐剳露國大使館

(所在地東京市麻布區狸穴町)

特命全權大使	ア・ア・トロヤノフスキー
商務參事官	ペ・ウ・ア・ニケエフ
一般關係	
海軍武官	エヌ・ア・ボロゴフ
一等書記官兼總領事	ヘ・ゲ・グリゴリエウイチ
一等書記官	エム・ゲ・ガルコウイチ
二等書記官	ウェ・ウェ・ジェレズニヤコフ
日本語書記官	エ・ゲ・スパルウイン
陸軍武官補佐官	ペ・ア・パノフ
會計課長	エル・ア・ガシケリ
經理課長	イ・イ・ベズウェルヒ
文書課長	ア・ア・スネギロフ
通譯	エム・エヌ・アンドレーフ
通譯	ウェ・ウェ・ロジンスキー
事務員	エヌ・エス・ソロヴイヨフ
速記・タイピスト	エ・エヌ・アンドレエワ
タイピスト	エ・イ・レヴイナ
建築技師	イ・エス・チェルトクチェーフ
陸軍武官付書記	ペ・イ・クウジミチェフ
海軍武官付書記	エヌ・ペ・エルマコフ
陸軍武官付通譯	ウェ・エム・コンスタンチーノフ
海軍武官付通譯	ア・ア・レイフェルト

日本駐剳露國總領事館

在東京

總領事	エヌ・エヌ・チフメーネフ	
書記官	エヌ・ア・ズブロウイン	

在神戸

總領事	ウェ・エヌ・ワシリェウェチ	

在京城

總領事	イ・ア・チチヤーエフ	

日本駐剳露國領事館

在函館

領事	ゲ・イ・チホーノフ	

在敦賀

領事	ゲ・イ・ブシンスキー	

在大連

領事	イ・イ・ジウルバ	

在小樽

副領事	イワン・ベーロフ	

漁業關係

日露漁業條約

日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約

（昭和三年五月二十五日公布條約第二號）

日本國皇帝陛下及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ締結セラレタル日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約第三條ノ規定ニ從ヒ漁業條約ヲ締結スル爲左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ

日本國皇帝陛下

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦駐劄特命全權大使　正四位勳一等　田中都吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦中央執行委員會「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦外務人民委員代理「レフ・ミハイロヴィチ・カラハン」及露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國農務人民委員部參與會員「マルチン、イヴアノヴイチ・ラツイス」

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ河川及入江ヲ除キ日本海、「オホーツク」海及「ベーリング」海ニ於ケル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ屬地ノ沿岸ニ於テ漁業ニ關スル一切ノ種類ノ魚類及水產物ヲ捕獲シ、採取シ及加工スルノ權利ヲ本條約ノ規定ニ從ヒ日本國臣民ニ許與ス右例外ニ含マルル入江ハ本條約附屬議定書（甲）第一條ニ之ヲ列擧ス

第二條　日本國臣民ハ魚類及水產物ノ捕獲、採取及加工ノ目的ヲ以テ特ニ指定セラレタル海上及陸地ニ亘ル漁區ニ於テ之ニ從事スルコト自由タルベシ右漁區ノ貸付ハ競賣ニ依リテ之ヲ爲シ日本國臣民ト「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民ノ間ニ何等ノ差別ヲ設クルコトナカルベシ尤モ前項ニ對スル例外トシテ兩締約國政府ノ合意アリタル漁區ハ競賣ニ依ラズシテ之ヲ貸付スルコトヲ得ルモノトス

漁區ノ競賣ハ每年二月「ヴラヂヴオストツク」駐在日本國領事官ニ於テ行ハルベク又之ガ爲指定セラレタル日及場所竝ニ賣却セラルベキ各種ノ漁區ノ貸付ニ關スル必要ナル細目ハ競賣ノ少クトモ二月前ニ於テ「ヴラヂヴオストツク」駐在日本國領事官ニ正式ニ通告セラルベシ

競落者ナキ漁區ニ付テハ該漁區ハ前回ノ競賣後十五日以內ニ且五日ヨリ早カラズシテ再ビ競賣ニ付セラルベシ

鯨及鱘竝ニ特定ノ漁區內ニ於テ捕獲シ又ハ採取スルコト能ハザル一切ノ魚類及水產物ノ捕獲ハ特別ノ免許狀ヲ具フル航海船ニ搭乘セル日本國臣民ニ許サルベシ

第三條　本條約第二條ノ規定ニ從ヒ漁區ノ貸付ヲ受ケタル日本國臣民ハ該漁區ノ限界內ニ於テ岸地ヲ自由ニ使用スルノ權利ヲ有スベシ右日本國臣民ハ該岸地ニ於テ自己ノ漁船及漁網ニ必要ナル修繕ヲ行ヒ之ヲ岸ニ引上ゲ竝ニ自己ノ捕獲物及採集物ヲ陸揚シ、加工シ及貯藏スルコトヲ得ベク又之ガ爲該岸地ニ建物、倉庫、小屋及乾燥場ヲ建テ又ハ之ヲ移轉スルコト自由タルベシ

第四條　漁業ニ關シテ徵セラルベキ稅金、課金及手數料ニ付テハ日本國臣民ハ左ノ條件ニ從フベク又如何ナル場合ニ於テモ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ人民ニ與ヘラルル所ニ比シ不利益ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ

（一）　漁業權ヲ有スル日本國臣民ニ課セラルベキ營業稅ノ額ハ右日本國臣民ガ捕獲シ、採取シ又ハ加工シタル魚類及水產物ノ漁場ニ於ケル價格ノ百分ノ三ヲ超ユルコトナカ

ルベシ

（二）　右日本國臣民ハ營業稅竝ニ本條約附屬議定書（甲）第九條ニ揭グル稅金、課金及手數料ヲ除クノ外一切ノ種類ノ稅金、課金及手數料ヲ免除セラルベシ

（三）　營業稅竝ニ他ノ稅金、課金及手數料ノ支拂ハ兩政府間ノ特別取極ニ依リ之ヲ處理スルコトヲ得

（四）　日本國ニ住所ヲ有シ且日本國臣民ニ貸付セラレタル漁場ニ於テ季節的勞働ニ從事スル日本人タル被使用者ノ所得ニ對シテハ何等ノ稅金又ハ課金ヲ徵スルコトナカルベシ

第五條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於テ捕獲セラレ又ハ採取セラレタル魚類及水產物ニ對シテハ該魚類及水產物ガ製造工程ヲ經タルト否トニ拘ラズ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヨリ日本國ニ輸出セラルベキモノナルトキハ何等ノ稅金ヲ徵スルコトナカルベシ

第六條　本條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ魚類及水產物ノ捕獲、採取及加工ニ從事スル日本國臣民ノ被使用者ノ國籍ニ付テハ何等ノ制限ヲ設クルコトナカルベシ

第七條　魚類及水產物ノ加工方法ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ本條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ニ對シテハ該地方ニ於テ漁業權ヲ取得シタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民ガ免除セラルル何レノ制限ヲモ加ヘザルコトヲ約ス

第八條　漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル領事官ガ日本國ニ於テ發給シタル健全證書ヲ具フル航海船ヲ日本國ヨリ自己ノ漁場ヘ自己ノ一ノ漁場ヨリ他ノ漁場ヘ及自己ノ漁場ヨリ日本國ヘノ直航ノ用ニ供スルコトヲ得又右船舶ハ搭載セル魚類及水產物ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於テ捕獲セラレ又ハ採取セラレタルモノノ第三國ヘノ輸出ニ要スル手續ニ從フニ於テハ右第三國ヘ航行スルコトヲ得

漁場ヨリ直接右第三國ヘ航行スル日本國臣民ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル領事官ガ日本國ニ於テ發給シタル健全證書ヲ具フル航海船ヲ日本國ヨリ自己ノ漁場ヘ自己ノ一ノ漁場ヨリ他ノ漁場ヘ及自己ノ漁場ヨリ日本國ヘノ直航ノ用ニ供スルコトヲ得又右船舶ハ搭載セル魚類及水產物ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於テ捕獲セラレ又ハ採取セラレタルモノノ第三國ヘノ輸出ニ要スル手續ニ從フニ於テハ右第三國ヘ航行スルコトヲ得

漁場ヨリ直接右第三國ヘ航行スル日本國臣民ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル領事官ガ日本國ニ於テ發給シタル健全證書ヲ具フル航海船ヲ日本國ヨリ自己ノ漁場ヘ自己ノ一ノ漁場ヨリ他ノ漁場ヘ及自己ノ漁場ヨリ日本國ヘノ直航ノ用ニ供スルコトヲ得又右船舶ハ搭載セル魚類及水產物ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於テ捕獲セラレ又ハ採取セラレタルモノノ第三國ヘノ輸出ニ要スル手續ニ從フニ於テハ右第三國ヘ航行スルコトヲ得

前記船舶ハ漁業ニ必要ナル人及物件竝ニ捕獲物及採集物ヲ課金及稅金ヲ徵セラルルコトナク運搬スルコト自由タルベシ

漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ハ自己ノ漁區又ハ本條約第二條末項ニ揭グル免許狀ヲ具フル船舶ノ間ニ於テ前記ノ人、物件、捕獲物及採集物ヲ陸上岸ニ沿ヒ又ハ海上漁船ニ搭載シテ課金及稅金ヲ徵セラルルコトナク運搬スルコトヲ得

本條ノ規定ハ各自別別ノ漁區又ハ免許狀ヲ有スル者ガ共同シテ一ノ船舶又ハ漁船ヲ使用スル場合ニモ均シク適用セラルベシ

本條ノ規定ハ貸付期間ノ滿了シタル漁區內ニ在ル殘留財產ノ他ノ漁區又ハ日本國ヘノ移轉ニ適用セラルベシ

前記ノ船舶及漁船ハ他ノ一切ノ點ニ付テハ沿岸貿易ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ從フベシ

第九條　漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ガ捕獲シ又ハ採取シタル魚類及水產物ヲ何等ノ輸出免許ヲ要セズシテ日本國ニ自由ニ輸出スルコトヲ得又右日本國臣民ハ右魚類及水產物ヲ之ガ輸出ニ要スル手續ニ從ヒ第三國ニ輸出スルコトヲ得

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ國營若ハ他ノ企業又ハ人民ヨリ購入シタル魚類及水產物ノ輸出ニ付テハ右日本國臣民ハ之ガ輸出ニ要スル手續ニ從フベシ

右日本國臣民ハ專ラ自己ノ漁業ノ爲及自己又ハ自己ノ被使用者ノ爲ニ使用スルコトヲ目的トスル必需品ヲ何等ノ輸入免許ヲ要セシテ輸入スルコト自由タルベシ

前記貨物ノ輸入ニ對シテハ何等ノ稅金及課金ヲ徵スルコトナカルベシ右貨物及其ノ數量ハ每年適當ナル時期ニ於テ權限アル地方官憲ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ中央官憲ノ承認ヲ經テ作成スベキ品目表中ニ明記セラルベシ

第十條　漁業權ヲ取得シタル日本國臣民及其ノ被使用者ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民ニ非ザルモノノ入國、滯在、移轉及出國ニ關シテハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ニ依リ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ簡易規則ヲ本條約第一條ニ特定セラルル地方ニ適用スベシ他ノ一切ノ場合ニ於テハ日本國臣民ハ外國人ノ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヘノ入國、之ニ於ケル滯在及之ヨリノ出國ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法令及規則ニ從フベシ

前記地方ニ於テ漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ハ

及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民ハ魚類ノ養殖、魚類及水產物ノ保護、之ニ密接ノ關係アル產業ノ取締竝ニ漁業ニ關スル他ノ一切ノ事項ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法律、規則及命令ニ付均等ノ地歩ニ置カルベシ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於ケル漁業ニ適用セラルベキ法律及規則ニシテ新ニ制定セラレタルモノハ之ガ施行ノ少クトモ三月前ニ日本國政府ニ通知セラルベク「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ地方官憲ニ依リ新ニ發セラレタル右ト同一性質ノ命令ハ之ガ施行ノ少クトモ二月前ニ「ハバロフスク」駐在日本國領事官ニ通知セラルベシ

第十一條　日本國臣民ハ本條約第一條ニ特定セラルル地方ノ限界外ニ在ル自己借受ノ陸上地區ニ於テ魚類及水產物ノ加工ニ從事スルコト自由タルベシ但シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法律、規則及命令ニシテ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦內ノ一切ノ外國人ニ適用セラルベキモノニ常ニ從フベシ

第十二條　日本國政府ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ガ本條約ニ依リ日本國臣民ニ漁業權ヲ許與シタルコトニ鑑ミ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於テ捕獲セラレ又ハ採取セラレタル魚類及水產物ニ對シテハ該魚類及水產物ガ製造工程ヲ經タルト否トニ拘ラズ何等ノ輸入稅ヲ課セザルコトヲ約ス

第十三條　日本人タル被使用者ハ日本國ニ居住シ、日本國ニ於テ雇傭セラレ及季節的漁業ノ勞働ニ從セタル後日本國ニ歸還スルモノナルコト、其ノ慣行及習俗ハ日本人ニ特有ノモノナルコト、日本國及漁場間ノ無賃往復竝ニ全雇傭期間中ノ無料給食ヲ許與セラルルコト、正規ノ賃銀以外ニ捕獲物及採集物ノ配當ヲ與ヘラルルコト竝ニ醫療及他ノ救恤手段ノ無料施設アルコトヲ認ムルニ因リ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ハ制定セラルルコトアルベキ勞働ノ保護及規律ニ關スル其ノ法令及規則ヲ本條約ノ規定ニ依リ日本國臣民ニ貸付セラレタル漁場ニ於ケル日本人タル被使用者ノ勞働ニ適用スルニ當リ前記事實ニ適セシムルコトヲ約ス

第十四條　本條約ニ於テ特ニ規定セラルル地方ニ於ケル漁業ニ關スル事項ニ付テハ日本國臣民ハ右地方ニ於テ條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於ケル漁業ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法律、規則及命令ニシテ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦人民ニ與ヘラルル所ト同一ノ待遇ヲ受クルノ權利ヲ有スベシ

第十五條　本條約ハ八年間引續キ效力ヲ有スベク且右期間ノ終ニ於テ修正又ハ更新セラルベク爾後本條約ハ每十二年ノ終ニ於テ修正又ハ更新セラルベシ

締結國ノ一方ハ本條約ノ終了ノ十二月前ニ於テ本條約ヲ修正スルノ希望ヲ他方ニ通告スルコトヲ得右修正ノ爲ノ商議ハ右十二月以內ニ結了セラルベシ

締約國ノ何レモ右修正ノ爲メノ通告ヲ爲サザルトキハ本條約ハ更ニ十二年間引續キ效力ヲ有スベシ

第十六條　本條約ハ批准セラルベク又其ノ批准書ハ或ルベク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ之ガ署名後四月ヨリ後ルルコトナク東京ニ於テ交換セラルベシ

本條約ハ其ノ批准書交換ノ日ノ後五日目ヨリ實施セラルベシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テセル本條約二通ニ署名調印セリ

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市ニ於テ之ヲ作成ス

田中都吉（印）
エル・カラハン（印）
エム・ラツイス（印）

議定書（甲）

（昭和三年五月二十六日告示外務省告示第六十三號）

本日日本國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約ニ署名スルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セリ

第一條　漁業條約第一條ニ揭ゲラルル例外タル入江ハ左ノ如シ

一「セント、ローレンス」灣（「ブナウグン」岬ヨリ「ハルギラフ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

二「メチグメ」灣

三「コニヤム」灣（「ペンケグネイ」灣）（「ネチホノン」岬ヨリ「グラブ、ビーク」ニ引キタル直線ニ至ル）

四「アポレシエフ」灣（「カラガン」灣）

五「ルミレート」灣

六「プロヴィデンス」灣（「リソフスキー」岬ヨリ「ルイサヤ、ガラヴア」ニ引キタル直線ニ至ル）

七「ホーリー、クロツス」灣（「メエチケン」岬ノ緯線ニ至ル）

八「アナデイル」灣（「セント、バジリアス」岬ヨリ「ゲーカ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

九「セント、バヴラ」灣

十「シリユーボチナヤ」灣

十一「テユイレン」湖

十二「シツクス、フイート」湖

十三「バロン、コルフア」灣ノ北部

十四「カラーガ」灣

十五「ベチエヴインスカ」灣

十六「アヴアチア」灣（「ベズイミヤンヌイ」岬ヨリ「ダルニー」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

十七「ペンジンスク」灣（「マメート」岬ノ緯線ニ至ル）

十八「ミルカチンスキー」灣

十九「ヤムスカヤ」灣

二十「アヤン」灣

二十一「コンスタンチン」太公灣

二十二「セント、ニコラス」灣（「ラムズドルフ」岬ヨリ「グロト」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

二十三「スチアースチア」灣

二十四「バイカル」灣（「チアウノ」岬ヨリ「ヴイトフタ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

二十五「ヌイスキー」灣

二十六「ナビルスキー」灣

二十七「クレストヴアヤ」灣

二十八「スタルカ」灣

二十九「ヴアニナ」灣（「ヴエツセリ」岬ヨリ「ブールヌイ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

三十「ソヴイエト」港（「ミリユーチナ」岬ヨリ「プチアチナ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

三十一「テルネ」灣（「ストラシヌイ」岬ノ經線ニ至ル）

三十二「セント、ヴラヂーミル」灣（「カストリー」岬ヨリ「クロスター、カンプ」岬ニ引キタル直線及「クロスター、カンプ」岬ヨリ「ネ・ストルイ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

二「セント、オルガ」灣（「マネフスカゴ」岬ヨリ「シユコータ」岬ニ引キタル直線ニ至ル）

三「ピーター」大帝灣（灣內ニ在ル諸島ヲ包含シ「バヴアロートヌイ」岬ヨリ「ガモヴア」岬ニ至ル）

四「ポシエツト」灣（「ガモヴア」岬ヨリ「ブタコフ」岬ニ至ル）

第二條　河川ト海トノ境界ニ關スル事項ニ付テハ兩政府ハ國際法ノ原則及慣例ニ從フベシ

第三條　漁業條約ニ依リ日本國臣民ニ許與セラレタル黑龍江海灣（「リマン」）ニ於ケル漁業權ハ左ノ特別規定ニ從フベシ

（一）日本國臣民ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民ト同一ノ地歩ニ於テ競賣ニ依リ右地方ニ於テ漁區ヲ取得スルコトヲ得

（二）漁區ヲ取得シタル日本國臣民ハ漁業ノ關スル限リ一切ノ點ニ付漁區ノ競落者タル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民ト均シク黑龍江流域ニ於ケル河川漁業ニ關シ制定セラレ又ハ制定セラルコトアルベキ法律、規則及命令竝ニ殊ニ右地方ニ於ケル漁區借受人ガ外國人タル勞働者ヲ使用スルコトヲ禁止セル規定ニ從フベシ

第四條　日本國臣民ハ漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ノ何レカノ部分ニ於ケル漁區ノ貸付ノ

申請ヲ爲ストキハ右條約第二條ノ規定ニ依リ右貸付ヲ受クルコトヲ得但シ前記地方ニ於ケル魚類ノ養殖及保護、之ニ密接ノ關係アル產業ノ取締竝ニ漁業ニ關スル他ノ一切ノ事項ニ關シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ於テ制定セラレ又ハ制定セラルルコトアルベキ法律、規則及命令ニ從フベシ

捕獲セラルル魚積ガ漁區貸付契約中ニ明記セラレザル場合ニ於テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ捕獲セラルル魚類ニ對シ何等ノ制限ヲ其ノ鮭鱒族ノ保護ニ必要ト爲ラザル限リ課スルコトナカルベシ

第五條　日本國臣民竝ニ日本國臣民及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民間ノ漁業權ノ轉移ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ依リ定メラレタル手續ニ從ヒ右移轉ノ申請アリタルトキハ之ガ許可ヲ與フベシ

第六條　漁區ノ貸付期間ハ左ノ如ク之ヲ定ム

漁業條約ノ實施前既ニ開カレタルモ未ダ經營セラレザリシ漁區又ハ實施後初テ開カレタル漁區ニ付テハ一年

一年以上經營セラレタル漁區ニ付テハ三年

三年以上經營セラレタル漁區ニ付テハ五年

漁業條約第二條第二項及同條約附屬文書ノ規定ニ依リ特別貸付ヲ許與セラルベキ漁區ニ付テハ前記期間ハ之ヲ變更スルコトヲ得ルモノトス

第七條　漁業條約ノ期間ノ滿了ノ日ニ於テ未ダ期間ノ滿了セザル漁業權ハ漁業條約自體ニ關シ兩締約國ノ爲スベキ決定ノ如何ニ拘ラズ右漁業權ノ全存續期間中引續キ有效タルベシ

第八條　漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ既ニ存在スル漁區ハ漁業條約ノ全存續期間中利用ノ爲開キ置カルベシ

第九條　漁業條約第四條(二)ノ規定ニ關シテハ日本國臣民ハ左ノ稅金、課金及手數料ヲ課セラルベシ

(一)　運搬手段(馬、自動車、自動車、自動自轉車及航海證書ヲ具ヘザル「モーダー・ボート」ニ對スル地方稅

(二)　汽罐、壓力ニ依リ運轉セラルル裝置、昇降機及起重機械ノ檢查證明書ノ手數料

(三)　現ニ都市ニ於テ實施中ナル建物ニ對スル地方課金ガ漁場ノ存在スル地方ニ適用セラルベキ場合ニハ右地方課金

(四)　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ中央官憲ニ依リ設ケラレタル印紙稅、公證人手數料、裁判手數料竝ニ他ノ同樣ノ稅金、課金及手數料ニシテ漁區及漁場ノ設備ニ關接ノ關係ヲ有スルモノ竝ニ取引所ニ於テ行ハレ又ハ登錄セラレタル取引ニ對シ地方官憲ニ依リ設ケラレタル地方稅金

(五)　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヘノ入國、之ニ於ケル滯在及之ヨリノ出國ニ關スル領事手數料及登錄手數料

(六)　文書ノ發給又ハ證明ニ對スル領事手數料

(七)　漁區貸付契約ノ登錄手數料

(八)　森林ヨリ賣出サレタル木材ニ對スル課金

(九)　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ於ケル消費ノ爲ノ魚類及水產物ノ賣却ヨリ生ズル利益ニ對スル所得稅竝ニ右魚類及水產物ニ關スル運搬稅

第十條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ一箇又ハ數箇ノ特定ノ第三國ニ關シ之ニ輸出セラルル一般貨物ニ適用セラルベキ稅金ヲ變更スル場合ヲ除クノ外「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東地方ヨリ輸出セラルル魚類及水產物ニ對シテ稅金ヲ免除スル現行法規ヲ漁業條約ノ存續期間中維持スルコトヲ約ス

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國ニ於テ加工セラレズシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ再輸入セラルル魚類及水產物ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ產物又ハ製造品タル再輸入品ニ對シ稅金ヲ免除スル自國ノ現行規則ヲ漁業條約ノ存續期間中維持スルコトヲ均シク約ス

第十一條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ガ鰊及價値少キ他ノ魚種竝ニ魚類及水產物ノ加工ノ際生ズル廢棄物ヨリ肥料ヲ製造スルコトニ對シ何等ノ異議ヲ有セズ又「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ガ日本式方法ニ依リ鮭鱒族ノ魚類ニ加工シ及之ヲ鹽藏スルコトニ對シ何等ノ異議ヲ有セズ

第十二條　漁業條約第八條第一項ニ揭グル航海證書ハ左ノ書類ノ提出アリタルトキハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ領事官ニ依リ發給セラルベシ

一　船舶ガ回航センストスル一箇又ハ數箇ノ漁區ノ貸付ヲ證明スル書類

二　證明アル在船者名簿ニシテ在船者ノ身分證明ノ書類ヲ添附シタルモノ

三　船舶ノ載貨ガ單ニ漁業條約第九條第三項ニ揭グル貨物ノミヨリ成ルコトヲ證明スル書類、右書類ニハ又載貨ノ數量ヲ表示スベシ

航海證書ニハ左ノ事項ヲ表示スベシ

一　船名及船籍港名

二　一箇又ハ數箇ノ漁區ノ一人又ハ數人ノ借受人ノ名

三　船舶ガ回航センストスル一箇又ハ數箇ノ漁區ノ明示

四　載貨ノ性質及數量

五　乘組員ノ名

前記證書及健全證書ヲ具フル船舶ハ航海證書ニ記載セラレタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ沿岸ノ地點ノミニ到リ及留マルコトヲ得稅關ノ存在スル港ハ右船舶ニ對シ常ニ開放セラルルハ勿論トス

漁業條約第二條末項ニ依リ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ回航スル日本國船舶ハ特ニ指定セラレタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ港ノ一ニ先ヅ到ルベク同港ニ於テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ハ右船舶ニ對シ魚類及水產物ノ捕獲、採取及加工ノ爲ノ特別免許狀ヲ發給スベシ該免許狀ハ同時ニ航海證書ニ代用スベシ該免許狀ハ又日本國ニ於ケル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ領事官ヲ經テ之ヲ受ケルコトヲ得ベク此ノ場合ニ於テハ右船舶ハ前記港ノ何レニモ航行スルコトヲ要セザルベシ

第十三條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ各別ノ日本國漁船(「ルイボロヴヌイエ、ロドウキ」ノ個々ノ航海ニ對シ何等ノ異議ヲ有セズ發動機ヲ具フル漁船ガ曳船ヲ爲シ又ハ爲サズシテ航海スル場合ニ於テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ地方官憲ヨリ許可ヲ受クベシ

第十四條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ水域內ニ於テ漁業又ハ其ノ補助的任務ニ從事スル日本國汽船ハ航海日誌ノ露西亞語又ハ英吉利語ノ翻譯文ヲ具フベシ日本國ノ航海發動機船又ハ航海帆船ハ成ルベク右規定ニ從フベシ

第十五條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業條約第九條ニ揭グル品目表ヲ作成シ及承認スルニ當リテハ日本國臣民ノ漁業ノ實際ノ必要ガ充分考慮セラルベキコトヲ保障ス

第十六條　漁業ノ何レカノ部門ノ作業ニ適スル日本國臣民ハ總計百人ヲ超エザル限リ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヘノ入國及之ニ於ケル居住ニ關スル法令及規則ニ從フニ於テハ日本國臣民ニ貸付セラレタル漁區ニ於テ越年スルノ權利ヲ有スベシ右漁區ニ於ケル越年ニ要スル番人ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民中ヨリ之ヲ雇傭スベシ

第十七條　蕃殖ノ爲保護ノ措置ヲ要スルコトアルベキ魚類及水產物ノ捕獲及採取ニ對シテハ右捕獲及採取ノ數量ヲ限定スルコトアルベキ標準ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ニ依リ極東ニ於ケル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ河海兩方面ニ於ケル右魚類及水產物ノ蕃殖ノ實際ノ傾向ヲ考慮ノ基礎トシテ決定セラルベシ

日本國臣民ニ貸付セラレタル一切ノ漁區ニ於テハ河口ニ最接近セル漁區ヲ除クノ外建網ノ使用ヲ許サルベシ又河口ニ最接近セル漁區ニ付テハ曳網ヲ以テスル漁業ヲ該漁區ニ於テ行ヒ得ザルコト判明シタル場合ニ於テ建網ノ使用ヲ許サルベキコトヲ約ス尙何レノ漁區ニ於テモ「ウインチ」、「エスカレーター」、「コンヴエーヤー」、「キヤブスタン」、「ブロック」又ハ漁業ノ作業ヲ容易ナラシムル其ノ他ノ器具、機械及設備ノ使用ニ對シ何等ノ制限ヲ加ヘラルルコトナカルベシ

第十八條　漁業條約及同條約附屬文書中ニ於テ使用セラルル「日本國臣民」及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民」ナル語ハ夫々日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ公私ノ企業ヲ含ミ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民」ナル語ハ特別ノ待遇ヲ享クル地方農民及地方漁民ヲ含マザルモノトス又漁業條約第四條及本議定書第九條ニ特ニ規定スル事項ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ國營企業及「コオペラテイヴ」組合ハ特別ノ地位ヲ與ヘラルルモノトス

第十九條　「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業條約ノ存續期間ノ第一年ニ於ケル漁區ノ競賣ノ行ハレタル後何時ニテモ漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ノ何レカノ部分ニ在ル漁區ノ貸付ヲ該部分ニ現ニ定住シ又ハ定住スルコトアルベキ地方農民及地方漁民ニ對シ競賣ニ依ラズシテ許與スルコトヲ得右許與ハ漁業條約ノ存

續期間中引續キ二年間本議定書第四條ニ掲グル申請ナキ方又ハ右許與ノ直前引續キ三年ヲ超ユル期間中競買人ナキ漁區ニ付テノミ之ヲ與フルコトヲ得「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ノ爲ニ開カレタル極東水域ニ於ケル漁業上ノ活動範圍ヲ右許與ニ依リ縮少セシメザル爲及權限アル官憲ヲシテ日本國臣民ノ新漁區開設ノ希望ニ副ハシムル爲必要ノ措置ヲ執ルベシ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ地方農民及地方漁民ニ右ノ方法ニ依リ貸付セラレタル漁區ガ引續キ二年間經營セラレザル場合ニ之ヲ競賣ニ付スルコト竝ニ地方農民又ハ地方漁民以外ノ何レカノ者ヘノ右漁區ノ轉貸又ハ移轉ヲ禁ズルコトヲ約ス

地方農民及地方漁民ハ漁業條約第二條ノ規定ニ從ヒ競賣ニ依ル漁區ノ貸付ヲ受ケタルコト自由タルモ斯ク漁區ノ貸付ヲ受ケタル者ハ本條ニ依リ許與セラレ、轉貸セラレ又ハ移轉セラルル漁區ヲ右ト同時ニ有スルコトヲ得ズ

右地方農民又ハ地方漁民ノ地位ハ勞働者ヲ使用スルコトナク自己ノ生計ノ爲自ラ漁業ニ從事スル者及其ノ家族ニノミ與ヘラルルコトヲ約ス

第二十條　漁業條約及同條約附屬文書中ニ使用セラルル「魚類及水産物」ナル語ハ鰛鮫獸及鰕虎ヲ除クノ外一切ノ種類ノ魚類、動物、植物及他ノ水産物ヲ謂フモノトス

第二十一條　本議定書ハ本日署名セラレタル漁業條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルベク且該條約

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テセル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市ニ於テ之ヲ作成ス

田中都吉（印）
エル・カラハン（印）
エム・ラツイス（印）

議定書（乙）

（昭和三年五月二十六日告示外務省告示第六十三號）

本日日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約ニ署名スルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セリ

漁業條約第十三條ノ規定ニ鑑ミ勞働ノ保護及規律ニ關スル法令及規則ヲ漁業權ヲ有スル日本國臣民及其ノ日本人タル被使用者ニ適用スルニハ左ノ條件ヲ附セラルベシ

（一）使用者ガ自己ノ被使用者ニ對シ其ノ作業ニ必要ナル被服及他ノ物品竝ニ住居ヲ支給スルコトニ付テハ右被使用者ノ國民的慣行及習俗ガ相當考慮セラルベシ

（二）基本賃銀ノ額ハ極東地方ノ漁業上ノ慣例ニ從ヒ日本國ノ通貨ヲ以テ且全漁季ニ對シ之ヲ取極ムルコトヲ得被使用者ガ希望スル場合ニ於テハ右基本賃銀ノ一部ハ右被使用者ニ前拂セラルベシ但シ全漁季間ニ對スル右基本賃銀ハ使用者ガ屆傭契約ニ依リ被使用者ノ運送及給食ノ費用ヲ負擔スル場合竝ニ使用者ガ所謂「九一」又ハ同樣ノ慣行ニ依リ其ノ被使用者ニ對シ捕獲物及採集物ノ一定ノ割合ニ相當スル特別給與ヲ與フル場合ト雖モ一月十五圓ニ相當スル額ヲ下ルコトナカルベシ

右規定ハ一方最低賃金ニ關スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令竝ニ他方日本國ニ於ケル經濟上及社會上ノ現狀ヲ考量シテ採用セラレタルモノナルニ付右規定ガ不適當ナルニ至レル場合ニ於テハ新事態ニ適應セシムル爲兩政府間ノ合意ニ依リ必要ナル更正ヲ爲シ得ルコトヲ約ス

（三）漁場ニ於ケル勞働時間ハ原則トシテ一日八時間トスルモ漁業ノ特質ニ鑑ミ且季節的勞働ニ於ケル勞働條件ヲ規定スル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ從ヒ使用者ハ全漁季ニ對シテモ勞働時間及賃金ニ付勞働人民委員部ノ權限アル地方機關ト取極ヲ爲スニ於テハ共ノ被使用者トノ合意ニ依リ之ヲシテ一日八時間ヲ超ヘ勞働セシムルコトヲ得

尤モ漁撈作業ニ於ケル勞働ニ付テハ漁季中何時タルヲ問ハズ魚類ガ大群ヲ成シテ來ル場合ニ於テ被使用者ノ同意アルトキハ正規ノ時間外、休日及夜間ニ於テ之ヲシテ勞働セシムルコトヲ得ベク之ガ爲勞働人民委員部ノ前記機關トノ何等ノ取極ヲ要スルコトナカルベシ

罐詰作業ニ於ケル勞働ニ付テハ前項ハ魚類ガ大群ヲ成シテ來ル場合ニ於ケル捕獲物ノ蓄積過多ニ因リ、生産物ノ品質ノ低下ヲ防グ爲超過勞働ヲ必要トスル場合ニ限リ適用セラルベシ但シ當該使用者ハ超過勞働ニ關シ使用者及

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テセル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市ニ於テ之ヲ作成ス

田中都吉（印）
エル・カラハン（印）
エム・ラツイス（印）

議定書（丙）

（昭和三年五月二十六日告示外務省告示第六十三號）

本日日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約ニ署名スルニ當リ兩締約國ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セリ

漁業權ヲ有スル日本國臣民ガ漁業條約第一條ニ特定セラレル地方ニ於テ罐詰工場ヲ設置シ及經營スルコトニ付テハ左ノ條件ヲ附セラルベシ但シ罐詰工業ニ關スル一切ノ事項ニ付テハ日本國臣民ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ私人又ハ私企業ニ對シ與ヘラルル所ニ比シ不利益ナル地位ニ置カルルコトナカルベシ

（甲）競賣ニ依リ日本國臣民ニ貸付セラレタル漁區ニ於テハ右日本國臣民ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ニ豫告ヲ爲シ且本議定書（乙）（一）、（二）、（三）、（六）、（七）及（九）ノ規定ノ適用ヲ受クルコトヲ條件トシテ其ノ貸付期間ノ漁季中罐詰工場ヲ設置シ及經營スルコトヲ得

（乙）日本國臣民ガ所有スル罐詰工場ニシテ

被使用者間ニ爲サレタル合意ノ條件ヲ成ルベク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ當該年ノ漁季ノ終了前ニ地方勞働機關ニ通知スベシ

（四）（イ）使用者ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ法令ニ從ヒ社會保險料ヲ支拂フノ義務ヲ負フ場合ニ於テハ其使用者（日本國ニ歸還シタル後ニ於テモ）又ハ日本國ニ在ル其ノ家族ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦內ニ居住スル其ノ家族ト同一ノ權利ヲ享有スベシ

（ロ）社會保險金額ガ日本國ニ居住スル日本國臣民又ハ其ノ家族ニ支拂ハルベキ場合ニ於テハ右社會保險金額ハ漁季ニ對スル社會保險料ガ支拂ハレタル後四月以內ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ニ依リ該政府ノ日本國駐在領事官ヲ經テ日本國臣民又ハ其ノ家族ニ支拂ハルベシ

（ハ）社會保險ニ關スル一切ノ計算及支拂ニ於テハ時價ニ依ル爲替相場ノ代ニ日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ各通貨ノ純分比價ニ依ルベシ

（ニ）使用者ノ社會保險上ノ義務ハ左ノ三種ノ場合ニ限ラルベシ

一　被使產者ガ一時勞働能力ヲ失フトキ

二　被使用者ガ事故ノ爲廢疾ト爲リ又ハ死亡スルトキ

三　被使用者ガ醫療ヲ必要トスルトキ

（ホ）使用者ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ衞生官憲トノ合意ヲ以テ醫療ノ供與ヲ引受クル場合ニ於テハ（ニ）ノ三ノ場合ニ對スル保險料ノ支拂ヲ免除セラルベシ

使用者ノ團體又ハ他ノ組織ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ社會保險中ニ規定セラルル所ニ比シ被使用者ノ爲同等ノ利ト爲ルベキ救恤措置ヲ、日本國官憲ニ依リ承認セラレタル規則ニ從ヒ引受クル場合ニ於テハ使用者ハ（ニ）ノ一及二ノ場合ニ對スル保險料ノ支拂ヲ免除セラルベシ

（五）被使用者ガ自己ノ意思ニ依リ契約ヲ取消シタルトキハ右被使用者ハ漁場ヨリ日本國ヘノ旅費ヲ負擔スベキコトヲ雇傭契約中ニ規定スルコトヲ得但シ使用者ハ被使用者ノ日本國ヘノ乘船ニ對シ責任ヲ負フベキモノトス

使用者ハ其ノ漁場ニ於テ被使用者ヲ解雇シタルトキハ右被使用者ノ日本國ヘノ歸還費ヲ支拂フベシ

使用者又ハ被使用者ガ被使用者ノ日本國出發前ニ相當ノ事由ナクシテ雇傭契約ヲ履行セザル場合ニ於ケル賠償金ノ支拂ニ關シ右雇傭契約中ニ一ノ規定ヲ挿入スルコトヲ得ルハ勿論トス

本議定書ノ規定ハ兩政府間ニ爲サルルコトアルベキ合意ニ依リ變更セラレ又ハ補足セラルベシ

本議定書ハ本日署名セラレタル漁業條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルベク且該條約ト同一ノ存續期間ヲ有スベシ

漁業條約ノ締結ノ當時現ニ存在スルモノノ經營ニ付テハ左ノ條件ニ從ヒ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ト關係日本國臣民トノ間ニ特別契約ヲ締結スベシ

(一) 日本國臣民ハ其ノ罐詰工場ノ規模及設備ノ變更ヲ爲スコト自由タルベシ但シ右日本國臣民ハ右變更ヲ爲シタルトキハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ規則ニ依リ定メラレタル手續ニ從ヒ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ニ之ガ通知ヲ爲スベシ尙日本國臣民ハ他ノ借受人ニ許與セラレタル漁區ヨリ右罐詰工場ヘ魚類及水產物ヲ運搬シ又ハ之ニ加工スルコトヲ禁止セラレ又ハ制限セラルルコトナカルベシ

(二) 罐詰工場ノ存在スル漁區ニ於ケル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ政府又ハ人民ニ屬セザル一切ノ財產ハ特別契約ノ期間ノ滿了後他ノ漁區ニ若ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦外ニ關係日本國臣民ニ依リ運搬セラレ又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ノ許可ヲ得テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ領域內ニ於テ賣却セラルルコトヲ得右財產ハ右契約ノ期間ノ滿了後一年以內ニ前記ノ如ク處分セラレザルトキハ無償ニテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ノ所有ニ歸スベシ

(三) 現ニ存在スル罐詰工場ノ經營ニ付テハ各罐詰工場ノ存在スル漁區及其ノ附近ニ在ル他ノ一漁區ヲ配屬セシムベク右兩漁區ハ共ニ漁業條約第二條第二項ノ規定ニ從ヒ競賣ニ依ラズシテ貸付セラルベシ

日本國臣民ガ漁區內ニ罐詰工場ヲ設置スル爲漁業條約第二條第二項ノ規定ニ從ヒ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ニ對シ右漁區ノ貸付ヲ申請スル場合ニ於テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ事情ノ許ス限リ右貸付ヲ許與スルノ目的ヲ以テ日本國政府ト商議スルコトニ同意スベシ

(四) (三)ニ揭ゲラルル罐詰工場ノ經營ニ對スル特別報償金ノ期間ハ十年トス

右特別契約ノ期間ノ滿了後罐詰工場ニ關シ執ルベキ措置ニ付テハ兩政府ハ漁業條約ノ改訂ニ關スル商議ノ際又ハ右期間ノ滿了ノ一年前ニ於テ之ガ商議ヲ爲スベシ

(五) (四)ニ揭ゲラルル特別契約ヲ締結セントシ欲スル日本國臣民ハ日本國政府ニ依リ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ニ推薦セラルベシ

(六) 罐詰工場ノ經營ニ對スル特別報償金(「ドリエヴオエ、オツチスリエニエ」ヲ包含ス)ハ解セラルベキモノトス

(八) (三)ノ規定ニ從ヒ貸付セラレタル漁區ニ對スル普通報償金ノ額ヲ決定スル爲左ノ方法ヲ採用スベシ

競賣ニ依リ貸付セラレ且罐詰工場ニ配屬セラルル漁區ニ最近キ漁區ニシテ右配屬漁區ニ於ケルト同種類ノ魚類ノ捕獲セラルルモノノ成ルベク總計四箇ヲ三年每ニ取

二 銀鮭、鱒ノ助及鮭ニ對シテハ一函ニ付十六「コペック」

三 鱒ニ對シテハ一函ニ付九「コペック」

四 蟹ニ對シテハ一函ニ付四十「コペック」、

右ニ關シテハ罐詰品一函ハ各一ポンド入ナル罐四十八箇又ハ各半ポンド入ナル罐九十六箇ヲ包含スルモノトス

右特別報償金ハ之ニ對シ課セラルベキ稅金、課金及手數料ト共ニ每年十二月中ニ支拂ハルベシ

特別報償金ノ前記ノ率ハ當該商品ノ現在ノ市價ガ著シク變動シタル場合ニハ雙方ノ合意ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

(七) 稅金、課金及手數料ニ付テハ漁業條約第四條ノ規定及同條約附屬文書ノ規定ヲ適用ス右ニ關シテハ右附屬文書中ニ使用セラレタル「報償金」ナル語ハ漁區ノ貸付ニ對スル報償金及(八)ニ規定セラルル罐詰工場ノ經營ニ對スル特別報償金(「ドリエヴオエ、オツチスリエニエ」ヲ包含スト解セラルベキモノトス

(八) (三)ノ規定ニ從ヒ貸付セラレタル漁區ニ對スル普通報償金ノ額ヲ決定スル爲左ノ方法ヲ採用スベシ

競賣ニ依リ貸付セラレ且罐詰工場ニ配屬セラルル漁區ニ最近キ漁區ニシテ右配屬漁區ニ於ケルト同種類ノ魚類ノ捕獲セラルルモノノ成ルベク總計四箇ヲ三年每ニ取

リテ之ヲ標準ト爲シ、右漁區ノ貸付ニ對スル報償金ノ合計ヲ右漁區ノ漁獲標準高ノ合計ヲ以テ除シテ得タル商ヲ基本單位ト看做スベク、當該報償金ハ右基本單位ニ當該漁區ニ割當テラルル漁獲標準高ヲ乘ジテ之ヲ算出シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ金貨幣ヲ以テ表示スベシ

(九) 罐詰工場及漁區ノ經營ニ關スル一切ノ事項ニシテ本議定書ニ特ニ規定セラレザルモノニ付テハ漁業條約及同條約附屬文書ノ規定ヲ適用スベシ

(十) 現ニ存在スル罐詰工場ニ關スル特別契約ヲ締結スル爲關係日本國臣民ハ本議定書ニ依リ競賣ニ依ラズシテ取得セントスル漁地ヲ明ニ表示シテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ニ對シ商議ノ開始ヲ成ルベク速ニ申請スベシ商議ハ漁業條約ノ實施後二月以內ニ結了セラルベシ

(十一) 右商議ガ所定ノ期間內ニ結了セザル場合ニ於テハ關係日本國臣民ハ本議定書(甲)及議定書(乙)ノ規定ヲ基礎トシテ兩政府間ニ協定セラルベキ取極ニ從ヒ關係漁區ニ於ケル罐詰工場ノ經營ヲ繼續スルコトヲ得前記商議ハ兩後六月以內ニ成ルベク結了セラルベシ

日本國臣民ノ所有スル罐詰工場ニシテ漁業條約ノ締結ノ當時現ニ存在スルモノニ關スル特別契約ガ何等カノ理由ニ依リ締結セラレザルカ又ハ締結セラレタル特別契約ガ無效ト爲リタル場合ニ於テハ一箇又ハ數箇ノ當該罐詰工場ニ割當テラレタル漁區ハ其ノ利用ノ繼續ヲ保障スルノ目的ヲ以テ競賣ニ付セラルベキハ勿論トス

本議定書ハ本日署名セラレタルモノト同一ノ存續期間ヲ有スベシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テセル本議定書二通ニ署名調印セリ

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市ニ於テ之ヲ作成ス

田中都吉 (印)
エル・カラハン (印)
エム・ラツイス (印)

最終議定書

(昭和三年五月二十六日外務省告示第六十四號)

本日日本國「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約竝ニ同條約附屬ノ議定書ニ署名スルニ當リ日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ聲明ヲ爲セリ

第一部

一 漁業條約第二條ニ關スルモノ

(甲) 漁業條約第二條第一項ノ規定ニ關シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一) 既ニ經營セラレタル漁區ノ競賣ニ於ケル最低價格ハ平常ノ狀態ノ下ニ於テハ前回ノ競賣ニ於ケル最低價格ヲ標準ト爲シ決定セラルベク前回ノ競賣後右漁區ノ經濟上ノ價値ニ何等カノ變動アリタル場合ニ於テハ其ノ最低價格ハ之ニ應ジテ調節セラルルコトヲ得ルモノトス利用ノ爲新ニ開カレタル漁區ノ場合ニ於テハ其ノ最低價格ハ附近ノ漁區ニ對シ支拂ハルル報償金ト該漁區ニ割當テラレタル漁獲標準高トノ割合ヲ標準ト爲シ決定セラルベシ

(二) 競賣ニ於テ競落者ナカリシ漁區ニ付テハ其ノ最低價格ハ競賣後直ニ公表セラルベク且右漁區ヲ次回ノ競賣ニ付スルニ當リテハ競賈人ニ對シ成功ノ好機會ヲ與フルノ目的ヲ以テ其ノ最低價格ノ決定ニ付相當ノ考慮ヲ加フベシ日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

(乙) 漁業條約第二條第二項ノ規定ニ關シ日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セルコトヲ聲明ス

(一) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業條約ノ存續期間中其ノ國營企業ニ對シ該企業自ラノ利用ノ爲競賣ニ依ラズ且該條約附屬議定書(甲)第六條第一項ニ規定セラルル貸付期間ヲ以テ該條約第一條ニ特定セラルル地方ニ存在スル漁區ノ貸付ヲ許與スルコトヲ得鮭鱒族ノ魚類ノ捕獲ニ當テラレタル漁區ノ場合ニ於テハ右貸付ノ許與ハ漁獲標準高ガ右漁業條約ノ實施ノ時ニ於ケル漁獲標準總高ノ約百分ノ二十ニ相當スル

合計二百萬「プード」ヲ超エザル漁區ニ限ラルベキモノトス右以外ノ魚類及水產物ノ捕獲又ハ採取ニ當テラレタル漁區ノ場合ニ於テハ右許與ハ捕獲物及採集物ノ合計ガ各魚類及水產物ノ捕獲物及採集物ノ總高ノ百分ノ二十ニ相當スル漁區ニ限ラルベシ

(二) 國營企業ガ自ラ前記限度內ノ一切ノ漁區ヲ全部且完全ニ經營シタル場合ニ於テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ガ提案スルトキハ兩政府ハ右企業ニ對シ許與セラルベキ漁區ノ標準高及漁區ノ數ノ增加ニ關シ更ニ商議ヲ爲スベシ

(三) 國營企業ニ貸付セラルベキ漁區ヲ選定スルニ當リテハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ捕獲物及採集物ノ種類及數量ニ從ヒテ分類セラルル漁區ノ各部類ニ對シ前記(一)ニ揭ゲラルル歩合ヲ割當ツルノ原則ニ成ルベク從フベク且「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ關係日本國臣民ガ有スルコトアルベキ合理的希望及千九百二十七年即チ漁業條約ノ締結ノ爲ノ商議ノ時ニ於テ國營企業ノ經營セル漁區ガ當時利用ノ爲貸付セラレタル一切ノ漁區ノ百分ノ二十ヲ超エズ日本國臣民ノ經營セル漁區ガ其ノ百分ノ八十ヲ超エタルノ事實ヲ相當考慮シ右選定ニ關スル最終ノ決定ヲ爲スニ先チ日本國政府ト協議スベシ

(四) 競賣ニ依ラズシテ國營企業ニ貸付セラルルコトニ定マレル漁區ニシテ國營企業ガ實際ニ經營セザルモノハ一年以上貸付ノ爲當該年度ノ漁季前適當ノ時期ニ於テ競賣ニ付セラルカ又ハ地方漁民及地方漁民ニ競賣ニ依ラズシテ貸付セラルベシ斯ク貸付セラレタル漁區ノ國營企業ニ依リ經營セラルルモノト看做サレザルベキハ勿論ナリトス

(五) 漁業條約及同條約附屬文書ニ關スル限リ「國營企業」ナル語ハ資本ノ過半額ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦又ハ之ヲ構成スル一箇若ハ數箇ノ共和國ノ機關ニ依リ投資セラレタルカ又ハ理事ノ過半數ガ右機關ニ依リ任命セラレタル一切ノ種類ノ企業ヲ謂フモノト解セラルベシ右部類ニ屬セザル企業ニシテ右機關ガ何等カノ形式ニ於テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦又ハ之ヲ構成スル一箇若ハ數箇ノ共和國又ハ地方參加スルモノ又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ於ケル各種ノ地方行政組織ノ或機關ガ形式又ハ方法ノ如何ヲ問ハズ全部又ハ一部ニ參加スル企業ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁區ノ取得ニ關シ右企業ガ競賣ニ參加スルヲ得ベキヤ又ハ本議定書中ニ指定セラレタル國營企業ノ部類ニ包含セラルベキヤヲ決定スル爲日本國政府ト協議スベシ但シ何レカノ企業ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦、之ヲ構成スル一箇若ハ數箇ノ共和國又ハ地方參加スルモノ又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ於ケル各種ノ地方行政組織ノ或機關ガ形式又ハ方法ノ如何ヲ問ハズ全部又ハ一部ニ參加スル企業ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁區ノ取得ニ關シ右企業ガ競賣ニ參加スルヲ得ベキヤ又ハ本議定書中ニ指定セラレタル國營企業ノ部類ニ包含セラルベキヤヲ決定スル爲日本國政府ト協議スベシ但シ何レカノ企業ニシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦又ハ之ヲ構成スル一箇若ハ數箇ノ共和國又ハ地方參加スルモノ又ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ於ケル各種ノ地方行政組織ノ或機關ガ形式又ハ方法ノ如何ヲ問ハズ全部又ハ一部ニ參加スル企業ニ付テハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁區ノ取得ニ關シ右企業ガ競賣ニ參加スルヲ得ベキヤ又ハ本議定書中ニ指定セラレタル國營企業ノ部類ニ包含セラルベキヤヲ決定スル爲日本國政府ト協議スベシ

(六) 漁業條約及前諸項ノ規定ニ拘ラズ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ハ黑龍江海灣(「リマン」)ニ於テ開カレ又ハ開カルルコトアルベキ漁區ヲ其ノ數ニ關係ナク競賣ニ依ラズシテ國營企業及各種ノ「コオペラテイヴ」組合竝ニ地方農民及地方漁民ニ貸付スルコトヲ得

尤モ黑龍江海灣(「リマン」)ニ於ケル魚類ガ著シク增加シタル場合ニ於テハ又本規定ハ兩政府間ノ合意ニ依リ之ヲ變更シ得ルコトヲ約ス

(丙) 漁業條約第二條末項ノ規定ニ關シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ガ漁業條約第二條末項ニ揭ゲラルル免許狀ヲ受クルニ付準據スベキ規則ヲ近キ將來ニ於テ發スルノ意嚮ヲ有ス

(二) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ漁業ニ從事スル日本國臣民ニ對シ捕鯨ノ爲ノ根據地トシテ五箇ヲ超エザル數ノ陸上地區ヲ貸付スルノ用意ヲ有ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

二 漁業條約第三條ニ關スルモノ

漁業條約第三條ノ規定ニ關シ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一) 漁區ノ陸上區域ガ傾斜急ナルカ若ハ沼地ナルカ又ハ狹小ナル爲漁業ニ必要ナル設備ヲ施ス能ハザルコト判明スルトキハ附近ニ於ケル岸地ノ貸付ヲ申請スルコトヲ得「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ハ右申請ニ對シ相當ノ考慮ヲ加ヘ理由アリト認メタルトキハ右申請ヲ許可スベシ

(二) 漁業作業ニ於テ生ズル廢棄物ハ之ヲ沖合ニ投棄スルコトヲ得

(三) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ハ漁業ニ必要ナルトキハ漁區外ヨリ木材、燃料及水ヲ得ル爲ノ申請ヲ許可スルニ付何等ノ異議ヲ有セザルベシ右ニ關シ要スルコトアルベキ費用及課金ハ關係者ニ依リ支拂ハルベキハ勿論トス

(四) 漁業條約第三條ノ規定ニ從ヒ建テラレタル建物、倉庫、小屋及乾燥場ハ當該漁區ノ貸付期間ノ滿了後一年以內ニ之ヲ除去スルカ又ハ右漁區ノ新借受人ニ移轉スベシ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

三 漁業條約第四條及第十條竝ニ議定書(甲)第九條ニ關スルモノ

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一) 魚類及水產物ノ「漁場ニ於ケル價格」ノ決定ハ日本國又ハ何レカノ第三國ニ於ケル右商品ノ各種類ノ主要ナル市場ニ於ケル當該種類ノ平均價格ヨリ運賃及運送ニ關スル他ノ費用ヲ控除シテ之ヲ爲スベシ

尤モ個個ノ漁區間ニ行ハルル魚類及水產物ノ取引ニ對スル營業稅ハ實際ニ支拂ハルル價格ヲ基礎トシテ徵收セラルベシ

(二) 漁業條約第十條第一項前段ニ揭ゲラルル日本國臣民ノ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ヘノ入國及之ヨリノ出國ニ關スル領事手數料ハ右日本國臣民ガ團體査證ノ爲提示セラルル名簿ニ包含セラルル場合ニ於テハ一人ニ付五十五「コペツク」ノ割合ト定メラルベク又右日本國臣民ノ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ニ於ケル滯在ニ對スル登錄手數料ハ一人ニ付十「コペツク」トス

(三) 前項ニ揭ゲラルル者ヲ除キ日本國臣民(議定書(甲)第十六條ニ揭ゲラルル者ヲ含ム)及登錄手數料ニ對スル領事手數料及登錄手數料ハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ領域ニ到ル外國人ニ適用セラルル一般規則ニ從ヒ課セラルベシ

(四) 漁區ノ貸付契約ニ對スル登錄手數料ハ當該漁區ニ對スル報償金ノ百分ノ三ヲ超ユルコトナカルベシ

(五) 漁區竝ニ漁區ニ遺留セラルルコトアルベキ設備及私有品ノ相續ニ關スル問題ハ死亡者ガ日本國臣民タル限リ日本國政府トノ特別取極ノ目的タルベシ

(六) 議定書(甲)第九條ノ規定ニ揭ゲラルル稅金、課金及手數料ノ何レカノ用語ノ變更ヲ妨グルモノト解セラレザルベシ但シ右ニ依リ變更セラレタル稅金、課金及手數料ハ以前ト同一ノ性質ヲ保持スルコトヲ要ス

尤モ個個ノ漁區間ニ行ハルル魚類及水產物ノ取引ニ對スル營業稅ハ實際ニ支拂ハルル價格ヲ基礎トシテ徵收セラルベシ

(七) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ハ漁業ニ必要ナル場合ニ於テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ沿岸ノ何レノ地點ニモ避難スルノ權利ヲ享有スベキハ勿論ナルコトヲ聲明ス

擔セシメラレザル限リ漁業條約第四條ノ範圍外ニ在ルモノト看做サレ一般規則ニ從ヒ日本國臣民ニ課セラルベシ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

四 漁業條約第六條ニ關スルモノ

(一) 「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ漁業條約第六條中ニ使用セラレタル「國籍」ナル語ハ露西亞語ノ「グラジュダンストヴオ」及「ボツダンストヴオ」ニ相當スト解セラルベキコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

(二) 日本國及「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ左ノ如ク協定セルコトヲ聲明ス漁業權ヲ有スル日本國臣民ハ能フ限リ且日本人タル勞働者ニ適用セラルルト均シキ條件ノ下ニ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦人民タル勞働者ヲ既ニ使用シ又ヲ使用スルノ用意ヲ常ニ有スル場合ニ於テハ兩政府間ニ於テ商議セラルベシ

五

漁業條約第八條ニ關スルモノ

日本國全權委員ノ質問ニ對スル回答トシテ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ日本國船舶及日本國漁船ガ海難ノ場合ニ於テ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ沿岸ノ何レノ地點ニモ避難スルノ權利ヲ享有スベキハ勿論ナルコトヲ聲明ス

六　漁業條約第九條ニ關スルモノ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

（一）「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ水域ニ於テ日本國臣民ガ捕獲シ又ハ採取シタル魚類及水產物ノ日本國ヘノ輸出ニ關シ要スルコトアルベキ輸出免許以外ノ手續ハ右輸出ニ對シ何等禁止的又ハ制限的質質ノモノタルコトナカルベシ

（二）前記第九條第三項ニ揭ゲラルル貨物ノ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ヘノ輸入ニ關シ要スルコトアルベキ輸入免許以外ノ手續ハ右貨物ガ同條ニ揭ゲラルル品目表中ニ含マルル限リ右輸入ニ對シ何等禁止的又ハ制限的性質ノモノタルコトナカルベシ

（三）魚類及水產物ノ日本國臣民ニ依ル輸出ニシテ（一）ニ揭ゲラルルモノ以外ノモノニ關シ要スルコトアルベキ手續ハ簡易ノモノタルベシ

（四）漁業權ヲ有スル日本國臣民ハ魚類及水產物ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ヨリ輸出セラルルコトニ定マレルモノナル限リ漁業權ヲ有スル他ノ日本國臣民又ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ人民若ハ各種ノ企業ヨリ右魚類及水產物ヲ購入シ又ハ之ニ販賣スルコト自由タルベシ

（五）漁業權ヲ有スル日本國臣民ガ其ノ魚類及水產物ヲ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ國內市場ノ爲ニ大量取引ヲ以テ販賣セント欲スルトキハ每營業年度ニ於ケル右販賣及其ノ數量ニ關シ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル地方官憲ト取極ヲ爲スベシ右日本國臣民ガ右魚類及水產物ヲ地方住民ニ販賣スル場合ノ如ク個個ニ行フ小量取引ニ付テハ右取極ヲ要スルコトナカルベシ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

七　漁業條約第九條及第十條ニ關スルモノ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ヘノ輸入ニ關シ要スルコトアルベキ輸入免許以外ノ手續ハ右貨物ガ同條ニ揭ゲラルル貨物ノ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ヘノ輸入ニ關シ要スルコトアルベキ手續ハ簡易ノモノタルベシ

（四）漁業權ヲ有スル日本國臣民ハ魚類及水產物ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ヨリ輸出セラルルコトニ定マレルモノナル限リ漁業權ヲ有スル他ノ日本國臣民又ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ人民若ハ各種ノ企業ヨリ右魚類及水產物ヲ購入シ又ハ之ニ販賣スルコト自由タルベシ

（五）漁業權ヲ有スル日本國臣民ガ其ノ魚類及水產物ヲ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ國內市場ノ爲ニ大量取引ヲ以テ販賣セント欲スルトキハ每營業年度ニ於ケル右販賣及其ノ數量ニ關シ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル地方官憲ト取極ヲ爲スベシ右日本國臣民ガ右魚類及水產物ヲ地方住民ニ販賣スル場合ノ如ク個個ニ行フ小量取引ニ付テハ右取極ヲ要スルコトナカルベシ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

七　漁業條約第九條及第十條ニ關スルモノ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ヘノ輸入ニ關シ要スルコトアルベキ輸入免許以外ノ手續ハ右貨物ガ同條ニ揭ゲラルル品目表中ニ含マルル限リ右輸入ニ對シ何等禁止的又ハ制限的性質ノモノタルコトナカルベシ

（三）魚類及水產物ノ日本國臣民ニ依ル輸出ニシテ（一）ニ揭ゲラルルモノ以外ノモノニ關シ要スルコトアルベキ手續ハ簡易ノモノタルベシ

（四）漁業權ヲ有スル日本國臣民ハ魚類及水產物ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ヨリ輸出セラルルコトニ定マレルモノナル限リ漁業權ヲ有スル他ノ日本國臣民又ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ人民若ハ各種ノ企業ヨリ右魚類及水產物ヲ購入シ又ハ之ニ販賣スルコト自由タルベシ

（五）漁業權ヲ有スル日本國臣民ガ其ノ魚類及水產物ヲ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ國內市場ノ爲ニ大量取引ヲ以テ販賣セント欲スルトキハ每營業年度ニ於ケル右販賣及其ノ數量ニ關シ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル地方官憲ト取極ヲ爲スベシ右日本國臣民ガ右魚類及水產物ヲ地方住民ニ販賣スル場合ノ如ク個個ニ行フ小量取引ニ付テハ右取極ヲ要スルコトナカルベシ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

八　漁業條約第十三條及議定書（乙）ニ關スルモノ

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ漁業條約第十三條ノ規定及同條約附屬議定書（甲）第十六條ニ揭ゲラルル境界ヲ本最終議定書ニ添附スルコトヲ聲明ス

九　議定書（甲）第一條ニ關スルモノ

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ議定書（甲）第一條ニ揭ゲラルル特定ノ誤解ヲ防グ爲右入江ノ精確ナル境界ヲ示ス地圖ヲ本最終議定書ニ添附スルコトヲ聲明ス

十　議定書（甲）第三條ニ關スルモノ

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク協定セルコトヲ聲明ス

（一）黑龍江海灣（「リマン」）ナル語ハ左ノ境界內ニ包含セラルル水域ヲ表示ス

北ハ「ペトロフスコエ」沙嘴ヨリ「チヤウノ」岬ニ引キタル直線

南ハ「ラザレフ」岬ヨリ「ボゴビ」岬ニ引キタル直線

西ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ極東地方ノ海岸線

東ハ北「サガレン」ノ海岸線

（二）（イ）議定書（甲）第三條（二）ニ揭ゲラルル國籍ニ關スル制限ハ支配人、監督者等ノ如キ勞働者ノ部類ニ屬セザル者ニ對シ適用セラルベカラザルハ勿論トス

（ロ）一年ヲ超ユル期間ヲ以テ漁區ノ貸付ヲ受ケタル日本國臣民ハ右漁區ヨリ半「ウエルスト」ヲ超ユル距離ニ在ル場所ニ於テ一年未滿ノ期間ヲ以テ魚類ノ加工ニ使用セラルベキ陸上區域ノ貸付ヲ受クルコトヲ得右陸上區域及一年未滿ノ期間ヲ以テ貸付セラレタル漁區ニ於テハ同所ニ於テ使用セラルル勞働者ニシテ實際漁撈ニ從事セザルモノノ國籍ニ付何等ノ制限ヲ加フルコトナカルベシ

十一　議定書（甲）第八條ニ關スルモノ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ議定書（甲）第八條ノ規定ハ自然力ニ原因スル漁區ノ閉鎖ノ場合ニ適用ナカルベキハ勿論ナルコトヲ聲明ス

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコト

ヲ聲明ス

十二　議定書（甲）第十一條ニ關スルモノ

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ日本國臣民ガ捕獲シタル鮭鱒族ノ魚類ノ總高中百分ノ六十以下ハ之ヲ撒漬法ニ依リ加工シ得ルコト及鰊ヨリノ肥料ハ日本國臣民ニ貸付セラルベキ十箇ノ漁區ニ於テ之ヲ製造シ得ルコトヲ約ス

十三　議定書（甲）第十三條ニ關スルモノ

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ全權委員ハ三馬力以下ノ發動機ヲ具フル漁船ハ議定書（甲）第十三條前段ニ揭ゲラルル漁船（「ルイボロヴヌイエ、ロトウキ」）ノ部類ニ屬スルコトヲ約ス

十四　議定書（甲）第十七條ニ關スルモノ

（一）「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

（イ）各漁區ニ付定メラルベキ漁獲標準高ハ當該漁區（該漁區ガ既ニ經營セラレタル場合）又ハ當該漁區（該漁區ガ新ニ開カレタル場合）ニ最近キ漁區ノ過去ニ於ケル實際ノ漁獲高ヲ先ヅ考慮シテ之ヲ決定ス從テ日本國臣民ガ右ニ依リ決定セラレタル標準高ノ變更ヲ詳細ナル理由ヲ具シテ申請スル場合ニ於テハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ官憲ハ右申請ニ對シ相當ノ考慮ヲ（へ）理由アリト認メタルトキハ右標準高ヲ變更スルニ必要ナル措置ヲ執ルベシ

（ロ）或漁區ニ於ケル漁獲總高ガ割當ラテレタル標準高ニ達スルニ先チタル最後ノ揚網ノ結果トシテ右標準高ヲ超過スル場合ニ於テハ右超過高ハ適法ノ漁獲ト看做サルベシ

（二）議定書（甲）第十七條第二項ニ揭ゲラルル建網ニ關シ日本國全權委員ハ「建網」ナル語ハ通常ノ建網及中拔網ノミヲ指スト主張スルニ對シ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ主義ニ於テ日本國全權委員ノ主張ニ反對セズ、日本國臣民ニ依ル改良網ノ使用ハ該使用ガ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ國營、「コオペラテイヴ」又ハ私ノ漁業企業ノ何レカニ許サルルトキ自動的ニ許サルベキモノナルニ鑑ミ且競買人ガ共ノ申込價格ヲ決定スルニ當リ同一要素ヲ考慮スルニ鑑ミ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ一箇又ハ數箇ノ漁區ニ對シ實際ニ競買人アル場合ニ於テモ其ノ申込價格ガ前記基礎ニ依リ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ガ決定シタル評價額ト著シク差異アルトキハ右漁區ヲ競賣ニ依ラズシテ地方農民及地方漁民ニ貸付シ得ルモノト看做スノ權利ヲ留保ス

本聲明ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ガ個個ノ漁區ニ付公正ナル評價額ヲ決定スルノ權利ヲ毫モ制限スルモノニ非ズト解セラルベキハ勿論トス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

（二）「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ議定書（甲）第十九條ノ規定ハ同條末項ニ揭ゲラルル地方農民又ハ地方漁民ガ單獨ニ又ハ自己ノ家族ト共ニ自ラ漁業ニ從事スル場合ニ於テ二人以下ノ勞働者ヲ使用スルヲ妨ゲザルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

十五　議定書（甲）第十九條ニ關スルモノ

（一）日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ議定書（甲）第十九條ノ規定ハ漁業條約ノ實施前地方農民及地方漁民ニ對シ競賣ニ依ラズシテ許與セラレタル漁區ニ適用ナキコトヲ約ス

（二）議定書（甲）第十九條第一項ノ規定ニ關シ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

議定書（甲）第十九條第一項ニ依レバ引續キ三年ヲ超ユル期間中競買人ナキ漁區ハ競賣ニ依ラズシテ之ガ貸付ヲ地方農民及地方漁民ニ許與スルコトヲ得ルモ競賣ニ於テ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル該漁區ノ經濟官憲ノ評價額ハ該漁區（該漁區ガ既ニ經營セラレタル場合）又ハ附近ノ漁區（該漁區ガ新ニ開カレタル場合）ノ當時ノ報償金ヲ考慮シテ決定セラルベキモノナルニ鑑ミ且競買人ガ共ノ申込價格ヲ決定スルニ當リ同一要素ヲ考慮スルニ鑑ミ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ一箇又ハ數箇ノ漁區ニ對シ實際ニ競買人アル場合ニ於テモ其ノ申込價格ガ前記基礎ニ依リ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ガ決定シタル評價額ト著シク差異アルトキハ右漁區ヲ競賣ニ依ラズシテ地方農民及地方漁民ニ貸付シ得ルモノト看做スノ權利ヲ留保ス

本聲明ハ「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ權限アル官憲ガ個個ノ漁區ニ付公正ナル評價額ヲ決定スルノ權利ヲ毫モ制限スルモノニ非ズト解セラルベキハ勿論トス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

（二）「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ議定書（甲）第十九條ノ規定ハ同條末項ニ揭ゲラルル地方農民又ハ地方漁民ガ單獨ニ又ハ自己ノ家族ト共ニ自ラ漁業ニ從事スル場合ニ於テ二人以下ノ勞働者ヲ使用スルヲ妨ゲザルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

十六　議定書（乙）（二）ニ關スルモノ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ被使用者ガ希望スルニ於テハ使用者ガ被使用者ニ支拂ハルベキ一切ノ種類ノ賃銀及特別給與ヲ日本國ニ於テ支拂フコトヲ得ルハ勿論ナルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

十七　議定書(乙)(三)ニ關スルモノ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ左ノ如ク聲明ス

(一)　日本人ノ漁場ニ於ケル追加勞働ノ賃銀ハ漁業ノ平常ノ狀態ノ下ニ於テハ慨シテ全漁季ニ對スル基本賃銀ノ百分ノ五十ニ相當スベシトノ見解ニ對シ何等ノ異議ナカルベシ

(二)　右(二)ニ揭ゲラルル「勞働人民委員部ノ地方機關」ナル語ハ「ハバロフスク」ニ在ル機關ヲ指シ又「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦政府ハ右機關ニ對シ日本人ノ漁業企業ニ最有利ナル條件ヲ以テ該企業ト右(三)ニ揭ゲラルル取極ヲ爲スコトヲ命ズル必要ナル訓令ヲ發スベシ

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

十八　議定書(乙)(四)ニ關スルモノ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ右(四)ノ(ニ)ニ揭ゲラルル三種ノ保險ノ全部ニ對スル保險料ハ被使用者ニ支拂ハルベキ賃銀ノ百分ノ八●三トシ且將來變更セラルルコトアルベキコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

十九　議定書(乙)ニ關スルモノ

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於ケル日本人ノ漁業企業ハ本最終議定書ニ附屬スル該企業ニ對スル模範規則ヲ內部管理規則トシテ採用スルヲ得ルコトヲ聲明ス

日本國全權委員ハ右ニ對シ何等ノ異議ナキコトヲ聲明ス

第二部

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦全權委員ハ本日署名セラレタル漁業條約ノ實施ト同時ニ千九百二十五年一月二十日締結セラレタル北京條約第三條第一項ノ規定ハ完全ニ實行セラレタルモノト又千九百七年ノ漁業協約ハ爾後何等ノ效力ナキモノト看做サルベキコトヲ約シタリ

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」市ニ於テ英吉利語ヲ以テセル本書二通ニ署名セリ

田中都吉
エル●カラハン
エム●ラツイス

第一附屬書

日本國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於ケル日本國臣民ニ漁業企業ニ對スル內部管理ノ關スル模範規則

第一條　各漁場ニ於ケル平常ノ漁業ノ始時及終時ハ漁場ノ借受人ト勞働日ノ始時及終時ハ漁場ノ借受人ト勞働者トノ合意ニ依リ定メラルベシ

第二條　勞働日ノ前記始時及終時ハ鐘、號笛又ハ他ノ同樣ノ方法ニ依リ之ヲ被使用者ニ合圖スベシ

第三條　合圖後十五分ヲ經過シテ就業セザル者及勞働日ノ終時前ニ離業スル者ニ關シテハ右不在ニ對シ相當ノ理由ヲ擧ゲ得ザル限リ右不在時間ニ對シ賃銀竝ニ「九一」及他ノ形式ノ報酬ヲ削減スルコトヲ得

第四條　正當ノ事由ニ依リ缺勤シ、遲刻シ又ハ勞働日ノ終了前ニ離業セント欲スル被使用者ハ直接ノ上役ニ通知シテ其ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第五條　被使用者ハ食事及休息ノ爲ノ中憩時間ヲ與ヘラルベシ

第六條　被使用者ハ其ノ職務ニ關シ管理部及役員ノ一切ノ命令ヲ遂行スルコトヲ要ス

第七條　管理部ハ被使用者間ニ仕事ヲ分配スベシ

第八條　仕事ノ性質上機械、工具及作業用具ヲ取扱フベキ被使用者ハ之ニ對シ適當ノ注意ヲ爲スコトヲ要ス

第九條　管理部ハ機械、工具又ハ作業用具ガ生命及健康ニ對シ何等ノ危險ヲ生ゼザル樣配意シ且必要ナル豫防設備ヲ之ニ施スコトヲ要ス右ノ外管理部ハ初テ就業シ又ハ初テ工具、道具等ヲ受クル被使用者ヲシテ其ノ使用法ヲ習得セシメ且右工具、道具等ノ危險ナル部分及作業ノ危險又ハ有害ナル點ヲ右被使用者ニ特ニ警告スルコトヲ要ス

第十條　機械、工具及作業用具ヲ取扱フ被使用者ハ豫防措置ヲ執リ且最注意シテ之ヲ取扱フコトヲ要ス

第十一條　工具、機械及作業用具竝ニ其ノ作業ヲ安全ナラシムル手段ガ不良ト爲リ又ハ不適當ト爲リタル場合ニ於テハ被使用者ハ直ニ之ヲ其ノ上役ニ通知スルコトヲ要ス

第十二條　就業中被使用者ニ何等カノ事故生ジタルトキハ右被使用者ハ直ニ之ヲ其ノ直接ノ上役ニ通知シ且醫療ヲ受クル爲醫療所ニ赴クコトヲ要ス負傷者ガ自ラ之ヲ爲スコト能ハザル場合ニ於テハ其ノ同僚タル勞働者ハ直ニ管理部ニ通知スルコトヲ要シ管理部ハ直ニ右負傷者ヲ右醫療所ニ送リ且之ト同時ニ事故ノ起リタル當該作業ニ關シ一切ノ可能ナル豫防措置ヲ執ルベシ

第十三條　勞働人民委員部ノ特別規則ニ依リ豫見セラルル作業ノ部門ニ於ケル被使用者ニハ特別ノ衣服及履物竝ニ豫防具ヲ支給スルコトヲ要ス極東地方ノ漁業ニ於ケル右作業ノ部門ニシテ右特別ノ物品ヲ支給セラルベキモノ竝ニ右物品ノ種類及數量ハ勞働人民委員部ノ權限アル地方機關ノ承諾ヲ經ルノ條件ノ下ニ漁場ノ借受人ニ依リ決定セラルベシ

第十四條　被使用者ニ對シテハ左ノ事項ヲ禁止ス

(イ)　喫煙ヲ禁ズル旨ノ揭示アル場所ニ於テ喫煙スルコト

(ロ)　何等ノ必要ナキ場合ニ作業ノ種類ヲ變更スルコト

(ハ)　定規ニ反シ機械、工具及作業用具ヲ濫ニ使用スルコト

(ニ)　就業中骨牌ヲ弄ビ、惡口シ及喧嘩スルコト

(ホ)　酩酊ノ狀態ニ於テ就業スルコト

(ヘ)　管理部ノ許可ナクシテ就業時間中及他ノ時間ニ於テ自己ノ消費ノ爲ニ魚類ニ加工シ竝ニ加工シタル魚類ヲ自己ノ需要ニ供スルコト

第十五條　管理部ハ企業ノ必要ナル場所ニ手洗ノ爲ノ石鹼ヲ具フル洗面臺ヲ設置スルコトヲ要ス

第十六條　住宅ノ附近及他ノ便利ナル場所ニハ充分ナル數ノ洗面器ヲ備附ケ之ヲ清潔ニ保チ且整頓シ置クコトヲ要ス

第十七條　管理部ハ就業ノ場所及被使用者ノ住宅ニ充分ナル數ノ便所ヲ設置シ之ヲ整頓シ且清潔ニ保ツコトヲ要ス右用途ニ充テラレザル他ノ一切ノ場所ハ之ヲ使用スルコトヲ禁ズ

第十八條　管理部ハ漁場ガ清潔ニ保タルル樣配意シ且衛生上ノ一切ノ必要ナル措置ヲ執ルコトヲ要ス被使用者ハ同樣ニ其ノ就業スル場所ヲ清潔ニ保ツノ責任ヲ負フベシ

第十九條　被使用者ハ自己ノ健康ノ爲一切ノ衞生規則及一切ノ勞働保護規則ヲ遵守スルコトヲ要ス右規則ハ見易キ場所ニ揭示セラルベシ

第二十條　天災ニ伴フ勞働ハ企業ノ一切ノ被使用者ニ對シ義務的ニシテ管理部ノ要求アリ次第其ノ實行セラルベキ時ノ如何ヲ問ハズ之ヲ遂行スルコトヲ要ス

第二十一條　本規則ハ一方被使用者ト他方管理部トノ合意ニ依リ且勞働人民委員部ノ權限アル機關ノ承認ヲ經ルノ條件ノ下ニ之ヲ補足シ又ハ修正スルコト得

第二十二條　內部管理規則ハ一般ニ知ラシムル爲見易キ場所ニ日本語及露西亞語ヲ以テ之ヲ揭示スルコトヲ要ス

第二附屬書

左ノ境界ヲ示ス地圖

日本國「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦間漁業條約ノ附屬最終議定書第二附屬書
Annex No. 2 to the Final Protocol attached to the Fishery Convention between Japan and the Union of Soviet Socialist Republics

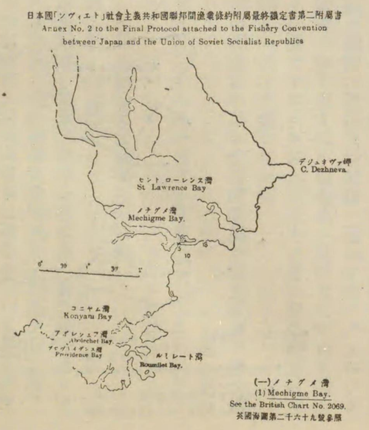

(一)ノメチグメ灣
(1) Mechigme Bay.
See the British Chart No. 2069.
英國海圖第二千二十六號參照

(一)「メチグメ」灣
(二)「コニヤム」灣、「アボレシエフ」灣(「カラガン」灣)及「ルミレート」灣
(三)「セント●パヴラ」灣
(四)「カラーガ」灣
(五)「パロン●コルファ」灣ノ北部
(六)「ペチエヴインスカヤ」灣
(七)「ミルカチンスキー」灣及「ヤムスカヤ」灣
(八)「アヤン」灣
(九)「コンスタンチン」太公灣
(十)「クレストヴアヤ」灣

交換公文

（昭和三年五月二十六日告示）
（外務省告示第六十五號）

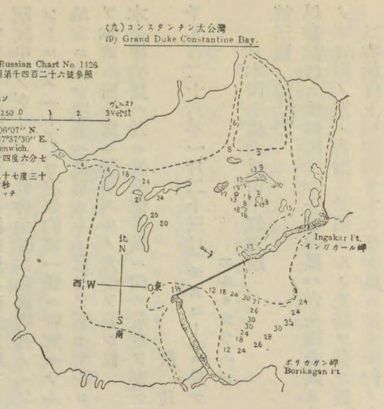

第一號（來翰）

以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約第四條ノ規定及同條約附屬議定書(甲)第九條ノ規定ニ關シ本全權委員ハ本國政府ノ爲ニ左ノ如ク聲明スルノ光榮ヲ有シ候

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於ケル日本國臣民ノ漁業ノ特質ニ鑑ミ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦政府ハ日本國臣民ニ課セラルベキ營業稅竝ニ議定書(甲)第九條(七)及(九)ニ揭ゲラルル稅金及手數料ハ當該漁區ノ貸付ニ對スル報償金ノ百分ノ二十八ニ相當スルモノト看做シ且同一方法ニ依リ爲サルベキコトヲ本國政府ニ勸告スベキ旨聲明ス

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第一號（往翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ貴全權委員ヨリノ本日附ノ左ノ書翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候

以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬議定書第一部一(乙)ノ規定ニ關シ本全權委員ハ右規定ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ國營企業ニ對シ必要ナル漁區ヲ漁業條約ノ存續期中確保スルニ鑑ミ右企業ハ漁業條約ノ存續期中漁區ノ競賣ニ直接又ハ間接ニ參加セザルノミナラズ競賣ニ依リ私人又ハ私企業ニ貸付セラレタル漁區ヲ經營セザルコトヲ本國政府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第二號（往翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ貴全權委員ヨリノ本日附ノ左ノ書翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候

以書翰啓上致候陳者本日署名セラレタル「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦日本國間漁業條約附屬最終議定書第一部一(乙)ノ規定ニ關シ本全權委員ハ右規定ガ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ國營企業ニ對シ必要ナル漁區ヲ漁業條約ノ存續期中確保スルニ鑑ミ右企業ハ漁業條約ノ存續期中漁區ノ競賣ニ直接又ハ間接ニ參加セザルノミナラズ競賣ニ依リ私人又ハ私企業ニ貸付セラレタル漁區ヲ經營セザルコトヲ本國政府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

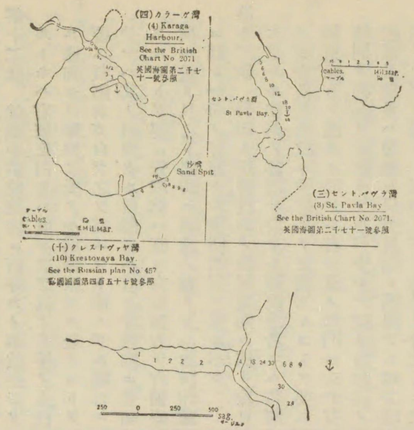

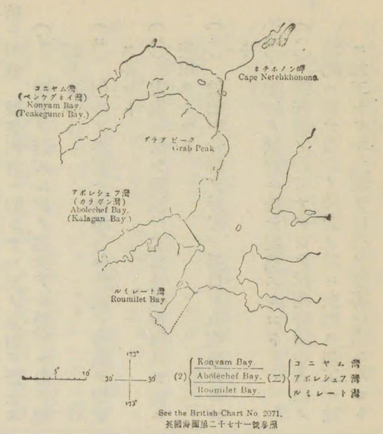

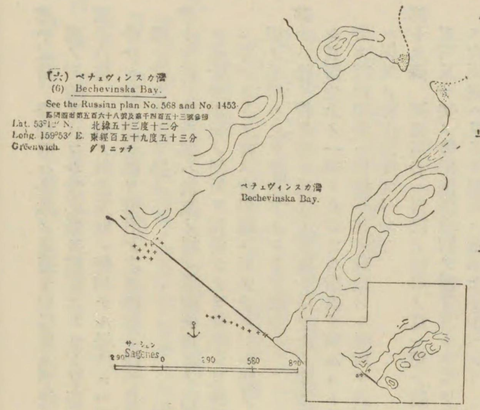

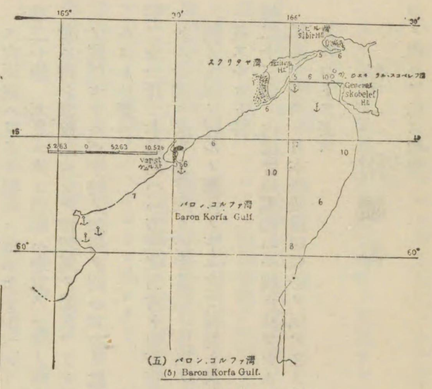

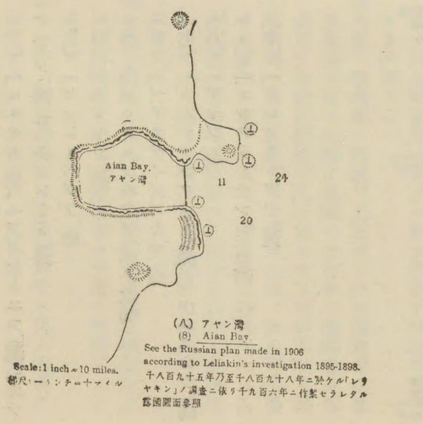

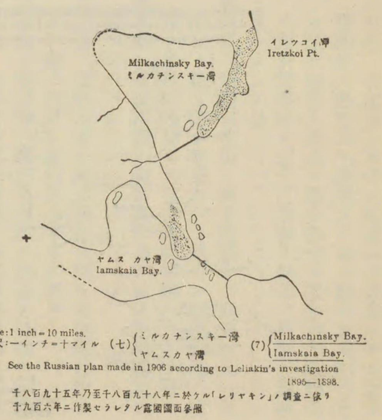

聯邦ノ國營企業ニ對シ必要ナル漁區ヲ漁業條約ノ存續期間中確保スルニ鑑ミ右企業ハ漁業條約ノ存續期間中漁區ノ競賣ニ直接又ハ間接ニ參加セザルノミナラズ競賣ニ依リ私人又ハ私企業ニ貸付セラレタル漁區ヲ經營セザルコトヲ本國政府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ回答トシテ貴全權委員ノ前記御通報ヲ了承シタルコトヲ陳述致シ候

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

田中都吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦

全權委員「レフ・カラハン」殿

第三號（來翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ漁業條約ノ存續期間中「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ「ツエントロ・ソユーズ」ガ右條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ漁業ニ從事スルノ意思ヲ有セザルコトヲ本國政府ノ爲ニ聲明スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ノ前記御通報ヲ了承シタルコトヲ陳述致シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

エル・カラハン

日本國全權委員田中都吉殿

第四號（往翰）

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ貴全權委員ヨリノ本日附ノ左ノ書翰ヲ受領スルノ光榮ヲ有シ候

以書翰啓上致候陳者本全權委員ハ千九百二十八年ノ競賣後何時ニテモ兩政府ノ何レカガ提議スルトキハ「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦ノ各種ノ「コオペラテイヴ」組合ガ漁區ノ貸付ヲ受クル方法ハ兩政府間ニ於ケル商議ノ目的タルベク且爾後右商議ノ決定ニ從フベキモノト爲スコトニ同意スル旨ヲ本國政府ノ爲ニ貴全權委員ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候

商議ガ次回ノ競賣前相當ノ期間內ニ結了セザル場合ニ於テ執ラルベキ措置ニ付テハ兩政府間ニ暫定取極協定セラルベク候

本全權委員ハ日本國政府ガ右書翰ニ全然同意スルコトヲ本國政府ノ爲ニ陳述スルノ光榮ヲ有シ候

本全權委員ハ玆ニ貴全權委員ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

千九百二十八年一月二十三日「モスコー」ニ於テ

田中都吉

「ソヴイエト」社會主義共和國聯邦

全權委員「レフ・カラハン」殿

千九百七年漁業協約改訂ニ關スル日本國及「ソヴイエト」聯邦間會議錄

（昭和三年五月二十六號告示外務省告示第六十六號）

第七號

第七回會議

千九百二十八年一月二十三日午後八時三十分莫斯科ニ於テ開會

「エル・エム・カラハン」氏議長ト爲ル

列席者

「ソヴイエト」聯邦全權委員

「エル・エム・カラハン」

「エム・イ・ラツイス」

同

日本國全權委員在莫斯科

日本國特命全權大使

田中都吉

「ソヴイエト」聯邦外務人民委員「ゲ・ヴエ・チチエーリン」、「ソヴイエト」聯邦最高經濟會議幹部會員「エス・イ・アラーロフ」、「ソヴイエト」聯邦外務人民委員部經濟法制部長「ア・ヴエ・サバーニン」、同極東部長「ベ・エヌ・メーリニコフ」

委員

「エヌ・ペ・コルチヤノフスキー」、「エム・ア・カザコフ」、「エヌ・ア・エルガムイシエフ」、「エム・エス・ガリペリン」、「ゲ・デ・テイーホノフ」會議書記官「イ・ニ・ツアレムチュク」

酒勾秀一、杉下裕次郎、島田正靖、西春彥、富川船夫、越田德次郎、橋本實斐

本日ノ本會議ニ於テ日本國及「ソヴイエト」聯邦夫々ノ全權委員ハ共同シテ次ノ文書ヲ點檢セリ

一　日本國及「ソヴイエト」聯邦間漁業條約

二　議定書三通即チ議定書甲、議定書乙及議定書丙

三　最終議定書一通及其ノ附屬書二通

四　交換公文四件

全權委員ハ右文書ニ記載セラレタル條文及規定ニ付合意ニ達シタル後當該文書ニ正式ニ署名調印セリ

全權委員ハ前記文書ニ署名スルニ當リ夫々次ノ陳述ヲ爲セリ右陳述ノ英文ハ本會議錄ニ添附ス

（一）　漁業條約第十五條ノ規定ニ關シ日本國全權委員ハ左記意見ヲ開陳セリ

漁業條約改正ノ商議ガ前記條文ニ規定セラレタル期間內ニ終了セザルガ如キコトアル場合ニハ兩國政府間ニ暫定取極ガ爲サルベキモノト論ス

「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ右ト同意見ナル旨ヲ陳述ヲ爲セリ右陳述ノ英文ハ本會議錄ニ添附ス

（二）　漁業條約第十五條ノ規定ニ關シ日本國全權委員ハ左記意見ヲ開陳セリ

漁業條約改正ノ商議ガ前記條文ニ規定セラレタル期間內ニ終了セザルガ如キコトアル場合ニハ兩國政府間ニ暫定取極ガ爲サルベキモノト論ス

「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ右ト同意見ナル旨ヲ陳述セリ

（三）　「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ漁業條約ノ規定ニ從ヒ經營ノ爲開カレタル漁區ガ議定書（甲）第十九條ノ規定ニ依リ競賣ニ依ラズシテ地方農民及漁民ニ貸下ゲラレタルトキハ議定書（甲）第六條第一項ニ規定セラレタル漁區貸下期間ハ前記貸下ニ對シ適用セラルベキモノナルハ勿論ナル旨陳述セリ

日本國全權委員ハ右ニ同意セリ

（四）　日本國及「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ最終議定書第一部第十五節第二號ノ宣言ノ第一段ハ漁區ノ競賣ニ對スル不當ノ入レ値ヲ防止スルコトヲ目的トスルモノニシテ最終議定書第一部第一節（甲）號（一）ノ規定ニ何等影響ヲ與フベキモノニ非ザルコトニ同意ス

（五）　日本國及「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ兩國政府ノ孰レノ一方ニ於テモ其ノ他方ノ專門家ニシテ公式又ハ非公式ニ漁業關係事項ニ付技術的又ハ科學的ノ調査ヲ爲サント欲スルモノニ對シ必要ノ便宜ヲ供與スルノ用意アルコト及將來兩國政府ノ何レカノ一方ガ望マシキモノト認ムルトキハ右兩國政府ノ一方ハ前記調査ニ協力セシムル爲他方ノ專門家ヲ招クベキ旨聲明セリ

（六）　「ソヴイエト」聯邦全權委員ハ「ソヴイエト」聯邦政府ガ漁業條約國內ノ地方ニ於テ日本國臣民ノ從事スル漁業ノ大ナル經濟的意義ヲ認メ前記條約ニ從ヒ日本國臣民ノ正當ニシテ合法的ナル利益ガ侵害セラルルコトナカラシムルコトニ付適當ノ考量ヲ加フル用意アルコトヲ聲明スル旨ヲ陳述セリ

「ソヴイエト」聯邦政府ニ於テ輸出稅率ニ變更ヲ加フルノ止ムヲ得ザルガ如キ非常ノ場合ニ關スルモノトス

日本國全權委員　田中都吉
同　書記官　宮川船夫
「ソヴィエト」聯邦全權委員　エル・カラハン
同　書記官　ツアレムチユク

罐詰工場經營ニ關スル特別契約

莫斯科　一九二八年十一月三日

「ソヴエート」社會主義共和國聯邦政府ハ（以下政府ト稱ス）露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國政府ノ名義ニ依リ、一九二八年十月三十日附「ソヴエート」社會主義共和國聯邦人民委員會議ノ規定（議事錄第二八一號七項）ニ基キテ行動スル露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國最高經濟會議々長代理「ブルイコフ・アレクサンドル・ペトロウヰチ」氏及ビ露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國農務人民委員長「クビヤク・ニコライ・アファナシエウヰチ氏ニ依リテ代表セラルル露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國最高經濟會議並ニ露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國農務人民委員會ヲ通シ、又在莫斯科日本大使ノ「ソヴエート」社會主義共和國聯邦外務人民委員會宛一九二八年六月十八日附ノ通告ニヨレハ日本政府ニヨリテ推薦セラレタル、タルコト明カナルモノニシテ一九二八年一月二十三日附日蘇漁業條約議定書（丙）、（乙）ノ第五項ニヨリテ規定セラレタル、、、、、、、、、（以下利權者ト稱ス）ハ登錄番號第、、、號ニヨリ一九二八年、、月、日在函館「ソヴエート」社會主義共和國聯邦領事館ニ屆出テタル前記、、ノ委任狀ニ基キテ同書記官宮川船夫「ソヴエート」聯邦全權委員エル・カラハン同書記官ツアレムチユクノ如ク本契約ヲ締結行動スル眞藤愼太郎ヲ通シ左ノ如ク本契約ヲ締結ス

第　一　條

一、政府ハ本契約ノ條件ニ基キ利權者ニ對シ自由ノ材料ヲ以テスル容器ニ入レタル鮭鱒族魚類及蟹並ニ水產物ノ罐詰ノ製造及販賣ヲ目的トスル企業ノ建設及經營權ヲ與フ

備考　利權者ハ利權企業ニ於テ主要製造方法タルヘキ罐詰製造ニ關係ナク必要ノ場合第四條記載ノ漁區ニ於ケル漁獲物ノ一部ヲ以テ鹽漬、燻製、冷凍及乾燥品ヲ漁獲物ノ六割ヲ超エサル範圍ニ於テ製造スルノ權利ヲ有ス

二、右ノ外利權者ニ對シ利權企業ニ於テ

（イ）價値尠キ魚類（肥料及魚油ノ製造カ禁止セラルル鮭鱒及鰊以外）並ニ魚類及水產物加工ノ際生スル廢棄物ヲ以テスル肥料又ハ魚油

（ロ）魚卵及

（ハ）利權企業製品包裝物

ヲ製造スル權利ヲ與フ

第　二　條

本契約ハ一九三八年十二月一日マテノ期限ニ對シ締結セラルルモノトス

備考　特ニ規定ナキ限リ本契約ニ記サレタル凡テノ期限ハ契約發效當日ヨリ起算セラルルモノトス

第　三　條

一、第一條ニ記サレタル生產事業ノ實現ノ爲メ政府ハ利權者ニ對シ本契約期間ヲ通ジ、、、、、、、河口、、、露里ニ存在五〇〇×二〇〇米ノ面積ノ地域ヲ右地域ニ存在スル「、」ライン所有罐詰工場ノ建物、住宅及非住宅並ニ凡テノ施設物物件及特別ノ設備ト共ニ使用スル權利ヲ與フ

二、本條ニ規定セラレタル地域擴張ノ必要アル場合ハ利權者ハ適當ナル陳情書ヲ政府ニ提出スルコトヲ得而シテ政府ハ前記ノ問題ニ關シ利權者ト交涉ヲ行フ可シ

備考　本條ニ記サレタル地域ハ以下「利權地域」ト稱ス而シテ其境界ハ農務人民委員會極東漁業廳ノ監視官吏カ利權者ノ經費ニヨリテ天然物ニ標記ス

第　四　條

一、政府ハ利權者ニ對シ「鮭鱒族魚類」捕獲ノ爲メ二ケノ漁區即チ第一漁區ハ、、、、、、、、、、、ノ名稱ヲ有シ、、、、、、、、河口、、、露里ニ存在スル、、、號第二漁區ハ、、、、、、、、、、、ノ名稱ヲ有シ、、、、、、、、河口、、、露里ニ存在スル、、、、、號ニシテ各海岸ニ沿ヒテ四〇〇米ノ延長ヲ有スル水域並ニ右水域ニ沿フ四〇〇×一二〇米ノ面積ヲ有スル陸上地域ヲ有スルモノヲ提供ス

右陸上地域ハ第三條ニ記サレタル地域ト合致セサル限リ後者ノ地域以外ニ提供セラルルモノトス

（蟹漁區ノ場合ハ水域及地域ニ關シ左ノ條件ヲ設ク）

『蟹漁區ハ海岸ニ沿フテ五・三〇粁ノ水域ヲ有シ漁撈ハ水深二二・八〇米以上ニ於テ行ヒ其陸上地域ハ四〇〇×一二〇米トス』

（二ケ漁區ノミヲ有スル工場契約中ニハ本第四條ノ第一項ノ次キニ備考ヲ設ケ左ノ條件ヲ加フ）

『將來政府ト利權者トノ間ニ前記工場ニ他ノ第二ノ漁區ヲ附屬セシムルコトニ關シ協定成立シタル場合ハ政府ハ其漁區ヲ本契約全期間ヲ通シテ前記第一ノ漁區ニ對スルト同樣ノ條件ニ於テ貸下クルモノトス』

二、各漁區ニ於テ利權者ハ一箇ノ建網或ハ曳網ヲ以テ每年漁區第、、號ニ於テ魚類、、、、、、布度以內又漁區第、、、、ニ於テ魚類、、、、、、布度以內ヲ製品ニ於テ捕獲スルコトヲ得但シ露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國ニ於テ制定セル漁業規則ヲ義務的ニ實行スルモノトス

二、蟹漁區ニ於ケル蟹ノ捕獲ハ刺網ヲ以テ、、、、、號漁區ニ於テハ製魚　箱及

號漁區ニ於テハ製魚、、、、、、箱ノ數量ニ於テ且ツ一般規則ヲ以テ規定セル方法ニヨリテ行ハルルモノトス

三、捕獲ニ用フル前記網ノ外ニ各漁區ニ於テ倘豫備網ヲ有スルコトヲ利權者ニ許可ス

（蟹漁區ノミノ場合ハ本三項ヲ削除ス）

四、本條ニ記セル漁獲制限高ハ日蘇漁業條約最終議定書第十四條第一項「イ」ノ規定ニ依リ政府ニヨリテ變更セラルルコトアルヘシ

五、當該漁區ノ爲メ制定セラレタル漁獲制限高ヲ滿タス可キ最後ノ揚網ノ結果漁獲ノ總數カ此制限高ヲ超過スルコトアルモ漁獲ノ過分ハ正當ナル取得ト看做スヘシ

六、若シ、、、、、、、河ガ新河口ヲ海ニ開キ而シテ前記漁區中何レカガ、、、、、、、河ノ爲メニ規定セラレタル河口附近禁漁地域內ニアルコトヲ明カトナリタル時ハ右漁區ニ於ケル捕獲ハ河床ノ變動ヲ生シタル時期ノ漁期終了ト同時ニ停止セラルルモノトス

此ノ場合ニ於テハ政府ハ利權者カ租借使用ノ漁區ヲ提供スルカ又ハ利權者カ自由ナル自山ニ購入販賣スルコトヲ得、但シ前記魚類及水產物ヲ生魚又ハ製品トシテ外國ニ輸出スル目的ヲ有スル場合ニ於テノミ許サルルモノトス

三、利權者ハ日「ソ」漁業條約ノ規定ニ據リ本契約第一條ニ規定セラレタル魚類及水產物ヲ製品又ハ未製品トシテ「ソ」聯邦國內市場ニ販賣スルコトヲ得

第　七　條

利權者ハ利權漁區ニ於テ生產ノ必要上又ハ企業ノ勞働者及從業者ノ必要上新シキ建物及施設ヲ建築及造作スル權利ヲ有ス、但シ此際利權者ハ利權漁區ニ於ケル建築及施設ノ豫定配置計畫ヲ適時ニ參考マテニ政府ニ提出スル義務アルモノトス

利權者ハ建築及施設實施ニ際シ「ソ」聯邦技術及衞生上ノ規則並ニ斯種建物ニ關スル「ソ」聯邦現行法ニ服從スルモノトス、但シ新築住宅ハ日本勞働者及從業者ノ民族的慣習風俗ニ適合シタルモノタルコトヲ得

第　八　條

一、本契約實施上必要ナル資本ハ利權者カ外國ヨリ「ソ」聯邦ニ輸入スル義務アルモノトス

二、資本充實ノ必要アル場合ハ利權者ハ之レニ要スル資金ヲ利權企業經營ニ依リ取得シタル利益又ハ外國ヨリ追加資本ヲ輸入スルコトニ依リテ繰入スル義務アルモノトス

三、利權企業ノ必要上各種ノ現金ヲ「ソ」聯邦ニ送金スル時ハ必ス「ソ」聯邦內ニ在ル銀行ヲ經テ行ハルル送金爲替ニ依ルモノトシ而シテ外國ヨリノ送金ニ關シテ制定セル規則ヲ遵奉スルコトヲ

第　六　條

一、利權者ハ利權企業ニ於ケル加工ノ爲メ利權漁區ニ於テ捕獲セル第一條記載ノ魚類及水產物ヲ獲得シ又運搬スルノ權利ヲ有ス

二、利權企業ノ必要上各種ノ現金ヲ「ソ」聯邦ニ送金スル時ハ必ス「ソ」聯邦內ニ在ル銀行ヲ經テ行ハルル送金爲替ニ依ルモノトシ而シテ外國ヨリノ送金ニ關シテ制定セル規則ヲ遵奉スルコトヲ

要ス

四、本條記載ノ條件ノ實行ニ就テハ利權者ハ政府ノ要求ニ依リ適當ナル證明書ヲ以テ確證スル義務アルモノトス

第九條

一、罐詰工場施設ノ爲メ必要ナル物件ノ輸入ハ利權者カ本契約ノ全期間ヲ通シテ無稅ニテ行フコトヲ得

二、第十條ニ記セル諸材料及供給品ノ輸入以外ノ輸入許可證ハ利權者ニ對シ當人カ「ソ」聯邦駐日通商代表臘ヘ適當ノ請願書ヲ提出セシ日ヨリ七日間內ニ下附セラルルモノトス

第十條

利權者ハ利權企業ノ事業ノ爲メ必要ナル諸材料及勞働者竝ニ從業者ニ對スル供給品ヲ漁業實施上必要ナル物件ニ付日「ソ」漁業條約ニ規定セラレタルト同一ノ基礎ニ於テ外國ヨリ輸入スルコトヲ得

第十一條

利權企業製品ノ外國ヘノ輸出ハ利權者ハ日「ソ」漁業條約ヲ以テ制定セル條件ニ基キテ實行スルモノトス

第十二條

一、利權企業ニ於ケル勞働社會保險勞働者及從業者ノ雇傭解雇手續ノ條件ハ日「ソ」漁業條約ノ規定ヲ當該ノ場合ニ適用スルト共ニ「ソ」聯邦ノ勞働法典及本件ニ關スル「ソ」聯邦ノ現行法令及其他ノ規則ニ從ヒテ決定セラルル可シ

二、利權者ニ利權企業ノ勞働者及從業者ニ對シ充分ナル程度ニ於テ住宅ヲ保證スルモノトス

第十三條

利權者ハ其ノ企業ニ支障ナキ限リ商業的採算ノ基礎ニ於テ行動スル國營企業ト同一ノ基礎ニ於テ技術學校在學生ヲ實習ノ爲又斯種技術學校出身者ヲ其ノ履歷ノ爲ニ每年利權企業ノ事業ニ採用ス

第十四條

一、利權者ハ提供セラレタル利權ニ對シ每年十二月十五日以前ニ正味二二、三二キログラムノ目方ヲ有スル罐詰一箱ニ付キ金錢ヲ以テ左ノ割合ノ特別報償金ヲ政府ニ支拂フ義務アルモノトス

紅鮭	二十哥
鮭、銀鮭、鱒之助	十六哥
鱒	九哥
蟹	四十哥

備考　若シ利權者カ第一條ニ基キ罐詰工場ニ於テ水產物ノ罐詰ノ製造ヲ希望スル時ハ該製品ニ對スル特別報償金額ハ相互ノ合意ニヨリテ定メラルヘシ

二、何レカノ年ニ於テ不可抗力的技術上ノ故障ヲ有セシテ第三條記載ノ工場ニ於テ罐詰ニ製造シタル魚類ノ數量カ第四條記載ノ漁區ノ漁獲高ノ四割ニ達セサル場合ハ利權者ハ右製造不足分ニ對シ罰金トシテ罐詰一箱ニ付キ十八哥ヲ支拂フ義務アルコトヲ得

三、罐詰工場カ三ケ年連續休業スル時ハ政府ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得

四、前記特別報償金ノ定格ハ若シ日「ソ」兩政府ニ於テ漁業條約議定書丙第六項ノ定ムル定格ヲ同條末項ニ基キ双方ノ合意上變更スルニ於テハ適當ニ變更セラルルモノトス

第十五條

一、本契約第四條ニ基キ利權者ニ提供セラレタル漁區ノ使用權ニ對シテハ利權者ハ政府ニ每年租借料ヲ支拂フモノトス

二、租借料ノ額ハ一九二九年度漁區競賣後日「ソ」漁業條約ノ條件ニ應シテ定メラルルモノトス

三、利權者ハ前記租借料ヲ每年一月二日及七月一日ヨリ遲カラス半期每ニ前納スルモノトス

四、前記租借料額ハ日「ソ」漁業條約ノ指示スルトコロニ從ヒ三年每ニ改審セラルルモノトス

第十六條

利權者ハ第十四條及第十五條ニ定メラレタル支拂金ヲ期日ニ支拂ハサル場合第二十九條ノ規定ニ不拘日歩一厘ノ過怠金ヲ支拂フヘシ

第十七條

利權者ハ日「ソ」漁業條約ノ規定ニ基キ凡テノ一般國稅及地方稅ヲ支拂フモノトス

第十八條

利權者ハ本契約ニ特別ノ條件ナキ限リ本契約實施ノ目的ヲ以テ所定ノ手續ニ於テ必要ナル商談ヲ締結シ財產ヲ租借又ハ獲得シ及之レヲ讓渡シ原告又ハ被告トシテ裁判所ニ出廷スル等凡テ法律上許サレタル行爲ヲ爲スコトヲ得

第十九條

本契約又ハ日「ソ」漁業條約ニ何等カノ例外ヲ規定シ在ラサル限リ利權者ハ凡テノ「ソ」聯邦現行法令及規定ヲ遵守スヘキモノトス

備考　本契約中ニ『「ソ」聯邦現行法令及規則』トアルハ契約調印當時現ニ效力ヲ有スルカ又ハ將來一般聯邦又ハ聯邦ヲ構成スル共和國ノ政府乃至地方官憲ノ發布スルコトアルヘキ法律規定、訓令等ヲ意味シ又『日「ソ」間漁業條約』トアルハ一九二八年一月二十三日締結セラレタル日「ソ」間漁業條約並ニ之レニ對スル一切ノ附屬文書ヲ意味スルモノトス

第二十一條

大修理實施企業ノ改造及增設ニ際シ基本財產ノ一部カ不要トナリタル場合ハ利權者ハ之レヲ無稅ニテ且ツ輸出手數料ヲ支拂フコトナク外國ニ輸出シ又ハ日本漁業者ノ經營スル他ノ漁區ニ輸送スルカ若クハ「ソ」聯邦政府ノ許可ヲ得テ「ソ」聯邦內ニ於テ之レヲ賣却スルコトヲ得該財產ノ「ソ」聯邦ニ於ケル賣却ノ條件ハ政府ト協定スルコトヲ要ス

第二十二條

一、利權者カ本契約ニ依ル自己ノ權利及義務ノ全部又ハ其ノ一部ヲ第三者ニ讓渡スルニハ必ス政府ノ許可ヲ要スルモノトス

二、利權者ハ政府ノ許可ナクシテ利權企業又ハ其ノ一部ヲ貸下クルコトヲ得ス

備考　政府ノ許可ナクシテ第三者ヲ共同經營者及之レニ類スル者トシテ利權企業經營ニ加入セシムルコトハ利權者カ自己ノ權利ヲ第三者ニ讓渡セシモノト看做サルヘシ

第二十三條

利權者ハ公開報告規則及ヒ公開報告ノ義務ヲ有ス

ル當該企業ニ適用セラルヘキ決算書作製規則ニ服從スルモノトス

第二十四條

一、政府ハ利權者ノ該契約實施ヲ監督スル權利ヲ有ス

二、前記監督實施ノ目的ヲ以テ利權者ハ監督機關並ニ利權局ノ要求ニ依リ一定ノ形式ニ依リ利權者ノ本契約實施ニ關スル完全ナル報告ヲ提出スル義務アルモノトス

三、政府ハ利權者ノ本契約實施ノ監督上必要ナル範圍ニ於テ利權企業、其生產狀態及帳簿ヲ調查スル爲メ之レニ對シ政府ノ委任ヲ有スル者ヲ利權企業ニ派遣スルコトヲ得、右ノ者ハ利權企業ノ業務ニ干涉スルコト能ハス、然レトモ利權契約實施ニ關スル提議ヲ爲スハ此ノ限リニアラス

第二十五條

利權者ハ左ノ義務ヲ有ス

一、第四條ニ記サレタル漁區ノ所有家屋ニ於テ第二十四條ニ記セル者並ニ漁業官吏稅關吏及國境監督官吏ノ爲メ彼等ノ要求次第宿泊所ヲ提供スルコト

二、第一項ニ記セル者ノ要求アリ次第船舶ヨリ漁區ヘノ上陸並ニ其反對ニ漁區ノ沖合ニ碇泊スル漁船及網ノ檢查及漁區附近ニ在ル河川渡過ノ爲メニ乘物ヲ提供スルコト

第二十六條

一、利權者カ本契約ニヨリテ負擔セル何等カノ義務ヲ履行セサル時ハ政府ハ利權者ニ對シ一ケ年ノ租借料ノ二十分ノ一以內ノ金額ニ於テ保證金（第二十九條）ヨリ控除スヘキ罰金ヲ課ス權利ヲ有ス

二、政府ハ次ノ場合ニ於テ本契約ヲ解除スルコトヲ得

（イ）利權者又ハ利權企業カ「ソ」聯邦又ハ外國ノ裁判機關ノ法律上效力ヲ有スル決定ニヨリ支拂無能ノ負債者タルコト發表セラレタル場合

（ロ）裁判ニヨリ立證セラレタル組織的又ハ故意的契約ノ不履行及漁業規則ニ對スル同樣ノ違反行爲アリタル場合

（ハ）本契約ニヨリ獲得シタル權利ヲ政府ノ許可ナク第三者ニ讓渡シタル場合

（ニ）租借料又ハ特別報償金ノ支拂ヲ一ケ月半以上遲延シタル場合

（ホ）利權者ニ保證金填補ノ必要ヲ通知シタル後期日中ニ保證金ヲ補充セサル場合

（ヘ）政府ノ許可ナクシテ本契約第三條及第四條ニ規定セラレタル以外ノ地面ヲ使用シタル場合

（ト）罐詰工場カ三年連續休業シタル場合

三、漁獲高記帳ヲ正確ニ行フヘキコトノ要求ヲ同一作業年度ニ於テ三回違反シタル場合ニ於テハ利權者ハ第四條ニヨリテ提供セラレタル漁區中反則行爲アリタル漁區ノ經營權ヲ喪失スル而シテ其漁區ハ沒收セラレ利權者ハ他漁區ノ附屬ヲ要求スルノ權利ヲ有セス

第二十七條

一、利權者ハ利權期限滿了後利權企業ノ財產ヲ日「ソ」漁業條約ノ規定ニ基キテ利用スルコトヲ得

二、本契約カ期限滿了前中止セラルル場合ニ於テ

ハ本契約第二十九條ニ規定セラルル保證金ハ政府ノ所有ニ歸ス但シ右ハ利權者ガ本契約ニ違反セル結果生シタル損害ノ賠償ヲ要求スル政府ノ權利ヲ失ハシムルモノニ非ス

三、本契約カ第四條ニ記セル漁區ノ經濟的價値低下ノ結果利權者ノ申請ニヨリ政府ニヨリテ解除セラルル場合ハ政府ノ支配下ニアル保證金ハ利權者ニ返還セラルルモノトス

第二十八條

本契約ノ解釋及實施ニ關スル政府及利權者間ノ爭議ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴエート」共和國ノ當該裁判機關ニ於テ解決スルモノトス

第二十九條

一、本契約ニ依ル義務ヲ正確ニ實行スルコトヲ保證スル爲メ利權者ハ利權契約調印ト同時ニ保證金トシテ、、、、、留ノ金額ヲ政府ノ名宛ニテ國立銀行ニ納入シタルコトニ關スル受領證ヲ政府ニ提出スルモノトス該保證金ハ本契約實施期間內ハ政府ノ管理下ニ置クモノトス

二、第四條ニ記載セラレタル漁區ニ對スル租借料カ第十五條ニ依リ、、、留以上ニ計上セラルル場合ニハ保證金額ハ半年分ノ租借料迄增加セラルル可ク利權者ハ右ニ從ヒ一ケ月間以內ニ右保證金ヲ壞補スヘキモノトス又若シ租借料カ低減セラルル場合ハ保證金ハ其ニ比例シテ減少セラルヘク而シテ其差額ハ利權者ニ返還セラルヘシ

三、保證金ニ對シ銀行カ計算セル利息ハ利權者ノ所有ニ屬スルモノトス

四、前記保證金中ヨリ罰金（第二十六條第一項）又ハ過怠金（第十六條）ヲ控除シタル結果右保證金カ減少シタル場合ニ於テハ利權者ハ一ケ月間內ニ其當初ノ金額迄ニ保證金ヲ補充スル義務アルモノトス

五、本契約破棄ノ場合ハ保證金ハ違約金トシテ政府ノ所有ニ歸スルモノトス

六、利權者ハ保證金ノ外ニ「ソ」聯邦及外國ニ在ル利權者ノ全財產ヲ以テ本契約ニ依リテ負擔セル凡テノ義務ヲ正確ニ履行スルコトヲ保證スルモノトス

七、本契約ノ期限滿了シ且ツ利權者カ契約ニヨリ負擔セル凡テノ義務ヲ實行シタル時ハ政府ハ其支配下ニ在ル保證金ヲ利權者ニ返還ス

第三十條

本契約ハ「ソ」聯邦人民委員會議ノ全權代表者及利權者若クハ必要ナル委任狀ヲ有スル其ノ代表者ニ依リテ調印セラレ外務人民委員會ノ認證セラレタル後發效スルモノトス

第三十一條

一、本契約ハ利權者ノ負擔ニ於テ印紙稅ヲ支拂ハルル可シ

本契約ニ對スル印紙稅ハ契約全期間ニ對シ利權者ヨリ政府ニ支拂フヘキ租借料及特別報償金ノ金額ヨリ之レヲ計算スルモノトス、而シテ租借料（複數）金額ニ對シテハ、、、、、留、、、、ノ金額ヲ印紙稅トシテ契約調印ノ際支拂フヘク又特別報償金ニ對シテハ五厘ニ相當スル金額ヲ印紙稅トシテ本契約第十四條ニ依ル特別報償金ノ納入ト同時ニ每年「ソ」聯邦國立銀行地方支店ニ納入スルモノトス

二、第十五條ニ依リ租借料ノ引上ケラレタル場合ニ於テハ利權者ハ右ニ準シ印紙稅ヲ追納スヘキモノトス

第三十二條

契約本文ハ「ソヴエート」聯邦人民委員會議總務部ニ於テ保管シ利權者ニハ契約ノ證明セラレタル寫ヲ交附スルモノトス

第三十三條

一、政府ノ法律的所在地、、、、、

ハ私人ト雖モ貸付漁區ノ境域内ニ於テ漁具ヲ以テスル漁獲並魚類ノ買入及加工ヲ爲スヲ得ス

第六條　一九二九年及一九三〇年漁季、借受人ハ貸付ケラレタル漁區内ニ於テ每年紅魚族、、、、、、、、、、、、、「ツエントネル」以内ヲ漁獲スルノ權利ヲ有ス、次ノ一九三一年、一九三二年及一九三三年度標準高ハ極東漁業廳ニ於テ、每年漁季ノ初メ迄ニ先ツ第一ニ本漁區ニ於テ前年漁獲セラレタル實際漁獲高及極東紅魚族ノ增殖ニ關スル資料ヲ考慮シテ決定セラルヘシ

備　考

一、特別ノ條件ニテ許可セラレタル他ノ漁具ヲ以テ漁獲セラレタル本條ニ記載無キ他ノ魚類ニ對シテハ特別重量稅ノ形式ヲ以テ追加報償金ノ納入ヲ要ス

第七條　(イ)　借受人ハ借受漁區ニ於テ、、、、、、、、、、、、、

監視出張員ノ特別許可ニ依リ借受人ノ一漁區ヨリ同一借受人若ハ他ノ借受人ノ他ノ漁區ヘ航行スルコトヲ得

漁舟ハ三馬力以下ノ發動機ヲ有スルモノト雖何等ノ許可ナク一漁區ヨリ他ノ漁區ヘ航行スルコトヲ得

極東漁業廳ノ發給シタル別個ノ特別許可（魚類財產ノ運搬等）ニ依リ爲サルル作業ニ關聯スル場合ニアリテハ小船舶ノ漁區間航行ハ直接極東漁業廳ニ於テ之ヲ許可スヘシ

備　考

一、「ソヴイエト」聯邦ノ領水內ニ於テ漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ハ日本官憲ノ發給セル健康證明書竝ニ漁業權證明書（租借契約書若ハ其ノ證明付寫）及日本駐在當該「ソヴイエト」聯邦領事官ノ發給セル航海證明書ヲ有スル船舶ニ依リテノミ自己ノ一漁場ヨリ他ノ自己ノ一漁場ヘ竝ニ自己ノ一漁場ヨリ日本若クハ直接第三國ヘ赴クノ權利ヲ有ス

其他各船舶ハ現行竝ニ將來發布サルヘキ沿岸航海ニ關スル「ソヴエイト」聯邦ノ法律ニ遵フヲ要ス

二、借受漁區ヨリ日本ヘノ魚類生產物ノ輸送ニ從事スル各船舶ハ輸出ニ對スル漁業監視官吏ノ許可書ヲ船內ニ有スルヲ要シ船內ノ魚類及水產物輸出ノ爲第三國ニ赴カントスル船舶ハ右ノ外右ノ國ニ輸出ノ爲定メラレタル手續ヲ履行スルヲ要ス

第十八條　借受人ハ極東漁業廳ヨリ文書ヲ以テシタル許可ヲ受クルニ非サレハ本契約ニ依リ取得セル權利若ハ其ノ一部ヲ第三者タル自然人或ハ法人ニ移轉シ又ハ漁區ノ經營ニ關スル共同者ヲ招致スルヲ得ス但シ契約上ノ權利ヲ移轉シタル場合ニ於テハ借受人及其ノ權利ノ讓受人ハ連帶シテ漁獲標準高以上ヲ漁獲シタルモノニ對シテハ漁區報償金年額ノ半額ニ相當スル違約金ヲ徵收シ、被ラシメタル損害ヲ補償セシメ且借受人ノ財產ヲ以テ國家ノ被リタル損害ヲ賠償セシメタル上契約ヲ破棄ス、右財產ハ其處在及性質ヲ問ハサルモノトス

前記第一條違反（禁止漁具使用）ノ場合ニハ漁具及漁獲物ヲモ沒收シ無償ニテ之ヲ國家ニ歸屬セシム

備　考

借受人ハ極東漁業廳ノ決定接受ノ日ヨリ一月ノ期間內ニ於テ違約金賦課ニ付在極東農務人民委員部漁業全權ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得、事件ヲ農務人民委員部全權ノ審査ニ付シタルコトハ借受人ノ保證金補塡ノ義務ヲ免除スルモノニアラス（第十條）

（ハ）　監視官吏ノ許可ナク船舶ヲ以テ輸出サルヘキ魚類（第十七條備考二）

一漁期中同種ノ違反ヲ三回繰返シタルカ、裁判ニ依リ組織的若クハ惡意的契約不履行ト認定セラレタルカ又ハ同樣ノ漁業規則違犯ト認定セラレタルカ、極東漁業廳ノ許可ナク陸上漁場ニ所定以上ノ地域ヲ使用シタルカ、禁止サレタル漁具ヲ使用シタルカ（第一條）、漁場ニ外國人ノ番人ヲ殘置シタルカ、漁區報償金ノ納入ヲ一月以上延滯シタルカ（第九條）、保證金ヲ期限內ニ定額ニ補塡セサルカ（第十條）、漁獲ノ記帳ヲ二回不正確ニ行ヒタルカ（第十五條）、第七條（二）項ニ違反シタルカ第十七條第一項ニ違反シタルカ若ハ極東漁業廳ノ許可ナクシテ借受ヲ第三者ニ移轉シ又ハ共同經營者ヲ招致シタルトキハ保證金ヲ無條件ニ國庫收入ニ振替フル方法ヲ以テ保證金額ニ相當スル違約金ヲ徵收シ、被ラシメタル損害ヲ補償セシメ且借受人ノ財產ヲ以テ國家ノ被リタル損害ヲ賠償セシメタル上契約ヲ破棄ス、右財產ハ其處在及性質ヲ問ハサルモノトス

前記第一條違反（禁止漁具使用）ノ場合ニハ漁具及漁獲物ヲモ沒收シ無償ニテ之ヲ國家ニ歸屬セシム

備　考

借受人ハ極東漁業廳ノ決定接受ノ日ヨリ一月ノ期間內ニ於テ違約金賦課ニ付在極東農務人民委員部漁業全權ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得、事件ヲ農務人民委員部全權ノ審査ニ付シタルコトハ借受人ノ保證金補塡ノ義務ヲ免除スルモノニアラス（第十條）

第二十條　借受人ハ漁業、魚類ノ蕃殖及保護、漁獲高ノ標準制定、生產物ノ加工、外國ヨリ設備品及供給品ノ輸入右ノ關係ヨリ行フ漁業監督並漁業ニ關スル其ノ他ノ一切ノ事項ニ付現行及將來定メラルヘキ法律決定行政命令並右ニ基キ發布セラレタル規則及訓令ニ服從スヘシ

第二十一條　本契約ノ存續ハ第八條ニ揭ケタル期間經過前左ニ依リ之ヲ停止スルコトアルヘシ

（イ）　當事者ノ合意

（ロ）　第三條及第十九條ニ豫想シタル場合

第二十二條　借受人ハ極東漁業廳ノ定メタル期間ヽヽヽヽヽヽ內本契約調印ノ上借受漁區ヲ極東漁業廳ヨリ受取ルヘシ、極東漁業廳ハ同一期間內ニ漁區ヲ借受人ノ利用及管理ノ爲提供スヘキモノトス契約ハ之カ認可ニ關スル極東漁業廳ヨリ書面ノ通知接受後五日ノ期間內ニ公證手續ニ依リ正式ノモノト爲スヲ要ス農務人民委員部ノ認可ヲ要スル契約ハ其ノ調印ノ日ヨリ二月ノ期間內ニ農務人民委員部ヨリ異議ノ表示ナキトキハ認可セラレタルモノト見做サルヘシ

備　考

借受人ハ契約ノ認可ナキ場合ニ於テ極東漁業廳ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス且遲滯ナク用益シタル期間ニ對シ相當ノ報償金ヲ支拂ヒテ漁區ヲ返還スヘシ

第二十三條　當事者ノ法律上ノ住所左ノ通リ

極東漁業廳　ハバロフスク市

借受人ヽヽヽヽヽヽヽヽ

右住所宛ニ交付シタル文書ハ總テ受理セラレタルモノト見做ス

借受人ハ住所變更ニ關シ其ノ都度適時極東漁業廳ニ通知スヘシ

第二十四條　本契約ニ關シ當事者間ニ發生スルコトアルヘキ總テノ爭議ハヽヽヽヽヽヽ市ノ裁判所ニテ解決セラルヘキモノトス

第二十五條　本契約ニ關スル印紙稅及其ノ他ノ費用ハ借受人之ヲ支拂フヘシ

第二十六條　本契約ノ一通ハ公證人役場ニ於テ他ノ一通ハ極東漁業廳ニ於テ之ヲ保存シ借受人ニハ第三ノ一通ヲ交付ス右契約又ハ其ノ證明アルニ非サレハ本契約ノ效力ヲ發生セス

第一條　各蟹漁區ノ延長ハ直線ヲ以テ計算シ五、三〇粁突（五露里）トス而シテ蟹漁區間ノ距離モ亦同シク直線ヲ以テ計算シ一〇、六〇粁突（一〇露里）以上タルヲ要ス借受人ハ自己ノ費用ヲ以テ陸岸ニ於テハ特別ノ標柱及見易キ標識ヲ以テ又海上ニ於テハ燈臺船若クハ見易キ浮標ヲ以テ漁區ノ境界ヲ定ムヘシ

第二條　蟹ノ漁獲ハ右借區水面域內ニ於テ蟹漁用底刺網ノミヲ以テ行フコトヲ得各網ハ長サ五四、五〇米突（二五露間）以下幅三、〇五米突（一〇呎）以下トシ網目ノ寸法ハ豫メ水ニ浸シタル後結節ヨリ直次ノ結節迄ヲ計算シ二二、八六糎（九「デュイム」）以上タルヲ要ス

第三條　蟹漁獲ノ爲五四、五〇米突ノ網ヲ特別ノ配列ニ連結スルコトヲ得但シ各連網ハ三十五網以上タルヘカラス而シテ一線上ニ配列シタル連網間ニ於テハ五四、五〇米突（二五露間）以上又並行連網間ニ於テハ一〇九米突（五〇露間）基盤目形配列ノ場合ニハ二一八米突（一〇〇露間）以上ノ距離ヲ保ツヲ要ス各漁區ニ於テ使用スル網ノ總數ハ二千六百二十五箇ヲ超ユルヲ得ス又水中ニ於テハ同時ニ八百七十五箇以上ヲ使用スルヲ得ス

昭和五年度極東蟹漁區貸付條件

漁區ノ貸付ハ露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國漁業經濟ニ關スル規則第三條及第三十八條乃至第四十五條（千九百二十七年法令集第一〇二號第六八四條）並農務人民委員部及勞働人民委員部ノ認可シタル千九百二十七年十一月二十八日付露西亞社會主義聯邦「ソヴイエト」共和國農務人民委員部貸付財產ヲ構成スル一般共和國的意義ノ漁場及漁業事業場貸付規程ニ基キテ之ヲ行フ

第四條　蟹網ハ干潮時水深二一、八〇米突（十露間）以上ヲ有シ漁區（鮭鱒及鰊）ニ於ケル軀網ヨリ沖合一、〇六粁突（一露里）以上ノ地點ニ沈設ス可シ

第五條　蟹漁區區域内ニ於テハ前記ノ漁具ヲ除キ「トロール」網、建網又ハ曳網若クハ何等カ他ノ蟹又ハ魚類ノ漁撈具ヲ所有スルコトヲ禁ス

第六條　蟹漁ハ三月一日ヨリ早カラス之ヲ開始シ且「オホツク、カムチヤトカ」區ニ於テハ十月十五日以前及沿海區ニ於テハ十一月一日以前ニ漁獲ヲ停止シ總テノ漁網ヲ撤去スルヲ要ス

借受人ハ漁具並ニ爾餘ノ財産ヲ次ノ漁季迄「ソヴイエト」聯邦市民ナル番人監視ノ下ニ漁區ニ殘置スルコトヲ得

第七條　漁獲セル蟹ノ製造、網ノ保管及乾燥、水上浮揚具ノ岸地ヘ引揚ノ爲借受人ハ海岸延長三二七米突（一五〇露間）奥行八七、二〇米突（四〇露間）ノ地區ヲ使用スルコトヲ得右地區ハ借受人ニ於テ其租借ニ係ル蟹漁區水面ニ沿ヲ陸岸ノ境域内ニ於テ之ヲ選擇スルコトヲ得ルモノトス但シ右地區ハ河口ヨリ二、一二粁突以上ノ距離ヲ有スヘシ

蟹漁區内ニ於テ其借受人カ其ノ租借ニ係ル一般漁區ヲ有スルトキハ借受人ハ（鮭鱒鰊）漁業及蟹漁業ノ爲同一地區ヲ使用スルコトヲ得但シ漁區租借期限終了後ニ於テ該漁區ノ舊借受人ハ漁期開始前ニ蟹漁業ニ使用シタル總ノ建物及器具ヲ右漁區ヨリ搬出ス可キモノトス然ラサル場合ニハ前記建物及漁具ハ無償ニテ國家ニ歸屬スヘシ

借受人ハ蟹漁業ノ爲其選擇シタル地區ニ關シ遲滯無ク漁業監視官吏ニ屆出ツ可シ

第八條　蟹ノ乾燥肉及蟹卵ノ製造ハ之ヲ禁止ス

第九條　蟹罐詰ノ製造ハ陸上地區内ニ於テ之ヲ爲スヘシ船舶内ニ於ケル蟹ノ製造ハ之ヲ禁止ス

第十條　製造ノ爲漁獲セラレタル蟹ハ總テ其漁獲後二十四時間以内ニ前煮ス可シ該時間ヲ經過シタル場合ニハ右蟹ヨリ罐詰ヲ製造スルコトヲ禁ス蟹ハ減却スヘシ

第十一條　借受人ハ蟹ノ處理ノ際生スル廢棄物ヲ以テ肥料ヲ製造スルノ權利ヲ有ス、肥料ヲ製造セサル場合ニハ右蟹ヨリ罐詰ヲ製造スルコトヲ禁ス蟹ハ減却スヘシ

第十二條　漁區ノ勞働者ノ食用ノ爲釣具ヲ以テスル魚類ノ漁獲ヲ許可ス但シ之ヲ製造スルコトヲ禁ス

第十三條　借受人ハ其租借漁區内ニ於テ蟹罐詰ノ製造ハ一函以内ヲ製造スル權利ヲ有ス

備　考

一函ノ内容ハ一封度罐四十八個、半封度罐九十六箇又ハ四分ノ一封度罐百九十二箇トス（英封度）

第十四條　本條約ニ依リ借受人ニ權利ヲ排他的ノモノニシテ如何ナル官廳、機關或ハ私人ト雖モ貸付漁區ノ境域以テスル魚獲並蟹ノ加工ヲ爲ス

第十五條　本條約ノ存續期間ハ、

、、、、、、、、、、、、迄ト定ム

第十六條　借受人ハ海上漁區ニ對スル報償金ヲ均分シテ半年分宛（即チ借受年ノ一月二日及七月一日）國立銀行ニ前納スルヲ要ス但シ第一借受年ノ上半期分料金ハ契約調印迄ニ其ノ全額ヲ國立銀行ニ納入スルヲ要シ金額納入ニ關スル受領證ハ契約調印ノ際之ヲ提示スルヲ要ス

借入漁區ニ於テ罐詰工場ヲ經營スル借受人ハ蟹魚類及海産物ヲ以テ實際ニ製造シタル罐詰各一函ニ付左ノ率ニ依リ金錢ヲ以テ特別報償金ヲ支拂フモノトス

（一）蟹ニ對シテハ一函ニ付四十哥

（二）紅鮭ニ對シテハ一函ニ付二十哥

（三）鱒ニ對シテハ一函ニ付九哥

（四）鮭、銀鮭及鱒ノ助ニ對シテハ一函ニ付十六哥

、、、、、、、、、、、、

（ニ）漁業監視官吏及稅關吏ノ要求アリ次第右官吏ニ對シ自己ノ宿舍內ニ於テ宿泊ヲナサシムヘシ

（ホ）借受人ハ漁業監視官吏ノ要求アリ次第之ニ實費ヲ超エサル價格ヲ以テ食料品ヲ提供スヘシ

第二十三條　借受人ハ何時ニテモ極東漁業廳ヨリ委任ヲ受ケタル者並漁業及稅關監視出張員ニ對シ蟹ノ漁獲高並蟹及其製品ノ搬出高ノ實際記帳ノ調査、此記帳ノ寫取ヲ爲サシメ又ハ總テノ漁業用築造物、宿舍、倉庫及漁區內ニ碇泊スル漁業用並運搬用船舶ノ臨檢ヲ爲サシムヘシ

第二十四條　外國々旗ノ下ニ航行スル借受人ノ所有船若クハ其ノ傭船ハ開港ノ外航海證書ニ記載ナキ地點ニ碇泊スルコトヲ得ス

小船舶ノ碇泊ハ租借漁區內ニ於テノミ之ヲ許可ス

三馬力以上ノ發動機ヲ有スル小船舶ハ每回漁業監視出張員ノ特別許可ニ依リ借受人ノ一漁區ヨリ同一借受人若クハ他ノ借受人ノ他ノ漁區ヘ航行スルコトヲ得

漁舟ハ三馬力以下ノ發動機ヲ有スルモノト雖何等ノ許可ヲク一漁區ヨリ他ノ漁區ヘ航行スルコトヲ得

極東漁業廳ノ發給シタル別個ノ特別許可（魚類財產ノ運搬等）ニ依リ爲サルル作業ニ關聯スル場合ニアリテハ小船舶ノ漁區間航行ハ直接極東漁業廳ニ於テ之ヲ許可スヘシ

備考

一、「ソヴイエト」聯邦ノ領水內ニ於テ蟹漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ハ日本官憲ノ發給セル健康證明書並ニ漁業權證明書（租借契約書若ハ其ノ證明付寫）及日本駐在當該「ソヴイエト」聯邦事官ノ發給セル航海證明書ヲ有スル船舶ニ依リテノミ自己ノ一漁場ヨリ他ノ自己ノ一漁場ヘ並ニ自己ノ一漁ヲ有ス

其他各船舶ハ現行並ニ將來發布サルヘキ沿岸航海ニ關スル「ソヴイエト」聯邦ノ法律ニ遵フヲ要ス

二、借受漁區ヨリ日本ヘ蟹生產物ノ輸送ニ從事スル各船舶ハ輸出ニ對スル漁業監視官吏ノ許可書ヲ船內ニ有スルヲ要シ船內ノ蟹及水產物輸出ノ爲第三國ニ赴カントスル船舶ハ右ノ外右ノ國ニ輸出セラレタル貯藏用ノモノ（第九條）

（ロ）帳簿ノ記帳額以上ト判明シタルモノ（第二十二條（イ）項）

（ハ）監視官吏ノ許可ナク船舶ヲ以テ輸出サルヘキモノ（第二十四條備考二）

一漁期中同種ノ違反ヲ三回繰返シタルカ、裁判ニ依リ組織的若クハ惡意的契約不履行ト認定セラレタルカ又ハ同樣ノ蟹漁業規則違犯ト認定セラレタルカ、極東漁業廳ノ許可ナク陸岸漁場ニ所定以上ノ地域ヲ使用シタルカ、禁止サレタル漁具ヲ使用シタルカ（第二條）、漁場ニ外國人ノ番人ヲ殘置シタルカ、漁區報償金ノ納入ヲ一月以上延滯シタルカ（第十六條）、保證金ヲ期限內ニ定額ニ補塡セサルカ（第十七條）、漁獲ノ記帳ヲ二回不正確ニ行ヒタルカ（第二十二條（イ）項）

年額ノ二十分ノ一ヲ超エサル額ノ違約金ヲ課スルコトヲ得契約第二十四條（第二項）ノ違犯ニ對シテハ借受人ニ小型發動機船一隻及各件ニ付二百留ノ額ノ違約金ヲ課ス極東漁業廳ノ當該許可無クシテ漁獲標準高以上ヲ漁獲シタルモノニ對シテハ漁區報償金年額ノ半額ニ相當スル違約金ヲ徵收シ蟹ノ剩餘漁獲及製造量ハ之ヲ沒收シ無償ニテ國家ニ歸屬セシム

最終ノ揚網ノ結果其ノ漁區ニ付定メラレタル漁獲標準高ヲ超過シタル場合ハ特別重量稅ノミヲ課ス但シ右超過額ハ其ノ漁區ニ付定メラレタル標準高ノ五「パーセント」ヲ超ユルコトヲ得ス

左記蟹及水產物モ亦之ヲ沒收シ無償ニテ國家ノ處分ニ附ス

（イ）船舶內ニテ製造セラレタル貯藏用ノモノ（第九條）

（ロ）帳簿ノ記帳額以上ト判明シタルモノ（第二十二條（イ）項）

（ハ）監視官吏ノ許可ナク船舶ヲ以テ輸出サルヘキモノ（第二十四條備考二）

一漁期中同種ノ違反ヲ三回繰返シタルカ、裁判ニ依リ組織的若クハ惡意的契約不履行ト認定セラレタルカ又ハ同樣ノ蟹漁業規則違犯ト認定セラレタルカ、極東漁業廳ノ許可ナク陸岸漁場ニ所定以上ノ地域ヲ使用シタルカ、禁止サレタル漁具ヲ使用シタルカ（第二條）、漁場ニ外國人ノ番人ヲ殘置シタルカ、漁區報償金ノ納入ヲ一月以上延滯シタルカ（第十六條）、保證金ヲ期限內ニ定額ニ補塡セサルカ（第十七條）、漁獲ノ記帳ヲ二回不正確ニ行ヒタルカ（第二十二條（イ）項）

第二十四條第一項ニ違反シタルカ、漁區內ニ契約記載以外ノ漁具ヲ存置シタルカ（第五條）、乾燥蟹肉及蟹卵ヲ製造シタルカ（第八條）、若ハ極東漁業廳ノ許可ナクシテ借受ヲ第三者ニ移轉シ又ハ共同經營者ヲ招致シタルトキハ保證金ヲ無條件ニ國庫收入ニ振替フル方法ヲ以テ保證金額ニ相當スル違約金ヲ徵收シ、被ラシメタル損害ヲ補償セシメ且借受人ノ財產ヲ以テ國家ノ被リタル損害ヲ賠償セシメタル上契約ヲ破棄ス右財產ハ其處在及性質ヲ問ハサルモノトス

前記第二條違反（許可セラレサル漁具ノ使用）ノ場合ニハ漁具及漁獲物ヲモ沒收シ無償ニテ之ヲ國家ニ歸屬セシム

契約第三條末項（漁具ノ數）違反ノ場合ハ漁區報償金年額ノ半額ニ相當スル違約金ヲ徵收シ、剩餘漁具及右ヲ以テ漁獲セラレタル漁獲物ハ之ヲ沒收シ無償ニテ國家ニ歸屬セシム

左記ノ諸項違反ノ場合ニ於テハ借區者ニ違約金ヲ課スルノ外左ノ物件ヲ無條件ニテ沒收シ無償ニテ國家ニ歸屬セシム

個々ノ配列中ニ於テ發見セラレタル餘分ノ網並法定距離ヲ保タスニ配列セラレタル網（第三條）

水深小ナル場合或ハ建網トノ距離少キ場所ニ沈設セラレタル網（第四條）

漁區內ニ於テ發見セラレタル許可セラレタルモノ以外ノ漁具（第五條）

乾燥蟹肉及蟹卵（罐詰ニ製造セラレタルモノト雖モ）（第八條）

漁區內ニ於テ發見セラレタル製造魚類（第十二條）

備考

借受人ハ極東漁業廳ノ決定接受ノ日ヨリ一月ノ期間內ニ於テ違約金賦課ニ付在極東農務人民委員部漁業全權ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得、事件ヲ農務人民委員部全權ノ審査ニ付シタルコトハ借受人ノ保證金補塡ノ義務ヲ免除スルモノニアラス（第十七條）

漁獲高ノ標準制定、生產物ノ加工、外國ヨリ設備品及供給品ノ輸入右ノ關係ヨリ行フ漁業監督並蟹漁業ニ關スル其ノ他ノ一切ノ事項ニ付現行及將來定メラルヘキ法律、決定、行政命令並右ニ基キ發布セラレタル規則及訓令ニ服從スヘシ

第二十八條　本契約ノ存續ハ第十五條ニ揭ケタル期間經過前左ニ依リテ之ヲ保存シ借受人ニ付シタルコトハ借受人ノ保證金額ニ相當スル違約金ヲ徵收シ、被ラシメタル損害ヲ補償セシメ且借受人ノ財產ヲ以テ國家ノ被リタル損害ヲ賠償セシメタル上契約ヲ破棄ス右財產ハ其處在及性質ヲ問ハサルモノトス

前記第二條違反（許可セラレサル漁具ノ使用）ノ場合ニハ漁具及漁獲物ヲモ沒收シ無償ニテ之ヲ國家ニ歸屬セシム

契約第三條末項（漁具ノ數）違反ノ場合ハ漁區報償金年額ノ半額ニ相當スル違約金ヲ徵收シ、剩餘漁具及右ヲ以テ漁獲セラレタル漁獲物ハ之ヲ沒收シ無償ニテ國家ニ歸屬セシム

左記ノ諸項違反ノ場合ニ於テハ借區者ニ違約金ヲ課スルノ外左ノ物件ヲ無條件ニテ沒收シ無償ニテ國家ニ歸屬セシム

個々ノ配列中ニ於テ發見セラレタル餘分ノ網並法定距離ヲ保タスニ配列セラレタル網（第三條）

水深小ナル場合或ハ建網トノ距離少キ場所ニ沈設セラレタル網（第四條）

漁區內ニ於テ發見セラレタル許可セラレタルモノ以外ノ漁具（第五條）

乾燥蟹肉及蟹卵（罐詰ニ製造セラレタルモノト雖モ）（第八條）

漁區內ニ於テ發見セラレタル製造魚類（第十二條）

備考

借受人ハ極東漁業廳ノ決定接受ノ日ヨリ一月ノ期間內ニ於テ違約金賦課ニ付在極東農務人民委員部漁業全權ニ對シ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得、事件ヲ農務人民委員部全權ノ審査ニ付シタルコトハ借受人ノ保證金補塡ノ義務ヲ免除スルモノニアラス（第十七條）

第二十七條　借受人ハ蟹漁業、蟹ノ蕃殖及保護、

本契約ハ、、、、、、市ニ於テ一九二、、年、、、、、之ヲ締結セリ

外國領海水産組合法

（明治卅五年三月法律第三十五號公布 明治四十二年三月法律第十七號改正）

第一條　條約又ハ許可ニ依リ外國領海ニ於ケル水産動植物ノ採捕其ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル帝國臣民ハ本法ニ依リ水産組合ヲ設置スルコトヲ得

第二條　組合ノ區域ハ利害關係アル營業區域又ハ住所區域ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第三條　組合ヲ設置セムトスルトキハ其ノ區域内ニ於ケル同業者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定シ外務、農商務兩大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ二種以上ノ營業者相集リテ組合ヲ設置セムトスルトキハ各種營業毎ニ三分ノ二以上ノ同意ヲ要ス

第四條　組合ノ區域内ニ於テ組合員ト同一ノ業ヲ營ム者ハ其ノ組合ニ加入スヘシ但シ營業上特別ノ情況ニ依リ外務、農商務兩大臣ニ於テ加入ノ必要ナシト認ムル者ハ此ノ限ニ在ラス

第五條　削除　明治四十二年三月法律第十七號削除

第六條　第四條ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス　明治四十二年三月法律第十七號改正

參考

第五條　組合ノ設置アリタルトキハ組合、組合聯合會又ハ組合員ノ名ヲ以テスル外他人ノ名義ニ依ルト他人ニ雇ハルル者トヲ問ハス組合ヲ組織セル營業者ト同一種類ノ營業ニ從事スルノ目的ヲ以テ組合ノ營業區域ニ渡航シ又ハ船舶若ハ漁具ヲ廻送スルコトヲ得ス但シ前條但書ニ依リ加入セサル者ハ此ノ限ニ在ラス

第六條　第四條ノ規定ニ違背シタル者ハ五十圓以下ノ過料ニ第五條ノ規定ニ違背シタル者ハ五千圓以下ノ過料ニ處ス

第七條　前條ノ過料ニ付テハ非訟事件手續法第二百六條、民法第八十四條ノ規定ヲ準用ス

參照

非訟事件手續法第二百六條、第千百七條及ヒ民法施行法第二十二條及ヒ商法第十八條第二項、第二百六十一條、第二百六條及ヒ商法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條第二項、第五十四條、第六十條第三項、第七十五條第三項、第八十七條（第九十五條第三項）ニ定メタル事件ハ過料ニ處セラルヘキ者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス、（本條ニ準用シタル條項ハ民法ニ依ル法人又ハ商事會社ニ關スル罰則ヲ規定シタルモノニシテ〇ノ符號アルモノハ他ノ法令ノ改正ニ依リ自然ニ消滅シタルモノナリ）

同第二百七條　過料ノ裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ

當事者及檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其ノ言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其ノ他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

同第二百八條　過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス但執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス（民事訴訟法第六編ハ强制執行ニ關スル規定ナリ）

第八條　組合及聯合會ニ關シテハ本法ニ規定アルモノノ外、重要物産同業組合法ノ規定ヲ準用ス但シ同法中農商務大臣ニ屬スル職權ハ外務、農商務兩大臣之ヲ行フ

附則

第九條　本法ハ明治三十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條　本法施行以前ニ於テ條約又ハ許可ニ依リ外國領海ニ於ケル水産動植物ノ採捕其ノ製造又ハ販賣ノ業ニ關シ外務、農商務兩大臣ノ認可ヲ經テ設置シタル組合又ハ組合聯合會ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ牴觸セサルモノハ第三條ニ依リ設置シタルモノト看做ス

外國領海水産組合法施行規則

大正五年六月三十日農商務省令第十四號

第一條　外國領海水産組合法ニ依リ設置スル水産組合又ハ水産組合聯合會ノ名稱ニハ外國領海ノ名稱及水産組合又ハ水産組合聯合會ナル文字ヲ用フヘシ

第二條　住所區域ニ依ル組合ノ區域ハ道、府、縣ノ區域ニ依リ之ヲ定ムヘシ

但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條　組合又ハ聯合會ニ總會ヲ置ク但シ組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合會ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

組合ノ目的、業務、區域、組合員ノ營業ノ種類會議及會計ニ關スル定款ノ變更ハ組合會ニ於テ之ヲ議決スルコトヲ得ス

第四條　組合又ハ聯合會ハ總會、組合會及評議員會ノ決議錄ノ謄本ヲ作成ノ都度遲滯ナク外務、農商務兩大臣ニ差出スヘシ

第五條　組合又ハ聯合會ノ經費ノ豫算及徵收法ノ認可申請ハ事業年度二週間前ニ經費ノ決算及業務成績ノ報告ハ事業年度後一年内ニ之ヲ爲スヘシ

第六條　組合又ハ聯合會ノ設置ヲ認可シタルトキハ外務、農商務兩大臣ハ其ノ名稱、組合員ノ營業ノ種類、組合ノ區域及聯合會ヲ組織スル組合ノ名稱ヲ公告スヘシ

外務、農商務兩大臣ハ前項ニ揭ケタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ事項、組合又ハ聯合會解散シタルトキハ其ノ旨ヲ公告スヘシ

第七條　組合又ハ聯合會ニ付テハ重要物産同業組合法施行規則第三條乃至第十四條、第十五條第二項第三項、第十六條乃至第二十一條、第二十二條第二項乃至第五項、第二十三條乃至第三十二條、第三十四條第四十九條ノ規定ヲ準用ス但シ水産組合ニ付テハ重要物産同業組合ノ規定ヲ準用ス

第八條　本則ハ大正五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九條　組合又ハ聯合會ニ付テハ重要物産同業組合法施行規則第五十四條ノ規定ヲ準用ス

露領水産組合定款

第一章　總則

第一條　本組合ハ露領沿海州、勘察加州及薩哈嗹州ニ於ケル彼我水産業者間ノ圓滿ヲ期シ弊害ヲ矯メ風紀ヲ正シ水産業ノ改良發達ヲ圖リ組合員共同ノ利益ヲ擧クルヲ目的トス

第二條　本組合ノ業務左ノ如シ

一　組合員及其ノ從業者ノ風紀矯正ニ關スル事項

二　組合員及其ノ從業者ノ保護救濟ニ關スル事項

三　組合員ノ紛議調停ニ關スル事項

四　漁場ノ調査、水産動植物ノ蕃殖ニ關スル事項

五　漁業製造ノ方法及販路ノ調査ニ關スル事項

六　組合員ノ彼我官憲ニ對スル諸願届其ノ他ノ手續等代辨ニ關スル事項

七　彼我水産業者ノ便宜ニ關スル事項

八　其ノ他組合員共同ノ利益ヲ增進スル爲メ必要ナル施設ニ關スル事項

第三條　本組合ノ區域ハ露領沿海州、勘察加州及薩哈嗹州ノ區域ニ依リ其ノ區域内ニ於テ水産動植物ノ採捕其ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル者ヲ以テ組織ス

第四條　本組合ハ露領水産組合ト稱ス

第五條　本組合ハ本部ヲ東京市ニ置キ支部ヲ必要ノ地又ハ特種ノ習慣アル區域ニ置ク

第六條　本組合ニ使用スル印章ハ左ノ如シ（略ス）

第二章　組合員ノ加入及脫退

第七條　組合員タラントスル者ハ其ノ營業ノ種類及住所、氏名ヲ記載シタル書面ニ加入金參百圓ヲ添ヘ組長ニ申出ツヘシ但シ脫退又ハ組合員タルノ資格ヲ失ヒタル者再ヒ加入スルトキハ加入金ヲ免除スルコトヲ得

組長前項ノ申出ヲ承諾シタルトキハ之ヲ組合員名簿ニ登錄シ其ノ旨ヲ本人及各支部ニ通知スヘシ

第八條　組合ヨリ脫退セントスルトキハ其ノ旨組長ヘ申出テ承認ヲ受クヘシ

組長前項ノ申出ヲ承認シ又ハ組合員タルノ資格ヲ失ヒタルモノアルトキハ組合員名簿ヨリ其ノ氏名ヲ削除シ之ヲ本人竝ニ各支部ニ通知スヘシ但シ加入金ハ之ヲ還付セス

第三章　組合員ノ權利義務

第九條　組合員ハ總會ニ出席シテ表決ヲ爲スノ權代議員ヲ選擧スルノ權及役員代議員ノ被選擧ヲ有ス

第十條　組合員ハ帝國、露國官憲ノ命令及之ニ基ク帝國、露國官憲ノ命令ヲ確守シ苟クモ組合又ハ組合員ノ信用名譽ヲ毀損ス可ラサルモノトス

第十一條　組合員ハ定款及組合會ノ決議ヲ遵守シ他組合員ノ權利ヲ尊重シ竝ニ組合經費ヲ納付スルノ義務ヲ負フ

組合經費又ハ過怠金ヲ滯納シタル者ニ對シ催告ヲ發シタル後三十日以内ニ納入セサルトキハ其完納ニ至ル迄組合員タルノ權利行使ヲ停止スルコトヲ妨ケス

定款又ハ組合會ノ決議ニ違反シタル者ニ對シテハ評議員會ノ議決ヲ經テ相當期間組合員タルノ權利行使ヲ停止スルコトヲ得

第十二條　組合員營業ノ種類又ハ住所氏名ヲ變更シタルトキハ十四日以内ニ其旨組長ニ屆出ツヘシ

第四章　役員ノ選任並ニ業務ノ執行

第十三條　本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

組　長　一名
副組長　一名
評議員　四名

組長及副組長ハ組合會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選擧ス但シ必要アルトキハ組合員ニ非サル者ヨリ之ヲ選擧スルコトヲ得。

第十四條　組長ハ組合ヲ代表シ組合事務ヲ統理ス

副組長ハ組長ヲ補佐シ組長差支アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ組合事務ヲ監査シ及組長ノ諮詢ニ應ス

組長副組長共ニ故障アルトキハ評議員ノ互選ヲ以テ其代理者ヲ定ム

第十五條　役員ノ任期ハ三箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

役員任期ノ滿了ニ因リ退任シタルトキハ後任者ノ就任ニ至ルマテ其職務ヲ行フ

第十六條　役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ通常組合會ニ限リ臨時組合會ヲ待ツコト能ハサル場合ニ限リ臨時組合會ヲ以テ補缺選擧ヲ行フ

組合會ニ於テ役員ノ解任ヲ議決シタルトキハ直ニ其補缺選擧ヲ行フ

補缺ニ因リ當選シタル者ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第十七條　組合員ハ正當ノ事由ヲナクシテ役員ノ當選ヲ辭シ又ハ其職ヲ辭スルコトヲ得ス

第十八條　評議員ハ名譽職トス

第十九條　組長必要アリト認ムルトキハ評議員會ノ議決ヲ經テ顧問及囑託ヲ置クコトヲ得

顧問ハ組長ノ諮問ニ答ヘ又ハ意見ヲ提議スルコトヲ得

囑託ハ特定事項ヲ調査シ又ハ掌理スルモノトス

第二十條　本組合ニ主事、技師、書記及技手通シテ十名ヲ置キ組長之ヲ任免ス

主事及書記ハ庶務ヲ、技師及技手ハ技術ニ關スル事項ヲ掌理ス

第二十一條　定款及業務ノ執行ニ關スル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ組長之ヲ定ム但シ特種ノ習慣アル支部ノ細則ハ其部所屬組合員ノ議定セルモノヲ基礎トシ評議員會ノ決議ヲ經テ組長之ヲ定ム

第五章　會議

第二十二條　會議ハ總會、組合會及評議員會ノ三種トス

總會ハ組合員ヲ以テ之ヲ組織ス

組合會ハ代議員ヲ以テ之ヲ組織ス

評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十三條　總會ハ左ノ場合ニ組長之ヲ開ク

一　組長必要ト認メタルトキ

二　組合員三分ノ一以上カ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十四條　代議員ノ定數ハ二十五名トシ總會ニ於テ組合員中ヨリ選任ス

第二十五條　代議員ノ任期ハ三箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

補缺選擧ニヨリ當選シタル代議員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第二十六條　通常組合會ハ每事業年度一回一月乃至三月中ニ組長之ヲ開ク

第二十七條　臨時組合會ハ左ノ場合ニ組長之ヲ招集ス

一　組長必要ト認メタルトキ

二　代議員ノ定數五分ノ一以上カ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第二十八條　總會ノ招集ハ十日以前ニ、組合會ノ招集ハ七日以前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ各組合員又ハ各代議員ニ通知スヘシ但シ急ヲ要スル場合ハ前記ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

通知ノ方法ハ代議員ニ對シテハ書面又ハ電信ヲ以テ直接ニ通知シ組合員ニ對シテハ招集狀ヲ各支部ニ送附シ其配布方ヲ囑託ス

組合會ニ於テハ前項ノ規定ニ依リ通知シタル事項ニ付テノミ議決ヲ爲スコトヲ得但シ臨時緊急ノ事項ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

第二十九條　總會ニ於ケル各組合員ノ表決權ハ平等トス

總會ニ於ケル表決權ノ行使ハ各組合員ニ限リ之ヲ代理セシムルコトヲ得但シ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ差出スコトヲ要ス

第三十條　總會ニ於テハ組合員二分ノ一以上出席スルニアラサレハ開會スルコトヲ得ス同一事項ニ付招集シタル第二回以後ノ總會ニ於テハ組合員三分ノ一以上出席スルトキハ會議ヲ開クコトヲ得

第三十條ノ二　組合會ニ於テ代議員定數ノ二分ノ一以上出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

前項ニ定メタル員數ノ代議員出席セサルトキハ出席シタル代議員ノ過半數ヲ以テ假決議ヲナスコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各代議員ニ對シテ其假決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ更ニ一ケ月内ニ第二回ノ組合會ヲ招集スルコトヲ要ス第二回ノ組合會ニ於テハ出席シタル代議員ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決ス

第三十一條　總會ニ於テハ出席組合員五名以上、組合會ニ於テハ出席代議員三名以上ノ同意ヲ以テ議案ヲ提出スルコトヲ得

第三十二條　總會又ハ組合會ノ議決ハ出席員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

組合會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ組長ハ書面ニ依ル代議員表決ヲ以テ組合會ノ決議ニ代フルコトヲ得

第三十三條　組合員又ハ代議員ハ一身上ノ利害關係アル議事ニ付其ノ表決ニ加ハルコトヲ得ス

第三十四條　總會又ハ組合會ノ議長ハ組長之ニ當ル但シ組長倶ニ事故アルトキハ出席員中ヨリ之ヲ選定ス

第三十五條　評議員會ハ組長之ヲ招集ス

評議員ノ三分ノ一以上カ會議ノ目的タル事項及其ノ招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ

第三十六條　評議員會ノ職務權限左ノ如シ

一　組長ヨリ組合會ニ提出スル議案ヲ審査シ組長之ヲ追加豫算ヲ提出シ臨時ニ經費賦課徵收ノ必要生シタルトキハ臨時組合會ニ附議スルコトヲ妨ケス

二　組合ノ財産及業務ノ狀況ヲ監査シ每事業年度一回ノ定期組合會ニ報告スルコト

三　組長ノ諮詢ニ應スルコト

四　其ノ他定款ノ規定ニ依リ其ノ職務權限ニ屬スル事項

第三十七條　第三十條、第三十二條、第三十三條、第三十四條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第三十八條　總會、組合會及評議員會ノ議事ハ議錄ヲ作リ左ノ事項ヲ記載シ議長及出席者二人以上之ニ記名捺印スヘシ

一　開會ノ日時及場所
二　組合員ノ數又ハ代議員若ハ評議員ノ定數
三　出席者ノ員數
四　議事ノ要領
五　議決シタル事項
六　贊否ノ數

第三十九條　議事ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第六章　會計

第四十條　本組合ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十一條　本組合經費ノ豫算及賦課徵收方法ハ通常組合會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム經費ノ決算ハ組合會ノ承認ヲ經ヘシ

第四十二條　本組合ハ第七條ノ加入金及其ノ他ノ積立金ヲ以テ基本財産トシ代議員定數三分ノ二以上ノ同意ヲ得タル議決ヲ經ルニアラサレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第七章　違約處分

第四十三條　定款又ハ組合會ノ決議ヲ以テ制限若ハ禁止シタル事項ニ違反シタル者ハ評議員會ノ議決ヲ經テ五千圓以下ノ過怠金ヲ課ス

水產動植物ノ採捕其ノ製造及販賣並ニ鹽專賣ニ關スル帝國又ハ露國ノ法律、命令其ノ他規則ニ反シ處罰ヲ受ケタル者ハ仍前項ニ依リ處分ス

第四十四條　組合經費ノ納入ヲ怠リタル者ハ金壹

千圓以下、第十二條ノ屆出及、第二十一條ノ細則ニ於テ定メタル規程ノ屆出ヲ怠リタル者ハ金壹百圓以下ノ過怠金ヲ科ス

第四十五條　過怠金ノ處分ヲ受ケタル者ハ十日以內ニ之ヲ納付スヘシ

第四十六條　從業者ノ行爲ハ營業主タル組合員ノ行爲ト見做シ其ノ責ニ任セシム

第八章　定款ノ變更

第四十七條　定款ノ變更ハ總會ノ決議又ハ組合會ニ於テ代議員定數三分ノ二以上ノ同意ヲ得タル決議ニ因リ之ヲ爲スモノト但シ第一條、第二條、第三條、第二十二條乃至第四十二條ノ規定ヲ變更セントスルニハ總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

第九章　解散

第四十八條　本組合解散シタル場合ニ於テハ組長及副組長ヲ以テ其清算人トス組長又ハ副組長ニ缺員アルトキハ評議員ノ互選ヲ以テ清算人ヲ定ム

第十章　附則

第四十九條　本定款ハ大正六年四月一日ヨリ實施ス

露領水産組合露領出漁規程

（昭和四年四月二十一日臨時組合會決議）

第一條　組合員ノ出漁ハ昭和四年度以降總テ本則ノ定ムルトコロニ據ル

第二條　組合員ハ其出漁ニ關シ「ソ」聯邦官憲ヨリ受クル必要書類ノ外每年組合ヨリ交附スル漁區租借證明書ヲ受有スヘシ

前項ノ證明書ヲ受有スル者ニアラサレハ出漁スルコトヲ得ス

第三條　前條ノ漁區租借證明書ハ漁區ヲ租借セル組合員ニ對シ其ノ請求ニ依リ之ヲ交附ス但シ當該漁區ノ租借漁區割並其他ノ未納金ヲ組合ニ納入セサルモノハ此ノ限ニ非ラス

第四條　漁區租借證明書ハ出帆港ニ於ケル稅關官署ニ之ヲ提示シ其査閱ヲ受クヘシ

漁區租借證明書又ハ其複本ハ當該漁區及當該漁區ニ往復スル船舶ニ之ヲ保持シ帝國官憲ヨリ要求アリタルトキハ直チニ之ヲ提示スヘシ

第五條　租借漁區割ハ各漁區ノ租借料ヲ基準トシテ每年之ヲ定ム、但シ一留ヲ一圓ト看做ス

第六條　租借證明書ハ交附ヲ受ケタル年ノ十一月末日迄ニ組合ニ之ヲ返還スヘシ

第七條　本規程第二條ノ規定ニ違反シタルモノニ對シテハ組合定款第四十三條ノ規定ヲ準用ス

第八條　本規程ニ規定シ又ハ規定セサル事項ト雖露領出漁ニ關シ帝國官憲ヨリ命令又ハ指示アリタルトキハ之ニ從フヘク組合ニ於テ決議アリタルトキ亦同シ

露領漁業被使用者救恤規則

（農林省指令水第四二八四號）

東京市麹町區丸ノ內二丁目二番地ノ一

露領水產組合

昭和四年六月二十五日附發第三四八號申請露領漁業被使用者救恤規則並同施行細則ノ件承認ス

昭和四年七月三日

農林大臣　町田忠治

外務大臣　男爵　幣原喜重郎

露領漁業被使用者救恤規則

第一條　本則ハ露領ニ出漁スル組合員及露領ニ於テ漁業ニ從事スル其ノ被使用者ニ適用ス

第二條　組合員カ露領漁業ノ爲メ雇傭スル被使用者ニシテ其ノ被雇傭期間中ニ一時勞働能力ヲ失フトキ、事故ノ爲癈疾ト爲リ又ハ死亡スルトキハ本則ニ據リ組合ニ於テ其ノ救恤ヲ爲ス

第三條　組合員ハ被使用者ヲシテ前條ノ救恤ヲ受ケシムル爲被使用者ノ本邦出發前ニ被使用者一人ニ付金二圓ヲ組合ニ納附スヘシ

前項ノ納付金ハ警察官署ノ檢證ヲ有スル被使用者名簿ト共ニ之ヲ組合ニ差出スヘシ

名簿所載ノ被使用者ニ異動ヲ生シタルトキハ直チニ警察官署ノ證明ヲ受ケ其旨組合ニ屆出ツヘシ

第四條　組合員ハ被使用者カ傷病ノ爲メ又ハ看病ノ爲若ハ傳染病豫防ノ爲隔離セラレ、一時其ノ勞働能力ヲ失フトキハ勞働不能ト爲リタル日ヨリ囘復ノ日迄手當ヲ支給スヘシ、但シ雇傭期間後二週間ヲ過クルモ囘復セサルトキハ打切手當ヲ支給スルコトヲ得

前項打切手當ノ額ハ醫師ノ診斷ニ基キ組合之ヲ定ム

第一項ニ依ル手當ハ勞働不能ト爲リタル時ノ賃金ノ三分ノ二迄減スルコトヲ得

第一項ニ依ル打切手當支給後癈疾ト爲リ又ハ死亡シタルモノニシテ其ノ原因カ勞務ニ在ルモノナルトキハ第六條又ハ第七條ノ規定ヲ適用ス

第五條　前條ノ手當ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ之ヲ支給スヘカラス

（一）甚シキ酩酊ノ爲メ勞働能力ヲ失ヒ又ハ甚シキ酩酊ニ因リ招キタル行爲ノ爲メ勞働能力ヲ失ヒタルトキ

（二）休業手當ヲ受クル目的ヲ以テ故意ニ自己ノ健康ヲ害シタルトキ

（三）療養ノ爲メ與ヘラレタル休業時間ヲ療養ノ爲メ使用セス又ハ自己ノ健康狀態ヲ人爲的ニ惡化シタルトキ

第六條　被使用者カ勞務ニ因ル傷病ノ爲メ癈疾ト爲リタルトキハ組合ハ左ノ區別ニ依リ一時扶助料ヲ支給スヘシ

區別	勞務ニ因ルモノ	勞務ニ因ラサルモノ
（一）終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ	一時扶助料 六十圓	一時扶助料 三十圓
（二）終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ	五百圓以上 五百圓以上	五百圓以上 百圓以上
（三）從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ若ハ健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ	三百七十五圓以上 五百圓以上	百圓以上 百圓以上

勞働能力ヲ失フトキハ勞働不能ト爲リタル日ヨリ囘復ノ日迄手當ヲ支給スヘシ、但シ雇傭期間後二週間ヲ過クルモ囘復セサルトキハ打切手當ヲ支給スルコトヲ得

前項打切手當ノ額ハ醫師ノ診斷ニ基キ組合之ヲ定ム

第一項ニ依ル手當ハ勞働不能ト爲リタル時ノ賃金ノ三分ノ二迄減スルコトヲ得

第一項ニ依ル打切手當支給後癈疾ト爲リ又ハ死亡シタルモノニシテ其ノ原因カ勞務ニ在ルモノナルトキハ第六條又ハ第七條ノ規定ヲ適用ス

第五條　前條ノ手當ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ之ヲ支給スヘカラス

（一）甚シキ酩酊ノ爲メ勞働能力ヲ失ヒ又ハ甚シキ酩酊ニ因リ招キタル行爲ノ爲メ勞働能力ヲ失ヒタルトキ

（二）休業手當ヲ受クル目的ヲ以テ故意ニ自己ノ健康ヲ害シタルトキ

（三）療養ノ爲メ與ヘラレタル休業時間ヲ療養ノ爲メ使用セス又ハ自己ノ健康狀態ヲ人爲的ニ惡化シタルトキ

第六條　被使用者カ勞務ニ因ル傷病ノ爲メ癈疾ト爲リタルトキハ組合ハ左ノ區別ニ依リ一時扶助料ヲ支給スヘシ

區別	勞務ニ因ルモノ	勞務ニ因ラサルモノ
（一）終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ	一時扶助料 六十圓	一時扶助料 三十圓
（二）終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ	五百圓以上 五百圓以上	五百圓以上 百圓以上
（三）從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ若ハ健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ	三百七十五圓以上 五百圓以上	百圓以上 百圓以上

又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ　二百五十圓以上

（四）身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖モ引續キ從來ノ業務ニ服シ得其ノ能率ヲ減スルモノ　三十五圓以上

（五）前記各號ニ該當スル場合ヲ除クノ外身體ノ一部ヲ傷害シ之ヲ失ヒタルモノ　十圓以上

第七條　被使用者カ傷病ノ爲死亡シ又ハ遭難ノ爲六ケ月以上行方不明トナリタルトキハ組合ハ其ノ遺族ニ對シ左ノ區別ニ依リ葬祭料及一時扶助料ヲ支給スヘシ

區別	葬祭料	一時扶助料
（一）	遺族一時扶助料	五百圓以上 百圓以上
（二）	死亡シタルトキ	五百圓以上 百圓以上
（イ）	遭難ニ因リ行方不明ノトキ	五百圓以上 百圓以上
（ロ）		

第八條　被使用者又ハ其ノ遺族ハ左ノ證據書類ヲ添附シ事實ノ發生後一ケ年以內ニ本則ニ據ル救恤ヲ組合ニ請求スヘシ

（一）何レカニ該當スルモノ　使用者又ハ其代理人ノ證明書及醫師ノ診斷書

（二）第七條ノ何レカニ該當スルモノ　使用者又ハ其ノ代理人ノ證明書及戶籍抹消ニ關スル謄本又ハ行方不明トナレル事實ノ證明書前項ノ請求ハ使用者之ヲ代理スルヲ妨ケス

第九條　救恤ハ前條ノ請求ニ基キ之ヲ受クヘキ被使用者又ハ其遺族ニ對シ之ヲ爲スヘキモノトス

前項ノ遺族トハ祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹ニシテ被使用者ノ死亡又ハ行方不明ノ當時同一戶籍內ニ在ルモノ及同一戶籍內ニ在ラサルモ被使用者ノ死亡又ハ遭難當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者ヲ謂フ

第十條　本則ニ依リ救恤ヲ爲スヘキ事實ヲ組合ニ於テ認定スルモ遺族ナキ場合ハ葬祭料ノ範圍內ニ於テ使用者ヲシテ之カ葬祭ヲ行ハシムルモノトス

第十一條　本則第三條第一項ノ規定ニ依ル納附金ヲ組合ニ納入セサル者及同條第二項ニ依ル被使用者名簿ヲ僞造シタル者ニ對シテハ組合定款第四十三條ノ規定ヲ準用ス

本則第三條第三項ノ屆出ヲ怠リタル者ニ對シテハ組合定款第四十四條後段ノ規定ヲ準用ス

第十二條　本則第四條ノ規定ニ依ル手當ヲ支給セサル者ニ對シテハ組合定款第四十四條前段ノ規定ヲ準用ス

第十三條　本則ニ關シ主務官廳ヨリ命令アリタルトキ若ハ本則ノ變更ヲ命セラレタルトキハ組合、組合員及其ノ被使用者ハ之ヲ遵守スヘキモノトス

第十四條　本則施行ノ爲組合ニ露領漁業被使用者救恤基金ヲ設ケ遭難救濟基金中ノ三十萬圓益本則第三條ニ依ル組合員ノ納附金ヲ以テ之ニ充ツ

被使用者救恤基金ハ特別會計トシ其ノ收支ハ每年一囘組合會ニ之ヲ報告スヘシ

第十五條　本則施行ニ關スル細則ハ評議員會ノ議ヲ經テ組長之ヲ定ム

附則

第十六條　本則ハ監督官廳ノ承認ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ施行シ遭難救濟金給與規則ハ同日ヲ以テ之ヲ廢止ス

本則施行前從前ノ遭難救金給與救則ニ據リ救恤ヲ爲スヘキ者ニ對シ未タ其ノ給與ヲ爲ササルモノニ付テハ本則ノ規定ヲ適用ス但シ其ノ原因カ昭和三年以前ノ事故ニ依ルモノハ仍從前ノ遭難救濟金給與規則ニ據ル

露領漁業被使用者救恤規則施行細則

（昭和四年七月三日農林外務兩次官承認）

第一條　露領漁業被使用者救恤規則第三條第一項ニ依ル納付金ハ別記第一號樣式ニ依ル納付書ヲ添ヘ之ヲ組合ニ差出スヘシ

同條第二項ノ被使用者名簿及同條第三項ノ被使用者異動屆ハ別記第二號及第三號樣式ニ依ルヘシ

第二條　露領漁業被使用者救恤規則第三條第一項ニ據ル納付金ヲ納入シタル組合員ニ對シ組合ハ別記第四號樣式ニ依ル救恤引受書ヲ交付ス

第三條　組合員ハ露領漁業被使用者救恤規則第四條ニ據リ支給シタル手當並ニ同則第五條ニ據リ手當ヲ支給セサリシ事由ニ關シ每年十一月末日迄ニ別記第五號樣式ニ依ル報告書ヲ組合ニ差出スヘシ

第四條　露領漁業被使用者救恤規則第八條ニ依ル救恤請求書ハ別記第六號樣式ニ依ルヘシ

前項ノ請求書ニハ本則第二條ニ依ル救恤引受書ノ寫ヲ添付スヘシ

第五條　露領漁業被使用者救恤規則第九條ノ規定ニ依ル遺族ノ順位左ノ如シ

第一　同一戸籍內ニ在ル配偶者

第二　同一戸籍內ニ在ラサル配偶者

第三　子

第四　父、父ナキトキハ母

第五　祖父、祖父ナキトキハ祖母

第六　兄弟姉妹

前項第三號ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

一　男ハ之ヲ女ヨリ先ニス

二　男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニシ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖之ヲ私生子ヨリ先ニス

三　前二號ニ揭クル事項ニ付相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第一項第六ニ定メタル同順立者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ニ付前項第一號及第三號ノ規定ニ依ル

附則

第六條　本則ハ露領漁業被使用者救恤規則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

露領漁業被使用者救恤規則第三條第一項ニ據リ納付金ハ昭和四年度ニ限リ七月十五日迄延納スルコトヲ得但シ本則施行後出發スルモノハ此ノ限ニ在ラス

本則ニ規定ナキ事項ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ施行ス

第一號樣式

納付書

昭和　年度露領漁業ニ使用ノ別紙名簿記載ノ被使用者　名ニ關スル露領漁業被使用者救恤規則第三條ニ據ル納付金　圓也別紙ヲ以テ納入致候條御査收相成度候也

昭和　年　月　日

使用者　組合員　某　○

露領水產組合組長殿

第二號樣式

被使用者名簿

一、使用者氏名　組合員　某　○

二、被使用者ヲ使用ス漁區番號　第　號

同　名稱

同　位置

三、被使用者ノ乘船出帆港

四、被使用者ノ乘船出帆豫定月日

昭和　年　月　日

五、同　歸還豫定月日

昭和　年　月　日

六、檢證ヲ受クル警察官署

七、被使用者

被使用者氏名	現住所	本籍地	身分	年月日	職名
	同上	同上	同上	同上生	同上

計	名						

右職別內譯如左

職別　員數

、、　名

、、　名

、、　名

、、　名

備考

（イ）身分ノ欄ニハ戸主家族ノ別、家族ナルトキハ戸主ノ氏名及戸主トノ續柄ヲ記入スルコト

（ロ）職名ハ漁夫、雜夫其他ノ職名ヲ記入スルコト

第三號樣式

被使用者異動屆

昭和　年　月　日附提出ノ名簿所載ノ被使用者中都合ニ依リ左記ノ通解約補充致候ニ付此段及御屆候也

昭和　年　月　日

使用者　組合員　某　○

露領水產組合組長殿

記

解約者	氏名	同上	同上	同上	同上生	同上
	現住所	本籍地	身分	年月日	職名	
計	名					

補充者	氏名	同上	同上	同上	同上生	同上
	現住所	本籍地	身分	年月日	職名	
計	名					

第四號樣式

救恤引受書（番號第　號）

一、使用者氏名　組合員　某

一、被使用者並ニ其總員數

昭和　年　月　日附何々警察署檢證ニ係ル納付金ニ對シ被使用者　名ニ關スル露領漁業被使用者救恤規則第三條第一項ニ據ル救恤金　圓也

一、引受ノ目的

一、使用者ノ納付金　金　圓也

一、納付金領收月日　昭和　年　月　日

右露領漁業被使用者救恤規則ニ據ル救恤金ニ於テ正ニ引受候也

昭和　年　月　日

露領水產組合　印

第五號樣式

一時勞働能力喪失者救恤報告書

左記者ハ一時其勞働能力ヲ失ヒタルモ夫々註記ノ通休業手當ヲ支給致候ニ付此段及御報告候也

追テ手當ヲ支給セサリシモノ並ニ其事由附記致置候

昭和　年　月　日

使用者　組合員　某　○

露領水產組合組長殿

計	名						

一時勞働能力喪失者ニ對シ支給シタル休業手當調

勞働能力喪失者氏名	勞働能力喪失ノ原因	勞働能力喪失始期	同上	支給額	備考
		自月日	至月日	圓	
計	名				

備考

勞働能力喪失ノ原因ノ欄ニハ傷病、看病、傳染病豫防ノ爲メノ隔離等ノ別ヲ記入スルコト

一時勞働能力喪失者ニ對シ休業手當ヲ支給セサリシモノ並其事由

勞働能力喪失者氏名	勞働能力喪失ノ原因	勞働能力喪失期間	自月日	至月日	自月日	至月日	自月日	至月日	備考
計	名								

備考

勞働能力喪失ノ原因ノ欄ニハ救恤規則第五條ノ（一）（二）（三）ノ別ヲ記入スルコト

第六號樣式

救恤請求書

昭和　年　月　日附　號引受書ヲ以テ救恤ノ引受相受候被使用者中左記ノ者ニ對シ御救恤相成度證據書類相添ヘ此段及請求候也

昭和　年　月　日

被使用者（又ハ遺族）　某　○

右代理人　使用者　組合員　某　○

露領水産組合組長殿

記

（イ）一時扶助料ノ支給ヲ受ケントスル場合

救恤ヲ受ケントスル者ノ氏名	癈疾ノ程度	癈疾ノ原因	癈疾トナリタル時間場所及其後ノ經過

（ロ）葬祭料及遺族一時扶助料ノ支給ヲ受ケントスル場合

死亡又ハ行方不明者ノ氏名	同上原因ノ別	勞務ニ因ルモノト否トノ別	同上月日	同上場所	備考

日露兩國の露領漁業被使用者救恤契約

契　約　書

一九三〇年六月二十日、ハバロフスク市

拙者等下記署名ノ極東地方保健部長ヤチン、アレクサンドル、ワシリエウイチ名義ヲ以テ（以下地方保健部ト稱ス）ヲ一方トシ、ソヴイエト聯邦極東水域從業日本漁業者（譯者註、借區者名ヲ列記シアルモ略ス）ノ全權代表ニシテ在函館ソヴイエト聯邦領事館ノ認證シタル前記漁業者ノ委任狀ニ基キ行動スル田中丸祐厚（以下日本漁業者ト稱ス）ヲ他方トシ左ノ通リ本契約ヲ締結シタリ

第一條、日本漁業者ハ極東地方條約水域ニ於テ日本漁業者ノ租借ニ係ル海上漁區及蟹漁區並其罐詰工場使用勞働者及從業員並ニ其家族ノ醫療一切ヲ一九三〇年漁季ニ於テ引受クルモノトス

第二條、漁場及企業勞働者及從業員ノ醫療保證ノ爲日本漁業者ハ第一條記載ノ漁區ニ於テ次ノ如キ計算ニ依リ入院患者及外來患者醫療施設ヲ設置スヘキモノトス

（イ）勞働者及從業員數八〇名ヨリ二〇〇名迄ノ企業ニ於テハ一乃至二個ノ寢臺ヲ備ヘタル看護人診療所

（ロ）勞働者及從業員數二〇〇名乃至四〇〇名迄ノ企業ニ於テハ二乃至五個ノ寢臺ヲ備ヘタル醫者診療所

（ハ）勞働者及從業員數四〇〇名以上ノ企業ニ於テハ五個以上ノ寢臺ヲ備ヘタル病院

備考、開設セラルヘキ詳細ナル醫療施設網ハ地方保健部、極東社會保險委員會及食料從業員組合極東本部ノ同意ヲ得テ設置セラルヘキモノトス

第三條、日本漁業者ハ勞働者數二〇名以上ノ各漁場若ハ企業毎ニ救急用藥局ヲ設備スヘキ義務アルモノトス

第四條、日本漁業者ハ入院及外來患者診療施設トシテ總テノ家財道具及設備ヲ有シ完全ニ本目的ニ適スル季節的勞働ニ於ケル醫療及衛生ノ要求ヲ充スヘキ正規ノ舍屋ヲ提供スヘキ義務アルモノトス

第五條、日本漁業者ハ自己ノ負擔ヲ以テ契約第二條記載ノ醫療施設及宿舍ヲ、之ガ開設中、共產奉仕、（煖房、照明、給水、衛生）ニ付テ維持ノ爲其經費ヲ引受クルモノトシ、且又、醫療施設及醫員ニ對シ該區域ノ漁場勞働者及從業員ノ爲ノ價格及標準數量ニ從ヒ物資ヲ供給スヘキモノトス

第六條、本契約添付ノ表ニ基ク醫療施設ノ人員、醫療地區ノ病院ノ必要ヲ充スヘキ醫藥及材料財產ノ標準數量ハ地方保健部ニ於テ、醫療衛生勞働組合ノ同意ヲ得テ設定スルモノトス

第七條、醫療施設主任ノ任免、移動ハ日本漁業者ニ於テ之ヲ行ヒ地方保健部ニ通知スルモノトス

備考、（イ）醫療所主任ノ職務ハ醫師ノ免狀ヲ所持スル者ヲ以テ之ニ充ツ

（ロ）看護人診療所主任ハ代診ノ稱號ヲ證明スヘキ公ノ得業書類ヲ所持スル

者ヲ以テ之ニ充ツ

第八條、醫療施設主任ハ勞働不能者ヲ生シタル都度規定ノ形式ニ依ル勞働不能カードニ適時之ヲ記入スヘキ義務アルモノトス

第九條、日本漁業者ハ患者ヲ醫療施設ヘ運搬ノ爲及該區域ニ於ケル職務ニ依ル醫員ノ移動ノ爲各區域ニ於テ無料ニテ運送、交通機關ヲ提供スヘキモノトス

第十條、日本漁業者ノ醫療施設ハ條約水域ニ於ケル保險勞働者、從業員及其家族並非保險住民ニ對シ、無料ニテ診療ヲ爲スヘキモノトス

備考、極東地方條約水域ニ於ケル日本漁業者ノ租借漁區所在區域ノ勤務ニ在ルソヴイエト市民ニ對スル醫療ハ無料タルヘキモノトス

第十一條　日本漁業者ハ保險料ノ一部即チ條約水域ニ於ケル漁場ニ雇傭セラルル各勞働者及從業員ノ醫療施設ニ充ツヘキ勞働賃金ノ三、六%ヲ免除セラルルモノトス

第十二條　地方保健部ハ條約水域ニ於テ開設セラルヘキ總テノ醫療施設ノ事業ニ對シ指導及監督ヲ爲シ、又醫療施設主任ノ爲スヘキ、一時的勞働不能者ニ對スル休養ノ正確ナル許與ヲ監督スルモノトス

備考、休養ノ正確ナル許與ノ監督權ハ現行法規ニ基キ社會保險機關モ亦之ヲ有ス

第十三條、日本漁業者ハ自己ノ企業ノ爲勞働者ヲ日本ヨリ送遣ニ際シ豫メ雇傭セラルヽ各勞働者若ハ從業員ノ診察ヲ爲シ其ノ檢疫ノ結果ニ基キ條約水域領土ニ患者ヲ移入セサルコトニ關スル保證ヲ與フ

第十四條、添付ノ表記載ノ地點ニ於ケル事業ノ廢止若ハ休止ノ結果日本漁業者ニ於テ本契約ニ依リ自己ノ負擔スル義務ノ履行不可能トナリタル場合ニ於テハ同者ハ地方保健部ニ對シ少クモ一ケ月以前ニ契約破棄ノ豫告スヘキ義務アルモノトス

第十五條　本契約若ハ其一部分ヲ日本漁業者側ニ於テ不履行ノ場合ハ地方保健部ニ於テ本契約所定ノ形式（病院、看護人診療所）ニ依リ日本漁業者ノ負擔ヲ以テ醫療施設ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第十六條、地方保險部ハ同部ト日本漁業者トノ間ニ前記ノ區域ニ於ケル醫療施設ニ關シ契約ノ締結セラレタルコトヲ極東社會保險委員會ニ通達スルト共ニ其寫ヲ日本漁業者ニ交付スヘキモノトス

第十七條、本契約ハ一九三〇年六月二十日ヨリ一九三〇年十二月三十一日迄ノ期間ヲ以テ締結セラレ、其以後ハ本契約ノ効力ハ自然消滅トナルヘキモノトス

第十八條、日本漁業者ハ本契約ノ漁場ニ於ケル實施ニ際シ之レガ指導ノ爲其寫ヲ漁場主任者ニ交付シ置クヘキ義務アルモノトス

第十九條、本契約ノ原本ハ地方保健部ニ於テ保管シ、公證役場ノ證明アル寫ヲ日本漁業者全權代表ニ交付スヘキモノトス

地方保健部長　ヤチン

極東地方保健部ノ代表者ニ對シ日本漁業者全權代表　田中丸祐厚

醫療引受契約書條文ノ解釋ニ付田中丸代表ヨリ保健部長宛提出ノ覺書

極東地方條約水域日本漁業者租借海上漁區及蟹漁區ノ醫療施設引受ニ關スル最後的契約案ニ接シ本契約案ノ條項實施ニ關スル各種行違ヲ避クル爲次ノ通當方ノ見解ヲ表明スルノ光榮ヲ有シ候

一、第二條備考ノ醫療施設網ノ開設ニ於ケル「ソヴイエト」官廳間ノ同意ニ關シテハ當方ニ於テハ此ノ同意ニハ漁業者ノ干與ヲ必要トセサルモノト解シ居レリ

二、第四條ノ醫療施設ニ關シテハ當方ニ於テハ「アンボラトリヤ」トハ患者ノ診察及簡易ナル醫療ヲナシ「スタンチオナルヌイ」醫療所ハ期節的勞働ノ範圍及條件ニ於テ豫期セラルル他ノ一切ノ醫療ヲナスモノト解シ居レリ

三、第六條ノ醫療施設網及人員表ニ付テハ當方ニ於テハ競賣後漁區數及勞働者數確定後本件ニ付特ニ審議セラルヘキモノト思料シ居レリ

四、第七條ノ備考ニ關シテハ當方ニ於テハ醫療所主任及病院長ノ職務ニハ國家ノ免許ヲ受ケ醫師ノ稱號ヲ有スルモノヲ以テ之ニ任スヘク、看護所主任ノ職務ニハ公ノ書類ヲ所持シ代診ノ稱號ヲ有スルモノヲ以テ之ニ任スヘキモノト解シ居レリ

五、第十條ニ關シテハ當方ニ於テハ條約水域地區トハ租借地區ト解シ同地區內ニ於ケル被保險者

トハ其ノ從業員勞働者及其ノ家族ニシテ、被保險者ニ非サル住民トハ該地區內ニ居住スル「ソヴイエト」市民ナリト解シ居レリ

第十條備考ニ指示セラレ居レル處ノ漁區地區內ノ勤務ニアル「ソヴイエト」市民ノ無料醫療ニ關シテハ當方ニ於テハ右ハ官廳ノ勤務員ヲ指スモノト解シ其ノ他ノ地區內ニ居住セサル住民ニ對スル醫療ハ義務的ニアラス且此ノ場合ニ於ケル醫療ハ非常ノ場合ニ限リ而モ好意的タルヘキモノト解シ居レリ

六、第十二條ニ關シテハ當方ニ於テハ醫療施設ノ事業ニ對スル指導及監督ハ極東地方保健部及社會保險部代表者若ハ之カ委任ヲ受クヘキモノカ親シク來所ノ上實施セラルヘキモノト思料シ居レリ

七、漁區間ノ交通ハ關係官憲ニ於テ嚴重ニ取締リ居リ右官廳ハ漁區ヨリ外出スル凡テノ場合ニ於テ各二通ノ許可書取付方ヲ要求シ居リ患者ノ應急手當其ノ運搬及醫員ノ廻診ヲ實施スヘキ當方ノ希望ハ至難ナルヘシ

第九條實施ノ爲極東保健部ニ於テ關係機關ニ對シ醫員ハ醫療ノ必要ノ場合ニ於テ又醫療施設ナキ場所ニアル患者ヲ運搬ノ場合ニ於テモ凡テ許可書ヲ要セシテ漁區間ヲ自由ニ交通スルコトヲ得ル樣斡旋方切望スルモノナリ

前記契約ノ諸條項ニ對スル當方ノ意見ヲ開陳シ之カ結論確認方懇請仕候也

以上

一九三〇年六月二十日

露領漁業勞働關係日露兩國協定

日本漁業者全權代表田中丸祐厚及極東地方ソヴイエト執行委員會勞働部全權代表ベスツバロフ間ニ締結サレタル漁業勞働關係暫定協定

一九三〇年七月二十四日

ハバロフスク市

第一二一四五號　極東地方保健部

ソヴイエト聯邦極東水域從業日本漁業者全權代表

田中丸祐厚殿

極東地方保健部長宛一九三〇年二月十四日付貴翰ニ對シ、同書ニ於テ爲サレタル貴方ノ修正ニ及ヒ追加ノ提議ニ關シテハ異議無キコトヲ玆ニ及ヒ契約ノ各條項全部ニ亘リ双方ノ同意成立シタルモノト認メ得ヘク候也

地方保健部長代理

ヤチン

極東地方保健部長宛一九三〇年二月十四日付貴翰ニ於テ爲サレタル貴方ノ修正ニ對シ地方保健部トシテハ異議無キコトヲ玆ニ及ヒ契約ノ各條項全部ニ亘リ双方ノ同意成立シタルモノト認メ得ヘク候也

地方保健部長代理

ヤチン

御通知候從テ契約ノ翰ニ對シ、同書ニ於テ對シ地方保健部トシテハ

極東地方保健部長宛一九三〇年二月十四日付貴

ソヴイエト聯邦及日本間ノ漁業條約第十三條及同條約附屬議定書(乙)ニ準據シ、之レカ添付ノ、條約第一條特定ノ水域ニ於ケル日本臣民ノ漁業企業ノ內部管理規則ノ追加及敷衍トシテ次ノ通本協定ヲ締結セリ

第一條　全漁場及罐詰工場ニ於ケル全日本人勞働者及從業員ノ普通勞働日ニ於ケル勞働時間ハ漁業條約議定書(乙)ノ(二)ニ從ヒ一日八時間ヲ超ユルコトヲ得サルモノトス

第二條　漁場及魚類罐詰工場ニ於ケル勞働ノ特質ニ鑑ミ主トシテ魚類來游ニ際シ之レカ漁撈及製造ノ爲、之レカ利用ヲ最大限度ニ可能ナラシメンカ爲メ、ソヴイエト聯邦條約水域ニ於テ魚類ノ漁撈及製造ニ從事スル日本漁業者全部ニ對シ追加賃金支拂ヲ條件トシ左ノ範圍及條件ニ於テ魚類來游ニ際シ超過勞働ヲ爲サシムルノ權利ヲ賦與スルモノトス

第三條　超過勞働ハ魚類ノ大群ヲ爲シテ來ル場合ノ漁撈作業漁場及魚類罐詰工場ニ於ケル製造、貯藏、鹽切並ニ網入準備、揚網之カ撤去船舶ノ荷役等ノ場合ニ於テ之ヲ實施スルコトヲ得ルモノトス、超過勞働ハ漁撈開始以前ノ準備作業ニ對シテハ許可セラレス、之等作業ニ對スル一日ノ勞働時間ハ八時間ヲ超過スヘカラス、而シテ特別ノ例外的場合ニ限リ其都度豫メ地方勞働監督官ノ許可ヲ得テ準備作業ニ對シ超過勞働ヲ許可セラルルコトアルヘシ(備考、勞働時間ハ勞働者及從業員カ作業ニ現ハレタル時ヨリ起算スルモノトス)

第四條　漁撈ノ際實施セラルヘキ超過勞働時間

(第二條參照)　ハ勞働者一人ニ對シ一日六時間ヲ超過スヘカラサルモノトス

魚類大群來ノ場合ニ於テハ總テノ漁場ニ對シ一漁期中七日間以內又沿海區及ウスチ、カムチヤトカ漁場並ニ蟹漁場ニ對シテハ八日間以內ニ限リ超過勞働ヲ六時間以上實施スルコトヲ得、但シ八時間ヲ超過スカヘラサルモノトス

第五條　勞働者又從業員ノ超過勞働ニ對スル彼等ヘノ支拂ハ漁業條約最終議定書十七ノ(一)ニ準據シテ行ハルルモノトス、卽チ勞働賃金ノ一倍半トス(基本賃金ノ五十%)

第六條　漁場及魚類罐詰工場ニ於ケル勞働ニ際シテノ食事ノ爲ノ休憩ハ義務的規則トシテ規定セラルルモノトス、而シテ之レカ一回ノ休憩時間ハ三十分以上トシ、一日ニ於ケル總休憩時間ハ超過勞働ヲモ考慮ニ入レ二時間ヲ超ヘサルモノトス

第七條　總テノ漁場及魚類罐詰工場ニ於ケル日本人勞働者及從業員ノ、職務ニ係ラサル最低賃金ハ一ケ月十五圓ヲ下ラサルモノトシ最低賃金ノ內ニハ賞與金「九一」及超過勞働ニ對スル賃金ヲ含マサルモノトス

第八條　日本ノ慣習ニ從ヒ勞働者及從業員ニ對シ之カ雇入ニ際シ取極メタル賃金ノ追加トシテ「九一」ヲ支給スルコトヲ得、而シテ「九一」ハ最低賃金(本協定第七條)及超過勞働賃金(本協定第二條及第五條)ノ內ニ含マレサルモノトス

第九條　漁場及魚類罐詰工場ノ日本人勞働者及從業員ニ對スル總テノ賃金ハ日貨ヲ以テ支拂ハルベク、日本ノ慣習ニ從ヒ其一部ハ勞働者ノ雇入ニ際シ前渡金トシテ豫メ支拂フコトヲ得ルモノトス

第十條　漁業條約附屬模範規則第十三條ノ實施トシテソヴイエト聯邦條約水域ノ總テノ漁場及魚類罐詰工場ニ於ケル勞働ニ從事スル日本人勞働者及從業員ニ對シテ次ノ通特別被服ヲ支給セラルヘキモノトス

第十一條　日本人勞働者及從業員ノ宿舍及其設備ハ總テノ漁業者及魚類罐詰工場ニ於ケル勞働者ノ宿舍ノ構造及維持ニ付テノ一九二二年八月八日附勞働人民委員部及保健人民委員部ノ義務的決定(一九二二年第七——一六號勞働人民委員部公報)、並ニ一九二三年二月十九日附勞働人民委員部及保健人民委員部ノ臨時追加決定(一九二三年第八一〇號勞働人民委員部公報)ノ標準及規定ニ準據シ且日本人勞働者及從業員ノ國民的慣行及習俗ヲ考慮シテ設備セラルヘキモノトス

第十二條　總テノ勞働者及從業員ノ日本ヨリ作業地ヘノ送遣及彼等トノ最後ノ精算地ヘノ歸還ハ雇傭者(漁業者)ノ費用ヲ以テ行ハルヘキモノトシ、本義務ハ雇傭條件ノ內ニ記載セラルヘキモノトス

第十三條　漁場及罐詰工場ノ勞働者及從業員ニ對スル食料及其他ノ商品並ニ本協定ノ條件中ニ含マレサル物品ノ支給ハ漁業者ニ於テ其計算ヲ以テ行ハルヘキモノトシ、之カ價格ノ控除ニ付テハ雇傭條件中ニ記載セラルヘキモノトス

第十四條　日本漁業者ニ對シ、勞働ノ保護及調節ニ關スルソヴイエト聯邦ノ總テノ法規ヲ、一九二八年締結セラレタル日「ソ」漁業條約ニ準據シテ適用セラルルモノトス

第十五條　本協定ハ一九三〇年三月一日ヨリ發効スルモノトシ、ソヴイエト聯邦ノ勞働法規ノ變更、勞働ニ關スル追加法律或ハ漁場及魚類罐詰工場ニ關スル訓令ノ發布アリタル場合ニ於テハ極東地方勞働部ニ於テ本協定ノ一部或ハ全部ニ付再審議ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第十六條　日本漁業者カ本協定不履行ノ場合ハソヴイエト聯邦ノ法規ニ準據シテ其責任ヲ負フヘキモノトス

第十七條　本協定ノ有効期間ハ一九三〇年漁季中トス

極東地方勞働部長代理(ベスバロフ)

ソヴイエト聯邦條約水域日本漁業者全權(田中丸祐厚)

一九三〇年八月八日

第三一——三四〇三號

極東勞働部

日本漁業者全權代表殿

當方作製ノ暫定協定案第一、二、三及四條ニ對シ貴翰第一、二及三項ヲ以テ之カ反對ノ御主張正ニ拜承候處當極東勞働部ハ右ニ對シ同意難致候如何トナレハ貴翰御申越ノ各項ハ、一日八時間ヲ超過スル勞働時間數及之ニ對スル賃金支拂ニ關シ地方勞働機關トノ取極ヲ要スルコトヲ說ケル漁業條約

議定書乙ノ(二)ノ第一項ヲ考慮セラレ居ラサルモノニ有之候然ルニ當方暫定協定案ノ第一、二及三條、條文ニ嚴正ニ前記第一項ニ準據シ作製セラレタルモノニ有之候、極東勞働部ハ漁業條約議定書乙ノ(二)ノ第二及第三項ノ解釋ニ付テモ貴下ト見解ヲ異ニ致候如何トナレハ右項目ハ第一項ノ條文ニ基キ出來居レルモノナル處第一項ニ於テモ、次ノ二項ニ於テモ超過勞働時間數ハ無制限タリ得ヘシトハ規定セラレ居ラス、而シテ勞働者及從業員ヲシテ漁季中何時タルヲ問ハス魚類カ大群ヲ成シテ來ル場合ニ於テ正規ノ時間外休日及夜間ニ於テ勞働セシムルコトヲ得ルコトニ規定シアレ共、右ハ正規ノ時間外ニ勞働ヲ爲サシムヘキ時間數ハ無制限タリ得ルコト、ハナラス候如何トナレハ人體ノ能力ヨリシテ無制限(一晝夜二十四時間)即チ不眠不休ノ勞働ハ肉體的ニ不可能ニシテ、季節的勞働ノ勞働條件ニ關スル「ソヴイエト」聯邦ノ法律ニ背反シ、議定書乙ノ(二)ノ第一項ノ正確ナル解釋ニ適合セサルモノニ有之候

前記第二及三項並ニ漁場ニ於ケル勞働ノ特質ニ鑑ミ當方ニ於テ暫定協定案ノ第四條ヲ設ケタル次第ニ有之候即チコノ特殊ノ條件ヲ考慮シ、漁季中七日以内ノ期間、但、沿海區、ウスチ、カムチヤトカ漁場及蟹漁場ニ於テハ八日以内ノ期間、魚類群來ノ場合、各勞働者ニ付一日六時間、又之カ大群來ノ場合ニ於テハ八時間ノ正規時間外勞働ヲ爲サシムルコトヲ容認スルノ一項ヲ加ヘタルモノニ有之候

前述スル處ヨリシテ當方トシテハ、漁業條約議定書乙ノ三ノ解釋ト全ク合致シテ、當方ノ暫定協定案ノ最初ノ四ケ條ハ設ケラレタリトノ結論ニ到達致候而シテ右ニ付テハ貴下モ同意セラレ前記協定書ニ調印セラレ居候

極東勞働部長代理

ペス パアロフ

昭和五年露領漁業被使用者救恤規則 (改正)

昭和五年六月五日附發第二六九號申請露領漁業被使用者救恤規則改正ノ件承認ス但シ附則第二項ハ之ヲ削ル

昭和五年十一月八日

農林大臣 町田忠治

外務大臣 男爵 幣原喜重郎

露領漁業被使用者救恤規則 (改正)

第一條 本則ハ露領ニ出漁スル組合員及露領ニ於テ漁業ニ從事スル其ノ被使用者ニ適用ス

第二條 組合員カ露領漁業ノ爲雇傭スル被使用者カ勞働不能ト爲リタル場合ニシテ其ノ救恤ヲ爲スヘキ時間中左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ本則ニ依リ組合ニ於テ其ノ救恤ヲ爲スヘシ

一 死亡シ又ハ六ケ月以上行方不明ト爲リタルトキ

二 癈疾ト爲リタルトキ

三 勞務ニ因ル傷病ノ爲前號ニ該當セサル程度ノ身體障害ヲ存スルトキ

四 傷病若ハ看病ノ爲又ハ傳染病豫防ノ目的ヲ以テ隔離セラレタル爲一時的ニ勞働不能ト爲リタルトキ

第三條 組合員ハ前條ノ救恤資金ニ充ツル爲其ノ被使用者一人ニ付一定ノ金額ヲ組合ニ納付スヘシ前項ノ金額ハ組合會ニ於テ之ヲ決定シ主務官廳ノ承認ヲ受クルモノトス

第一項ノ金額ハ警察官署ノ檢證ヲ有スル被使用者名簿ト共ニ被使用者ノ本邦出發後遲滯ナク之ヲ組合ニ差出スヘシ

名簿所載ノ被使用者ニ異動ヲ生シタルトキハ直チニ警察官署ノ證明ヲ受ケ其ノ旨組合ニ屆出ツヘシ

第四條 組合員ハ第二條第四號ノ場合ニ於テ組合ニ代リ其ノ被使用者カ勞働不能ト爲リタル日ヨリ回復ノ日迄休業手當ヲ支給スヘシ但シ雇傭期間後二週間ヲ過クルモ回復セサルトキハ打切手當ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ休業手當ハ勞働不能ト爲リタル時ノ賃銀ト同額トス

第一項ノ打切手當ノ額ハ醫師ノ診斷ニ基キ組合之ヲ定ム

第一項ノ打切手當支給後死亡シ又ハ癈疾ト爲リ若ハ其他ノ身體障害ヲ存シタルモノニシテ其ノ原因カ勞務ニ在ルモノナルトキハ第六條又ハ第七條ノ規定ヲ適用ス

第五條 前條ノ手當ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ之ヲ支給スヘカラス

一 甚シキ酩酊ノ爲勞働能力ヲ失ヒ又ハ甚シキ酩酊ニ因リ招キタル行爲ノ爲勞働能力ヲ失ヒタルトキ

二 休業手當ヲ受クル目的ヲ以テ故意ニ自己ノ

健康ヲ害シタルトキ

三 療養ノ爲與ヘラレタル休業時間ヲ療養ノ爲使用セス又ハ自己ノ健康狀態ヲ人爲的ニ惡化シタルトキ

第六條 被使用者カ癈疾ト爲リ若ハ死亡シ又ハ六箇月以上行方不明ト爲リタルトキハ癈疾トナリタル者又ハ遺族ニ對シ組合ハ左ノ區別ニ依リ年金又ハ一時扶助料ヲ支給スヘシ

甲 癈疾トナリタル場合

區別	勞務ニ因ルモノ 年金月額	勞務ニ因ルモノ 一時扶助料	勞務ニ因ラサルモノ 一時扶助料
(一)賃銀ヲ生スヘキ如何ナル勞務ニモ堪ヘサルノミナラス自己ノ日常生活ノ要求ヲ充スカ爲ニ他人ノ介護ヲ要スルモノ	二十圓	千圓以上	二百圓以上
(二)賃銀ヲ生スヘキ如何ナル勞務ニモ堪ヘサルモ自己ノ日常生活ノ要求ヲ充スカ爲ニ他人ノ介護ヲ要セサルモノ	十五圓	七百五十圓以上	百五十圓以上
(三)秩序的雇傭勞務ニ堪ヘサルモ偶然且輕易ナル業務ニ依リ生活ノ資ヲ收メ得ルモノニシテ醫師ノ診斷ニ依レハ癈疾ノ爲賃銀カ五割以下ニ低下シタルモノ	十圓	五百圓以上	百圓以上

乙 死亡シ又ハ行方不明ト爲リタル場合

區別	勞務ニ因ルモノ 年金月額	勞務ニ因ルモノ 一時扶助料	勞務ニ因ラサルモノ 一時扶助料
(一)被使用者ノ死亡又ハ遭難當時迄其扶養ヲ受ケタル遺族ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ三人以上アル場合	十五圓	七百五拾圓以上	百五拾圓以上
(イ)十六歲未滿ノ子及兄弟姉妹	十圓	五百圓以上	百圓以上
(ロ)十六歲以上ナルモ十六歲ニ達セサル迄ニ勞働能力ヲ喪ヒタル子及兄弟姉妹	七圓	五百圓以上	百圓以上
(ハ)兩親及配偶者ニシテ勞働能力ヲ有セサルカ又ハ男ニ在リテハ六十歲、女ニハ在リテハ五十五歲ニ達シタルヒノ			
(ニ)兩親及配偶者ニシテ勞働能力ヲ有スルモ八歲ニ達セサル死亡者又ハ行方不明者ノ子及兄弟姉妹ヲ養育スルモノ			
(二)前項各號ノ一ニ該當スル者二人アル場合			
(三)第一項各號ノ一ニ該當スル者一人アル場合			
(四)第一項各號ニ該當セサル遺族アル場合			

前項ノ年金又ハ一時扶助料ノ支給ハ被支給者ノ選擇ニ依リ之ヲ定ムルモノトス但シ既ニ支給ヲ受ケタル後之ヲ變更スルコトヲ得ス

第一項乙ノ場合ニ於テ組合ハ遺族ニ對シ年金又ハ一時扶助料ノ外葬祭料七拾圓ヲ支給スヘシ

第七條 被使用者カ勞務ニ因ル傷病ノ爲左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ組合ハ左ニ揭クル區別ニ依リ一時扶助料ヲ支給スヘシ

區別	一時扶助料
(一)從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモ他ノ秩序的雇傭勞務ニ服シ得ルモノ又ハ女子ニシテ其ノ外狹ニ著シク醜痕ヲ殘シタルモノ	百五拾圓以上
(二)從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモ其ノ能率ヲ減スルモノ	七拾圓以上
(三)前記各號ニ該當スル場合ヲ除クノ外身體ノ一部ヲ傷害シタルモノ	三十五圓以上

第八條　被使用者又ハ其ノ遺族ハ左ノ證據書類ヲ添附シ事實發生後一箇年以內ニ本則ニ依ル救恤ヲ組合ニ請求スヘシ

一　第六條第一項甲又ハ第七條ニ該當スルモノ　使用者又ハ其ノ代理人ノ證明書及醫師ノ診斷書

二　第六條第一項乙ニ該當スルモノ　使用者又ハ其ノ代理人ノ證明書及戶籍抹消ニ關スル謄本又ハ行方不明ト爲レル事實ノ證明書前項ノ請求ハ被使用者又ハ其ノ遺族ニ代リ使用者之ヲ爲スヲ妨ケス

第九條　救恤ハ前條ノ請求ニ基キ之ヲ受クヘキ被使用者又ハ其ノ遺族ニ對シ之ヲ爲スモノトス　前項ノ遺族トハ祖父、祖母、父、母、配偶者、子及兄弟姉妹ニシテ被使用者ノ死亡又ハ行方不明ノ當時同一戶籍內ニ在ルモノ及同一戶籍內ニ在ラサルモ被使用者ノ死亡又ハ遭難當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者ヲ謂フ

第十條　本則ニ依リ救恤ヲ爲スヘキ事實ヲ組合ニ於テ決定スルモ遺族ナキ場合ハ葬祭料ノ範圍內ニ於テ使用者ヲシテ之ガ葬祭ヲ行ハシムルモノトス

第十一條　第三條第一項ニ依リ納付スル金額ヲ組合ニ納入セサル者及同條第三項ニ依ル被使用者名簿ヲ僞造シタル者ニ對シテハ評議員會ノ議決ヲ經テ五千圓以下ノ過怠金ヲ課ス

第三條第四項ノ屆出ヲ怠リタル者ニ對シテハ壹百圓以下ノ過怠金ヲ課ス

第十二條　第四條ノ規定ニ依ル手當ヲ支給セサル者ニ對シテハ壹千圓以下ノ過怠金ヲ課ス

第十三條　本則ニ關シ主務官廳ヨリ命令アリタルトキハ組合及組合員ハ之ヲ遵守スヘキモノトス

第十四條　本則施行ノ爲組合ニ露領漁業被使用者救恤資金ヲ設ク　救恤資金ハ基金六拾萬圓及第三條第一項ニ依リ納付スル金額並ニ之ヨリ生スル收入ヲ以テ之ニ充ラルモノトス　救恤資金ハ主務官廳ノ承認ヲ經タル方法ニ依リ之ヲ管理スルモノトス　救恤資金ハ特別會計トシ其ノ收支ハ每年一回主務官廳及組合會ニ之ヲ報告スルモノトス

第十五條　本則施行ニ關スル細則ハ評議員會ノ議決ヲ經テ組長之ヲ定ム

第十六條　組合解散スルトキハ特別ノ機關ヲ設ケ該機關ニ於テ本則ニ依ル救恤ヲ繼承完了セシムル則

附　則

本則ハ主務官廳ノ承認ヲ受ケタル日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年度極東露領漁場無稅輸入品目表

（一九三〇年四月二十五日ソヴエート關稅々率委員會認可）

第一類

漁場罐詰工場冷却裝置（冷凍）用設備及材料

一、魚、蟹其の他罐詰、空罐製造用一切の機械類即ち魚切斷機、肉詰機、荷造機卷締機打拔機鑛付機、緣曲機ゴム付其他及是等の豫備部分品

二、蒸　釜

三、試驗用器

四、冷凍設備用機械道具（冷却裝置各種及豫備部分品）

五、罐詰製造設備

六、傳導設備

七、煮　釜

八、鹽汁及粕の煮熬器具

九、廢物利用器具

一〇、搾取器具

一一、旋盤、鉋臺、穿孔臺及研磨臺

一二、釘打用及針金接續用器具

一三、電燈及附屬品

一四、發電機、其部分品及附屬品

一五、軌道設備（トロツコ、レール、轉車臺、十字形車幅及其他）

一六、蒸氣及其他の發動機、其部分品及附屬品

一七、汽　罐

一八、蒸汽起重機、杭打機、其附屬品及豫備部分品、エレベーター

一九、捲揚機、捲轤轆各種、キリン

二〇、送力調革各種、革紐、送力調革接續具、給油機

二一、消火器及其部分品、消火器用藥品

二二、喫筒各種、其部分品及附屬品

二三、潛水器其附屬品及豫備部分品

二四、汽船、發動機船、其附屬品及豫備部分品

二五、三羽船及磯船（組立てたるもの及分解せられたるもの）

二六、航海用機械及道具、望遠鏡

二七、氣壓計、寒暖計

二八、測量器械

二九、檣、櫂、鐵製及木製舵機、錨、ヘソ、滑車各種、帆、爪竿

三〇、帳機及筋木、步道板、タラツプ

三一、浮標（ドリフト）

三二、船舶用漆喰

三三、杭、細木及竹

三四、コルク

三五、救命環及同種の器具

三六、水量計用硝子管

三七、硝子切

三八、麻及ゴム製ホース

三九、ランプ及提燈各種、ホヤ、火管、燈心

四〇、燃燒球

四一、石腦油、燈用石油、ガソリン、シタウフ油、シリントル油、機械油

四二、石炭、木炭、コークス

四三、厨房用及鑄鐵製煖爐、附屬煙突

四四、水道管、傳水管、接續用筒、水道栓

四五、白熱燈用火管

四六、魚類及蟹漁獲用網、網糸、網修繕用糸、麻苧糸、マニラ張索

四七、作業用ナイフ、ハサミ、メフン掻及罐切り

四八、トロール網用間隔板

四九、魚叉及槍

五〇、重錘及浮子各種（網足及阿羽）信號旗

五一、釣針各種

五二、各種籠、モツコ

五三、作業用刷毛及篩

五四、莚、蘆、俵、筋子用笹

五五、鐵製タモ網

五六、筋子脫落用金網

五七、ズツク、帆布、ズツク製大樽筋子用亞細木綿及唐雲齋、絹網、黃麻及木綿製袋

五八、ズツク製大網、小網、紐

五九、網用澁精

六〇、ウエース檜綿

六一、網染料、染粉、ペンキ、鉛丹、黑鉛

六二、アスファルト紙、硫酸紙、板紙

六三、空罐用ゴム輪、液體ゴム（カウチユーリ溶液）

六四、硝子切

六五、糊

六六、鹽酸マグネシユーム

六七、スタント（粉末防腐劑）

六八、ウロトロプン、グリセリン、硼砂

六九、硝　石

七〇、パラフイン

七一、硫酸及其他冷凍用藥品、硫酸銅

七二、罐詰用イクラ用油

七三、罐詰用香料

七四、罐詰用野菜トマトエツクス

七五、醋　酸

七六、鹽

七七、鋼鐵（波狀ー亞鉛引のもの共ーのものを含む）銅、バビド、鉛、錫、鉄力、以上諸金屬熔接材料

七八、針金各種

七九、ハング及鐵付用粉、鐵及鑄物製熔接棒

八〇、カスガイ、釘、螺釘、鐵栓、止螺旋、坐金、折釘、鋏、戶及窓の附屬金具

八一、大工、指物及鍛冶用道具各種、鍛冶屋道具熔接器具、土工用具、帆布及ズツク縫用指貫、袋及帆縫用針

八二、機械及器械用パツキング、クリンゲリト

八三、バケツ各種、鉄力製空罐、壜及其蓋、木箱、樽板、樽、鐵製及鉄力製のタライ

八四、ロープ、銷

八五、石綿各種

八六、ステアリン、ローソク

八七、マツチ

八八、計量器

八九、砥石類
九〇、サンドペーパ、金剛砂、磨クリーム
九一、石炭、煉瓦、セメント、セメントと砂の混合物、ネンド、屋根瓦、石セメント
九二、窓硝子
九三、酸類－塩酸、硫酸及硝酸
九四、カーバイト
九五、松　脂
九六、オリーブ油
九七、ペンキ刷毛
九八、普通石鹸
九九、壓搾酸素、アセチリン瓦斯

第二類

本表第一類中に記載の企業勞働者及從業員供給品

第一部

作業用被服

一、「ローバ」作業服、機械係勞働者及陸上從業員一漁期一人に付一組、蚊除ケ顏網　一漁期一人に付二組
二、合羽雨衣　一人一漁期一着
三、簑及笠　一人一漁期五組
四、メリヤス及更紗製シヤツ及ズボン下、長靴下、短靴下　一人一漁期二組
五、防水服　一漁期一人に付一組
六、革製長靴　同　一足
七、ゴム長靴又は短靴　同　一足若は足袋（ゴム底又は普通底、布製のもの）一漁期一人に付三足
八、下　駄　一漁期一人に付二足
九、草履及草鞋　同　三〇足
一〇、防水前掛、魚類處理、擔切勞働者の爲のゴム製腕袖　一漁期一人に付一枚
一一、ゴム製指袋　一漁期一人に付一個
一二、木綿編手套　一漁期一人に付一五足（內普通毛皮製のもの一足を含む）

第二部

食糧品

一三、白米　一〇〇瓩
一四、精白黍　五〇瓩
一五、肉罐詰　一〇罐
一六、卵　一〇〇個
一七、茶　〇、六瓩
一八、砂　糖　四瓩
一九、青物並に生、鹽漬、浸漬、乾燥及罐詰の野菜各種、海藻　計一六瓩
二〇、昆　布　三瓩
二一、生、鹽漬乾燥、罐詰及浸漬の果實、レモンエキス　各八瓩
二二、肉及壞漬肉　各四瓩
二三、麥粉製パン菓子、砂糖入及砂糖なし　各二瓩
二四、植物油又ハ動物油及脂肪　各二瓩
二五、コンデンスミルク　一〇罐
二六、酢　一リツトル半
二七、日本酒　一リツトル
二八、酒　粕　二瓩
二九、日本乾鮭又は其他乾魚及鹽魚及魚卵スルメ鹽イカ、　一五瓩
三〇、ホツブ　〇、〇一瓩
三一、高野豆腐　〇、〇五瓩
三二、ウ　ニ　〇、〇八瓩
三三、オートミル　〇、五瓩
三四、切　麩　〇、〇五瓩
三五、コーヒ、シロツブ　〇、〇一瓩
三六、各種々子　〇、〇五瓩
三七、生家禽　二瓩
三八、生豚及生羊　一般漁區　蟹漁區一、五瓩
三九、麵類　同　一リツトル　同　二リツトル
四〇、醬油　同　一五瓩　同　二〇瓩
四一、味噌　〇、五瓩
四二、白玉紛　〇、五瓩
四三、片栗粉　〇、一五瓩
四四、辛子、胡椒、カレー

馬の飼料

四四、フスマ　二五〇瓩
四五、燕　麥　四〇〇瓩
四六、乾　草　六〇〇瓩

第三部

事務所用品並に食器及其他の物品

四七、事務所用品（紙、筆、墨、）全體にて一漁期一人に付　〇、二五瓩
四八、報告及精算用印刷用紙
四九、勞働者用食器各種、洗面器、銅製及鑄鐵製杓子、錫、ブリキ製及エナメル製茶罐、木椀素燒、ブリキ製及陶器製茶碗、コツプ及柄付湯呑、皿及其他食卓用及臺所用食器、ハシ、ナイフ及サジ、米研桶
五〇、敷布、枕覆、手拭、一漁期一人に付　二組
五一、綿入蒲團
五二、理髮機械　一漁區　二挺
五三、壁紙　極東地方稅關廳の特別許可に依る
五四、事務用具（机、椅子、タイプライター等）共都度漁期終了後日本へ持歸へるべき誓約書を徵し極東地方稅關廳に於て許可するべきものとす

日露漁業問題の沿革

一、緒　言

日本國とソヴエート共和國間の經濟關係の密接であることは云ふ迄もないが、其中でも最も重大であり殊に我國にとつては其の內容如何が、直ちに國民經濟の盛衰に關はる程重要意義を有するは極東露領の漁業問題である。卽ち曩にモスクワで商議された日露漁業交涉が我國にとり如何なる條件に於て解決せらるるかといふ事は此問題に比較的無關心なる多數邦人が考へたやうに單に露領漁業に從事しつゝある一定數の邦人當業者丈の利害問題ではなかつたのである。又單に此解決の衝に當つた政府當局だけの問題でもなかつたのである。實にそれは露領漁業權が我が帝國の國權であり且つ露領漁業が我國產業並に食糧政策上必要缺くべからざる重要意義を有し其役割は今後益々重きを加へつゝある意味に於て、實に國家そのものゝ當面する重大問題であり、國民全體の關係する必須案件であつたのである。從つて此問題に誤らざる視點を据え、此問題の現在置かれてある眞位置を理解すると共に進んで此問題の正當なる知識を持つことは、國民としての權利であり、同時に義務である。

二、ポーツマス條約締結前

オホツク海、ベーリング海方面に於ける邦人漁業の歷史は可なりに古く、それは舊幕時代、松前藩が蝦夷地に割據する以前に遡る事が出來る。

然るに近藤重藏、錢屋五兵衛、高田屋嘉兵衛等の時代を過ぎて日本人の北境方面に對する知織と興味は漸く盛んとなり、明治時代に入つて北洋漁業の如きも可なり注目されるに至り、明治八年（一八七五年）五月七日締結の樺太千島交換條約第六款第二項には「日本國船及商人、通商航海の爲にオホツク海及東カムチヤツカの海港に來り、又は其海岸に沿ふて漁業を營み、すべて露西亞最懇親の國民同樣なる權利及特典を得ること」といふ明文の設定を見るに至つた。しかしこの明文があつたにしても露國が世界的强大國として東洋の一小國に臨むでゐた當時の日露兩國の客觀的情勢は、伊達、栖原の如き舊漁業家が假令北洋漁業に相當の活動を示してゐたとはいへ、全體として日本の露領漁業を十分に伸張する自由を與へなかつた。現に明治十四年（一八八一年）露國の極東提督は「サガレン東海岸、オホツク海、カムチヤツカ並に附屬諸島に於ける外國人の漁業取締規則」を發布して日本人の漁業に制限を加へ、其後數回に亘つて北樺太、沿海州等に於ける漁業規則の改正を行つて來てゐる。日本人の露領漁業に對する取締の峻嚴を緩和する爲日本政府は明治二十八年（一八九五年）露國政府に向け原案を提出して日露漁業協約の締結を提議したが、遂に有耶無耶のうちに默殺されてしまつた。

ところがこの日本の露領漁業を國家的權利として保證するに至つたのは明治三十七、八年（一九〇四、五年）日露戰役の結果に成るポーツマス講和條約第十一條「露西亞國は日本海、「オコーツク」海及「ベーリング」海に瀕する露西亞國領地の沿岸に於ける漁業權を日本國臣民に許與せむが爲日本國と協定をなすべきことを約す」と更にこの條約の基礎に立つて明治四十年（一九〇七年）七月二十八日サンクトペテルスブルクにて調印（同年九月十一日公布）の日露漁業協約とであつた。

三、日露漁業協約要項

日露漁業協約は條約本文全十四條及附屬議定書其他から成り其要項左の如し。

第一條　露西亞帝國政府ハ本條約ノ規定ニ依リ河川及入江（インレット）ヲ除キ日本海、オコーツク海、ベーリング海ニ瀕スル露西亞國沿岸ニ於テ鰛鮒獵及臘虎以外ノ一切ノ魚類及水產物ヲ捕獲、採取及製造スルノ權利ヲ日本國臣民ニ許與ス。前記入江ハ本協約附屬議定書第一條ニ之ヲ列擧ス。

第二條　日本國臣民ハ魚類及水產物ノ捕獲及製造ノ目的ヲ以テ特ニ設ケラレタル水陸兩面ニワタル漁區ニ於テ魚類及水產物ノ捕獲及製造ニ從事スルコトヲ得ベシ。

前記漁區ノ貸下ハ其短期タルト長期タルトヲ問ハズ總テ競賣ノ方法ニヨツテ之ヲ爲シ日本國臣

居ト露西亞國臣民トノ間ニ何等ノ區別ヲ設クルコトナク、該事項ニ關シ日本國臣民ハ本協約第一條ニ特定シタル各方面ニ於テ漁區ノ貸下ヲ受ケタル露西亞國臣民ト同一ノ權利ヲ享有スベシ。

前記競賣ノ爲ニ指定シタル時日及場所並各種漁區ノ貸下ニ關シ必要ナル細目ハ競賣施行ヨリ少クトモ二箇月前浦鹽斯德駐在日本國領事ヘ公然通牒セラルベシ。

特別ノ免許狀ヲ備フル船舶ニ在ル日本國民ハ鯨鱈其他特定漁區內ニ於テ捕獲スルコト能ハサル一切ノ魚類及水產物ノ漁獲ニ從事スルコトヲ得ベシ。

第三條　本協約第二條ノ規定ニ依リ漁區ノ貸下ヲ受ケタル日本國臣民ハ其ノ漁區ノ限界內ニ於テ漁業ニ從事スルガ爲貸與セラレタル岸地ヲ自由ニ使用スルノ權利ヲ有スベシ。

前記日本國臣民ハ該岸地ニ於テ漁船及漁網ニ必要ナル修繕ヲ加ヘ、漁網ヲ曳キ、魚類及水產物ヲ陸揚シ竝漁獲物及採取物ヲ鹽漬シ、乾燥シ、製造シ又ハ貯藏スルコトヲ得ベシ。且ツ此等ノ目的ヲ以テ建物、倉庫、小屋及乾燥場ヲ自由ニ築造シ、又ハ移轉スルコトヲ得ベシ。

第四條　本協約第一條ニ特定シタル各方面ニ於テ漁區ノ貸下ヲ受ケタル日本國臣民及露西亞國臣民ハ漁業ヲ爲シ且捕獲物ヲ製造スル權利竝漁業ニ必要ナル動產及不動產ニ對シ賦課シ又ハ賦課セラルヽコトアルベキ一切ノ公課ニ關シテ均等ノ取扱ヲ享クベシ。

第五條　露西亞國政府ハ沿海州及黑龍江州ニ於テ捕獲又ハ採取セラレタル魚類及水產物ニ對シ、此等ノ魚類及水產物ガ日本國ニ輸出セラルベキモノナルトキハ其製造セラレタルト否トヲ問ハズ何等ノ稅ヲ課スルコトナカル可シ。

第六條　本協約第一條ニ特定セラレタル各方面ニ於テ日本國臣民ガ魚類及水產物ノ漁獲又ハ製造ノ爲使用スル人員ノ國籍ニ關シテハ何等ノ制限ヲ設クルコトナカルベシ。

この漁業協約の上に我露領漁業は確固たる保障を得、爾來二十餘年我政府の指導並びに當業者の經營努力其宜しきを得、年と共に我露領漁業は隆昌を來し、其生產價格約四千餘萬圓に達し、內に在つては我國民保健的食糧品の供給を豐富ならしめ、外に對しては隣邦支那を始め遠く歐米諸國に輸出するもの三千萬圓、殊に本業の爲從事する船舶二十數萬噸直接之に從事する者二萬餘人に達した。この數字的事實こそは本業が單に一定數の我露領漁業家の私的事業に非ずして、實に共の盛衰興廢は直ちに懸つて國家經濟の消長に影響する處極めて甚大なるものあるを何より雄辯に實證してゐる。

四、露國革命後の變則的出漁時代

前記日露漁業協約は共第十三條を以て「日露漁業協約は十二年間効力を有すべく、每十二箇年の終りに於て兩締約國相互の合意に依り之を更新又は改訂すべきものとす」と協定してあるが、この最初の協定期卽ち十二年目は、大正八年に到來した。然るに當時露國は革命戰の渦中にあり、日本政府と露國革命政權とは全く敵對的關係に置れてあつたため之を改訂する機會なく、爾來日露漁業問題は兩國間に蟠る重大懸案の一つとなつて來たのである。

然るに大正十一年十一月永く不安定を續けて來た極東ロシヤが名實共にロシヤ社會主義聯邦ソヴイエト共和國に歸屬し、勞農政權に統一されたことは吾人の大に之を慶祝した處で、就中之を喜んだのは、過去數年間露國政情不安定のため、少なからぬ不安と幾多の不便の裡に漁業を繼續して來た我露領漁業者であつた。彼等は大正十年、十一年の如き微力なる反ソヴエート極東地方政權の下に出漁するは禍根を他日に殘す處れがあるとて自治的出漁を決行して程である。

然るに勞農政權の統一せる大正十二年に於ては自治的出漁を中止し、露領水產組合では代表として橋口九十馬、田中丸祐原の兩氏を浦鹽に派遣、時の極東漁獵廳當局と漁業協商を遂げ、漁區二百六十八ケ所の貸下契約をなし百十五萬金留を極東漁獵廳に納入した。時偶々後藤子の招聘に因り來朝中の駐支全權ヨツフエ氏は、後藤子の斡旋と露水組合の誠意を認めて特に極東政廳より査證官ホルツマン一行の派遣方を斡旋されたので、當業者は日露の國交未恢復中であつたにも拘らず、何等の支障もなく出漁することが出來たのである。そこで露水組合ではソヴイエト當局の好意を多とし過去に於ける自由出漁及大正十、十一年は勿論十年以前の凡ての未解決問題を査定の上總決算を爲さんと欲し、十二年十月代表委員を浦鹽に派遣の上アンドリヤノフ氏と共同査定に從事せしめ、一

方組合として將來に於ける出漁の安全と、大正十一年以前の總決算を條件として、遂に二百七十五萬金留を負擔することを快諾し內、百萬圓はヨツフエ渡し、左の條件を以て漁區二百三十四ケ所三ケ年間の暫定契約を結んで平和裡に出漁の出來る便利を得たのである。暫定契約の內容左の如し。

一、露國ハ一九二四年ヨリ一九二六年ニ至ル三ケ年間ノ期間ヲ以テ、漁區租借契約ヲ締結スベキコトヲ保證スルコト。

二、長期貸下ニ附スベキ漁區ハ旣設ノモノト將來開設スルモノタルトヲ問ハズ、日本漁業家ノ申込ニ依リ決定ス。而シテ此等ノ漁區ニ對シテハ一九二三年（大正十二年）ノ例ニ準ジ包括的契約ヲ爲スコト。

三、右漁區ニ對スル借區料ハ一九二三年度ノ例ニ依リ決定スルコト。

四、日本漁業家ガ支障ナク漁場ニ出發シ其經營ヲ終了スルコトヲ得ンガ爲一九二三年ノ例ニ依リ國籍市ニ査證發給ノ權限ヲ有スル官吏ヲ駐在セシムルコト。

五、漁場勞働者ニ對スル査證、書類ノ證明及發給其他ニ對スル料金ハ一九二三年ノ例ニ依リ徵收スルコト。

六、魚類養殖ノ目的ヲ有スル五分稅ハ借區料中ニ含ムコト。

此間滿解決は組合の努力並びに組合代表の折衝其宜しきを得たに因ること勿論であるとはいへ、又一方ロシヤ側が我露領漁業の立場に對し好意的諒解を持つた事、大正十二年の租借契約が標準になつて居たことに一半の原因を歸せねばならぬ。

そしてこのことは當業者の記憶すべき點であらう。

五、日露基本條約に依る漁業權再確保

露西亞無產階級革命後共政情激動の爲、兩國間に各十二年を以て期間とせる漁業協約更新期既に到るも容易に改訂の機運を見出さず、殊に露領極東地方政局の極度の不安定は、我が漁業權の擁護と漁業開發の上にも種々の動搖を與ふるに到つたが、大正十四年一月二十日北京に於ける芳澤、カラハン日露兩國全權の折衝の効空しからず、日露新條約は締結されるに到り、國交は再び常軌に復し、我露領漁業權も亦正式に保障せらるゝに到つた。卽ち同條約第二條に於て『ソヴイエト社會主義共和國聯邦は一九〇五年九月五日ポーツマス條約が完全に効力を存續することを約す』と規定され、又同條第三條に於て『兩締約國の政府ハ本條約實施の上は千九〇七年の漁業協約の締結以後一般事態に付發生したることあるべき變化を考量し右漁業協約の改訂をなすべきことを約す。右漁業協約の締結に到る迄の間はソヴイエト社會主義共和國聯邦政府は日本國民に對する漁區の貸下に關し千九百二十四年に確立せられたる實行方法を維持すべし』と規定してゐる。要するにポーツマスに於て獲得せられたる我國權としての露領漁業權は、其當然の歸結として北京に於ても亦明確に再保證せられた譯である。

思ふに漁業問題は、日露交涉の直接の對象となつた諸重要問題中の重要問題であつた。若し此問題にして兩國の諒解を遂げ得なかつたとすれば會議は恐らく圓滿締結を見なかつたかも知れない。舊帝政時代の凡ゆる對外條約破棄を中外に宣明した勞農當局をして兎に角共基礎に於てポーツマス條約を認知さした事は、我外交當局の成功であつたと言ふことが出來る。

六、日露漁業協約改訂交涉

日露基本條約の規定に從ひ、該條約の基礎に立つて大正八年來の懸案たる日露漁業協約を改訂する爲の兩國會商は大正十四年（一九二五年）十二月二十二日からモスクワ外務人民委員會會議室にて開始された。會議開始當時に於ける兩國代表の顏觸れは左の如くである。

日本側

田中大使（全權）　山崎參事官
酒匂書記官　西書記官
島田通譯官　宮川通譯官
松村局長　越田技師
井出事務官　中谷顧問

露國側

アラロフ（全權）　ラチス（副全權）
ラシケーキツチ　アンドリヤーノフ
ハブキン　エルガムイシエフ
カザーコフ　クルイシエフ
チチエフ　チエルバーエフ
ボボフ

會議の人的構成は其後會議の進行、紛糾停頓等の諸形勢に應じて日本側もソウエート側も幾度か變遷を見た、卽ち本邦側では顧問格たる露水組合

代表の中谷、檜口兩氏が大正十五年八月組合の命を受け前後して莫府を引揚歸國せる外、同年十一月二十二日には松村水產局長も本省の召還命令に應じて歸朝し、大濱漁政課長之に代つて赴莫し、其他山崎參事官の歸國轉任を始め幾他の變動があつた。中谷氏等に代つて露水組合から派遣された佐々木平次郎氏が昭和二年七月二日同年度出漁問題の顚末並に改訂交涉の經過報告のため歸朝し、新情勢に應ずる組合の新決議を携へて八月六日再び莫斯科會議に出席した事等も其中の主なる一つである。ソウエート側では之又首席全權のアラロフ氏がカラハン氏に更はつた外會商の顏觸れはストモニアコフ氏に更代し更に同氏が幾度か轉々した。

大正十四年十二月二十二日第一回顏合せ以來昭和三年一月二十三日條約調印に至る迄の會議經過については何しろ二箇年一箇月も費されてゐる長交涉の事である。本會議、專門委員會議、非公式懇談會、及び本交涉とは別箇であるが然し切り離して考へることの出來ない出漁問題の臨時的接衝と數へて來れば、其會合の開かれた度數だけでも數百回を下るまじく、一々詳細に說いてゐる煩に堪へないし、それは又一般讀者に大して興味のあることでもない。そこで本稿には、會議の眼目となつた重要問題の意義及性質、兩國主張の相異點並に最後の解決點、端的にいへば交涉內容の檢討を別項に示すこととしたい。

七、漁區決定の問題

唯こゝに書き洩らしがたい一要項は條約の規定に關聯した漁區決定の問題である。これは別項交涉內容檢討の條において觸れるソウエート國營企業の優先的無競賣の漁區獲得權並にコオペラチヴ團體の競賣參加權の問題と關連してゐる。即ちソ聯邦國營企業團體は新に締結された條約においては必しも何等の保障をも有しない譯ではない。然しである。ソウエート側では、極東漁業には十年間の遠大なる計畫を樹て、現在日本人の露領漁業に占めてゐる優越的地位即ち（邦人八割、露國二割）を覆して、自ら之に取つて代らうとする執拗なる希望を懷いてゐる。そしてそれは今次漁業會議の議案の中にも、別項に示す通り具體的に表示され、頑強に要求し來つたところであり且つ昭和二年第一回漁區競賣に當つて國營が我日魯漁業會社經營の優良漁區「ワ、ラム」を自らの手に收め、逸早く投網して問題を起した事實、昭和三年度出漁期を前に控へて彼等が、邦人經營の優良漁區中

鮭鱒　二四三號　四一號　四二號　三六號A　三六號
蟹　四一號　四二號　三六號A　三六號
の七漁區の明渡しを莫斯科に於て我代表に要求したる事實に見ても相當深い根據があり從つて單に邦人側の杞憂に過ぎないとは云へないのである。否ソウエート側は如何にかして邦人現有優良漁區を自らの手に奪取することを希求してやまないのである。

惜て斯くの如き要求を持ち、斯くの如き關係にあるソウエート側に對して、邦人現有漁區を確保するといふことが、我當局並に當業者の最も重要な關心となり、要求となつて、漁區決定問題の結果如何がそれだけ重視されるに至つた譯である。

殊に此問題については當局よりも寧ろ當業者が利害關係密接なるだけに躍起となつて運動をつゞけた。

露領水產組合は昭和二年八月佐々木代表を再度莫斯科會議に參加せしむるに先だつて既に細目協定問題に對する次の如き要領の決議をなし國の內外に於て始終一貫此要求を推し通して來たのである。

一、邦人の現有漁區は舊協約の規定及當業者對露行政廳との取極めに依り合法的に獲得せるものたり、國營主義を採用せる共產政府の下に競賣を施行せらるゝことは以上の現有勢力を減縮するの危險性を多分に包藏するの虞れあり殊に本年度西南區第一回競賣の實例は其の脅威を實證す因て協約會議に於て何等かの取極めに依り漁區の現有勢力を確保すること

一、露國國營漁場が日本案第二條但書に依りて其の漁場を確定するとせば日本現有漁區を奪取せしめざること

當業者の要求は、卽ち現有漁區の確保であり、其方法は、此問題の解決を漁業條約の調印前に實現することであつた。これは遲延二年にわたる漁業條約調印の一日も速かならんことを焦慮してやまぬ彼我の交涉當局が、條約の規定の然らしむるところとして漁區の決定問題を後に延ばして一先づ調印を取纏めんとするのに對して、當業者が只管反對に反對をつゞけ、「漁區問題の協定を調印前に」の標語で押し進んで來たのであつた。昭和二年十月十一日、田中カラハン兩氏間に漁業條約假調印成るの報導が莫斯科表から到着したが、之に對する我當業者の反對運動は農林當局を動かし、更に外務當局をも動かして假調印を無效に歸せしめんとするに至つた。この事實は當業者の覺悟の程を物語るものといへやう。

然るに此假調印後全く行詰りの狀態にあつた漁業交涉は、同年末後藤子の渡露斡旋によつて漸く打開の道を見出し、前記の如く「日本人の利益重大なるを認め……」云々の覺書一札を取つて漁區協定を後廻しとし、一月二十三日二箇年と一箇月振りに兩國代表者間に正式調印を見るに至つたのである。

而して昭和三年度の漁區問題は出漁後に至つて兩國の互讓により遂に解決を見るに至つた。

偖て次項において交涉內容の檢討を試みることとする。

八、漁業條約の檢討

漁業條約改訂會議劈頭、兩國代表により相互の立案に成る條約案が提出されたが、それは漁業區域において、漁業權の行使方法就中漁區の貸下方法において、又漁業勞働者の雇傭乃至は勞働法規問題において、工場の建設及經營において、租稅公課、手數料において、條約更新期限において、それらの凡ゆる重大なる要項において極めて大きな相違點があり、而してそこから派生される細部の諸條項にいたつては、當然の結果として、實に夥しい相違に滿たされてゐた。それは全く別個の案であつた。一つの問題の解決案とは內容の二つの案であつた。昭和二年十月十一日、田中カラハン兩氏間に漁業條約假調印成るの報導が莫斯科表から到着したが、之に

る日露兩國政府の、根本に於ける態度の相違見解の背遲から生れたものであることはいふまでもない。即ち我政府當局の議案はポーツマス條約の基礎に立つて、部分的に不利不便の點を改訂し曖昧なる點を明かに爲さむとする態度を以て立案せられてゐるに反し、露國案はポーツマス條約による舊漁業協約に大斧鉞を下し、凡ゆる重要なる改更をそれに加へて、今日邦人漁業家の占めてゐる優越的地位に自ら取つて代らうとする意圖が含まれてゐた。この根底に於ける二つの態度二つの利害と、その具體的表現である條約案の重大なる相違を知ることなくしては、今次の日露漁業條約改訂交涉が何が故に、決裂又決裂、停頓又停頓を續け、滿二箇年と一箇月といふ世界外交史上稀に見る長期の難交涉となつたかを理解することは困難である。換言すれば日露漁業條約改訂交涉は、世人が漠然と考へてゐるやうに理由なくして、もしくは兩國會商當事者の交涉拙劣の故に徒らに遷延したのではなくして、實に根本的に背遲した二つの態度、二つの利害を唯一つのものに協定せんとする困難の故に、それが招來されたものであつた。

今兩者の條約原案の重要相違點について些か檢討しそれが如何なる解決に到達したかを調べてみやう。

一、漁業區域について

先づ條約第一條の漁業區域に於て、我國の原案は「ソ聯邦は本條約の規定により河川及入江（インレツト）を除き、日本海、オコツク海、ベーリング海に瀕するソ聯邦沿岸に於て、鰛訥獸及鰭虎外の一切の魚類及水產物を捕獲、採取、製造及賣買

するの權利を日本國民に許與す」とあり、大體舊條約を其儘踏襲せるに對し、露側原案は「ソ聯邦はアナデイル河、リマンの南部入口ガガ岬よりボウオロトニー岬に至る延長において、黒龍江リマン並に河川及入江を除き、日本海、オコツク海又ベーリング海の大陸沿岸に於て魚類を捕　する の權利を日本國民に許與す」（傍點は記者附記）となし漁業區域を舊條約よりも縮小制限し、且つ漁業除外區域たる河川及入江についても附屬議定書に於て自國に有利な多くの變更を加へてゐた。これは然し結局日本側の正當なる要求貫徹によつて舊協約の規定通りに協定され、唯舊協約締結當時調査未濟なりしオホツク北岸の入江三個を新しい除外區域として列擧中に加ふる事となつた。

ロ、漁業權行使について

第二條漁業權行使方法に就ては、日本案が舊協約と大體一致せるに反し、露案は、從來日露人同等の權利、資格を以て漁區競賣に參加し、租借經營して來たものを、「ソ聯邦は國營企業及產業コオペラチヴに經營せしむる爲本條約の實施地域に於ける個々の漁區を競賣に依らずして交付するの權利を保留す」といふ重大なる除外例、換言すれば露國國營漁區並にコオペラチヴの優先的參加權を要求することによつて、日本側を愕かした。これは舊協約の根本的變改であつて、事實上邦人漁業家二十年の血と汗の結晶たる露領優良漁區は、悉く少くとも大部分露國國營漁業機關乃至コオペラチヴ團體に奪ひ取られ、後には殆んど經營の價値無き貧弱な不良漁區だけ手に殘るといふ結果を招くのである。從つてこれは我露領漁業を破壞し、死に陷れんとする暴案である。假令他のいづれの條項を承認するとしても、この條項だけは到底露國案を認むるに忍びないことは極めて明瞭である。果然本案は我交涉代表の決定的に反對し否認してやまざるところとなつた。殊に本案と直接利害の連なる我漁業當業者は、彼等を會議に於て代表する露水組合派遣委員中谷、橋口、眞藤諸氏と呼應して猛烈なる反對運動を捲き起した。そして斷乎として本案の撤回を要求し、若し容れられずば會議の決裂も敢て辭せずとした。ところで一方此案は革命によつて國家の經濟機關を國有化し、產業國營を實現しつゝある露國にとつては、主義上即ち競賣に依るべきものとする の見地からも極あて重要な決定に依るべきものである。

四、ソ聯邦國營企業は競賣に參加せざる代りに各種類の漁區の二割に相當する漁區をその自營の爲競賣に依らずして借受くることを得、其期間は一般漁區の貸下期間と等しく最永五年とす。魚類の主要なるものは鮭鱒なるが、鮭鱒漁區に付ては條約締結當時に於ける漁獲標準高總計が約一千萬布度なるに鑑み、其二割即ち二百萬布度の漁獲標準高を有する漁區を無競賣にて借受くべき漁區は、各種類の漁區を其經濟的價値に從ひ數個の等級に分ち此等各等級に屬する漁區の二割（漁獲標準高に於て）に相當するものに付選定す。而して右選定に當りては日本國臣民の有する正當なる希望を考慮に入れる可きは勿論にして最終の決定をなすには、日本政府と協議することを要す之によつて之を見れば露國側の最初の提案は、當然の歸結とは云へ、滿身瘡痍、著しい程度に修正され、其要求は縮小されてゐるのである。

ハ、工場設置問題

次に兩國の議案中極めて開きが大きく、且つ重要難問の一つとなつたものは、漁業地域內に設立され、若しくは今後設立さるべき工場（主として罐詰用）の問題であつた。卽ち日本案は之を舊條約そのまゝの踏襲によつて、租借したる岸地を自由に使用するの權、漁獲物の鹽漬、乾燥、製造、貯藏の自由、從つて如上の目的のため、建物倉庫、小屋、乾燥場の自由築造並に移轉の權利を主張し、漁獲物の製造に該當する罐詰工場の設立を當然其中に含むものとして取扱つたに對し、露國側は、前記製造の自由を前文で認めながら、建物倉庫の上に「一時的の」なる制限的名稱を付し、且つ附屬議定書第六條に於て、

漁業條約の規定は日本國臣民に對し、水產物を採取し又罐詰工場を設置するの權を許與せざるに鑑み、ソウエート政府は日本國臣民に對し、此種事業のため利權を許與する問題を考慮するの用意あり、日本國臣民が漁業經營の爲め借受けたる漁區に於て右日本國臣民は他人との關係に於て前記利權を取得するにつき優先的權利を享有すべし。

と立案し、罐詰工場設置を、石油や森林と同じく全く利權讓渡の形式と條件において許與する事を要求した。殊に露國は、「雇傭勞働者二十名以上を使用し且つ機械力を用ふる工場經營は之を個人に許與せず」との國內法規を楯に取つて相當頑強に自說を固持したので、同問題も亦、『難關』の一つとなり、交涉を紛糾錯雜せしむる一石となつた

見、如何に現はされてゐるかを調べてみやう。左は其要項の拔萃である。（條約文其儘の拔萃に非ず）

一、ソ聯邦の國營企業は直接たると間接たるとを問はず漁區競賣に參加せず、又ソ聯邦私人の借受けたる漁區を經營せず

二、ソ聯邦の「ツエントロ、ソユーズ」（コオペラチヴの中央機關）は條約有效期間中條約水面に於ける漁業經營を爲さず、從つて競賣に參加せず

三、ソ聯邦の各種コオペラチヴは競賣に參加し得ることとなりゐるも、其獲得し得べき漁區に制限あり、又各種コオペラチヴの漁區獲得方法、

四、ソ聯邦國營企業は競賣に參加せざる代りに各種類の漁區の二割に相當する漁區をその自營の爲競賣に依らずして借受くることを得、其期間は一般漁區の貸下期間と等しく最永五年とす。魚類の主要なるものは鮭鱒なるが、鮭鱒漁區に付ては條約締結當時に於ける漁獲標準高總計が約一千萬布度なるに鑑み、其二割即ち二百萬布度の漁獲標準高を有する漁區を無競賣にて借受くべき漁區は、各種類の漁區を其經濟的價値に從ひ數個の等級に分ち此等各等級に屬する漁區の二割（漁獲標準高に於て）に相當するものに付選定す。而して右選定に當りては日本國臣民の有する正當なる希望を考慮に入れる可きは勿論にして最終の決定をなすには、日本政府と協議することを要す之によつて之を見れば露國側の最初の提案は、當然の歸結とは云へ、滿身瘡痍、著しい程度に修

正され、其要求は縮小されてゐるのである。

ハ、工場設置問題

次に兩國の議案中極めて開きが大きく、且つ重要難問の一つとなつたものは、漁業地域內に設立され、若しくは今後設立さるべき工場（主として罐詰用）の問題であつた。卽ち日本案は之を舊條約そのまゝの踏襲によつて、租借したる岸地を自由に使用するの權、漁獲物の鹽漬、乾燥、製造、貯藏の自由、從つて如上の目的のため、建物倉庫、小屋、乾燥場の自由築造並に移轉の權利を主張し、漁獲物の製造に該當する罐詰工場の設立を當然其中に含むものとして取扱つたに對し、露國側は、前記製造の自由を前文で認めながら、建物倉庫の上に「一時的の」なる制限的名稱を付し、且つ附屬議定書第六條に於て、

漁業條約の規定は日本國臣民に對し、水產物を採取し又罐詰工場を設置するの權を許與せざるに鑑み、ソウエート政府は日本國臣民に對し、此種事業のため利權を許與する問題を考慮するの用意あり、日本國臣民が漁業經營の爲め借受けたる漁區に於て右日本國臣民は他人との關係に於て前記利權を取得するにつき優先的權利を享有すべし。

と立案し、罐詰工場設置を、石油や森林と同じく全く利權讓渡の形式と條件において許與する事を要求した。殊に露國は、「雇傭勞働者二十名以上を使用し且つ機械力を用ふる工場經營は之を個人に許與せず」との國內法規を楯に取つて相當頑強に自說を固持したので、同問題も亦、『難關』の一つとなり、交涉を紛糾錯雜せしむる一石となつたが、之も我交涉當局並に漁業當業者の強硬なる反對によつて、大體左記趣旨の如く解決を見るに至つた。

一、競賣により借受けたる漁區に、その借區期間內經營する工場については單に事前に規定の屆出をソ聯邦側になせばよい

二、條約締結當時日本國臣民が條約適用地域內に現に有する罐詰工場を引續き經營せんとする場合は原則として特別契約を締結することを要するも關係日本當業者が之を欲せざる時は、其關係漁區を競賣により取得し、單に屆出をなすことにより經營を繼續することが出來る。

ニ、勞働者問題について

漁業區域問題、國營漁業の優先權問題、罐詰工場設置問題と並むで、同じく會議の死命を制するかと疑はれたほど重大な難障となつたものは、勞働者雇傭問題乃至勞働條件の問題であつた。これは日本が資本主義的國家であり、且つ練熟せる漁業勞働の技術を持つてゐるに反し、露國は勞働者と農民の共和國であり、社會主義的勞働法規を有し、且つ漁業勞働技能に於て幼稚であるといふ對蹠的關係から生み出されたもので、それだけに最後の解決迄には相當の紛糾を見るに至つたのである。卽ち日本案が

日本國臣民が魚類及水產物の捕獲、採取製造又は賣買の爲使用する人員の員數及國籍に關しては何等の制限を設くる事なかるべし

と例によつてポーツマス條約の基礎に立ち漁業者自身の自由に委してゐるに對して、ソヴエート側は、日本案と殆んど同文の前文に次の如き但し書を附して、重大なる制限を加へてゐる。

但し漁業に從事するソ聯邦の人民たる勞働者の數は、本條約附屬議定書第七條に記載したる條件の下に於ける一定率を下ることを得ざるものとす。（本文第六條）漁區租借人は岸及海の作業に使用する勞働者の一定數を左記計算によりソ聯邦人民より雇入るゝ義務あるものとす

海岸の作業	海上の作業
條約施行第一年　一五％	一〇％
同　第二年　二〇％	一五％
同　第三年　三〇％	二〇％
同　第四年　四〇％	二五％
同　第五年以降　五〇％	三〇％

ソ聯邦人民たる勞働者の前記割合が勞働者の適當なる員數を借區人に提借する事能はざる結果三分の一以上供給せられざる時は、當該年度に對し定められたる割當數は翌年度に對し、引續き有效たる可く而して割當數は順次次年度に繰越さざるものとす。日本國企業者に提供せられたる勞働者の適格は、借區人の參加することを得る勞働人民委員部の專門委員會に依り決定せらるべきものとす。（附屬議定書第七條）

卽ちソヴエート案に從はんか、初年度に於て岸地作業勞働者總數の一割五分、海上勞働者一割をソウエート市民中より雇傭する義務を負ひ、しかも此雇傭人員は第五年目まで年々一定パーセンテージによつて遞增し、第五年目以後は岸地勞働者の半數、海上勞働者の三割はソウエート市民を使用しなければならない事となり、其結果は彼等の要求する勞働條件及待遇と彼等の有する勞働技術

とが前者は極めて高級なる事により、後者は著しく幼稚なる事により、來れも我國從來のそれと正反對し、斯業經營の上に由々しい大事を惹起する事必定である。殊にソウエート側は、勞働する現場がソウエート領土なる事により、一九二一年制定の勞働法乃至一九二六年六月發布の季節的勞働法の適用を我漁業勞働の上に迫つてゐるので、之等の社會主義的勞働法規を我資本主義的雇傭關係の上に適用されるとすれば、企業の採算を立てることと全く困難に陷つて了ふの外はないのである。即ち此問題に關するソウエート側の提案は自國勞働者雇傭の强制、自國勞働法の適用の二方面に亘つて、何れも我露領漁業の基礎を脅かす性質のものだけに、我當局並に當業者は之に對しても猛烈に突つぱつて反對した。其反對理由は主として我露領漁業が北京條約で確實に其存續を保證された國權に基くものであつて從つて夫は自主性乃至は自立性を持つてゐるから、他國勞働法規の適用を受くる理由がないといふ原則的見地と、社會主義的勞働法規の適用及び未熟なる露人勞働者の强制的雇傭は我資本主義的雇傭關係と衝突し、且つ極度に練達せる技術を要する露領漁業には不適當であるといふ實際的技術的見地との上に置かれた。之については單に漁業資本家のみならず、函館に本部を置く漁撈長同志會の如き、又東京を本據とする水產勞資總聯盟の如きも如上の反對理由に加へて、邦人漁夫の失業防止といふ大幟をかざし、反對運動に進出した。

然るに迂餘曲折の結果此問題も大體において日本側の主張通りに解決された。殊に舊協約通り被雇傭者の國籍は無制限となりソウエート勞働者雇傭の義務は負ふ必要がなくなつた。即ち新條約は共第四條雇傭者の條項において、

一、國籍の無制限

魚類及水產物の捕獲、採取及製造に從事する日本國臣民の被雇傭者の國籍に付何等の制限を設くることなし

と制定し、ソ聯邦民雇傭は單に露國勞働者を使用する乃至兩政府間の別個の協定事項として左の如く取扱はれたに過ぎない。

日本國臣民は出來る限り、且日本勞働者に對すると均等なる條件の下に露國勞働者を使用するの問題は、兩國政府間に於て協議すべきものとす。

次に勞働法の適用については、之を日本人企業の特殊性に適應するやう多くの更改を加へ、例外を設けて即ち事實上別個の法規にまで改變して之を適用される事となつた。其要點を示せば、

一、日本人被雇傭者は(一)日本に於て雇傭せられ、季節的漁業に從事し、日本に歸還すること、(二)特別の風俗習慣を有すること及漁區間の往復及全雇傭期間内の食料に付雇主より保障せられてゐることと、(四)九一制度等による分配を受け又醫療其他の救助を無料にて供給せらるゝことの特質を有する事實に鑑み、勞働に關する現在及將來の法律規則適用については以上の特殊なる事實に適應する方法を講ずること。

ホ、條約更新期について

兩國の提案に可なり著しい開きがあり、最後迄容易に折合ふことの出來なかつた問題の一つは、條約有效期限の問題であつた。舊協約は十二年目毎に更新することになつてゐるがソウエート側は之を三分の一の四年に短縮して原案を提出したのであつた。が結局最後の解決は、第一回の有效期間を八年とし、それ以後は舊協約通り十二年目毎に更新するといふことで解決した。

以上述べ來つた諸問題は、今次の漁業條約改訂交渉において、兩國の主張に極めて著しい開きがあつて、從つて交渉の難問題となつた諸項目であるが、此外にも尚、(一)船舶の廻航並に運搬問題について、(二)滯在移轉及出國の問題について、(三)漁業用物件並に漁獲物の輸出入問題について、(四)漁網、殊に改良網使用問題について、(五)租稅、公課、手數料について、(六)製魚區に於ける製造權問題について、(七)漁業關係法令發布について、其他の技葉末節の問題について、兩國の利害の背違、見解の相違、提案の開きから會議は紛糾し錯綜し、停頓決裂にすら瀕したことも一再に留まらなかつたが、根氣强い長交渉の末、それらの一つ一つは議定され遂に調印に導かれることとなつた。

漁業協約改訂交渉の踏んで來た足跡を、全體として見返る時、根本的にはそれが國情相反し利害を異にする二つの國が、唯一つの解決點に到達せんとするものであつたところに言語につくしがたい無數の難關の犖つてゐたことを發見する。而して實際的には日本側が本稿の始めにも指摘した通り、ボーツマス條約乃至舊漁業協約の基礎に十分に足を踏ん張つて部分的に不利不便の點曖昧なる

點に付き協約を改訂せんと計つたに對して、ソヴエート側は舊協約の踏襲を欲せず、其重要事項の殆んど全部にわたつて根本的改變を加へ、例へば自國が新たに日本に讓渡する利權契約の如き形態に於て新條約を締結せんとしたところに、交渉の困難が彌が上に重加されたのであつた。ソウエート側のこの態度は漁業區域の縮小、國營企業の優先的參加、罐詰工場問題、自國勞働者の雇傭の强制、勞働法適用等を始め凡ての重要懸案たりし諸問題の上に極めて顯著である。從つてこの難交渉の歩むで來た道程において、より多く讓歩し、より多く修正されたものが、日本でなくて、ソ聯邦であつたとしても少しも不思議はない。何故なら今次會議の基礎たりし大正十四年締結の基本條約第二條において、ソ聯邦は我漁業權が國權たることを公然と認め、「ボーツマス條約が完全に效力を存することを約」してゐるからである。勿論右基本條約は「一九〇七年の漁業條約締結後一般事態に付發生したることあるべき變化を考量し右漁業協約の改訂をなすべきことを約」してゐる。然しながらこの變化の考量は舊協約存續を根本において認めての上のことである。斷じて新しい基礎の上に立つてゐるのではない。この認識がソウエート側に缺けてゐた。少くとも大いに不足してゐた。そこに交渉の困難の倍加された原因がある。

然し兎に角紛糾した長期の難交渉は、二箇年と一箇月振りに解決を見た。

因みに露側は五月七日本條約批准を終り直ちに批准書を日本へ向け發送し日本側も五月二十二日批准を了し同月二十三日批准交換ありて本條約は同月二十八日より發效した。

九、罐詰工場特別契約成立

又本條約附屬議定書丙の規定に依て邦人罐詰工場の特別契約に關する商議は昭和三年七月十日以來本邦關係當業者代表者眞藤氏との間に進行中であつたが豫定期限の七月二十八日迄に終了せざりしを以て九月十五日迄延期し商議を繼續したが大體協定成立し條文整理印刷等の關係で多少遲延し十一月三日正式調印を了した。此の契約に依り從來邦人が租借した漁區で罐詰工場の經營に關係のある優良漁區四十二箇所は十箇年の長期租借が出來ることになつた。

昭和四年の日露漁業問題

漁區貸下條件の紛議

一、序　言

日露兩國政府當局並に當業者の二箇年一箇月に亘る苦心と努力の結果生み出された日露漁業條約（一九二八年一月二十三日締結）は過去約十年にわたつて不安定狀態をつゞけ來れる日露兩國の漁業問題に決算的締括りをつけ、同時に今後兩國漁業條件を合理的に規定することによつて、兩國間に起り得る一切の紛爭の種子を未發に刈り取つたものと思惟される。この意味で兩國民間に多大の喜びを以つて迎へられた。ところがこの期待は裏切られた。この裏切られた原因が條約文そのものの缺陷に歸せらるる可きか、それともこれを運用する兩國關係當事者の責任に求めらる可きかといふことは一つの問題であつて、それはいづれ本稿の發展につれて闡明されてくるであらうが、兎に角條約の締結によつて紛爭發生の要因は事實上姿除されなかつた。日露新漁業條約の完全なる效力の上に出漁を行ふ最初の年たる一九二九年に於て、現に見らるゝ如く兩國の漁業問題に關する紛爭は、過去の如何なる年に於けるよりかも喧騷と深刻を極め、重要なる事態を捲き起してゐる。島德藏氏一派の日魯漁區競落問題、此事の後始末に關連する對露交涉問題、露國々營企業の邦人既營漁區先取並に漁撈開始問題、露國個人漁業家の邦人既營乃至出願漁區奪取問題、日露漁業勞働交涉問題、露領水產組合の自治出漁問題等何れも其問題の性質に於て重要性を持ち、其交涉の內容に於て錯雜し、一般國民に多大のセンセーションを與へながら、しかも問題の本質を把握することを困難ならしめてゐる。

そこでこれらの諸問題が如何なる過程をとつて發生し、現在如何なる狀態に置かれて在るか、それは又如何なる意義に於て把握されねばならないか、それをこゝに偏見に囚はれることなく、飽くまで事實に即して記述してみたいと思ふ。

二、露國の發表と露水組合

日露漁業條約は其第二條第二項に於て、漁區の競賣が每年二月浦潮に於て行はるべきこと、又之が指定の日取、場所及漁區貸付に關する必要なる細目を競賣の二箇月前浦潮駐在日本領事館に通知すべきことを規定してゐる。

露側による一九二九年度漁區貸下細目の決定に先だち、露領水産組合では、邦人當業者の希望を取まとめ、一九二九年度新規開設希望漁區として次の三百餘ケ所を選び、一九二八年十一月九日ハバロフスクの極東漁獵廳に提出した。

一、鮭鱒漁區　二百四十四ケ所
一、蟹漁區　五十九ケ所
一、鰊漁區　一ケ所
計　三百四ケ所

而して露領水産組合は(一)新規開設希望漁區の件(二)一九二八年度團體査證料清算の件、(三)一九二三年より過去四年間の均等稅清算の件、(四)一九二八年度超過漁獲に關する不當調査書の件を始め其他諸案件について、露國當局と交渉打合の爲、一九二八年十一月三十日組合評議員平塚常次郎、中瀬捨太郎兩氏をハバロフスクに派遣し種々折衝せしめたが、露側は十二月二十三日前揭漁業條約第二條第二項の規定による漁區貸下條件の細目を兩氏に內示し、越えて十二月二十六日これを正式に日本出先官憲に通告した。その要點は、

一、一九二九年度漁區競賣は一九二九年二月二十八日浦潮極東漁獵沿海區事務所に於て行ふこと
二、競賣には露國市民及機關並に諸外國臣民を參加せしむること
三、最終漁期を九月七日とすること
四、日本人既營漁區中鮭鱒百七十三、蟹九ケ所又新規開設出願漁區中鮭鱒八十八ケ所、蟹十三ケ所、合計二百八十三ケ所を漁區競賣に附すること、それを各管區別に示せば左の如し。

管區	鮭鱒漁區 新規	既營	其他	計	蟹漁區 新規	既營	其他	計
沿海區	一三	一八	一	四二	一	一		二
サガレン區	三	一		四				
オホツク區	三三			三三				
ギジキン區	三	六		九	四	五		九
イーチヤ區	三	一		四	一	一		二
西カムチヤツカ區	五六	一五		七一	一	一		二
東カムチヤツカ區	六	一七		二三	一	一		二
カラギン區	二六	一		二七	一			一
オリユートル區	一六	一		一七	一			一
計	一七三	八八	七	二六三	一五	一		一六
蟹漁區								
イーチヤ區	一	一		二	一			一
西カムチヤツカ區	八	一		九	一			一
オリユートル區	一	一		二	一			一
計	九	二		一一	三			三

五、露國々營企業の爲日本人既經營漁區三十ケ所を要求せること。
六、漁獲制限高を奇數年度と偶數年度に分ち前者三百五十萬プード、後者四百五十萬プードとして著しく低下せること。
七、漁類繁殖保護稅の要求
露領水産組合では一月七日本部に於て本問題に關する特別準備審査委員と評議員の聯合委員會を開催し、本年度出漁に關する露國側提案に對する對策について協議した。右の結果、今回露國側から提示して來た前揭今年漁區貸下條件は、漁業條約に對して明に不當にして、殊に漁獲制限高、新漁區開設、邦人既營漁區の奪取、國營漁區選定等は何れも露國一流の利己主義から強いて横車を押さんとするものであるから日本の漁業權益擁護の立場から斷然之を排斥しなければならない旨決議し、前記諸條項について次の如き議決をもたらした。

一、漁獲制限高を偶數年度と奇數年度に區別したのは條約の明文に照らし明らかに不法である。
二、新漁區の開設に關し何等日本側の意嚮を參酌ぜず、又國營漁區新漁區を開設しないで既設の邦人漁區を含ましめ、且つ右に關し日本側と協議しなかつた如きは不當である。
三、借區料の二割八分の抵代稅以外は一切課稅しないことに決定してゐるにも拘らず、今回繁殖保護稅五分の賦課を要求して來たのは不法である。
四、漁業條約は日露兩國人丈けの漁業參加を認めてゐるに拘らず、競賣入札に一般外國人を參加せしめるのは不當である。
五、入札保證金は借區料の半額であつたものを今回理由なしに六割五分に引上げ且つ追徴の制度を要求し來れるは不當である。
六、冷凍、冷藏船以外の製魚を禁じたのは出漁者の利益を根本的に無視したものである。
七、漁撈及陸揚の際に於ける機械使用は條約の明文にあるに拘らず、今回これを禁止したのは不法である。
八、漁期は從來沿海區は十月十三日までその他は九月二十八日までゝあつたのを今回悉く九月七日までに短縮したのは重大なる損害を與ふるものである。

この決議を提げて堤、佐々木露水組合正副組長及び露水評議員特別準備審査委員の一行は山本農林大臣、阿部同次官、長瀬水産局長、外務省に田中外務大臣、武富通商局長等を連日歷訪し、前記露國の貸下條件の修正についてモスクワ政府と嚴重交涉方を陳情するところがあつた。

三、日露兩國の輿論

又一方日本の諸新聞は、露領水産組合の決議の意志を反映して、盛んに反ソヴエート的論調を揭げ、報知新聞の如き一月十三日の紙上に初號見出しで、日本政府部內に日露國交斷絶說が起つた旨報導して一流のセンセーショナル・ジヤーナリズム振りを發揮してゐる。それらの中最も代表的な日本新聞の論調として一月十一日東京日々新聞の社說の中から摘記すれば左の如し。

『來月の漁區競賣を以て愈々日露新漁業條約の實施期に入らんとす。露國側に條約の明文をなみして横車を押さんとする態度が見え日露兩國の親善關係に一抹の暗雲が認められるのは遺憾千萬である。新漁業條約の批准前この條約はボーツマス條約による我既得權を毀損するものとして樞密院內に難詰的の空氣があつた事が想起されるが、露國の漁業當局が今の樣な無理押を續けるとするならば樞密院の憂慮以上の不利益が呪ふべき實現とならねばならぬ。條約改訂會議中露國側は「日本人の利益盡大なる事を認め、之を毀損せざる事を考慮す」旨の一札を當時の後藤子に入れてゐながら、實際に行ふところは其逆に出で重大なる日本人の利益を毀損して顧みない、露國の一札を眞正直に受入れ、漁區獲得問題を根本的に解決しなかつた我當局の好漢振は兎に角として後藤伯に與へた覺書を知らぬ顏で濟ます露國の國際信義問題はどう型をつけたら良いか、條約成立直後露國がその國營漁業の爲に日本人の優良漁區三十ケ所を引揚げた事が、右覺書を裏切つたものでないとは辯に雄なる赤露當局と雖も容易に云へない事であらう。』

即ち日本の露領漁業當業者の團體たる露領水産組合及び日本諸新聞は、日露漁業條約實施第一年の漁業たる本年度出漁に際し露國側の發表せる漁國貸下條件を目して、日露漁業條約の規定に違反せるものであり、日本の漁業權益を毀損せしむるものであるとの見地から絶對反對を表明し、政府の外交的折衝によつて之を擊退する一方、國內の反露的輿論を煽ることに努めたが、之に對し露國側は如何なる論調を以て答へたか、

一月二十六日の露國政府機關紙「イズウエスチヤ」紙は次の如き要領の批判を揭げ其見解に於て日本側と根本的對立を示してゐる。

『東京タツス通信員は、日本の露領漁業家團が山本農林大臣を訪問して、日本政府が露領漁業問題に對しより强硬なる態度を採らんことを要望した旨報道してゐる。露領水産組合は今年出漁に關する條件の問題に關し今一度露國と爭はうと試みつゝあることである。昨年一月調印され、五月に批准を了した日露漁業條約は、本年度漁業の上に完全な適用を見ることゝなつてゐる。此條件は極めて最近日露兩國の見解の一致によつて締結されたものであるとは云へ、日本漁業家の或者は曾て露領への移讓等に對し苦情を訴えてゐる。此事實と關聯して日本の諸新聞「東京日々」「中外商業」等は、「日本漁業權の侵害者」たり「漁業當業者の利益の破壞者」たるソヴエート政府に對し反對運動を起し、漁業當業者に向つて日露親善に關するインテレスの變更を要求してゐる。日本諸新聞中の或者は明らかに反ソヴエート的新聞運動を開始してゐるのであるが此運動が明らかに次の三つの契機と結びついてゐる事實は注目に値する。即ち

一は日本の對支政策失敗であり
二は國內に於ける政爭の昂進であり
三は就中重要性を持つてゐるが日本の露領出漁期接近の事實である。

此反ソヴエート的運動に於てそれらの中の最も反動的な部分は、日本の輿論を其の對支政策失敗から、反ソヴエート宣傳に轉向せんとすら試みつゝある。而してかゝる轉向は目下に迫れる日本の議會に於て政府與黨が反對黨の攻擊に對する衝突を緩和する上に多少とも必要とするところである。野黨機關紙は又日露關係の分野に於ける政府の何等かの惡材料に關する世評を我鳴り立てゝ之によつて益々政府を窮地に導かうと努めてゐる。然しより以上の眞實性はこれら政治的遊戲の背後に、大して大きくは無いが、然し力强い執拗な露領漁業家の團體が立つてゐて、目睫に迫れる本年出漁條件の問題に關し今一度露國と爭はうと試みつゝあることである。昨年一月調印され、五月に批准を了した日露漁業條約は、本年度漁業の上に完全な適用を見ることゝなつてゐる。此條件は極めて最近日露兩國の見解の一致によつて締結されたものであるとは云へ、日本漁業家の或者は曾て露領への移讓等に對し苦情を訴えてゐる。此事實と關聯して日本の諸新聞「東京日々」「中外商業」等は、

漁業を經營せる優勢時代に復歸せしむるため漁業條約規定の適用を破棄せしめやうと試みつゝあるものである。日本新聞の一部に見る策動は露領漁業會社のかゝる要求の實現のために庇護の役目を努めんとするものである。一部日本新聞の進出は日露關係の問題に於て日本政府を自己の貪婪な政治、經濟的利益の爲め動きの取れないブレーキたらしめやうと努めてゐる。然し日本政府はこのブレーキに締めつけられないであらう。彼等のかうした策動が過去において日露關係の正當なる發展に何等の影響をも持ち得なかつたやうに。日露漁業條約の破棄を企圖しつゝある露領水産組合の策動については、それが何等の效果をも持ち得ないであらうこと、而して日露漁業條約は完全に其效力を存續するであらうことを信じて疑はぬ。』

即ちこの二つの論調は、一つの問題をめぐる兩國の見解が如何に相互に反撥し食ひ違つてゐるか兩國おのおの日露漁業條約の規定違反を相手方に指摘しながら、如何に深刻に對立してゐるか、從つて此問題の解決が如何に多くの困難と結ばれてゐるかを語つてゐる。

四、露水組合の權益擁護運動

直接此問題の衝にあたる露領水産組合では組合員相互間の個々の利害の不一致から其内部に於て多少の異論あるを免れなかつたが、大體において問題の發生以來、最も强硬に日本漁業權益の擁護に努め來り、此目的遂行の重要性と困難性とに鑑み、實行委員會を組織して、委員會に問題一切の遂行權を附託するに至つたが、一月二十八日の會合に於て選任されたる實行委員は堤、佐々木正副組長を始め平塚常次郎、中瀨拾太郎、井出智、本川藤三郎の四評議員の外左記十氏を加へた十六氏であつた。

橋口九十馬、眞藤愼太郎、小山富三、須田孝太郎(以上東京支部)＝野口一三郎、近藤久吉(以上新潟支部)＝袴信一郎、佐渡傳二(以上富山支部)＝山内大次郎、生方政芳(以上北海道支部)

漁業條約實施第一年に際し露側の態度は條約に悖るものなり、依つて吾人は我政府を督勵し國家の既得權益擁護の爲飽まで露側を反省せしめ以て目的の貫徹を期すといふのが實行委員會組織に當つての組合の決議であつた。

それと共に一方組合は一月二十九日付を以て舊組合長であり、清浦内閣當時の農商務大臣たり、現に貴族院研究會の領袖たる前田利定子を組合顧問に推薦し、政界方面に對する陣容を固めることも忘れなかつた。

組合は問題の交渉一切を政府當局に一任した。外務當局は在モスクワ酒匂代理大使に訓令して露國政府當局と折衝せしめた。

いづれも同じく國益擁護の見地に立つとは云へ、より複雜な立場を持する政府就中外務當局がより單純なしかも直接利害の立場にある組合の如く、しかく露國に對して排擊的、猪突的態度に出得なかつたことは已むを得ないところであらう。が兎に角外務當局は、前掲本年漁區貸下條件中露國側が日魯漁業條約の規定に違反せりと思惟される諸條項、例せば漁獲標準高の低下、新漁區多數の不發表、既營漁區の國營への奪取等について露國政府當局と接衝した結果、露國政府は二月十五日に至り、浦潮外交部より同地駐劄本邦總領事館へ向け次の如く通告して來た。

一、新漁區百十五區の追加發表を要望せるに對しては次の五十二ケ所(鮭鱒四十六蟹六)を追加發表す

鮭鱒練漁區

沿海區	二	オホツク區	六
イーチャ區	七	西勘察加區	十
カラギン區	十八	オリユトロワナリン區	三
蟹漁區	四	イーチャ區	一
沿海區	一		
西勘察加區	一		

合計　五十二區

二、露國々營が回收を要望せる舊漁區三十ケ所の中個人經營の拾二ケ所に對しては回收要望を撤回する。從つて會社(日魯)經營十八ケ所に對しては尚回收を要求す。

三、漁獲制限高は昨年通りに修正するやう極東漁獵廳に訓令する。

即ち露國側では前記の如き讓歩を示したが邦人當業者は露國の追加發表せる漁區が、要望總數の半數以下に過ぎざること、其大部分が比較的不良漁區たること、國營要望漁區中日魯のそれを除外せること、漁獲制限高の緩和についても單にハバロフスク極東漁獵廳に訓令するだけでは從來の實例即ち地方官憲の非妥協態度に徵して樂觀を許さないこと等を理由として依然滿足の意を表せず、露國の態度を誠意なきものとして更に追求的交渉の

續開を必要と認め、殊に新規開設要望漁區については第二回追加發表を要望し、外務當局亦これについて露政府との間に交涉を進めることゝなつた。

然るに一方二月二十八日と發表されたる本年度漁區競賣期日は目睫に迫り、之に對する參加不參加問題は果然邦人漁業家の當面する重要問題となつた。之について露領水産組合は二月中旬今年出漁方針として

一、既營漁區に對しては競賣に據らず貸下げを要求すること

二、新規開設漁區に對しては競賣に參加すること

の二項を決議したが、然し組合内の見解は次の點で必ずしも一致を見るに至らなかつた。といふのは舊漁區の經營者は前記一の要求が露側に容れられない場合新漁區の競賣に參加しない手段を取る可しと云ふ事を主張し、新漁區のみの出願者は昨年度の結果に懲り、何等の保證を與へられぬ間は新漁區競賣不參加に同意し難しと爲し、此まゝ推移する時は邦人當業者の足並が亂れ内部の不統一を暴露する結果を招致する惧をすら釀成した。

之と前後して露國側は種々條件の緩和を決定し、本邦側に通告して來たが其主なるものを摘記すれば

一、新規開設漁區二十箇所の第二回追加發表、其區視區別内譯は

鮭鱒練漁區			
沿海區	一	オホツク區	二
イーチャ區	一	西勘察加區	二

カラギン區	八	オリユトロナワリン區	一
蟹漁區	二		
沿海區	二		
オリユトロナワリン區	一		
合計	二十區		

二、閉鎖漁區中六ケ所を新に開設許可

三、國營の回收要望漁區中四ケ所の回收要望を取消す

四、貸下條件として五、借區料前納金六割五分として五分税を廢止す

六、船内加工を許可す

七、最終漁期九月七日を十月十日まで延期す

八、罰則を輕減す

九、奇數偶數年度別漁獲制限を撤去す

十、國營企業の露國個人漁業家援助を差控へるかくの如く露國は新規漁區以下各種の貸下條件について著しく讓歩的態度を示し來つたが、國營要望漁區(日魯既經營)其他については斷固として强硬態度を持し、相讓らなかつた。

競賣期日を一週間後に殘して二月二十日開催された、露領水産組合臨時總會は、依然紛糾を示した。即ち露側の讓歩によつて出漁條件をより有利にした組合員中の或者、就中函館、富山、新潟支部員等は、かくの如く出漁條件の緩和を見た上は、二十八日の競賣に參加するを妥當とし、且つ餘りにも時期切迫して開かれたる組合會議の遷延を一部幹部の策動によるものなりとして怨嗟の聲を放つ者すら出で一方外務當局も懸案事項は極力

露側と交涉を進めることとし、條約の規定を尊重して二十八日の競賣に參加するやう組合側に勸說したが、組合の大勢を決する組合幹部の强硬態度採用方針に押されて、翌二十一日に持ち越した組合會に於て「漁區競賣に關する諸條件が未解決なる爲來る二十八日の競賣には參加せぬ」ことを決議し、政府に此旨陳情するところあつた。船便其他日程の關係上二十八日までに浦潮上陸は困難となつたので外務當局としても組合の方針を承認し、二十一日夜駐露酒匂代理大使に向け競賣期日を二週日の間延期するやう交涉方を訓電し、同大使も此方針によつて露政府當局と交涉したが、邦人側の不參加決議に反感を挑發された露側は既に一旦公表せる競賣期日の延期不可能なる旨を回答せるもの〻如く、日本人の不參加が明白となつた今日露側が果して競賣延期交涉に同意するや否やに多大の注意を向けた日本人側の期待は裏切られた。豫定の如く二月二十八日極東漁獵廳長官ゴロフスコイ立會の下に、浦潮に於て同日午後一時より三時間に亘り露國側個人漁業家十三名によつて入札が行はれたのである。

五、露國の單獨競賣斷行

此露國單獨競賣施行の結果入札漁區數百九ケ所の中

一、邦人既營漁區鮭鱒十七ケ所、蟹一ケ所

二、新漁區、鮭鱒五十四ケ所、蟹六ケ所

三、露人既營漁區　九ケ所

合計八十七ケ所が十一名の露人によつて價格九十六萬二千七百二十二留の高値で落札された。落札

者及落札値段左の如し。

一、ルイボプロズクト二ケ所　二〇、八八〇留
二、コズロフ　五ケ所　五〇、八〇一留
三、ボリツシエ・レツキー・コオペラチーヴ　一ケ所　一五、〇〇〇留
四、ルイボ・プロズクト　三十三ケ所　四〇四、四〇〇留
五、ルビンシテイン　四ケ所　二四、〇〇一留
六、ナデツキイ　一ケ所　二三、六五〇留
七、レスノワ　二ケ所　九、四四〇留
八、リユリ商會　十六ケ所　二〇二、六〇〇留
九、ウオロコフ組合　七ケ所　五二、五〇〇留
十、プリム・ルイブ・セリソユーズ　八ケ所　八〇、一五〇留
十一、シンケウイチフリブコ　八ケ所　七九、三〇〇留

「此情報を得た日本側當業者は諸懸案未解決のまゝ單獨競賣を斷行せる露側の態度を不當なりとし、既得權益擁護の立場から飽くまで之を排撃するの態度をもつて露國の單獨競賣無效を宣し、日本政府當局も亦、日本側の參加無く、出漁條件未解決のまゝ施行され單獨競賣の無效と條約違反とを指摘して嚴重露側に抗議し善後處置を講ずることゝなつた。

時偶々開會中の日本議會に於ても日露漁業問題は與黨代議士佐々木平次郎氏、民政黨代議士阪東孝太郎氏等によつて政府に質問されたが、男爵坂本俊篤氏は三月五日の貴族院豫算委員會に於て、二月二十八日の露國單獨競賣に關連して次の質問を政府に提起してゐる。

「私は日露漁業問題について外務當局に御伺ひ致したい、露國沿岸の我漁業權は申すまでもなく光輝あるポーツマス條約に淵源を致してゐるので あつて此權益は飽くまで擁護せなければならぬ であります。昨年の暮莫斯古に於て御批准に相成りまして幾多の面倒の搦んで居つた此條約が成立致しました事は當局の御苦心に對して吾々の大いに感謝するところであります。然るに最近浦潮斯徳方面に於て即ち二月二十八日此日に於きましてて漁區の競賣が行はれたのではありますが、此競賣法は果して此條約の精神を裏切り吾既得權を害するの嫌無きや、此間兩國に於ける所の折衝の模様をお尋ね致したいと思ひます。即ち先月二十八日浦潮斯徳に行はれた競賣法は果して公正に行はれたるや否や、果して然らずとせば之を無效として我權益を擁護するの途を講ぜらるゝや先づ此二點について今回日露兩國の間に此條件に對して行はれましたる折衝と同時にお尋ね致したいのであります。

之に對して外務次官森恪氏は政府委員として次の如き答辯を與へてゐる。

「此條約が成立するまでに到りましたことは只今坂本委員の仰せられました重要性を帶びたものでありまして其條約によつて今回の先月行はれました二十八日の競賣が行はれたのでありますが、之に對しまして露西亞の今日の國情が中央政府の意思が十分地方官憲に徹底して居らないのではないかと見られるやうな節も多々感ぜられたのであります。即ち先月二十八日の競賣に對しましては政府として然るべきものとす。

七、三月十五日露側より入札したる九通は多分九ケ所の漁區と見做す其他は露側は二月二十八日の競賣に於て落札したる漁區を以て最早滿腹し。この上消化する能力無き故、日本側は競賣に參加するも極めて安全である。

八、萬一不落漁區ある場合は條約の規定により再競賣を施行すること

九、次回競賣に於ける各漁區の最低評價は條約の規定を基準と見做すこと

三月二十七日我政府當局から右の如き諒解事項を示され、且つ何等危惧する處なく競賣に參加せよと慫慂された露領水産組合では、露國々營企業の要望漁區問題其他未解決問題は彼我政府間の別途交渉に殘して、前記の條件を承認し、且つ條約實施第一年度に於て萬遺漏なきを期するため外務農林兩省からの參加立會を要望して愈々四月五日浦潮に施行さる可き三百六十五箇所の露領漁區競賣に參加する事に決し、入札監督の爲外務省から島田書記官、農林省から越田技師、當業者代表佐々木平次郎、平塚常次郎の兩氏を始め一行總勢三十名は三月三十一日敦賀出帆、四月二日浦潮に到着し、極東ソヴエート執行委員會次長マモノフ氏始め露側要路者の歡待を受け、只管四月五日の競賣日を待つた。尙ほ〳〵に書き添へて置きたいことは日露兩國の此漁業歷史について好ましからぬ樣な結果の生ずる處あるやうな點を防いで置きたいといふ考で折衝を致したのであります。然るに此二十八日までには不幸に致して帝國政府の意志が十分先方に徹底致さなかつたと見えまして兎にも角にも露國側で此二十八日に競賣を行つてしまつたのであります。併ながら此競賣は明らかに帝國政府の信じまする所によりますと條約違反の點が多い。而して其競賣も公正に行はれたものであると信ずる譯に參らないやうな感じを與へる點が多々あるのであります。で政府は目下此點に對しまして條約上既得權益に基いて、當然の權利に基いて目下露國政府と交涉致して居ります。大體斯樣な關係を申上げまして御答に代へる次第であります」。

莫斯科に於ける日露兩國政府代表は連日交涉の結果、露國は問題發生當初よりの懸案たりし

一、新漁區若干を更に追加發表すること

二、漁獲制限高は昨年度通りたること

の二件を發表し、更に二十八日の露人競落漁區中日本人既營の十三ケ所を撤回し讓歩振りを示した。

日魯漁業條約は本競賣後二週間以內に再競賣實施を規定して居り、露國は此規定によつて三月十五日に第一回競賣に於ける有效競落七十四漁區を除く以外全部の新舊發表漁區を此再競賣に付することとした次第である。ところが第一回競賣の無效を宣する日本側では當然の結論として再競賣をも認めず懸案解決を先決條件なりとして依然再競賣不參加を聲明し、三月十二日在浦潮長尾露水噸

託宛此の旨通知し、我外交當局も亦單獨競賣による競落漁區の取消と第二回競賣の延期を交涉したが、之に對しては露國政府は飽くまで强硬態度をもつて反對し、若し日本側の參加無くば第二回單獨競賣の施行を辭せずとし、イヴウエスチヤ紙は

日本漁業家の競賣不參加は漁業條約を廢棄し、以て監視無しの自由出漁を決行せんと企圖するものである。

と批難し、兩國の對立と紛爭は漁期の切迫につれて時と共に高調し、解決難を加へて來たが此形勢の下に露國側は聲明通り三月十五日午後一時から浦潮に於て邦人不參加のまゝ再競賣を決行した。參加者の顏觸れは大體前回通りロシヤ人のみで入札パケットは九通に及んだが競賣委員會は審議の上競賣漁區の多數なるにも拘らず入札參加者が少數であるといふことを理由として入札受付を續行することゝし、パケットは開封せず其まゝ一括封印した。

六、日本人の競賣參加へ

かくて徹底的に行詰つてしまつた今年度露領出漁問題就中日本人の競賣參加問題に微かながら解決への轉機を與へたものは、三月十五日の再競賣直後に於ける露國の妥協的態度であつた。露國政府は我交涉當局へ向け、「二月二十八日の競賣に於て露國個人漁業家に落札したる漁區中、日本當業者の出願にかゝる新漁區四十一ケ所、舊漁區四ケ所を露國當業者をして日本側に還付せしむるやう斡旋すべし」と申し入れた。之れ日本側をして單獨競賣の有效を認めしむるもので、その點、交換條件的意味の妥協案であつた。此妥協案に對し日本側當業者は、種々對策凝議の結果

一、二十八日の競賣は無效を主張して來た關係上露國政府の斡旋する云々の申出のみにては不安であるが、邦人の出願關係漁區を無條件還付するやう保證を取り二十八日の競賣無效主張を讓歩すること

二、日本當業者は漁業條約の規定により露領漁區の獲得權を有してゐるものであるから、露國側より漁區還付に際し、賠償等を要求することゝなるも惡例を後日に殘すことになるから絕對に之を排除すること

等を骨子として妥協案を政府當局に提議交涉を進むることゝなつた。

其後駐日露國大使トロヤノフスキイ氏も本問題解決のため積極的に乘り出し、三月二十七日外務省の菅通商二課長、島田書記官と會見、妥協案を協議した結果次の如き諒解に到達し、こゝに邦人側の漁區競賣參加の道が開かれた。

一、漁區貸下條件中罰則に關する規定は追つて適當に修正すること、其他は大體從來の實例によること

二、既設漁區を不當閉鎖したる中一ケ所を除くの外續開すること

三、漁獲標準高基本數は昭和二年度によること

四、二月二十八日露側によつて施行したる競賣は之を次回に再開すること

五、次回競賣に於て入札に附すべき漁區は第一二、三回發表した漁區中より二月二十八日ロシヤ人の落札したる八十餘漁區を除きたる全漁區とすること

六、次回競賣に於て日露兩國人參加するも我方の要望漁區は一區乃至二漁區を露人において入札するかも知れざるも、大體我方の要望漁區は落札せらるべきものとす。

は競賣に先だち佐々木平次郎氏が日本漁業當事者一同を代表して、競賣施行委員長宛左の如き書面を手交し、諒解を求めたことである。

……（前略）豫て貴下の了解を得候漁區貸下條件の修正並に漁獲標準高の增加問題の許容に關しては競賣執行後迅速に日本漁業者の爲め有利に解決せられ以て兩國親善關係の增進に資すべき誠意を示されんことを懇請致候、日本漁業者代表等は前記貸下條件の修正及漁獲標準高增加問題は必ず競賣直後解決せらるゝことゝ深く信賴し誠意を以て競賣に參加するものに有之候」……

島派の日魯漁區奪取事件

一、四月五日競賣の結果

昨年末に始まつて本年四月上旬の漁區競賣直前に至る日魯兩國の本年出漁問題紛糾の經緯は前揭の通りである。偖て競賣は豫定通り四月五日午前十一時から浦潮極東漁獵廳沿海區事務所に於て開始された。

入札開封は引續いて午後一時半から始められ、豫定の如く順調に進んで行つた。所が終りに臨んで意外なる椿事が突發した。といふのは日本側落札二百四十七漁區中既存優良漁區と稱せらるゝ日魯漁業會社の七十七漁區、西出商事株式會社の一漁區合計七十八漁區をば所謂「覆面の怪物」宇田貫一郎氏の手に落し去つたのである。而も其入札價格たるや二百九十五萬六千四百四留、實に前年度借區料の約四倍と云ふ高値であつた。一同は唯だ啞然たるの外は無かつた。

當日入札締切の數分前、悵たゞしげに馳付けた一露人が悠揚と大封筒をさし出して入札した。此露人こそ宇田覆面郎の代人コルサコフで、その封筒そのものこそ近來稀に見る國家的否國際的規模と視野に於ける醜い紛擾の禍因を孕んでゐたものであつた。

後日宇田氏一派は種々と强辯したれども、日本では「不當入札」は終に通り名になつて了つた。何故に一般が之を不當入札なりと言ふか？三年度の借區料は合計八三〇、四二三留なるに對して、宇田氏の四年度借區料は三、八三七、一二〇留で其差實に三百萬六千六百九十七留、依つて之が五箇年間の累計千五百三萬三千四百八十五留をば徒に露國に納入せねばならぬ破目になつたからである。左の數字は之を雄辯に語つてゐる

〔不當競落漁區借區料對比表〕

〔三年度借區料〕（宇田）		〔不當入札差額〕
二、九五六、六〇四留		二、三二二、五九七留
四一、一四六		三六、三八五
二、九九七、七五〇		二、三四八、九八二
八三九、三七〇		六五七、七一五
三、八三七、一二〇		三、〇〇六、六九七

〔四年度借區料〕（宇田）		〔不當入札差額〕
九八ゼ	六、二一六留	一〇、一一〇留
九八イ	六、八七七	一一、一四〇
一〇五	一五、八七〇	二五、五二〇
一〇五ア	三、九六八	六、五一〇
一三〇ア	三、三〇七	四、五〇〇
一三〇デ	二、六四五	三、五〇〇
一三五エ	三、三九五	四、五〇〇
一三五エム	二、六四五	三、三五〇
一六一ア	四、五五七	三〇、二六〇
一六一グ	八、一〇〇	三〇、一二〇
一六一デ	三、六三一	二九、一二〇
一六二	七、九三五	三二、五二〇
一六三	七、〇七五	三二、五二〇

〔漁區數〕

	七七
	一
計	七八
單一稅（二割八分）	一八
合計	八三

鮭、鱒漁區の部

（漁區番號）	（昭和三年落札價格）			（本年宇田落札價格）			（本年宇田入札價格）	
九七	一、五二二留	七、〇六四留	一一六カ	二、五一〇留	五、八三〇留	一六八	四一、一四〇留	四一、一四〇留
九七ア	四、六二九	九、二五八	一一六エリ	二、〇一六	五、一一五	一六九	四三、一四〇	四三、一四〇
九七ウェ	四、六二九	九、〇二〇	一一六エム	二、〇一六	四、二三二	一七一ジエ	四一、一四〇	四一、一四〇
九七ジエ	五、一五八	三、九三八	一一七ア	三、一一六〇	六、五四〇	一七一カ	七〇、一二〇	七〇、一二〇
九七ゼ	三、五七一	一〇、五一五	一一九	四二、一二〇	六、一四四	一七一エル	九二、五一〇	九二、五一〇
九七カ	三、五七一	九、三九〇	一二六	四二、六二〇	七、二〇二	一七一エム	四二、六二〇	四二、六二〇
九七ォ	三、三〇七	一二、八〇五	一二九	四三、一二〇	六、六七三	一七一エヌ	四三、一二〇	四三、一二〇
九八ベ	二、六四五	四、六一二	一二四エ	三五、一六〇	六、六七三	一七一エヌ	三五、一六〇	三五、一六〇
九八ウェ	二、九一〇	一〇、九七七	一二四ア	二二、二三四	六、九三七	一七一エリ	四二、六二〇	四二、六二〇
九八ジエ	一〇、九七七	一一、八三八	一二四一エ	一〇、九七七	？	一七一	？	？
九八ゼ	六、八七七	一一、六〇〇	一二四一ウェ	一一、八三八	一三、〇九三	一七一デ	五七、一二〇	五七、一二〇
一〇五	一五、八七〇		一二四一ジエ	一一、六〇〇	一〇、三八三	一七三	四一、一二〇	四一、一二〇
一〇五ア	三、九六八		一二四一ア		九、〇六〇	一七四	四一、七六〇	四一、七六〇
一三〇ア	三、三〇七		一二四一エ		八、五六四	一七八	四一、一四〇	四一、一四〇
一三〇デ	二、六四五		一二四一ウェ		九、九〇一	一八四	三五、一六〇	三五、一六〇
一三五エ	三、三九五		一二四一ジエ		一〇、八三〇	一八五	三五、一二〇	三五、一二〇
一三五エム	二、六四五		一二四一ア		八、〇六八	一九一	七、七〇五	七、七〇五
一六一ア	四、五五七		一二四一エ		一七、二五〇	一九三	三七、一二〇	三七、一二〇
一六一グ	八、一〇〇		一二四一ウェ		八、三一四	一九四	四〇、六六〇	四〇、六六〇
一六一デ	三、六三一		一二四五エ		一七、二五〇	一九五ウェ	三五、一四〇	三五、一四〇
一六二	七、九三五		一二四五カ		八、三一四	一九五エ	四〇、六六〇	四〇、六六〇
一六三	七、〇七五		一二四五イ		五、八五〇	一九八ア	三五、一四〇	三五、一四〇
			一二四五ゼ		一一、八三八	一九八ベ	七一、一二〇	七一、一二〇
			一二四五ジエ		一〇、七八〇	一九八デ	四五、六六〇	四五、六六〇
					一三、八〇五	二〇二	一〇、五五〇	一〇、五五〇
					七、〇二六	二一五	六八、五六〇	六八、五六〇
					七、六八九	二一六ア	四八、八七〇	四八、八七〇
					四、八三六	二一六ベ	四八、八〇〇	四八、八〇〇
					八、六八五	二一六エ	四一、一七〇	四一、一七〇
					七、四五三	二一六ジエ	四四、一一〇	四四、一一〇

蟹漁區の部

（漁區番號）	（昭和三年落札價格）	（本年宇田落札價格）	（本年宇田入札價格）
三〇	一四、四〇〇留	二、五一〇留	六六、一二〇留
三一ア	一四、二七〇	七、五一〇	六六、一二〇
三二ウェ	二〇、六五〇	七、五二〇	七〇、一七〇
三三	一四、二七〇	八、五二〇	六六、一二〇
三三ア	一四、四〇〇	五、七二〇	六四、一二〇
三七	一三、一五〇	一〇、一六〇	四〇、六四〇
三八	九、四〇〇	五、三五〇	四〇、六四〇
三九	九、二五〇	四、二五〇	四〇、六四〇
四〇	九、二七〇	四、六六〇	四八、八〇〇
		七、五七〇	四一、一七〇
		一〇、〇〇〇	四四、一一〇

この入札の結果が競賣立會の並居る本邦代表者を寢耳に水の驚きをもつて吃驚させたことはいふまでもない。飛電は當の日魯を始め露水組合、日本政府當局を極度に面喰はした。「咄、宇田何者ぞ！」と日魯の堤氏が激語したのも無理からぬことであつた。今までソヴエート政府を敵手として爭つて來た彼等は、突如として內部に湧いて出た「覆面の士」「陰謀組」と眞正面から對立してしまつた。此の影響は大きかつた。しかもそれは何よりも先づ日本の株式市場に時ならぬスペキレーションの、大渦を捲き起した。即ち漁區競賣日の翌日四月六日近頃平穩の兜町市場に於て日魯漁業株の短期に亂手を振る者が現れ、忽ち同株は立會停止となつた。間もなく立會つた長期の取引も一氣に十七八圓方の崩落を演じ、日魯株の聲叩きによつて陰謀組の占めた利鞘約三百萬圓と傳へられた。陰謀組を賣方とし、日魯を買方とする株式戰は其後旬日に亘り鋭い睨み合を以つて持續され、遂に買方は賣方に對して高率の逆日歩を附するに至つた株式市場は常に何者よりも賢明であると云はれてゐるが、此株式市場に於ける陰謀組の一大スペキレーションは、一般人をして當初此の事件の原因を單に日魯株攪亂による利鞘稼ぎの爲と信ぜしめた。

ところが間もなく陰謀組の覆面が取れ、その頭目には其名本邦財界に隱れもない島德藏（元日魯社長）氏の如き切れ者を頂き、參謀乃至幕下に元日魯專務中山說太郎、同篠本鼎、露水支部長中瀨拾太郎、乾の番頭西川末吉、中山の片腕宮川豐吉元日魯社員藤井猪之介、元露領漁業家兒島倭二等

二、陰謀組の正體

資力と漁業智識と謀略とを兼ね備へた一團が控へ、然も彼等はその所屬する財力關係から久原遞相、田中首相乃至政友會と種々の因緣關係を持ち久原遞相の如き今次の事件に直接關渉してゐるとすら傳へられた事によつて、今次の事件が最初豫想された以上に計畫的な大事件であり、解決の容易ならざるを思はせた。即ち最初比較的簡單に片づくと思つてゐた一般は、陰謀組が意想外に強力で、資本金四千萬圓の日魯とすら眞正面から堂々と取組むだけの力を持つてゐることを知るに及んで、一面國家的權益を掻き亂す彼等の行動に憤慨しながら、近來稀に見る大芝居に臨んだやうに、事の成行に益々片唾を呑んだのである。

三、事件の遠因近因

偖てこの島德を頭目とする一派の漁區奪取計畫は如何なる遠因近因により、如何なる徑路をとつて造り上げられたか。漁區奪取由來記を左に揭げてみる。

明治四十年といへばポーツマス條約の基礎に日魯漁業協約の締結された年で今から二昔もそれ以上も過去に屬する當時北洋漁業の中心地函館に一井商會といふ漁業團體が出來た。出資者は現在の久原遞相、中山說太郎氏が久原の代理として同商會を牛耳つた。最初朝鮮や樺太方面へ出漁したが旨く行かなかつた。で、それ以前露領勘察加地方に出漁して好成績を擧げつゝあつた堤清六氏に倣つて一井商會もこの方面に轉ずることゝなつた。同時に其名を日魯漁業會社と改めた。其際久原一派は手を引いて、島德藏氏が之に代つた。社長が島、專務が篠本鼎、庶務課長が宇田貫一郎、何れも今度の事件の立役者である。やゝ立後れの氣味で勘察加方面も好い漁場が得られず、會社は金には益々強く煽られた。

詰つて增資した。島氏が堤氏を說いて株を持つて貰つたのは此時である。それから一、二年經つとすら傳へられた事によつて、今次の事件が最初豫想された以上に計畫的な大事件であり、解決の容易ならざるを思はせた。即ち最初比較的簡單に片づくと思つてゐた一般は、陰謀組が意想外に強力で、資本金四千萬圓の日魯とすら眞正面から堂々と取組むだけの力を持つてゐることを知るに及んで、一面國家的權益を掻き亂す彼等の行動に憤慨しながら、近來稀に見る大芝居に臨んだやうに、事の成行に益々片唾を呑んだのである。

三、事件の遠因近因

偖てこの島德を頭目とする一派の漁區奪取計畫は如何なる遠因近因により、如何なる徑路をとつて造り上げられたか。漁區奪取由來記を左に揭げてみる。

明治四十年といへばポーツマス條約の基礎に日魯漁業協約の締結された年で今から二昔もそれ以上も過去に屬する當時北洋漁業の中心地函館に一井商會といふ漁業團體が出來た。出資者は現在の久原遞相、中山說太郎氏が久原の代理として同商會を牛耳つた。最初朝鮮や樺太方面へ出漁したが旨く行かなかつた。で、それ以前露領勘察加地方に出漁して好成績を擧げつゝあつた堤清六氏に倣つて一井商會もこの方面に轉ずることゝなつた。同時に其名を日魯漁業會社と改めた。其際久原一派は手を引いて、島德藏氏が之に代つた。社長が島、專務が篠本鼎、庶務課長が宇田貫一郎、何れも今度の事件の立役者である。やゝ立後れの氣味で勘察加方面も好い漁場が得られず、會社は金には益々強く煽られた。

詰つて增資した。島氏が堤氏を說いて株を持つて貰つたのは此時である。それから一、二年經つとそれが五六萬株に達した。それで資各十分と見て中山一派は重役の割込を交涉した。だが日魯では體よく之を斷つた。中山一派の日魯に對する敵意

島德、中山、篠本、宇田と陰謀組の顏觸れを見てくる時何れも皆多かれ少かれ日魯に對して怨みを懷く面々である。彼等によつて日魯漁區奪取の筋書が書かれた。積年の怨みを晴らし同時にしこたま懷ろを利するために、さて如何に書かれたかを次に檢索しやう。

四、陰謀の筋書

陰謀の具體化は兒島侃二氏の東上によつて始まる。氏は一團の幕下に參ずる一人であり今度の事件で直接浦潮に使者として旅立つて露人を代理人とし宇田名儀で漁區を競落するために缺くべからざる役割を演じた。元露領漁業家である。帝國ホテルに滯在中の中山說太郎氏からの不意の長距離電話に、『匆惶東上して二月十八日東京驛に着いた兒島氏は、これも今度の黑幕に參ずる一人藤井猪之助氏の迎を受けて直ちに帝國ホテルに赴いた。中山、藤井兩氏は開口一番『君このホテルには日魯の重役眞藤愼太郎君も同宿してゐるから絕對に室外に出ないで呉れ給へ』と釘を打つたが、全く監禁されたやうな印象を受けたと兒島氏は後で人に語つてゐる。

中山氏は次のやうに語る。

『君に上京を願つたのは片々たる私用私件のためでなく、邦家のため奮起をお願ひしたいと思ふからです。君も御承知の通り日本も今日既に人口食

糧問題で行詰を生じ放棄して置いたら將來國家を亡ぼすやうな由々敷い慘狀を惹起する處れがある。所で之が解決方法としては地理的にも經濟的にも將た又國際關係に見るも極東西伯利の富源開發に據るの外はなく、其中でも我露領漁業權を確保し露領漁業の一大發展を實現する事は最も手近かな且つ緊切な方法であらうと思ふ。然るに現在之が經營に當つてゐる主要團體たる日魯漁業の遣り口を見るに徒に大言壯言して我國權擁護と露國々營企業排擊を叫びながら裏に廻つては國營に資金を融通し乃至は之と提携したりするやうな不信義をやつてゐるではないか。過般の漁業條約調印にあたつて一般の期待を裏切つたばかりか、拔驅的術策を弄し不信義を敢てしてゐる。一口に言へば私利私慾のため公益を無視し國利民福を犧牲に供するといふ遣り口である。殊に函館に於ては會社の勢力を背景にして妄に市政に關與し市長問題等無暴なことばかり遣つて市民の怨嗟を買ひ重大な使命を持つ國家的事業會社を公益の敵たる狀態に陷らしめてゐる。こんな徒輩にかゝる大事業を任して置いては國家の一大損失で、將來私利のため所有漁區全部を露國の國營企業に賣つけるやうな場合すら無いとは斷言出來ない。で眞に漁業權を擁護して露領漁業を確立するには先づ日魯の手から漁區を奪取せねばならぬ。彼等はこの貴重な國權を行使する資格を缺いてゐる。そこで僕達は一大決心を以て漁業條約の完全なる適用第一年たる今度の浦潮漁區入札に日魯の舊漁區全部を僕たちの手に競落し經營はさして急がなくとも經營權を完全に確保して置きたい。又一方では宮川氏と

計り日魯株を百十餘圓に先賣してゐるから計畫せる漁區競落實現の曉には六十圓位に暴落する事請合である。その時莫大な利鞘となり一年間不經營から生ずる缺損の如き立ちどころに埋まつて了ふ筈である。今漁業問題が紛糾してゐるから露水組合は不參加を決議するかも知れないとすると僕たちは無競爭で漁區を落札し得ることゝなる。でこの際君にお願ひしたいことは是非一つ浦潮に赴いて入札の方の仕事を擔當して貰ひたいことだ。ロシヤ大使館との連絡は中瀨君が擔任してゐるから時々情報を齎らして呉れるし、旅券手續は政府筋を辿り極めて簡易に交附して貰へる。殊に大使館の査證などは中瀨君の手から最も迅速に受けられる。浦潮に送金する方法だが之は日魯側に漏洩する虞があるから正金銀行で哈爾賓に送金取組み同地でチエルウォネツに換へて、大使から國境守備隊宛の添書を貰つて行く時は無檢査で露支國境を通過出來る、チエルウォネツは二重底のトランクに入れて持ち込む計畫である。尤も哈爾賓から露國の國境に入り込むまでの仕事は中瀨君が之を擔當し同地から君が浦潮へ向ふと同時に中瀨君は東京に引返し、やがて組合代表に化けて渡浦するといふ目論見だ。報酬として利益の三分の一は僕(中山)、他の三分の一は君と藤井其他で適當に分配し給へ……』

又た一團の藤井猪之介氏は、陰謀の種蒔かれ芽生えつゝあつた過程について兒島氏に次の如く語つた。

『自分は二月七日促されて上京した。當時中山氏は既に中瀨、リユリー(露人漁業家リユリー商會主)氏等と共に、この計畫を進めてゐた。當時の計畫はリユリー名儀にて日魯舊經營漁區全部を奪取することゝなつて居り、謀は着々實行の手段に向つて進みつゝあつたが、併し一面考へてみるにリユリーは莫大な債務者である關係上斯かる人物との提携はあまりに大きな危險を負擔せねばならぬといふことになり、遂にこの方は沙汰止みとなつた。そして之に代るに寧ろ適當な日本人名義で競落する方が有利且安全であるといふに議一決し、その人選を中山氏から僕に託された。そこで僕は第一の適任者として君に白羽の矢を立てたのだ。中山氏は純然たる他人を一味徒黨に連判させることは果して名策かと憂慮して大分難色があつたが、結局同意して君の上京を促すに至つた譯だ。個人既經營の漁區は一ケ所も侵さぬことゝし蟹漁區十五、鰊鰥五十數ケ所計七十數ケ所を獲得する方針である』といつて藤井氏は漁區表の採點せるものを手に擴げて示しながら言葉を續けた。

『目的が達せらるれば株式の鞘で大儲が出來るから萬一組合が干涉して今年の出漁が出來ぬ場合は休業しても差支へない。經營資金調達の了解はすでに出來あがつてゐる。又日魯が漁區の讓受を交涉してくる場合には法外な値段を以てさへすれば之又調談不能に終る外なかるべく、どのみち日魯の運命は風前の燈火である。橫暴を極めた積惡の報が來る譯だ。目的達成の曉は個人小漁業家は勿論一般は自分等の擧に痛快を叫ぶこと請合である。浦潮の競賣所に君は姿を現はしては好くない。無名の露西亞人に札を托して入札せしめるこ

とゝしたい。唯だ無名と云つても大金を托さなければならぬので相當信用ある露人を選ぶ必要あり結局元パンカラ漁場コールキン氏の支配人をしたコルサコフ氏を定めた譯である……』

中瀨氏は毎日一回ホテルにやつて來て帷幄に參與したと云ふ。二月廿一日組合總會で愈々不參加と態度決定を見、政府から露國に延期交渉を開始することゝなつた時、中瀨氏は同夜半ホテルに現はれ其顚末を報告したので延期競賣に參加しても詮方ないとして一黨の策戰が變更さるゝに至り、兒島氏は禁足同樣のホテルから解放されることゝなつたので、日本橋區通一丁目松葉屋に轉宿せんとしたところ、中瀨氏曰く『あそこには組合の井出氏が泊つてゐるからイカン』と注意され、定宿の下谷仲徒士町辰見屋に赴くことゝなつたが、轉宿の折中山氏が當座の小遣として五百圓提供したけれども、自分は之を辭退し其代り當方から『愈々決行する場合は自分も生命がけの仕事だから成功報酬は素よりだが、內拂として十萬圓前渡されたし』と申出たに對し、中山氏『十萬圓は困るが五萬圓位なら好い』と折合はずその座はそのまゝ別れた。

ところで一團と袂を別つた兒島氏は一先づ前記の辰見屋に落着いたが寢耳に水の如く突如として打明かされた謀略の性質の重大さと自分に課せられた役割の重さとにとつおいつ考へぬいた末、何等かの方法で事件をうまく解決するためには先づ積年の親友であり北洋俱樂部理事にして露領漁業問題に造詣深き小山富三氏に相談するに如かずとなし、ホテルを去つた日の夕、府下中野打越の小山氏宅を訪れて前迹の如き策謀の仔細を物語つた。

そして兒島氏は之が對策として日魯による陰謀團の買收說を提言し『中山說太郎氏周圍の有象無象は皆利にさとい連中故、此際日魯として五萬か十萬を投出して彼等を買收し、ドタン場で鼻を明かすことが一番の良案かと思ふ。今若し表向き自分が彼等から脫退すれば反逆變心者扱ひされるばかりでなく、どうせ膳立ての出來た陰謀の事故彼等は斷念する氣遣ひなく他の何人かを任命するに至ること必要である。そうなれば先方の內情も分らず却つて險呑だから自分としては此際寧ろ進んで石鹼賣込のことなどで平素好意を以て迎へてくれる日魯の平塚氏に內情を明かしてみたい希望を持つてゐる。貴君のお考へ如何?』と問はれて小山氏も事件の重大性、平塚、眞藤諸氏との交誼に鑑みて此提言に同意し、十時過ぎ平塚氏と會見して叙上の顚末を告げ、善後策につき種々獻言したが、當時平塚氏は中山氏一派をテンデ眼中に置かず、『彼等に金などある筈はない、宣傳に過ぎぬ、又會社でそんな買收費など支出すれば重役背任罪となるからどうも困る』と頭から受付けず、兒島氏に對しては『兎も角そんな大事を打明けて呉れた君の好意は感謝するが何も彼等の據臍を辭退する必要などない、十萬でも五萬でも前渡金を取れるだけ取つたが得ではないかハハハハ』と事もなげに笑にまぎらして了つた。

其後二月廿八日兒島氏から小山氏の許へ、退京に際し至急面談したき旨ウナ電二通着いたが小山氏は時間の關係上遂にこれを果し得ず、兒島氏より着せる二通の書面(一通は三月七日付博多發信)にも、一黨の計畫は出金難のため挫折し、氏自身も參劃を斷念したやうな意味が述べられてあつた。だが其後小山氏から兒島氏に發信しても全く回答無く、稀らしい長旅行の樣子なので小山氏は稍不審を抱いてゐた。其筋の警戒網にかゝらぬ藤井氏の行衛にも多くの不安が繫がれて居つたが、一般に中瀨氏についてのみ警戒されて居た。

所で策謀組は中瀨をして專ら大使館との折衝に當らしむると同時に、反面には出漁問題に就て西南區組を軟化せしむる方策を立てゝ切崩しに着手し、この結果は過ぐる總會に於ける坂本氏の漁區競賣參加促進演說となり、又た新潟支部提案の中瀨氏資格停止決議案に當然賛成すべく期待された東京支部の署名拒否となり、遖しきに至つては中瀨支持禮讃者さへ飛び出すに至つたのであつた。此等のことは當時頗る奇異の印象を與へたが、馮んぞ知らん中瀨一派の策動の結果であつたとは。

四月一日漁區入札のため浦潮と向ふ新高丸の平塚氏から小山氏宛『コジマシドコニイルカ』と來電があつたので、直ちに『ソノゴフミヤツテモヘンジコヌシヨウカイノウエウラジオニヘンヤル』一方兒島氏宛『シユジンマダカエラヌカ、ウラジオニイルノカ』と照會したに對し『マダカエラヌシコクニイル』と返電があつたので、浦潮扶桑舍平塚氏宛『コジマキユウシユウシコクリヨコウチユウ』と打電した。九州と附加したのは兒島氏が三月上旬博多から音信を寄越してゐたためであつた。が、何ぞ計らん、敵は九州四國に無くて平塚氏と同じ浦潮に居た。而かも日魯の地位を覆へさうとする恐るべき陰謀の使者として、露人の面を假りて競賣の渦中に在つたらうとは!

五　漁區競落後の策動

宇田貫一郎名義の漁區競落に當面した日本政府は、直ちに在浦潮渡邊總領事に向け「露國側で宇田の入札を確認せば投機を奬勵することゝなる。依つて露國の內政に干渉しない範圍に於て此意味の諒解を求め、愼重審議の上善後處分を請じて貰ふやう」訓電した。之と關連して宇田入札の效力が露國によつて確認されるや否やといふことが日本側の問題となり、事の成行はこの一點にかゝるかの如く思惟されたが、もともと露國の代表的な意見は「競賣確認の公表を妄りに延期することは一般漁業者に迷惑を懸くるばかりでなく、法規上から見ても出來ぬ事になつてゐるから發表したのである、宇田某が日魯漁業會社の既存漁區を競落しやうがしまいが、日本臣民として漁業條約と漁區貸下規定に基き適法に入札した以上は露國としては何等關知する所でない」といふにあつたから露國としては豫定の如く四月九日午後三時に至つて宇田落札を正式に發表し、越えて四月十八日、落札者は租借料前半期分百四十七萬四千四百九十一留、抵代稅三十二萬八千八百五十七留合計百八十萬三千三百四十八留を納入して七十八漁區は完全に宇田一派の手中に落ちた、宇田派は獨立の漁業會社を創設し、本年度より愈々漁業經營に入る旨を發表し、函館市東濱町の目貫の場所には、大日本漁業株式會社創立事務所函館支部なる看板が堂々と掲げられた。一派の中山說太郎氏や宇田貫一郎氏等が當時發表したところによれば、我々は日本國民を競賣に參加せしむるといふ日魯漁業條約の規定によつて本年漁區競賣に參加し、最も合法的に七十八漁區を競落したのである、そして今資本金二千五百萬圓の新漁業會社を設立して漁業經營に著手するが、株は緣故募集だから五月十五日までには設立登記を終へる筈である。漁區の租借料について不當とか不正とか宣傳されてゐるが、本年は時期が遲いから讓詰製造が出來ぬとしても漁獲高六十萬石を生產するも目的があるから此代金を廉く評價しても約一千萬圓に上るのである。だから其一割內外を稅金として納入するといふことは、國際間の商業道德であつて斷じて苦痛でない、由來日本漁業者としては斷じて露國官憲の足許に付込んで只奪りのやうな低廉な價格で前後八年間も漁區を獨占して居たのである……今度宇田一派の入札により露西亞側の好感は素晴らしいものである。獨り漁業のみならず一般日露國交の上から見て、彼我兩國民の利益は舊に倍することゝ思ふ」と以上が彼等一派の代表的意見であつた。

六、露領水產組合の對策

宇田派と直接利害對立するものは彼等によつて七十八漁區を奪取られた日魯漁業會社及び、事實上日魯を中心勢力とする當業者の組合露領水產組合であつた。從つて此二團體は最初から宇田派に對しても最も强硬に反對し排擊しつゞけてきた。

殊に露領水產組合では宇田氏が組合員に非ざること、其の入札行爲が經濟的採算に出發せるにあらざること、且つ事業實施に格別準備無く、而も之を投機に利用し、株式市場を惑亂せること、露側と通謀の形跡あること等を理由に宇田氏の入札を全然不純の動機に出づるものとし、四月九日先づ田中外相及山本農相に請願書を提出したのを手始めに越へて十一日、十二日と再請願書を提出すると共に、十一日には駐日露國大使トロヤノフスキイ氏に對しても「露領水產業者現有權尊重に關し訴ふる書」を提出して考慮を促した。其十一日の再請願書は露領水產業者の代表意見とも見るべきものであるが故に、左にその大要を揭載する。

再請願書

一、露國官憲は果然今回の入札を確認したるを以て對外的には遺憾乍ら不當競落の效力を發生せしむる結果と相成候

二、願るに露領水產利權は我が國運を傾倒したる日露戰爭の結果獲得したる一種の戰利品に候へば其性質は我が滿洲に於ける南滿鐵道に準ずべく實に國家の犧牲と國民的努力の結晶を含蓄するものに有之候

三、隨つて漁獲事業其者に關しては日魯兩國間の條約と之に伴ふ入札其他の手續の履行を要すと雖も漁業權其者に至つては我國當然の權利にして企業手續の末節に依り權益の本質を動搖せしむべきものにあらず露國は我國に對し終始之が尊重と保全の義務を負はざるべからざるものと信じ候

四、言ふ迄もなく露領水產業は最も困難なる海外企業の一にして斯業の發達と保全を期するが爲には我が企業陣容の統一を保持して以て我が既

得權益を擁護するを第一の要件とせざるべからず候、就中露國の國情政策近時の如き狀態に及びては吾が企業戰線の統一は嘗に當事者の利益を保護する必須の手段たるのみならず實に國家の權益なる漁業權其者の確保上不可缺の要義と心得居候

五、然るに今回宇田某氏の潛行的入札は嘗に下名等當業者の既得權を蹂躙したるのみならず、實に對露企業戰線の統一を破壞し延て吾が漁業權其者の本質を危殆に投じたるものに御座候

六、抑々右宇田氏は當組合員に之れ無きのみならず其入札行爲は潛行的、其競落價格は破天荒の高額にして到底經濟的採算に出發するものにあらず且つ同氏が事業實施に付格段の準備施設の見るべきなく然かも之を投機に利用し吾が株式市場を惑亂したる事實に徵する時は該入札が果して如何なる目的に出でたるかは御推察に苦まざる儀と存候

七、況んや右の入札が露國側と相策應せるやの疑惑を氷解し能はざるを以て該競落は全然不純の目的に出で斯業本來の趣意目的に違背する反逆的行爲と解さざる能はず候

八、故に假令露國側が形式上其合理性を確認すと雖ども吾國當局に於て其行爲を承認せんか將來連年第二第三の宇田氏を出現せしめ爲に露領水產業は根底より其安定を奪はるゝ次第に御座候

九、殊に斯の如き不正入札が露國側と通謀の下に行はれんか吾が漁業權は事實に於て空無に歸し當局多年の御盡瘁も日露戰爭の收獲も全然其價値を幻滅せざる能はざるに立至るべく候

十、故に今回に於て其禍根を芟除し斯業の安定を保障せざるに至ては國家のため由々しき結果を招來するを憂ふるものに御座候何となれば內にては之を投機に惡用し外に向つては漁區料金を釣上げて徒に露國の利益を圖りて吾が漁業權の本質を蹂躙する者輩出せざるべしと保障し能はざるが故に御座候

十一、就ては將來のため法規を改正して斷じて其毀損し終には吾が漁業權の本質を蹂躙する者輩出せざるべしと保障し能はざるが故に御座候

十一、就ては將來のため法規を改正して斷じて其再發を防ぐと共に當面現在の問題としては或は露國に迫りて其競落を取消さしめ或は當局の權威に依りて事業の施行を禁止する等何等か適當なる御解決相願ひ度此段重ねて及請願候也以上

又、露領水產組合は、前記宇田派の聲明に對して次の如き反駁を加へた。

「彼等が如何に杜撰なる算定によつて一般を欺かんとしつゝあるかを見よ。今鮭、鱒漁區六十八ケ所のみに就て見るも、貸下條件の漁獲制限高は二百五十四萬四千四百布度即ち約廿八萬石である。假に追加漁業制限高を認めらるゝとしても卅萬石を越へ得ない、即ち其生產價格は六百五十萬圓以上にはなり得ないのである。又た從來不當なる廉價で獨占して居たと言ふけれども之亦た素人欺しの言草である。即ち漁區には評定價格が原則的に定められてあつて若し評定價格より易い場合には不落とさるゝことに條約で決定せられてゐる。不當な廉價とは謂ふるも甚しい。

更に彼等が眞實に經營するの意思なきは何等準備ないのが證據である。例へば蟹漁區九ケ所をば法外にも五十二萬六百九十留と云ふ高値で落札して置きながら一噸の準備もなく、鮭、鱒漁區六十九ケ所に對しては少くも漁夫五千人、漁船三百五十隻、ランチ七十隻、漁網百四十、鹽魚製用鹽五十萬俵が必要であるのに、漁期目睫に迫れる今日にあつて果して如何なる方法を以て之を調辨するのであるか？　而かも國際商業道德を云爲するに至つては、露國と通謀して吾が國權を破壞せんとするにあらずして何ぞ……」と。

露領水產組合は四月二十一、二日に亙つて臨時總會を開き(一)本年出漁問題に關する件(二)非組合員の漁區競落問題に關する件を附議決定し協議の結果同組合の權利行使並に權利擁護のため即時決議と聲明書を作成し更に出席全員より緊急動議として提案となつた左の決議を可決して宇田派の一味を組合から追ふた。

決議案

中瀨拾太郎氏及藤井猪之助氏の組合員たるの權利行使を三ケ年停止す。

理由

組合員中瀨、藤井兩氏は本年度出漁問題に關聯し組合定欵並に細則に違反し組合員に不利益を與へたるを以て定欵第十一條により處分するものとす

聲明書

過般の競賣に於て敢行せられたる非組合員の漁區競落問題を不問に附する時は今後之に做ふ者續出し遂には外國領海水產組合法の精神を滅却し該法により設立したる當組合の存立の意義滅殺さるゝのみならずポーツマス講和條約に依り獲得せる漁業權益は爲に空無に歸し海外に於ける重要產業は萎靡衰退するに至るべし依つて政府に對し速に此種禍根の芟除に關し要望し吾露領漁業權の擁護を

期す

更に本總會に於て制定した組合規定は次の如きものであるが、要するに組合に加入せざれば漁區入札を困難ならしむる取極めであつて、同組合の島一派競落漁區の對策としてはその規定によつて宇田氏其他の組合加入を誘致し、而して組合加入の上は、組合の規定適用又は決議等によつて宇田壓迫を試みんとしたものと察せられた。

露領出漁規程制定の件

第一條　組合員の出漁は昭和四年度以降總て本則の定むるところに據る

第二條　組合員は其出漁に關し「ソ」聯邦官憲より受くる必要書類の外每年組合より交付する漁區租借證明書を受有すべし

前項の證明書を受有する者にあらざれば出漁することを得ず

第三條　前條の漁區租借證明書は漁區を租借せる組合員に對し其請求に依り之を交付す但し當該漁區の租借漁區割並に其他の未納金を組合に納入せざるものは此限に非ず

第四條　漁區租借證明書は出帆港に於ける稅關官署に之を提示し其査問を受くべし

漁區租借證明書又は其複本は當該漁區及當該漁區に往復する船舶に之を保持し帝國官憲より要求ありたる時は直に之を提示すべし

前項の複本は請求に依り組合より之を交附す但し一漁區につき二通以上の複本を必要とする時は別に之を請求すべし

第五條　租借漁區割は各漁區の租借料を基準として每年之を定む、但し一留を一圓と見做す

第六條　租借證明書は交附を受けたる年の十一月末日迄に組合に之を返還すべし

第七條　本規程第二條の規定に違反したるものに對しては組合定欵第四十三條の規定を準用す

第八條　本規程に規定し又は規定せざる事項と雖露領出漁に關し帝國官憲より命令又は指示ありたる時は亦た同じ

更に聲明書に伴ふ實行委員として擧げられた十二名は、即日活動を始め先づ廿二日午後農林外務兩省を訪ふて決議文を提出せるを手始めに活動を續け、更に廿六日には水產組合の名によつて露領漁業權益擁護聲明書を發表し越へて四月卅日靑山會館で權益擁護演說會を開催し氣勢をあげた。

實行委員

委員長井出智、副委員長本川藤三郎

東京支部＝竹村浩吉、宮川孝太郎、眞藤藤吉郎

新潟支部＝野口一三郎、近藤久吉、大串長次郎

富山支部＝針山清三、佐渡傳二、狹布宗太郎

北海道支部＝江原俊輔、生方政芳、山內大次郎

之より先き組合長堤清六氏は廿二日を以て辭任し暫く副組長佐々木平次郎氏が代理することゝなつた。

此事件は本邦財界、政界、一般社會、言論界等各方面に近來稀なるセンセーションを呼び越したが、地域的に最も大なる反響を與へたのは北洋漁業の策源地であり、漁業の興亡によつて經濟の死命を制せらるゝ函館であつた。即ち函館では四月十五日市民大會を開催して宇田氏名儀落札漁區の舊經營者への返還に關して斷乎要求を貫徹することを決議し、代表委員六十七名の一行は十八日上京、十九日午前十一時首相官邸に山本農相を訪問して決議文を手交してより二十五日、田中首相の然諾を得るまで連日連夜の奮鬪を續けたのであつたが、幾許ならざるに故郷函館では、島派擁護團體が現はれて之と對峙する等の悲喜劇も演ぜられた。

七、漁區問題對策と妥協成立の經緯

本事件に對して捲き起された本邦側の輿論は種々雜多であつたが之を大別する時、(一)宇田派の行動を絕對に否認し排擊する者(二)國內資本家同志の自由競爭として積極的乃至消極的に認容する者の二種に分つことが出來る。そして此二つの見解の對立は一般社會においてのみならず、政界乃至爲政者の間にも見出された。例へば事件發生後山本農相の如き「宇田派の抑壓が法律的に困難なら、行政的手段で之をやつてみせる」といふ意味を語つて宇田派に對する絕對否認的强硬態度を示してゐる。之は明瞭に前者を代表するものである。又久原遞相を始め外務、農林等の二三幹部の如く、山本農相說に反對し、政府としては宇田對日魯を妥協せしむる以上に之を壓迫し、强請せしむることの不可を認めた一派があつたが之は後者を代表するものである。而して當の日魯や露領水產組合を始め、函館市民代表、言論機關の大半が宇田派排擊と、行政的乃至外交的手段による宇田競落漁區の效力取消を要求したにも拘らず事實上之は行はれなかつた。而して政府部內に於ても前

記山本農相に代表さるゝ主張の如きは忽ち影を消して、勿論宇田派の行動を積極的には是認しないまでも、之を政治的に壓迫することの不可と、對內的妥協によつてのみ問題の解決を計らうとする主張が次第に勝を制して來た。

四月十一日山本農相は一派の首腦島德藏氏を大阪から招致したゝめ、之に先つて成された農相の强硬聲明と關連して島氏は農相の一喝に縮み上り漁區放棄を決心したとか、若しくは日魯に對する讓步的妥協が成立したとか傳へられたが、何れも揣摩臆測に過ぎず、事實は一般の豫想を裏切つて四月下旬に至るも形勢依然混沌、否な却つて逆轉の姿であつた。即ち島派では日魯殘留財產の讓渡を數日中に交涉すべしと揚言し、一方日魯漁業會社では同月廿二日の重役會議で、殘留漁區のみに依る經營方針を決定し而かも悠に一割五分の配當をなし得べしと聲明して兩々相讓らず、問題は終に政界否、內閣に迄波及して硬軟兩派の軋轢を見るにすら至つたが、四月十七日杉山茂丸氏の田中首相への苦言が或は因をなしたか、愈々山本農相は民間有力者の手によつて兩者を妥協せしむべく決心の臍を固めた。即ち廿二日森恪氏と檀野日魯專務の會見に火蓋を切り、鄉男、田中首相の會見、露水組合實行委員の農林外務兩省への陳情等から、兎に角政界財界の隱れたる有力者杉山茂丸氏を起たしめて妥協の氣分を醞醸せしむることゝなつた。杉山氏は直に鄉男と協議の結果、先づ日魯を反省せしむる必要ありとして大要次の如き强硬なる要求をば日魯監査役高橋光威氏を介して提出したのであつた。

一、國權の保護の下に經營する會社の幹部として從來の不德なる行爲を天下に謝し少くも責任ある重役數名は辭職して誠意を示すべし

二、漁區の喪失は自社の不注意に依ることゝて奪取運動を中止し現有八十一ケ所の漁區だけを經營する方針を確立すること

三、配當は從來の如き高配當は斷然中止して一割臺に配當制限を行ふべし

杉山氏は日魯漁業は堤會長を始め諸重役の遣り方が良くない、現に株價吊上げのため宮川一派に六萬株、八百餘萬圓の價値のものを取られ、八千代生命あたりに日魯株擔保で三百萬圓も投じてゐる……と數からずその不德に不滿を抱いてゐた。

廿二日の重役會議は兎も角も之を可決して、廿三日早曉堤氏は杉山氏を訪問し、謝罪の證左として三浦取締役を退職させた旨を報告し尚ほ自己の進退を一任する旨を陳べて解決方を懇請した。其後幾多の曲折はあつたが、終に會社側は杉山氏の提案による日魯改善案に基き、四月廿七日日魯社長以下重役全部總辭職して進退を一任して來たので氏は直に山本農相、田中首相と協議した結果、既定方針の如く社長制を廢止して取締役の合議制とする案の下に左の重役の顏觸れを決定して堤氏に申渡した。依つて會社側では互選の形式を以てその通り決定したのである。

專務取締役(留)　檀野禮助
同　(新)　平塚常次郎
常務取締役(新)　眞藤慎太郎
取締役(留)　高橋熊三
同　(留)　鍋島熊道
外に取締役一名は六月定時總會で三菱より補充の豫定
常任監査役　阿部秀太郎
同　エフ・エス・ブース
相談役　堤清六

日魯漁業の方は之で一段落を告げたが、島派との交涉には森前外務政務次官、藤田日本商工會議所會頭及宮尾東拓總裁の三氏を推すことに決定したと傳へられた。

島派は依然强硬な態度を捨てぬかの如く見受けられたゝめに、一般は容易に前途を逆睹することが出來なかつた、殊に一派の謀將中山氏藤井氏の如き新會社創立準備と共に今年出漁計畫を立て漁業鹽其他必要品の買付を進めつゝあるかの如き宣傳に努めつゝあつたが四月廿七日頃の情報に依れば豫てから噂された島派の內訌は愈々事實であるといふことが次第に確められてくるに至つた。即ち島德藏氏の懷刀たる日魯の元專務篠本鼎氏は自分が今回の漁區奪取計畫には最初から何等相談に與からず問題が勃發してから始めて知つたばかりでなく其算定又頗る杜撰であることに不滿を抱き居り且又たそれが憂慮の種であつた爲に親分島氏の一大事とばかり躍氣となつて陰謀反對運動を開始した。而かも氏が舊日魯時代に經營した當時の經驗を列擧して、斯かる借區料では到底採算が不可能であると說明した結果、島氏も終に動かされて旣に中山藤井氏等の意見を用ゐなくなつてゐる。又軍用金一部の出資者たる乾の西川氏は形勢次第に惡化して株も思ふやうに利益が上らず、高

まるものは國賊呼ばりの聲ばかりでなく、篠本氏の如き實際家の反對に益々動かされ縱し島氏の意嚮は怎うであつても自分だけは妥協すると言つて策動し始めた。要するに斯んな大芝居を打つたのも唯だ利益のためである。而も事今日に至つては自分達が損せぬ程度で妥協すべく專ら妥協點を見出すに苦んでゐると云ふのである。かくて一派の內部には對立が日に日に目立つて來た。

越えて五月八日、第二回目の島氏の東上となつた。

山本農相は五月九日官邸に島、宇田、石井三氏を招致して妥協案を考慮すべきを勸告し、その勸告を容れた島氏は直ちに一味の西川、中山氏等を說き、先づ妥協することに一致せしめ、その條件について協議を進めたが容易に纏らない。途方に暮れた揚句農相秘書官井坂氏に伴はれて同夜遲く杉山氏を訪ひ、杉山氏より問題の重要性を說明され、併せて島氏の立場をよくするために白紙となつて鄉男、杉山氏と共に宇田名義の競落漁區が日魯の手に歸るやう政府に對して努力すること及び島氏の最も懸念する丸損となるかの點については鄉男も杉山氏も十分考慮してゐることを說かれたので直に鄉男を訪ひ、鄉男に萬事を委ねて一味の間にて協議した妥協案——日魯より島氏に對し權利拋棄の代償として百五十萬圓の現金と七十八ケ所の漁區に於ける利益の百分の二を提供し島氏を日魯の社長とするを鄉男に提示した。

是に於て從來不鮮明だつた島氏の態度も明確となり、問題は急轉した。鄉男は直に島氏の案に基いて私案を練り十日午前二時杉山氏は直に日魯漁業の緊急重役會を開かせ鄉案を審理せしめたがその內容に於て日魯の現狀に如何にするも適合せざるものがある。終に十日午後四時まで重役會を開いて協議の結果、日魯としては應諸し兼ねるとの決議を杉山氏に齎らしたのであつた。が時機は切迫してゐるので、而かも一度び鄉杉山兩氏に放拋せんか、兩者共に實は取つく島は無いのである。十日調停後更に杉山鄉兩氏から示された妥協案に對して、十一日午後七時半漸く日魯、島派の妥協成立し七十八漁區は對露交涉を殘して日魯に戻り月餘に及んだ大紛爭も漸く表面的の解決を告げた。

妥協案の內容

一、日魯會社と島一派は日魯漁區の事に對し政府との交涉を一切鄉男、杉山氏に一任する

二、杉山茂丸氏の仲介に依りて日魯會社及島派は衷心より抗爭の意志を斷絶し共に帝國漁權の回復に努力すること。

三、金錢經營の關係は鄉杉山兩氏の査定により適當の方法を定め双方損失なき樣に兩氏の指揮に從ふ。

四、重役增減の必要ある場合は鄉、杉山兩氏に一任し株主と協議の上双方共にその指命に服從する事。

その後細目に就ては連日關係者間に於て協議の結果、五月廿九日午後七時、左記覺書を作成双方調印して交換した。

覺　書

鄉、杉山兩氏の仲裁により露領漁區解決のため、日魯會社を甲とし、島、宇田、西川氏等を乙として覺書を作成各自一通を保存す。

一、宇田氏の獲得せる漁區を拋棄し日魯の經營となすこと。

二、甲は乙が極東銀行より借用せる露貨三百五十萬留を本年八月十八日までに左記條項によりて乙に貸付るものとす。

(イ)　甲は本年六月三日までに露貨百五十萬留を乙に貸付、乙は上記露貨を極東銀行に支拂ふ事、但し、乙より極東銀行神戶支店に提供せる擔保物件は乙の所得とす。

(ロ)　甲は本年八月十八日までに露貨二百萬留を乙に貸付、乙は上記金額を極東銀行に支拂ふものとす。但し、乙の極東銀行神戶支店に提供せる擔保物件は乙の取得とす。萬一甲が右期日迄に露貨二百萬留を乙に貸付くること不能の場合には甲は露貨一留を邦貨六十錢の割にて金百廿萬圓を乙に貸付くるものとす。前項の場合には乙は極東銀行に對し有利に解決するやう努力すること。

三、乙は右借入金に對し連帶責任をもつて甲に右金額借用證を差入るゝこと但し右借入金に對しては乙は後記第五條記載の利益金より五ケ年賦拂ひをもつて返還するものとす。

四、乙が漁區を拋棄するを露國政府に於て之を承認せざるため宇田氏の權利として存續する場合には、乙は借入金を甲に即時に返還するものとす。

五、乙が漁區經營に關し準備に要したる諸經費は甲乙協定の別記覺書の金額を基準とし將來甲が同七十八ケ所漁區經營により得たる純利益中よ

り五ケ年間に順次これを乙に支拂ふものとすこの場合の純利益とは總收入金より漁區經營に處する運轉資金の利息年(八朱)及總支出金を控除したる純利益をいふ。

六、取締役一名監査役一名を鄕、杉山兩氏より甲に推薦すること。

七、乙が同漁區經營のために五月十一日までに準備したる代償物ある部分は甲の負擔とす。

斯く覺書が交換され、さしもの事件も國內問題に關する限り、完全に解決したと報道されたにも拘らず、競落漁區の事實上の權利者と言はれる中山、西川兩氏は、當初の妥協條件たる(一)利益を折半すること。(二)重役二名を島派から日魯へ入れることの二件の復活を固執して讓らず、露國官憲に對して宇田漁區の競落原價による繼承運動と打つて出で、結果は日露兩國政府の宇田放棄漁區問題交涉を停頓させ、延ては島派對日魯妥協案の正式調印難を結果するに至つたのである。

之に對して、落札名儀人たる宇田氏は六月五日外務省を訪問し

中山、西川とは金錢上の債務關係はあるが、入札については中山派に何等の權利は無いことを陳辯し之は露國側へも通達されたが、中山派の橫槍に對しては妥協發表後とて當の島派(妥協派)も日魯側も大いに憤慨し、國內の輿論亦極度に排斥的に出で一方政友會の長老岡崎邦輔氏及び代議士小泉策太郎兩氏の斡旋もあつて六月六日に至り中山西川兩氏は其背任的行爲の非を謝し、露國政府に對する漁區引受の申入れを取消すべきことを申出で漸く解決の運びとなつたが、七日に至り兩氏は俄然前日の申出を覆して細目協定の條件に對する異論を固執し、問題は再び紛糾に陷らんとする形勢に立至つたので、其處置に困じたる島氏は鄕男を訪ひ事情を具陳して打合せを行つた後杉山茂丸氏を訪ひ之が對策につき種々協議を遂げた結果最早事情今日に及んでは中山西川兩氏の行動は全く手の付け樣なきを以て速に之が調印協は中山、西川兩氏を全然除外して島氏は漁區落札名を行ふことに決定した。よつて島氏は漁區落札名儀人宇田貫一郎氏を代理として滯京せしめ、對日魯妥協調書の正式調印を急ぐこととなつた。

最初相策謀して日魯既營漁區の奪取計畫を立て、僥倖にも之に成功した島一派も、所詮は利に集り、利を漁る外眼中國家無く社會無き利權者の食ひ逃つて來るとも恥も外聞も忘れて昨日の同志と醜く軋み合ひ、血で血を洗ふ爭も辭せない醜體を天下に曝すに至るのである。勿論この一派を始め其他多くは惡質にこだわれて何等解決の曙光を見出すに至らず今日まで遷延してゐる。尤も懸案解決遲延の責任は全部露側にのみ歸すべきに非ず四月五日の競賣に於て突風の如く捲き起された前揭宇田漁區競落事件の未曾有の國內的紛糾が、爾餘の對露交涉案件にも暗影を投じ問題の解決を遷延せしむる一因を作したことは認めなければならぬ。それは何れにしても既に漁期到來してゐる今日、重要案件の殆んど全部が未解決に屬し前途全く豫測を許さぬ狀態にあることは深憂に値する事實である。

左に重要案件の內容並に交涉經過を記述してみらした唯一の收穫であり、吾人が今度の事件から學び取るべき唯一の敎訓ではあるまいか。

四年度後半期漁業交涉

一、後半期交涉諸案件

昭和四年度露領出漁問題に關する對露交涉諸案件中、四月五日の漁區競賣とは切離して折衝を續け、もしくは新に折衝を開始することゝなつたものに、

一、露國々營要望漁區問題
二、露人單獨競落漁區取戻問題
三、妥協後の宇田漁區對露交涉問題
四、勞働條件及社會保險施設に關する問題
五、自治出漁問題

等がある。之等は何れも本邦露領漁業の死命を制する重要問題であつて、是非共本年露領出漁期前に圓滿解決すべきであるにも拘らず、第一の問題を始め其他多くは惡質にこだわれて何等解決の曙光を見出すに至らず今日まで遷延してゐる。尤も懸案解決遲延の責任は全部露側にのみ歸すべきに非ず四月五日の競賣に於て突風の如く捲き起された前揭宇田漁區競落事件の未曾有の國內的紛糾が、爾餘の對露交涉案件にも暗影を投じ問題の解決を遷延せしむる一因を作したことは認めなければならぬ。それは何れにしても既に漁期到來してゐる今日、重要案件の殆んど全部が未解決に屬し前途全く豫測を許さぬ狀態にあることは深憂に値する事實である。

關係法規の改訂完備等によつて正常なる振興を計る事こそ、今度の不祥事件が齎

る。

二、國營要望漁區問題

前々節に比較的詳細に記述した露國の一九二九年度出漁條件中、本邦側において最初から強硬に反對を續け、露側に於ても亦絕對獲得を期することによつて交涉全く決裂に瀕し、難問中の難問となつてゐるものは露國々營要望漁區交涉である。

元來此國營漁區先取問題は昨年締結を見た日露漁業條約會議に於ても最後まで難關として殘り、恰も該會議の癌の如く屢々交涉を決裂停頓に陷らしめたものを、時偶々訪露中の後藤新平子が斡旋の勞を執り、

ソ聯邦全權委員は日本人漁業の大なる經濟的意義を認め漁業條約に從つて日本人の合法的なる利益の侵害せられざるやう適當なる考量を加ふる用意あることを聲明すなる覺書一札を取つて漁區決定を後日の解決に殘し、條約調印の運びとなつたものであつた。尤も決定の方法については漁業條約中に、

一、國營の先取漁區は漁獲標準高の二割を越えざること

一、漁區先取決定のためには日本政府と協議を要すること

と明瞭に規定し在り此規定に準據して露國は漁區選定の權利を行使する事になる譯である。之について露國は本年度漁業に於ける要望漁區として邦人既營漁區中から三十箇所を選定し、我政府に承認を求めて來たが、何れも邦人漁業家にとつては其經營上重要價値を持つ優良漁區なので、我國では決定的に之に反對しつゞけて來た。で前々節記載の如く露側はその中の個人小中漁業家に屬する分數漁區の選定要望を中止して來たが、日魯漁業會社の經營にかゝる十八漁區については强硬に之が獲取を固執してゐる。問題の漁區名左の如し。

一八六ウエ	ムイソウオイ	第一	西勘察加
一八六ベ	キクチンスキー	第五	同
一九八ウエ	ボリシエレツキー	第廿	同
一九八ゲ	同	第廿一	同
二一七ベ	オパリンスキー	第四	同
二一七	同	第一	同
二二六ア	ヤウインスキー	第七	同
二二六ベ	同	第八	同
二四一ベ	カムチヤトスキー	第六	東勘察加
三一〇ウエ	ウイウインスキー	第六	カラギンスキー區
三一〇ジエ	同	第十	同
三一〇イ	同	第十二	同
三一〇カ	同	第十三	同
三一三	オリユトルスキー	第三	同
三一三ベ	同	第五	同
三一三ベ	ボリツシエレツキー		西勘察加
同四一	ヤウインスキー		同
同四二	オゼルノイ		同

計 十八箇所

此國營漁區問題が更に一段の惡化を加へたのは宇田漁區競落問題で、本邦側が內爭に沒頭してゐる時、露國の國營大漁業機關、アコ會社は此懸案漁區の一つに對して出漁準備を進め、剩へ四月二十三日頃から、公然漁撈を開始したことが明かになつたのであつた。之について農林省水產局長は四月三十日付を付て露領水產組合長に宛て次の如き通告をなしてゐる。

露國々營企業が本年より經營すべき漁區の取得については日露漁業條約の規定に基き豫て日露兩國政府間に於て協議中の處同企業は未だ兩國政府間の合意成立せざるにも拘らず擅に漁區送込をなし、中には既に投網せる者ありとの通報に接せり、右は漁業條約違反の行爲なるを以て目下我政府よりソ聯邦政府に對し抗議中なるに付右企業と取引關係あるもののあらば右の趣を通達し手違等の生ずることなき樣注意相成度此段及通達候也

右の通達の中にもある通り、露國側の未解決漁區投網が明かになるや外務省は酒勾代理大使に訓電して露國の條約違反行爲を指摘し露國政府に對し嚴重抗議を提出せしむると共に、一方吉田外務次官は五月一日田中外相に代つて駐日露國大使トロヤノフスキイ氏の來省を求め、露國々營機關の不法行爲停止に關して速に露國政府が適宜の處置を講ずるやう斡旋方を交涉したのである。

酒勾代理大使によつて日本側に齎らされた露國側の此抗議に對する回答は、此問題(國營漁區)問題については日露兩國政府に於て係爭中であつたが、其後日本政府は宇田問題に沒頭して他の交涉を其まゝとし打切の狀態となつたから、最早日本政府には反對の意思なきものと認め、而已のみならず既に漁期が切迫したから、餘儀なく出漁するに至つたのであるといふにあつて、可なり人を食つたものであつた。日本側としては露國の行動は明らかに漁業條約最終議定書第一部乙第三項の規

定に違反するので依然強硬に抗議を續け、且つ之が對策として前記十八漁區に代る所謂代漁區を選定して租借を要求したが、單に十八漁區の返還要求に應ぜざるのみか、此代漁區交渉についてもそれが漁業條約に規定なしとの理由で耳を借さなかつた。尤も前記本邦側抗議の立脚點たる漁業條約最終議定書第一部乙(三)に於ける

「國營企業に貸付けらるべき漁區を選定するに當りては露國政府は(中略)右選定に關する最終の決定をなすに先ち、日本國政府と協議すべし」の協議なる文字については兩國の解釋一致せず、即ち本邦側が協議の條約英原文 Confer なる語は當然協議の上同意を必要とするの意味なりと解釋し主張するに反し、露國側は單に協議さへすれば好いので、同意を得る得ないは決定的な問題でないと言つてゐる。然しこれに對する日本側の解釋の正當を立證する一つの根據は、此國營漁區選定に關し日露漁業條約第二條第二項に於て

「前項に對する例外として兩締約國政府の合意ありたる漁區は、競賣によらずして之を貸付くることを得るものとす」

とあることでこの點に關し露側がたつて強辯する時は條約を無視することゝなるといふ意味で、相當重大視されてゐる。

兎まれ、國營漁區問題に對する露側の獨斷に業を煮やした邦人當業者は之が對抗策として此の十八漁區を始め其他被奪取漁區へ合法的方法によらぬ自治出漁の止むを得ざる事を認め、露領水産組合は之が斷行を決議するに至つたが、此自治出漁については國營要望漁區以外の問題とも關連してゐるので項を改めて後述する事とし、玆には六月上旬に至り露國が國營奪取漁區の取戻交渉を決定的に拒否し來り、本交渉は遂に決裂狀態に陷つた事情を略述するにとゞめる即ち六月四日酒匂代理大使に對し、交渉の相手たる外務人民委員次長カラハン氏は

本件に關しては駐日露大使トロヤノフスキイ氏に訓電して貴國政府の田中外相並に吉田次官に對し絕對に讓歩の餘地なき旨を傳へてあるからすでに御承知の筈である。此上何人よりの交渉があつても全然考慮の餘地はない。

と告げ、酒匂氏が日露關係の大局から說いて圓滿妥協を勸說するところあつたにも拘らず、日本の要求を斷然拒絕したので、遂に交渉決裂に陷り、此報告を受取つた日本政府當局でも、これは前記の如く日露漁業條約の明文に照らして飽くまで露國側の非違なりとして對策を協議し、田中駐露大使も此問題に關する對露交渉を其の使命の一として、六月中旬莫府に歸任したが、露國側の强硬態度を變更せしむるに由なく、日本側でも露水組合及び當の日魯漁業會社では再び露領自治出漁斷行を唱え、當局に向つて盛んに陳情に努め、山本氏を農相とする農林當局では著しく自治出漁承認に傾いたが、問題の紛糾を惧れる外務當局は既定方針通り飽くまで合法的手段による問題の解決を希望して讓らず、其中漁期は懸案漁區の全部に到來して、露側はそれらに洩れなく投網し、漁撈を開始するに至つた。

一方六月末より七月初頭にかけ日本に政變行はれ、永い間對露漁業問題交渉の衝に當つて來た田中內閣は、濱口民政黨新內閣に更代したので、對露漁業問題交渉にも一轉機が現れるかの印象を與へ、且つ日魯漁業會社乃至露水組合幹部の所屬政黨と田中內閣との關係が密接なるに比し、民政黨新內閣とは對蹠的に疎なるに見、漁業問題に於ける日本政府の强硬方針は益々失はれてゆくものと一部には思惟するものもあつたが、濱口新內閣としても國營漁區問題に於ける這間露側の態度は飽くまで條約違反であると解する點に於て、前內閣と變化はなく、幣原外相は七月三十一日に至り、露國政府に向け、國營企業奪取の十八漁區問題は日露漁業條約に違反するもので、日本政府は全然之に同意しがたき旨文書の形で抗議を提出するところあり、例へ今年は露國側が之を不法經營するとしても、之は日本政府合意の結果に成るものに非ざる旨を明らかにしたから、此問題は本年出漁に於て何等解決を見ず、全く今後の解決にかゝることゝなつた。

三、露人單獨競落漁區取戻問題

此問題は云ふまでもなく二月二十八日、三月十五日の露國單獨漁區競賣並に三月十五日競賣の延長たる四月五日競賣によつて齎らされたもので、即ち之等數次の競賣において露國の個人漁業家は日本人の既經營乃至新規開設出願漁區多數を其の手に競落し去り、之に對し、邦人漁區家は始め單獨競賣の無效を主張し來つた立場から、之に反對しつゞけて來たが、二四月五日競賣參加直前に於ける日露の妥協により二月二十八日の競賣が認められ、露人競落邦人既經營乃至新規出願漁區問題は兩國間の別途の交渉として解決を要することゝなつた。

此種漁區は最初四十一箇所を數へたが本年四月佐々木露水副組長が浦潮滯在中露國當事者と折衝を重ねた結果、內十箇所は露人競落値の一割增で讓り受けるといふとこまで交渉が進み、殘る漁區については浦潮駐在長尾囑託が露側と交渉を繼續し來つたが、露人側は競落値の一割增の外更めて報償金として露貨最高一萬七千留、最低六千留を要求して讓らず、しかも其後更に前言を飜して漁區「二七一」號及「一七五」號については各三萬二千留の巨額を要求する等首尾一貫せぬため、交渉は徒らに遷延し、其後約二箇月に亘る交渉にも拘らず、僅かに畠山合名會社の「二一六オ」鮭鱒漁區、小杉氏の「二二」號蟹漁區、計二箇所の協定がついたのみであつたが其後邦人の取戻希望漁區となつたものは左の二十八區である。

漁區番號	競落者	競落價格	取戻希望者	競賣施行日
四四	ブリムルイプセリヂ	六、三五〇留	山本房藏	二月廿八日
一一七	リユーリ	九、〇〇〇	西野商會	同
一五八	ルビンンテイン	八、〇〇一	清一郎	同
一六一	同	二三、〇〇〇	荻布宗太郎	五月四日
一七一ア	ルイプソユーズ	一〇、二〇〇	日魯漁業會社	二月廿八日
一七一ベ	同	一〇、六八〇	同	同
一八三ア	リユーリ	一七、一〇〇	同	同
一九五ゲ	同	七、二〇〇	同	同
一九九	〔ポリシエレツコエコオ〕〔ベラチープ〕ルイボブロドクト	一五、〇〇〇	同	同
二〇四	同	一四、八〇〇	眞藤吉郎	同
二一二	同	二二、八〇〇	藤吉郎	同
二一六ア	コズロフ	六、六六六留	西野商會	同
二二三ウエ	同	七、七七七	同	同
二四一イ	同	一四、七七七	日魯漁業會社	同
二四一カ	同	一二、八〇三	同	同
三一二ア	ルイボブロドクト	六、六〇〇	同	同
三一二ゲ	同	一二、八〇〇	同	同
三一三ゲ	リユーリ	一五、三〇〇	日魯及田代三吉	四月五日
三一三ベ	〔シヤポチニコフ〕〔シヤチリコンパ〕ルイボブロドクト	三、〇一〇	柴田清作	二月廿八日
一七一	同	六、〇〇〇	山本房藏	四月五日
一七一ゼ	同	七、五〇〇	日魯漁業會社	二月廿八日
一七五	ルイプソユーズ	七、五〇〇	小山富三	同
三一一	同	七、五〇〇	同	同
三一一ア	ウオルコフ組合	七、五〇〇	同	同
三一一デ	同	七、五〇〇	同	同
二三五	リユーリ	一七、二〇〇	須田孝太郎	同
二三六	同	一六、二〇〇	同	同
二四三	同	九、〇〇〇	同	同
計	二十八漁區			

此二十八區に關する取戻交渉は種々難關に逢着し、容易に解決を見なかつたが五月二十七日浦潮長尾代表より露領水産組合に到著せる情報によれば

一七一區(井出氏經營希望)四六區(林兼商店希望)はさきに七千四百留の報償金を要求してゐたが、遂に二千留に讓歩したので取戻交渉まとまり、一七一ゼ、一七五の兩區(日魯希望)も報償金三萬二千留を要求してゐたが四千二百留と日貨千圓にて返還を承認するに至つた。然し殘餘の漁區二十餘ケ所については條件折合はぬためと漁期到來のため、一時交渉を放棄するの外なき狀勢となり、多數の關係小漁業家は淚を呑んで本年度經營

を斷念すると共に、關係有志十數名により、不法入札被奪取漁區返還要求團を組織し、七月二十日須田孝太郎、小山富三の兩氏は駐日露國大使館にトロヤノフスキイ大使を訪問して、左記要旨の書面を提出するところあつた。

大正八年日露漁業協約更新期に際會して以來昨年迄前後八ケ年は、大正八年以前の漁區數を基礎に出漁せしが其の間七割以上の優良漁區は悉く我資本漁業家の併合する所となり個人露人漁業者は殆んど進出の機會を與へられずして今日に到れり。玆に於て個人企業家たる吾人は從來喪失し來りし權利をば新漁區開設によつて獲得し以て甦生の曙光に接すべく、新漁區開設をソ聯邦當局に出願するやソ側當局も亦吾人の意の存する處を諒とし、遂に數回に亘りて七十餘ケ所の希望漁區開設を見るに到れり。然るに一、漁獲制限の調整、二、漁區貸下規定の修正希望等懸案事項の解決を待つて入札に參加すべく我政府當局を通じてソ側に入札延期を要望せるに、何故かソ側は之に耳を藉さず二月廿八日を以て遂に單獨競賣を施行し而も其結果吾人の爲に開設を發表されし新漁區四十一ケ所は露人によつて奪取さるゝの運命に逢着せり。斯くの如きは當初ソ側が吾人小企業者に好意を寄せられし精神に矛盾撞着せる事の甚だしきものにして徒らに吾人が緘默を守るは日ソ經濟提携を結實せしむるの所以にあらず。終に當該漁區關係者は我當局を通して之が反省を求め漁區返還を促せり。而も吾人は再び期待を裏切られたり。即ちソ側が該漁區中返還せるは僅かに六漁區のみ、加之、課するに法外なる讓渡料を以てせり。是に於て世上動もすれば露國は宇田問題の內部的紛爭に乘じて背任的行動を敢てせるものなりと誹謗するものあるも、吾人は事實に徵して之を否定するを得ざるなり。本年度の漁期既に半ば終れり。縱し今日直ちに之が返還を受くるも之によつて吾人が贏ち得るものありや否やは眞に疑問なり。是に於て吾人が切實に希望する所のものは他なし。若し露國當局にして小企業家に對する好意と同情とを今尙持續せるとせば明年は長期として入札に據らず吾人に返還せられんこと之なり。

露領水産組合の對露三大要望は——二月廿八日被奪取漁區——宇田奪取七十八漁區——國營編入八十八漁區等にして吾人の希望は露領水産組合を通じ一括して貴國と折衝するにありき。然るに宇田漁區問題は當該關係者日魯が、露領水産組合と沒交渉にて直接露國大使を通じ曩日私的妥協を行ひ。國營漁區に對しても日魯又單獨陳情に寧日なし。斯くて今や大資本、小企業兩者の連鎖なく、小企業者たる吾人の死命を制する彼の二月廿八日被奪取漁區に關しては若し吾人にして起たずんば捨てゝ顧みられざらんとす。故に吾人は我政府當局の交渉のみに依頼せずして更に各位に直接此の如き陳情を提出するは或は貴國より見れば屋上更に屋を架するの譏あらむも、機微なる日露兩國間に介在する問題は毎に萬全を期せざるべからず、而も隔意なき相互の意見を披瀝するは親好提携の要締なりと之れ敢て玆に貴意を得る所以なり。

又前記個人漁業家有志は本問題に關し、單に露國側の注意を喚起するばかりでなく、日本側政府當局並に一般社會の關心をも高めるため、七月末日から八月上旬へかけ、內閣、外務、農林諸當局を始め各政黨本部、新聞社等にも聲明書を送つて輿論の喚起に努めた。從つて本問題も亦日露漁業の未解決問題として將來に殘された譯である。

四、宇田放棄漁區の對露交涉

五月十一日島派對日魯の漁區問題紛爭に關する原則的妥協案成立し、島派は宇田名儀競落七十八漁區を放棄して日魯の經營に委することゝなつたが、これについては宇田競落價格の引下げを條件とするので、是非共露國政府當局と折衝するの必要あり、該漁區問題はいよいよ對內的から對外的に移されることゝなつた。

兩國の妥協成立と關聯して五月中旬日本政府は在モスクワ酒勾代理大使に訓電し莫斯科政府との間に下交涉を開始したが、宇田氏が最初既定の方針たる漁區契約の解約を申し込んだのに對しては露國政府は解約が借區料拂込金の返還を必要としてゐるので五月一日正式に之を拒絕し、日本側は宇田氏の露國政府納入金二百九十九萬七千七百五十留を第二段の策たる契約放棄に進み、之に對しては露國側も大體承諾の意を表したので、問題は如何なる形式により放棄漁區を日魯の經營に移すかといふ點と、借區料をどの程度まで値下げするかの二點に移された。

然るに六月三日に至り、對日魯妥協細目條件に不滿を懷く中山、西川兩氏は、飽くまで問題の漁

區經營を主張しすでに政府當局によつて外交々涉に移されてゐるにも拘らず、突如露國側に向ひ宇田氏の放棄した漁區は全部宇田氏と同一條件で自分たちの手に引受けると申し出で、露國側としては成可く高い借區料をとつた方が利益であるところから自然日露兩國の外交々涉にも支障を來してゐる旨モスクワより通告され來たので、日本政府でも長瀨水産局長武富通商局長との間に至急協議を遂げた結果、

中山一派に漁區經營の意志なきこと並に右は單に國內問題としての爭ひに留まり目下交涉中の漁區放棄問題とは切離して取扱ふべきものである。

旨を露國側に通達し、至急放棄に應諾せられたき樣申し入れることゝなり、其旨酒勾代理大使に訓電した。

之と前後してトロヤノフスキイ大使も外務省に吉田次官を訪問し、中山派の橫槍に對する日本政府の態度につき質問し、且つ此種紛爭事件發生の豫防取締等についても要求したので、吉田次官は之に對し、政府の既定方針には何等變更なき旨傳へたので大使も之を諒とし、且つ露國政府が高價なる借區料を得んがため、中山等の交涉に應ぜんとしつゝあるかの如き風說の全然事實無根にして露國政府としてはかゝる不信の行爲をなすが如きこと全然なき旨傳達して辭去した。一方又中山氏等も彼等の行動の不評と露國の態度の動かしがたき事實に屈し、露國政府に對する漁區讓受申し出での撤回をなすに至り、こゝに再度の紛糾も全く解決するに至つた。

かくて該漁區問題交涉の中心は借區料を如何なる程度に決定するかの點に落ついたが、之について露側は宇田氏の契約額三百萬留說を主張し、日魯側は最初の入札價格たる八十萬留の一割增程度を主張し、其間の開き莫大なるため交涉は再び行惱むに至つたが、日本側としては宇田氏の三百萬留を以てしては契約放棄の效果なく、殊に日本側の今日までの交涉の主眼が借區料の引下げにあるにより以上露側のいひ分は何としても承認しがたい事情にあるので、更に交涉をつゞけたが、依然中間値段について折合はず、露側としては借區料の問題は極東漁獵廳所管に屬するので、これが交涉を露國政府の手から極東漁獵廳對日魯漁業の直接交涉に委ねる事を希望し、此旨六月十五日酒勾代理大使から外務省に入電があつたので、日魯の眞藤常務は外務省に武富局長を訪ひ之が對策を協議するところあつたが、結局ハバロフスクで極東漁獵廳と同地出張中の日魯近江代表との間に改めて借區料の協定交涉が行はれることになり六月十八日に至り兩者の歩み寄りで、借區料百卅五萬留に協定がつき今年一年間の暫定契約が締結され本問題は解決した。

五、勞働條件並に社會保險施設

交涉問題

日露漁業條約締結交涉において國營漁區問題と共に最後まで重要問題となつたのは漁業勞働に關する兩國の意見の重大なる疏隔であつたが、それも兩國双互の妥協歩み寄によつて原則的に解決され、漁業條約第十三條並に同條約議定書乙の規定に集約せられてゐる。ところで右二つの規定は、それに基いて本年から漁業勞働者の保護及規律に關し日本側にて作製したる條件につき露國勞働人民委員部の同意を得て實施することゝなつてゐるので、此問題も亦是非共今年出漁前に兩國當事者によつて解決されねばならぬ。別言すれば條約によつて原則を決定された漁業勞働は、今次の交涉によつて具體的細目的に規定されねばならないのである。

之に就て露領水産組合は勞働時間、給料社會保險施設等につき研究を遂げ、原案を作製して主務官廳たる農林省に提示し內諾を得た上、露國側と交涉することゝなり、組合評議員井出智氏が交涉委員に選ばれて六月七日東京驛發、會商地ハバロフスクに出發した。

同月十二日頃ハ府到着の上前記の如く露國勞働人民委員部代表に提示し、接衝さるる可き日本側案の主要事項は、

一、勞働時間は全漁期を通じて千四百四十時間とすること

二、被傭者の賃金は全漁期を通じ原則として平均九十圓とし九一割增制をとる、食費旅費一切は傭主負擔

三、被傭者に對する醫料其他必要なる救恤は凡て傭主に於て適當なる施設をなす

即ち大體從來の勞働條件よりも待遇低下しないことを基礎としたもので、社會保險に關する施設は露水組合において取扱ふ方針であるが、何分にも相手が世界に於て最も進歩的な社會主義的勞働法を施行しつゝある露國の事とて、果して何等の

困難なく交渉解決するやは大なる疑問とされたが、果然、露國勞働當局と露水代表井出氏との交渉は捗々しく進まず、露國側の情報によれば、日本側に協定の誠意なく、單に表面を繕らふため、代表を派遣して、徒らに漁期の終了を待つものであるとの誤解すら生ずるに至つたので、七月十一日露水組合佐々木副組長は井出代表に交渉促進方を打電したが、兩國の主張に大きな開きあるためか交渉は依然停頓し、井出代表は一旦歸國したき旨本部に申遂つた爲、本部も之を諒とし井出氏は八月十八日ハバロフスクを引揚げ、廿一日浦鹽出帆の天草丸に便乘、同廿三日歸國するに至つた、因みに露水組合は之とは別途に漁業從業員の救恤規則を制定し、農林當局の認可を得て實施の段取に入つた。

六、自治出漁問題

前記の如く日本漁業家の今年度露領出漁問題は未曾有の紛糾を示し、而かも彼等の死活を決する重要懸案は何等解決の曙光すら見ずして累積せるに、一方之とはかゝわりなく、露領出漁期は旦夕に迫り、此まゝ拱手傍觀する時は遂に漁期を逸して莫大なる損害を招く形勢となつて來たので、五月二十一日露領水産組合實行委員會は出漁に關し斷乎たる處置に出でたき旨決議して當分閉會することになつたので、露領水産組合では此際已むを得ざるものとして、懸案諸漁區に對する出漁容認書を發給して自治出漁を斷行する旨の聲明を發し、日露漁業問題の波紋の上に、更に大なる一石を投じた。

實行委員會の決議及組合の聲明書左の如し。

實行委員會決議

我國の交渉に對し「ソ」官憲は何等の誠意を示さず政府また我等の願意を容るゝに由なく今や漁期切迫す、依て我が實行委員會は日ソ新條約の精神に則り、合理的に出漁せざるべからざるに至れり、この際組合は斷乎として機宜の措置に出で責任を以て漁業權の擁護と維持とを期すべし。

自治出漁聲明書（說明略す）

一、國營要望漁區邦人經營容認の件
一、被奪取漁區邦人經營容認の件
一、宇田競落漁區邦人經營の件

出漁容認條件

（一）出漁容認漁區

（イ）國營要望漁區中邦人が前年度まで經營せる十八箇所。

（ロ）二月廿八日及四月五日の競賣で奪取された漁區中邦人が今尙ほその奪還を希望せる漁區約卅七箇所。

（ハ）宇田競落漁區七十八箇所

（二）右の借區料及抵代稅

（イ）國營要望漁區は、前年度借區料の一割五分增。

（ロ）被奪取漁區は組合の查定價格。

（ハ）宇田競落漁區は關係組合員の入札價格により保證金及上半期借區料及抵代稅を六月卅日迄に前に、下半期借區料を抵代稅と共に出漁組合に納入し、組合は右徵收金を特別會計として別途適當の機關に預託し他日ソ側との交涉完了の上引渡すものとす。

（三）出漁容認書

出漁者は組合に於て發給する出漁容認書を受有すること、出漁容認書の發給に就ては組合の出漁規定を準由す。

其他は凡て他の一般漁區と同樣とす。

たゞさへもデリケートな對露交涉の眞つ只中に拋出された自治出漁の聲明が、又復た新らたな大波紋を描きだしたのは、當然過ぎる程當然であつた。官憲も夙からず狼狽した。聲明發表の翌廿二日、農林省永瀨水産局長は露水組合の佐々木副組合長を招致してその反省を求めた。が、氏は組合の苦境を述べ此際自治出漁の止むなき理由を說明して當局の諒解を求め、更に廿三日には佐々木副組合長、井出新潟支部長、橋口東京支部長は田中外務、山本農林兩相を訪うて自治出漁の聲明書を手交してその認容を求めた。露國出先官憲は驚いて外務當局にその眞意を叩いた。外務當局が之に對して否認聲明的の回答を與へたのは言ふ迄も無い。だが組合としては何れの漁區に對しても無暗に出漁させるのでないから何も中止命令を受くる理由は無いと飽くまでも强硬な態度に出で既に一部には出漁容認書を發給したのである。

露領水産組合の自治出漁聲明は露國側に對して極めて大なるセンセーションを與へた。露國政府の態度は急速に硬化した。即ちそれは露國政府の意を受けたトロヤノフスキイ大使の日本政府に對する抗議的質問提起となつたのみならず其他邦人當業者に對する種々の壓迫となつて現れた。露領出漁の邦船無電裝置解除、井出露水代表の入露查證拒絕（之は後に解決した）等はその一例である。

又露政府機關紙「イズウエスチヤ」は、五月二十三日の社說において次の如き批判を揭げた。

「去る廿二日露水組合が自由出漁に關して發表した聲明書に對する日本外務省の聲明は極めて滿足すべきものであるが、同時に濫に日露漁業條約を攻擊し且つ我が露領沿海に於て平和中に漁業に從事せんとする誠實なる日本漁民の出漁を妨ぐるが如き事に對し適當なる手段を講ぜられんことを吾人は日本政府に切望する。露領水産組合がその聲明書中に於て勞農政府に加へたる非難は當を得たものでなく、又國營漁場として保留した十八漁區は條約に基いて保留せるものである。日本漁業家と漁區を落札した露國個人企業家との漁區讓渡交涉及宇田貫一郎氏が正式に落札せる七十八漁區の權利讓渡の件も露領水産組合側の態度によつて妨害されて居るのは遺憾である」と。

露西亞側の反感は一時漁業問題交涉の前途を全く暗澹たるものとしたが酒匂代理大使から、我が當業者の自治出漁の聲明は全く駐日露國大使が漁區問題に關して發した聲明に對する當業者の一時的感情に驅られた反影であつて、帝國政府は斷じて之を許さず、飽迄も國際的情誼に基いて圓滿解決を期するものであると辯明したため漸く帝國政府の誠意を認めて來たと傳へられ、穩健論者はやつと愁眉を開いた。

然し實際において漁業交涉は、國營漁區問題にまれ、露人單獨競落問題にまれ、宇田漁區問題にまれ、決定的には何等好轉せず、依然として解決の前途全く暗澹たるものがあり、當業者の不安は益々昂進するのみとて、日本政府當局の自治出漁不同意にも拘らず露領水産組合は强硬に其決意を捨てず、再三、再四、出漁斷行を主張して來たが彼等の決意を合理化してきたところのものは、露國々營の自由出漁決行、四月十日付農林省から露水組合に達した通牒、出漁期の遲滯等で露領水産組合と一致して日魯漁業會社も自治出漁決行の意志を表明して起ち之等當業者は政府當局に對し頻りに自治出漁の已むをえぬ事情を陳情し諒解を求むるところあつた。此結果六月中旬に入り農林當局は當業者の自治出漁斷行も事情止むを得ずとし、山本農相も閣議に此事を報告した趣であるが外務當局は過般農林當局と協議の結果、政府として漁區問題に關して發した聲明に對する當業者の一時的感情に驅られた反影であつて、帝國政府は斷じて之を許さず、飽迄も國際的情誼に基いて圓滿解決を期するものであると辯明したため漸く帝國政府の誠意を認めて來たと傳へられ、穩健論者はやつと愁眉を開いた。

然し實際において漁業交涉は、國營漁區問題にまれ、露人單獨競落問題にまれ、宇田漁區問題にまれ、決定的には何等好轉せず、依然として解決の前途全く暗澹たるものがあり、當業者の不安は益々昂進するのみとて、日本政府當局の自治出漁

昨年締結された日露漁業條約は日露兩國の漁業關係を合理的に解決し、將來への規準を造り與へたものであつた。この規準が造り與へられたにも拘らず何故に今年度出漁問題はかくも痛烈に、かくも深刻に紛糾したであらうか。この原因を吾人は次の如く解釋したい。

一、漁業條約は漁區貸下條件並に、國營先取漁區の決定を原則的には解決したが、具體的細目的に決定して居らず、從つて此點が紛爭の重點となつたこと

二、本年は日露漁業條約實施第一年に相當し、漁區租借其他今度の決定は今後永い將來に亘つて先例を開き拘束力を持つが故に、兩國共今年度の決定を細大共極めて重視したこと

三、裏海ヴオルガ方面の不漁と極東漁業の有望性に鑑み極東漁業に對する露國の進出目覺しく、殊に國營漁業十年計畫、今春立案の新五年計畫等によつて日本の占むる優越的地位に取つて代らんとする露骨なる意圖を示せること

四、本邦當業者の油斷と國內法規の不備に乘じ島德藏一派の陰謀的漁區競落事件が突發せること

以上が其根本原因である。昨年末に極東漁獵廳により發表されたる露國の本年度漁區貸下條件が多數の新規開設出願漁區不發表において、漁獲標準高の苛辣なる制限において又國營要望漁區の內容において其他種々の點において著しく邦人當業者に不利不當で、そのことが紛糾の直接動因を作つたのも、全く前記の事情に基くものである。が此露國の貸下條件は邦人當業者の頑强なる反對により日を追ふて緩和され、讓歩されるに至つた。

七、結論

以上が現在に亘る本年度露領漁業問題紛糾の經緯である。吾人は大體之を經過的時間的に見て前揭の如く全篇を三節に分ち、出來るだけ具體的、實際的資料に即して客觀的敍述を試みた。最後に今日迄の交涉經過について、簡單なる批判を添へたいと思ふ。

然し國營要望漁區問題については遂に殆んど讓歩しなかつたばかりか、就中日魯經營十八漁區については最後まで頑張り通し、剩へ、本邦政府の合意無くして自由出漁を敢行し、紛糾を更に大きくした。これは「協議」なる語について露國が横紙破りの強辯をするまでもなく、明かに條約違反である。漁期切迫と懸案未解決に業を煮やした邦人當業者は國營の自由出漁に對抗するため、自治出漁の非常手段斷行を決定したが、之は當業者の立場として已むを得ぬ事情を內包し、且つ或程度まで正當防衛的意味を持つてゐるとは言へ、然し露水組合の出漁聲明に見る如く、宇田放棄漁區の未解決をも其理由に擧げ、之が對象としてゐる點はやゝ我田引水の嫌なしとしない。何故なら宇田漁區問題は全然國內的性質の紛爭であつて、之が對內的に完全なる解決を見たのは事件發生以來二箇月以上を浪費して居り、問題の外交的解決の遲延は其殆んど全部が國內紛爭の遲延に因由してゐるからである。殊に中山一派の其後の策動の醜體に至つては何人も之を唾棄しなければならぬ。これらの點をも綜合して政府當局特に外務當局が當業者の自治出漁に同意せず、飽くまで問題の合法的解決に精進し、今や七十八漁區について解決點への曙光を見出すと共に、國營漁區の不當奪取に對しては飽くまで條約の正文に立脚し、正當なる主張の貫徹を期しつゝある態度に同意を表するものである。

夫はいづれにしても日露兩國は飽くまで漁業條約の規定を遵守し、苟も條約違反の態度に出づることなく、共通の富源對象たる極東漁業を相提携して開發し用益しなければならぬ。然らざれば極東の水域に於ける兩國の紛爭は、遂に跡を絶つことがないであらう。

日露漁業問題日誌

昭和三年十一月

九日。露領水產組合、哈府極東漁獲廳に新規漁區三百四箇所の出願手續を了る。

廿四日。露水組合佐々木、平塚兩代表出漁の件に就き農林省に陳情す。

卅日。露水組合代表平塚常次郎、中瀨拾太郎の兩氏漁業問題交涉のため哈府に向ふ。

十二月

廿六日。漁獵廳は浦鹽日本領事館に對し二月廿八日漁區競賣施行の件並に漁區を正式に通告す

廿七日。露國當局より露水組合に競賣參加を慫慂す

三十日。漁區競賣參加のため三十餘名より成る本邦派遣員一行(露水組合代表は佐々木平塚二氏)敦賀出發浦鹽に向ふ。

四月

五日。浦鹽にて露領漁區三六五箇所の競賣入札施行、果然宇田の七十八漁區問題突發す、物情騷然……

七日。外務省は渡邊浦鹽總領事に對し漁區競賣落札の正式發表留保交涉方を訓電す。

八日。問題の人物宇田貫一郎氏斷然農林省に出頭漁區經營の意思ありと釋明す。

九日。露國當局、落札確認を發表し、日魯株釣瓶落し……。同日露水組合日魯漁業は漁區不當落札問題に付外務農林兩省に請願書を提出す。

十日。四月五日の入札に際し露人側に落札せる十二ケ所返還さるゝに決す。

十一日。山本農相、島德藏氏を召致して反省を促す、島德意氣軒昂。

十二日。四月五日の入札不落一般漁區二十ケ所の再競賣浦鹽にて施行、競落邦人十七ケ所、露人二ケ所合計十九ケ所、—露水組合、山本農相に露領漁區問題の解決に關し陳情書を提出。

十五日。日魯株大暴落、一日にて十五圓安の恐慌相場現出、—函館市民大會開催、代表六十七名の白襷隊上京猛烈な活動を始む。

廿五日。露水組合臨時總會を召集し越へて廿八日對露方針を決定し十名の實行委員を選任す。

廿九日。露水組合實行委員、外務農林兩省に出頭總會にて可決せる國權擁護の決議文を提出陳情す。

二月

五日。露水組合は既存漁區の確保と新漁區の獲得に就て更に當局に請願す。

七日。露水組員藤井猪之介氏帝國ホテル內、中山事務所に召致され島一派の陰謀に參加す。

十五日。在哈府山口總領事公電、鮭鱒四十六漁區蟹六漁區の追加發表。

十八日。兒島侃二氏中山氏に召致され帝國ホテルに島一派と會見、以來ホテルに抑留さる。

廿日。露國側更に第二次追加漁區を發表す(鮭、鱒十五、蟹五區)

廿一日。外務省駐露酒勾代理大使に、競賣延期交涉を訓電す露水組合は前日來開會の緊急總會に於て對露交涉解決迄漁區競賣入札不參加に決す

廿八日。露西亞側我が要求を容れず浦鹽にて單獨入札執行、

三月

五日。貴族院豫算總會にて男爵坂本俊篤氏漁業問題につき質問を提起し政府委員として森外務次官之に答ふ。

七日。同日附博多發兒島氏より小山氏宛の書面によれば資金難のため陰謀計畫停頓……

十五日。浦鹽にて露國の單獨再競賣執行さるゝも未開封のまゝ延期。

廿五日。露水組合臨時總會、中瀨拾太郎氏駐日露大使を通じ單獨出漁交涉を試みたりとて論難百出、中瀨氏露水組合評議員を辭す。

廿七日。外務省露國大使と漁業問題交涉或程度の妥協成り當局より露水組合に競賣參加を慫慂す

三十日。漁區競賣參加のため三十餘名より成る本邦派遣員一行(露水組合代表は佐々木平塚二氏)敦賀出發浦鹽に向ふ。

四月

五日。浦鹽にて露領漁區三六五箇所の競賣入札施行、果然宇田の七十八漁區問題突發す、物情騷然……

七日。外務省は渡邊浦鹽總領事に對し漁區競賣落札の正式發表留保交涉方を訓電す。

八日。問題の人物宇田貫一郎氏斷然農林省に出頭漁區經營の意思ありと釋明す。

九日。露國當局、落札確認を發表し、日魯株釣瓶落し……。同日露水組合日魯漁業は漁區不當落札問題に付外務農林兩省に請願書を提出す。

十日。四月五日の入札に際し露人側に落札せる十二ケ所返還さるゝに決す。

十一日。山本農相、島德藏氏を召致して反省を促す、島德意氣軒昂。

十二日。四月五日の入札不落一般漁區二十ケ所の再競賣浦鹽にて施行、競落邦人十七ケ所、露人二ケ所合計十九ケ所、—露水組合、山本農相に露領漁區問題の解決に關し陳情書を提出。

十五日。日魯株大暴落、一日にて十五圓安の恐慌相場現出、—函館市民大會開催、代表六十七名の白襷隊上京猛烈な活動を始む。

十八日。高橋光威氏田中首相に對し漁業問題に就て進言す、杉山茂丸氏も昨日首相に警告せりと傳ふ。

廿日。山本農相調停に乘出す、但し民間有力者に一任と決意、杉山茂丸、鄕誠之助兩氏との噂頻りも也。—露水組合代議員會招集。

廿一日。露水組合員總會にて中瀨藤井兩氏の懲罰委員を選出す。——愈々杉山茂丸氏出馬堤淸六氏を招き意見を交換す。——堤氏露水組合長を辭任す。

廿二日。露水組合員總會にて中瀨藤井兩氏の懲罰委員を選出す。——愈々杉山茂丸氏出馬堤淸六氏を招き意見を交換す。——堤氏露水組合長を辭任す。

廿三日。日魯漁業支配人三浦良治氏引責辭職、堤氏之を誠意の證左として杉山氏に一切を託す。

—西川氏妥協問題に就き島氏と協議のため下阪す。

廿四日。杉山氏日魯改革案を山本農相に提出して裁定を乞ふ、森格、藤田謙一氏杉山氏を訪問、今後兩氏は島派掛りとなる。

廿七日。日魯漁業重役辭任、新陣容成る、政友會化せりとの世評あり。

卅日。露國國營アコ投網事件につき農林省水產局長より露水組合に通牒あり。

五月

一日。日露漁業島派との妥協條件に就て緊急重役會議召集。

三日。日魯重役會議の結果妥協問題逆轉—高橋光威氏同社監查役を辭す。

八日。島氏上京、帝國ホテル中山事務所撤去。

九日。山本農相島氏を召致し妥協を勸告す。島氏杉山、鄕氏に會見、鄕氏に私案を手交す。

十日。鄕男の杉山氏に手交せる私案により、日魯重役會議開かる、日魯應ぜず、更に杉山、鄕兩氏より絶對案を兩者に手交す。

十一日。午後七時半、日魯島派の妥協成立す。

十三日。宇田問題は對外問題に移る。農林省對露交涉に就て凝議す。

十四日。田中首相、トロヤノフスキー氏と凝議す

十八日。田中、山本、小川、久原四相鳩首凝議、酒勾代理大使に督勵の訓電を發す。

廿一日。露水組合未解決漁區に自治出漁斷行を聲明す。

廿三日。露水組合幹部、外務農林兩相を訪ひ、自治出漁の諒解を求む。

廿七日。露、外務人民委員部は宇田氏が落札漁區を放棄せば日本政府の交涉に應じて改めて同漁區貸下手續を取るべしと聲明せる旨公電あり。

廿八日。柴田淸作、山本房藏、日魯漁業の被奪取漁區四箇所返還さる。

廿九日。島、日魯妥協覺書を調印交換す。

六月

一日。露國側宇田氏の解約申込を拒絕すとの報あり—田中大使歸任出發。

四日。島派—中山、西川等の醜運動曝露す。

六日。國營漁區十八ケ所問題に付外務人民委員次長カラハン氏は酒勾代理大使に對し日本側の要求を拒絕せる旨電報あり。

十三日。トロヤノフスキー大使漁區問題で吉田外務次官を訪ふ。

十四日。田中大使莫府着任。
十五日。宇田漁區をハバロフスク政廳對日魯の直接交渉に移す。
十八日。七十八漁區の借區料百三十五萬留にて妥協成立。

七　月

三日。露水組合の露領漁業被使用者救恤規則農林外務兩大臣の承認を經て正式成立。
九日。露水組合で日露漁業交渉懸案解決のため常任委員として平塚、井出、須田、江原四氏を選任す。
十一日。露水組合佐々木副組長より在哈府井出代表に、漁業勞働交涉促進方を訓電す。
十三日。田中駐露大使とカラハン氏間に罐詰工場漁區本年度租借料原則的決定の旨入電あり。
二十日。小山富三、須田孝太郎兩氏懸案の露人單獨競漁區問題につきトロヤノフスキイ大使に陳情書提出。
三十一日。國營奪取十八漁區問題につき幣原外相より田中大使に訓電して露國政府に抗議書提出カラハン氏篤と考慮して回答の旨返事あり。

八　月

一日。對露漁業問題特に漁獲高制限問題、五分稅寄附問題等につき本邦露領漁業家の木統制曝露傳へられる。
二十三日。露水組合井出代表、漁業勞働交涉挨らぬため哈府を引揚げ本日敦賀歸着。
二十八日。露水組合評議員會で井出代表より漁業勞働交涉經過報告さる。

昭和五年の日露漁業問題

昭和五年漁區競賣

一、持越されたる係爭問題

過ぐる昭和四年は日露漁業關係の上に未曾有の混亂を捲き起した年であつて。而かも此の混亂は同年中に完全に整理解決を見るに至つたことは別記の如く經營漁區奪取事件で之に次ぎ邦人既營漁區の露國個人漁業家による單獨競落問題であつた。後者については日露漁業條約上の根據等々よりして之を兩國政府の外交々涉としてでなく、寧ろ兩國關係當事者間の直接交涉に委せられた關係上、又、國營被奪取漁區の經營者との對露交涉に於ける足並が必ずしも一致せなかつた等の關係もあつて、直接被害者たる本邦當業者が昨年末に至り駐日大使トロヤノフスキー氏に其裏情を訴へ、併せて被奪取者としての權利保留聲明をなした外健忘性の國民から殆んど忘却された形であるが、國營漁區問題は既記の通り日露漁業條約上に規定され、之が決定のためには日本政府と協議すべしとある關係上、此の協議を單に通告と同一義に解して自主經營に入れるソヴエート政府と、協議は當然合意を要するものと解して、之が合意なきにも拘らず勝手に經營に移れる國營漁業の遣り方を違法なりとし、否認抗議せる日本政府との間に外交々涉を開始して來たが、露國側は自己の解釋をあくまで合法化し、横車を押し通して來たため、此問題は茫漠遷延して來たが、昭和五年の日露漁業關係は之等未解決問題のため晴れやらぬ梅雨空の如き陰鬱なる空氣の中に明けた。加ふるに露國側の飽くまで強引の押の一手に見るやうな國營漁業の發展計畫と、實質上完全に國營の別動隊である個人漁業の進出豫想とは、日露漁業問題の前途が、日本にとつて多事多難、容易なるざるものあるを思はしめ、相當重大なる覺悟を持つて根本的方策を樹立する必要を意識せしめた。

二、日露兩國の對抗手段

斯かる時關係方面に若干衝動を與へたものは、癈に改正された露領漁業に從事する邦人勞働者渡航手續の完全なる實施と、工船蟹漁業取締規則の改正であつた。移民細則の改正は邦人勞働者に對する露國の赤化宣傳防止のため、昭和四年四月制定公布されたものであるが、當時地方官憲に十二分に徹底しなかつた爲め、五年度から完全に實施することゝなつたもので、二者共に勿論赤化防止を標榜して制定されたのではあるが、一面に於て露國側率制の策案たる苦心の跡は歷々として掩ふべからざるものがあつた。

工船蟹漁業取締規則の改正は、純然たる露國蟹工船の進出防遏策であると言ふも決して過言でない。露國々營漁業の急激なる進出計畫の具體化に對して、深甚な脅威を感じた日本工船、昭和工船の兩社を始め、其他の漁業者は從來屢々農林省に向つて蟹族保護及本邦重要産業に對する外國の進出防止を理由として、何等かの取締方法を講ぜられんことを陳情してゐたが、果然昨年十一月廿六日の官報を以て公布、即日施行されたのが左記工船蟹漁業取締規則の改正であつた。

これについては別項「公海漁業」の欄に明示してあるから、こゝには省略するとして、露國側の進出を防遏せんとする日本政府の新決定は、露側に相當深刻なる印象を與へ、本邦露領漁業に對して何等か報復的手段に出づべしと豫想させるに至つたが、果然函館駐劄の露國領事は露領水産組合北海道支部に對して爾今露領漁業に從事する我が出稼漁夫の團體査證をば、從來の略式を廢して、寫眞添付の正式手續を要することに改正して了つた。

從來我當業者に對しては日露漁業條約の精神に鑑み、極めて簡易の團體査證を承認されてゐたのであつたが、正式の手續に變更されたことは、云ふ迄もなく我國にとつて大なる打擊である。

そして此手段が日本側への報復手段であることは勿論いふ迄もなからう。

三、昭和五年漁區競賣へ

未曾有の混亂を惹起した昨年度の漁區競賣以來受太刀となつた我國の當業者は、斷えず不安と焦燥に驅られてゐた。而かも我が官憲の態度は依然たる微溫的であつた。

昭和四年十月十五日露領水産組合は明年度の露領新漁區開設出願を締切り、十月廿一日臨時組合會を召集して、被奪取漁區の優先權者救濟、漁獲標準高調整及漁獲廳に對する寄附金の件其他を協議し、越えて廿三、廿四日の會議の結果、豫て懸案たるところの露領漁業經營者の勞働者に對する超過勞働時間並に賃銀及醫療施設對露奪取極に關しては、代表を派して漁獲標準高の調整と共に交涉を重ねることとした。

待ちに待つた競賣漁區表は、十二月廿五日ゴロフスコイ長官から在哈山口總領事に手交された。合から貸下を出願せる漁區數は、鮭、鱒四百十六箇所蟹百廿六箇所合計五百四十二箇所であつた。尙ほ競賣に關する要項は左の如くである。

一、競賣期日　一九三〇年二月廿五日、
一、競賣事務　午前十時開始。
一、入札受付　午後一時より三時迄。
一、競賣漁區　鮭、鱒、三百九十四箇所蟹四十三箇所、合計四百卅七箇所。

是に於て露水組合は具さに發表漁區を檢討して徐ろに最後の對策を練り、二月十三四兩日本部に臨時組合會と臨時總會を開いて下入札を行ひ、發表漁區中邦人當業者の出願に係る鮭、鱒、蟹漁區合計三百四十箇所に就ては、飽く迄も確保すべく結束を固め同日平塚常次郎氏の一行は先發して浦汐に向ひ相續いで廿二日、佐々木副組長等の一團は敦賀發浦汐に渡航した。

▲十五日敦賀先發　平塚常次郎、眞藤愼太郎、近江政太郎、野口一三郎、田中重一、長谷川代理福島清太郎、小杉代理、豐田清一。
▲廿二日敦賀出發　佐々木平次郎、橋口九十馬、須田孝太郎、本川代理、酒井喜二、片桐一郎、東邦水産宇尾庄郎、八島代理、孫山遜太郎、近藤久吉、吉岡源太郎。

四、第一回競賣と邦人側の慘敗

二月廿五日午前十時、豫定の如く入札は始められて、同日午後十時全く開票を了つた。不吉な豫感は不幸にも事實となつて展開されてしまつた。開票の結果は唯だ邦人側慘敗の一語に盡きてゐる卽ち競落漁區二百四十二箇所中露國側の百五十六箇所に對して、邦人側の落札は僅に八十六箇所に過ぎず、最も運命を氣遣はれし彼の宇田漁區、鮭鱒六十九、蟹九、合計七十八ヶ所の如き、日魯漁業の獲得せるもの僅に鮭、鱒、十五區にして、鮭鱒十一箇所、蟹一箇所、合計十二箇所は露國側に競落されて了つた。今其要領を示せば左の如き大勢であつた。

一、入札封書數——五百廿六。
一、競落漁區數——鮭、鱒二百十四、蟹廿八、合計二百四十二。
一、日本側落札——鮭、鱒七十九、蟹七合計八十六、
一、露國側落札　鮭、鱒百卅五、蟹廿一合計百五十六

露領漁區第一回競落表（一）

〔鮭、鱒、鱒漁區ノ部〕

沿海區			
計	三二一	內邦人	三　露人　二九
薩哈璉區			
計	三	露人	
オホトスキー區			

計　二二　内邦人　一〇　露人　一二
ギジギンスキー區
計　五　邦人　五
イーチンスキー區
計　一五　邦人　七　露人　八
西堪察加區
計　二三　邦人　九　露人　一四
東堪察加區
計　三一　邦人　一二　露人　一九
カラギンスキー區
計　三五　邦人　二二　露人　一三
オリユトルナワリンスキー區
計　四七　邦人　一〇　露人　三八
合計　二二四漁區　内邦人九漁區　露人二三漁區

蟹漁區ノ部

沿海區
計　七　邦人　一　露人　六
イーチンスキー區
計　一〇　邦人　五　露人　五
西堪察加區
計　五　邦人　一　露人　四
東堪察加區
計　二
オリユトルナワリンスキー區
計　四　露人
▲合計　二八　邦人　七　露人　二一

露領漁區第一回競落表（二）

之を一昨年の邦人落札二百五十七、露人四十二に比較せば餘りに急激なる形勢の逆轉である。卽ち統計に依れば昭和三年度に於ける日露兩國の對勢は、日本側八割六分に對し、露國側僅に一割四分に過ぎざりしも、昨四年度には露國側の躍進により日本側六割五分、露國側三割五分の比率となり、終に本年度第一回入札の結果は、彼我の現存勢力を殆んど伯仲の姿にして了つた。

——昭和三年度——

△日本、鮭、鱒　八五％
▲露國個人　同　五、五％
▲露國國營　同　九、五％

——昭和四年度——

△日本、鮭、鱒　六五％
▲露國個人　同　二〇％
▲露國國營　同　一五％

——昭和三年度合計對比——

△日本、鮭、鱒、蟹　八六％
▲露國個人　同　六％
▲露國國營　同　八％

——昭和四年度——

△日本、鮭、鱒　六四％
▲露國個人　同　一六％
▲露國國營　同　二〇％

——昭和四年度合計對比——

△日本、鮭、鱒、蟹　六五％
▲露國個人　同　一九％
▲露國國營　同　一六％

五、競賣否認の決議

開票の結果我に對する露國側の策動が、叙上數字によつて如實に曝露せらるゝや入札に參加せる我が當業者の憤慨は絶頂に達した。廿六日午前二時一同は浦汐帝國總領事館に集合して緊急會議を開き、具さに露國側陰謀の蹟を指摘して討議の結果終に漁區入札を否認するに決し、直に佐々木代表の名を以て我が外務當局田中駐露大使露國當局及全權マモノフ、漁獵長官ゴロフスコイ氏等に入札否認書を交手し、田中丸、橋口、平塚、須田氏等の一行は露國側の發表を待たずして歸國の途に上つた。當時我が當業者が競賣を否認せる理由並に決議文は左の如きものであつた。

一今回の競賣前既にルビンシテン、リユーリー商會等個人漁業家の進出の噂あるため田中駐露大使は今回の競賣には、露國側に個人漁業家の參加なきことを條約上信ずる旨の聲明書を再三發したるに對し、外務人民委員部次長カラハン氏は個人漁業家は參加せずと言明したるにも拘らず、競賣の結果は邦人漁業家の進出著しく、爲に邦人側希望漁區の大半は露人側に競落し、カラハン氏の言明は全く裏切られてゐる。而かも邦人經營舊漁區中

今回露人側に競落されたものがあるが、此の如きは後藤カラハン協定によつて尊重された邦人漁業家の經濟的利益を侵害するもので、更に入札最低價格の標準は、條約の明文によつて前年度の入札最低價格によるとあるに對し、今回は前年度の落札價格を標準にしてゐるのは條約違反である……と之を要するに、個人漁業家の不純なる進出と邦人漁業家に對する經濟的利益の侵害及入札最低價格標準の條約無視の三點を擧げてゐる。

決議

昭和五年二月廿五日施行の漁區競賣を否認し併せて入札の無效を主張す。

（理由）今回施行されたる競賣の結果を見るに露國側の官民の誠意と信義なきを悲まざるを得ず卽ち

一、露國側は個人企業家の財的資格具備せざるに不拘國家の權力と金力を背景とし不法なる進出を計り條約締結當初の露國側聲明に反すること

一、漁區の最低價格を檀に激增し條約の精神を無視し以て故意に日本人の競落を防止したること

以上の條約違反を確認す、依つて入札の無效を主張するものなり。

六、我官邊の態度と否認消滅

我が痛烈な競賣否認の決議に對しても、露國側は風馬牛であつた。四日夕のことである。外務省着公電によれば極東漁獵廳は二月廿五日浦汐の競賣に於て不落となつた鮭、鱒漁區七十三ヶ所、蟹漁區十ヶ所、合計八十三ヶ所を條約の規定に基いて三月八日再競賣に附する旨を發表した。越えて五日、滯在中の佐々木副組長は、露水組合本部に入札參加勸誘の電報を飛ばした。言ふ迄も無く外務、農林兩省では、再入札參加を慫慂してゐたのである。茲に於て露水組合本部は五日午後實行委員會を開き、再競賣參加の可否に就て協議を重ねたが、大勢は終に如何ともすべからず、三日の競賣否認決議に際して、我當業者としては當然再競賣には參加すべきで無いとの一部の主張は一蹴せられて、不落漁區中には尙多數の優良漁區を含み、殊に我が政府當局に於ては極力再競賣參加を慫慂し來れるに鑑み、結局組合としては政府の意を尊重して再競賣に應ずることゝなり、再競賣には最低價格を引下けしめて之に參加し、曩の組合會に於ける決議の趣旨は又新たに政府に强硬交涉を依頼して徐ろにその實現を期すべしといふに態度を決定した茲に於て同日午後四時樺山顧問は外務省に出頭して之が諒解を求めた。斯くてさしも一般の耳目を聳動した競賣否認決議は數日ならざるに消失せて了つた。

七、再交涉に關する新交涉

乍去、一部强硬論者には寢耳に水である。依つて鄕男は六日町田農相を訪問し、不落漁區の再競賣八日の施行に對しては準備の都合上十二日に延期されたき旨を要望すると同時に、重ねて第一回競賣の結果が招徠せる我當業者の不利形勢を挽回せんがため何等かの外交々涉をされたしと陳情した。

是に於て町田農相は幣原外相と協議の結果、外相は直に出先官憲に對して再競賣期日延期の交涉を電命し、翌七日、更に左記四項に就て訓電を發した。

一、最低價格引下け
二、個人企業の進出防止。
三、フセコブロムルイブソユーズ・コオペラチヴの競落漁區の協定に對し超過分の返還。
四、第一回の競賣に無入札に終りし鮭鱒漁區廿五ヶ所、蟹一ヶ所、合計廿六ヶ所を再競賣に附すること。

右の內第三項に就ては聊か解釋を加ふる必要がある。第一回の露國側競漁の眞相に就て嚴密に調査した結果に依れば、ダリルイバブロドクヂフ、フセコブロムルイブ等露國コオペラチヴは鮭鱒廿五ヶ所、蟹一ヶ所、合計廿六漁區を獲得した。之がためコオペラチヴの現有勢力は漁業條約の附則として綜結せし秘密協定「コオペラチヴは漁區競賣に參加し得るも其經營する漁區の漁獲高は卅萬布度以內に制限する事」なる定規に反し、制限高より十八萬布度を超過するが故に超過分に相當する鮭、鱒漁區十三箇所に對して條約違反を理由に之が返還方を露國側に要求することに決定したのである。

叙上の新交涉に對し、八日田中大使公電に依れば、露國農民委員部は再入札期日延期の要求を容れて、七日その旨を極東漁獵廳に電命した。次で十日外務省に達したる情報に依れば、(1)最低價格引下に就ては確答を與へざるも相當の考慮を拂ひつゝあるものゝ如く、(2)個人企業は露國の國是に合致せず早晩消滅すべきものなるも邊境にありては當分の間今次の如き現象を見るは止むを得

ざることにして（3）更に超過分云々に就ては左の協定を認めずと回答し、尚ほ無入札漁區に關しては何等の回答が無い。斯くて我當業者は再び三月十二日の再競賣に向つて最後の骰子を投げた。

八、漁區再競賣の結果

露領漁區競賣は十二日午後一時から浦汐で豫定の如く行はれた。競賣漁區總數八十五ヶ所、競賣參加者は日本人八、露人六、合計十四名で、午後三時開票の結果は邦人側競落六十一、露人側競落十八、合計七十九ヶ所、不落漁區六ヶ所で、卽ち

（種別）	（日本側）	（露國側）
鮭、鱒、	五二	一七
蟹	九	一
合計	六一	一八

となり、更に競落者別並に競落價格は左の如くであつた。

再競賣競落者別

日本側鮭、鱒漁區
△日魯漁業四〇△國際工船二△吉武七△田中一
野口一△荻布一▲合計五二ヶ所
日本側蟹漁區
△日魯漁業八△松田一▲合計九ヶ所
露國側鮭、鱒漁區
△リメーリー四△フセブロム一△ルイボブロドクニ△ブリムセリデ二△フセコルイバソユーズ一▲合計一七ヶ所
露國側蟹漁區
魯フセコルイバソーズ一▲合計一ヶ所

露領漁區再競賣表（二）

右表の示す如く、再競賣に於ける最低價格は、我國の要望せるが如くには絶對に引下けられてゐなかつた。其事實は再競賣に際して又復た不落となつた左の數箇所の數字が明かに吾人に示してゐる。

漁區番號	宇田競賣最低價根	再競賣最低價格	比率（百分比）
一二三	三六、三〇〇	三六、三〇〇	五〇・一
一四一	三七、二〇〇	三六、七〇〇	四九・九
一四五	四〇、六〇〇	二〇、二〇〇	一四〇・〇
一四三	一〇五、三〇〇	五七、七〇〇	一五四・八
一四五	六八、三〇〇		

更に第一回入札の結果、日魯漁業勢力の失墜は頗るその前途を憂慮せしめてゐたが再競賣に於て辛くも頽勢を挽回することが出來た。卽ち再競賣に於て

△オホトスキー區七△キジンスキー區四△西勘察加區一九△東勘察加區四△カラギンスキー區三△オリユトロナワリンスキー區三▲鮭鱒合計四十ケ所
△西勘察加區八▲蟹合計八ヶ所

を獲得し、その結果日魯漁業が今年度經營する鮭、鱒漁區は

前年租借漁區	六ヶ所
特別契約工場附屬漁區	卅八ヶ所
第一回入札競落漁區	四十二ヶ所
再入札競落漁區	四十ヶ所

合計百廿六ヶ所

となり、之を昨年の經營漁區百廿三ヶ所に比して三ケ所を增加し又た蟹漁區は

特別契約工場附屬漁區	七ケ所
第一回入札競落漁區	五ケ所
再入札競落漁區	八ケ所

合計二十箇所

にして昨年と同樣となつた。

昭和三年度、同四年度及同五年度日露人漁區數一覽表

一、鮭鱒鱒漁區ノ部

監視區別	昭和三年度 日本側 租借漁區	昭和三年度 露側 個人營漁區	昭和三年度 露側 國營漁區	昭和三年度 露側 計	昭和四年度 日本側 普通契約漁區	昭和四年度 日本側 特別契約漁區	昭和四年度 日本側 計	昭和四年度 露側 個人營漁區	昭和四年度 露側 國營漁區	昭和四年度 露側 計	昭和五年度 日本側 普通契約漁區	昭和五年度 日本側 特別契約漁區	昭和五年度 日本側 計	昭和五年度 露側 個人營漁區	昭和五年度 露側 國營漁區	昭和五年度 露側 計
沿海區	一三	〇	二	二	二二	〇	二三	一九	一三	三二	一九	〇	一九	三六	一三	四九
薩哈嗹區	四	〇	〇	〇	六	〇	六	〇	二	二	五	〇	五	三	二	五
オホトスキー區	三二	二	八	一〇	三〇	〇	三〇	五	一〇	一五	三七	〇	三七	一六	一〇	二六
ギジギンスキー區	一	〇	〇	〇	六	〇	六	〇	〇	〇	一一	〇	一一	一一	〇	一一
イーチンスキー區	四七	七	七	一四	四四	五	四九	七	五	一二	四二	五	四七	一五	四	一九
西勘察加區	九〇	七	九	一六	五七	二五	八二	一六	五	二一	一八	二六	四四	二四	一九	四三
東勘察加區	一四	〇	二	二	一一	六	一七	九	三	一二	一八	六	二四	九	三	一二
カラギンスキー區	三五	〇	〇	〇	五三	〇	五三	五	〇	五	六〇	〇	六〇	一五	〇	一五
オ、リユトロ、ナワリンスキー區	三	三	〇	三	八	〇	八	二二	〇	二二	一六	〇	一六	四七	〇	四七
計	二三九	一九	二二	四〇	二三八	三六	二七四	八三	六三	一四六	二五六	三七	二九三	一七五	六三	二三八

二、蟹漁區ノ部

監視區別	日本側 租借漁區	露側 個人營漁區	露側 國營漁區	露側 計
沿海區	〇	〇	〇	〇
イーチンスキー區	七	〇	〇	〇
西勘察加區	一一	〇	〇	〇
東勘察加區	〇	〇	〇	〇
オリユトロ、ナワリンスキー區	〇	〇	〇	〇
計	一八	〇	〇	〇
合計	二五七	一九	二三	四二

九、競賣後の兩國交涉案件

昭和五年露領漁區競賣の結果は、前年來持越しの兩國重要懸案たる國營漁區問題の外に、新に兩國間に解決を要すべき新問題を提起するに至つた。

そこで田中大使は日本政府の訓令によりモスクワに於て露國外務人民委員部次長カラハン氏との間に漁區競賣後間もなく外交々涉を開始したが、それは

一、昭和四年露側の取得にかゝる國營十八漁區並に新規要望の代償漁區設定の件

二、本年漁區競賣に現れたる露國個人漁業の不當進出の件

三、漁區最低價格引下の件

イ、國營漁區問題

（一）の國營漁區は、露側が絕對に日本側の要求を容れざるため日本側は已むを得ず、代側區を取得して之を解決せんとしたが昭和五年度競賣に於て露側は右要望代漁區の中五箇所を再び露國個人企業の手に奪取するところとなつた。そこで日本側當業者は係爭十八漁區の中露側に於て經營せざるもの六ケ所は之を放棄せしめ、本年競落せる代漁區五箇所は我方入札價格にて還付せしめ其他の七箇所は代漁區無競賣貸下に依り本件を解決せんとして我外交當局を通し、露國政府と交涉したが、四月下旬田中大使より外務省に着した情報によれば

國營問題に對する日本の輿論は最近著しく惡化し、之がため兩國關係を意外の危機に導く處れがあるから速かに之が解決を計り、斯る障碍を除去せられたしとの田中大使の要求に對しては カラハン氏は國營問題はソヴエート政府としては既定の方針により解決するの外なしと謬も無く拒絕し、遂に又もや未解決のまゝ殘されるに至つた。

ロ、露國個人漁業不當進出問題

次に（二）の個人企業不當進出の件は、露領水産組合によつて次の如く理由づけられてゐる。

露國々營企業が經營の爲取得し得る漁區には漁業條約上明かに制限あり、而して國營企業は昨年要望せる漁區七十二箇所（日本政府未だ承認せず）を以て既に其制限に達せるが尙益々進出を謀り以て邦人の驅逐を企劃し本年度の競賣に於ては特に不當なる策謀を弄し個人企業者をして驚くべき多數の漁區を取得せしめたり。卽ち露國個人企業者の斯くの如き多數漁區の獲得は漁業條約締結に關する商議の際露側の言明せる國是と其企業組織に鑑みるも亦個人企業者の資産信用程度と國立銀行との連絡に徵するも國營企業が個人の假面を被りて條約の精神を蹂躙せるの事實は火を看るよりも明かなり。依て彼等個人企業の競落漁區は全部之を放棄せしめ條約締結當時の狀態に引戻さしむることを要す。而して本年彼等個人企業者の競落せる百四十八漁區中十八箇所は邦人が昨年迄經營せるものなり。若し假面を被りたる國營企業の進出に對し今に於て根本的に對策を講ぜざるに於ては條約は空文に歸す可し

右組合側の意見は樺山露水組長より幣原外相及び町田農相に提出されたが、外交當局の本問題に於ける對露交涉方針も大體右の趣旨に基いたものであつたが、露國側では極東地方は僻遠に屬するから他のソヴエート領とは趣を異にするとか、或は國營乃至國銀の融資關係を目して直ちに國營と同視するは妥當でないとか、殊に後者については英國セール商會の日魯漁業に對する融資關係を目して第三國の經營參加と認めないと同樣であるとの理由の下に、國營問題同樣日本側の要求を拒否し續けて今日に及んでゐる。

ハ、漁區價格引下問題

三、の漁區最低價格引下の件は露水組合によつて當局に次の如く陳情された。

本年二月二十五日浦鹽に於て執行の第一回漁區競賣に於て本邦漁業者の希望せる多數漁區は不落に歸せり。右は各漁區の最低價格決定に關し露國當局が漁業條約の規定を無視せる結果にして爾來帝國政府の交涉により再競賣に於ては右最低價格を條約の規定により引下ぐべき旨言明せり。然るに三月十二日執行の再競賣に於ては大部分の漁區は我方に於て之を競落することを得たるも其中五箇所は其引下極めて僅少にして再び不落に歸せり。斯くの如きは露國官憲が兩國政府交涉の事實を無視し共言明を裏切りたるものにして露國の不信を語る一例證なりとす。依つて曩の露側言明に據り本邦當業者の再入札價格を以て之等漁區の貸下を要望するものなり。

漁區租借料引下げについては露側は昭和四年宇田競落漁區の價格を標準とせるため、日本側の引

下げ要望價格との間に大なる開きあり從つて容易に應諾の色を見せず、殊に最近に至つて露貨ルーブル公定相場適用問題勃發に絡むで他の諸問題と共に、日露漁業の前途を阻む難問題の一となつてゐる。

因みに之等は廣田新大使赴任後、モスクワ政府との外交交涉により解決を豫想されてゐる。

水産國策樹立建議案の第五十八議會通過

一、建議案の上程へ

北洋に於ける露國漁業の急激なる進出は、必然的に日本の既得權益の縮小をもたらしかくの如き情勢の極まるところ、本邦漁業權益の全滅を招來する處れある爲、かねて北洋漁業問題に特別の關心を有する貴族院公正會は、本年漁區競賣以來屢々會合を開いて此問題を審議中であつたが、研究會始め貴院各派の間にも多數贊成者を得、遂に實質上日露漁業問題を中心とする水産國策樹立に關する建議案を五月十日付を以て第五十八議會に提出する段取となつた。

かくて同案は五月十二日近衞文麿、前田利定、野村益三、片桐貞央、嘉納治五郎、內田嘉吉、北大路實信、松岡均平、南弘、倉地鐵吉、菅原通敬大津淳一郎、渡邊千代三郎と貴院各派を網羅する十三名の代表者を發議者に、又佐々木行忠侯始め七十名の贊成者を得て遂に貴族院本會議に上提され、野村益三子提案理由を說明し、阪谷芳郎男贊成演說を說べ、總員起立全會一致を以て通過を見るに至つた。

二、野村益三子の提案理由說明

建議案、提案理由、說明並に贊成演說左の如し

水産國策樹立に關する建議

政府は四面環海の國情に鑑み速に水産國策を樹立し北洋漁業權の確保、遠洋漁業の進展を計り以て人口食糧問題の解決並に國際貸借の改善に資せられんことを望む右建議す。

我國の人口增加の率は一千人に付きまして十五人と申します又我國の圖書刊行の數は二萬を突破して居ると申します、又我國の船舶の噸數は五百萬噸に上ぼると申して居ります。假令我國人口の所謂生産率が三十四を數へ、死亡率が十九を數へ結局其差が十五と云ふ增殖率を示す事實はございましても、又圖書刊行數の二萬と云ふ數の中には我々が之を再讀し、三讀するやうなものは餘り多くはないと云ふのでありまするけれども、或は又船舶五百萬噸の中には船齡の甚だ古いものがございまして、其速力と云ふものに遺憾の點があるに は致しましても、此申上げましたる所の三つの事實は我々國民として世界列國に對して統計の上から申しましても、甚だ心强く感ずるのであります、心强く感じまする ことは只今申上げました三項には限りませぬ、殊に我國の眞相に鑑みまして、故ら我々が考慮を致さなければならぬ所の事柄が數多あるのでありまして、私は此際に於て少しく其事項を述べて諸君の御考慮を願ひたいと思ふのであります、我國には水産業に從事を致して居りまする者が百萬以上を算して居ります、而も其百萬の人々は非常に勇敢であり且つ熟練を致して居るので、此點に於ても我々は大に心强く感ぜなければならぬのであります、唯此一事を以てしても、夙に我國に於ては所謂水産の國策と云ふものを樹立せなければならない筈と信ずるのであります、次に御紹介を申上げたいのは四面環海の我國に於ては、實に六十萬方浬と申す廣大なる海域に接して居るのであります此一事を以てしても夙に水産に對する國策と云ふものが、樹立をされて居らなければならぬ筈と思ふのであります、水産の總生産額は三億五千萬と申します、之を量に致しますれば無量七億萬貫此一事を以てしても、既に水産に對する國策と云ふものが樹立して居らなければならぬ筈と思ふのであります、次に御紹介申しまするのは、水産貿易の一事であります、最近の調査に依りまするとと、水産物の輸出と云ふものは八千萬圓、輸入は五百萬圓を數へて、其差額の七千萬圓と云ふものは實に我國の經濟に非常に重大なる影響を及ぼして居ることは事實であります、此一事に於てすら、既に國策として樹立をされて居らなければならぬ筈と思ふのであります、御考慮を願ひたいことは、獨り之に止まりませぬ人口食糧問題と云ふことも近來考究はされつゝあります、之に連れて特に御考慮を願ひたいことは水産物の所謂營養價値であります、諸君の御多分は陸軍糧秣廠關係者の研究の發表を御承知と存じます、あの發表に依りましても、水産物の營養價値の如何に甚大なることを了知することが出來るのであります、此一事に於ても、私は今日未だ水産に對する國策の樹立され

て居らぬと云ふことは、如何にも不思議千萬、且つ遺憾千萬に思ふのであります、去りながらもう一層進んで、數十歩進めて玆に御考慮を願ひたいことがあるのであります、先刻我國は勇敢にして熱練なる所の幾多の水産從業者を有つて居ると云ふことの御紹介を申上げました、又六十萬方浬と申す廣大なる海域を有して居ると云ふことも御話を申上けました、然るに近時問題となつて居りまする所の北洋のことは如何でありませうか、私は玆に之を詳しく御紹介申すと云ふことは、寧ろ御遠慮を申上けたいのでありまするが、皆志ある者は此問題に付て頭を惱まして居るのであります、一言以て之を覆へば内には大いに從業者の統一合同を圖り、外に向つては十分に我が意の存する所を述べて徹底を圖ると云ふことは、是はどうしても致さなければならぬ、重要事項であります、水産物の價額竝に產額に付ても御紹介を申上けました通りであります、我々が「カルフォルニア」に於て尤も我々の目に著くものは、是も御承知の通り蔬菜果實の栽培であります、一望千里の沃野に青々として、毛氈を敷いたが如く菜えて居る所の畑を見ますれば、實に我々も心强い感じを致すのでありますが、其「カルフォルニア」の沃野に我同胞の手に成りました、畑と亞米利加人の手に成りました畑と云ふものは、一見して區別が出來るのであります、實に我同胞の而も海外に於て農耕の事業に熱心從事を致して、且つ功績を擧けて居ると云ふことは、是は實に我が國民の、或は農民の特長である、我々の最も心强く思ふ所の一つであります、而して此水産に對する所の熱練勇敢、此

ものと兩々相俟つて內に外に我國力の發展の上に貢献を致し、又貢献せしむることは、是れ我々が最も考慮をしなければならぬと思ふのであります、水産物の榮養率、榮養價値に致しましても、我々日常の標準營養率、榮養價二千四百を維持しまするには、最も好個の境遇にある所の我國民が、水産物に依つて我等が活動の素を充たして居ると云ふことは遺憾ながら申されないのであります、或人の計算に依りますると我々が相當の榮養を取らうとしたならば、而して之を水産物を以てするならば、魚類の一人一日の攝取量は少くとも三十匁と申しまして三十匁と致します、然るに我が現在の實情と云ふものは是が半分にだに足らない、而も水産生産物の極く大部分を占めて居る所の漁獲量の三分の一以上と云ふものは仕事の關係上、言葉を換へて申しますれば事業の統制組織が立たざるが爲に、空しく肥料若くは油に變りつつあるのであります、私が曾て當局者に御尋を致しました、水産物の漁獲物の三分の一と云ふものは左樣な狀態に相成るが、併ながら我が國柄として肥料の問題もある、要するに肥料の供給に不足を……缺乏を感せしめずして、而も此三割と云ふものを有要化する、食料化すると云ふ事は如何であるかと云ふことを尋ねて見たのであるが、結局今日の狀態を以てして之を有益に處理いたせば、其三分の一の十「パーセント」と云ふものは食料化して、尙且つ他の肥料に依つて今日の魚肥の供給には不足を生じない、左樣な答辯を得て、私も大に心强く感じたことであります、此水産物の增加、並に加工調理、卽ち有要化する點に於ては甚だ遺憾の點があると云ふことは、只今申上げた事實に依つて御了承のことと思ひます、先刻の六十萬浬と申しましても、是は日本海、朝鮮近海、或は臺灣沿海と云ふものを、それに支那の近海を加へたので、南洋は其部分に這入りませぬ南洋の漁場に好個の場所のあることは改めて御紹介を申す迄もございませぬ、何故に我が勇敢なる熟練なる所の從業者が今日まで南洋の而も豐饒なる漁場に出掛けて居らぬのでありませうか、「セレベス」「ボルネオ」「スマトラ」、或は世界の漁場の寶庫と申しまする所の「ハルマヘラー」の周圍に於て、我が勇ましき奴乃の聲を聞かないと云ふことはどう云ふ譯でありませうか、とんと我々共は了解に苦しむのであります、況や該地に於ける水産の生産額、殊に漁獲高と云ふものは、是れ驚くべき程幼稚のものと申して宜からうと思ひます、拓務大臣も御出席になつて居りますが、獨り內地に對するのみではない、朝鮮に於きましても臺灣に於きましても、乃至南洋に於ても今日水産に對する所の政策を確立すると云ふことは、實に絶好の機會であつて、一日も緩すべからざるものと確信を致すのであります、左樣な譯合でございまして、兎に角今日まで水産に對する國策の樹立がないと云ふことは、過去のことは私は彼此れ申しませぬ、只今列擧いたしました一班を御了解になりましても、國富を增し、

國力を伸べ、榮養を進め、食糧の充實を圖り、兼ねて國際貸借の改善に資せしむる爲には、今日に於て速に水産に對する國策を樹立することが最も機宜を得て、而も緊急なることゝ信ずるのであります、何卒微衷の存する所を御了承下さいまして滿場一致此建議案に御贊成を願ひたいと私は思ふのであります。

三、阪谷芳郎男の贊成演說

「男爵阪谷芳郎君」本員は此建議案に付て贊成の意を表します此建議案の必要であると云ふことは、今提案者の一人たる野村子爵より縷々御說明になりましたので、之に蛇足を加ふる必要はないのであります、我國の土地は狹い、併ながら非常に幸福なことには海を澤山に有つて居る近來動物學者の意見に依れば、土地の一町歩も水の一町歩も其人間を養ふ力に於ては變らぬと云ふことを言つて居ります、故人となられました箕作博士から屢々承つたのである、それは箕作博士の論は特に近海の養魚法に付て說かれた時でありますが、遠洋に付ても亦同じやうなことは言ひ得るのでありまず、併ながら此海と云ふものには明かなる境界と云ふものがない、明かなる境界がございませぬから、國と國とが接觸する場合には往々にして爭ひが起る、古來國際間の紛議が漁業問題から起つたことが多い、又內地でも瀨戶內海で屢々此漁業權の爭ひが起りまするが、是は內地の事であつて、國と國との間に漁業權の爭ひが起り、それが國際問題となりまして遂に戰爭となつたこともあるのでありますが、で今日貴族院が之をなぜ建議しなければならぬか、此短期の議會に於てなぜ之を急に建議しなければならぬかと云ふことは、最も强調して置く必要があらうと思ふのである、それは卽ち此建議案中の骨子とも申すべき北洋漁業權の確保、玆に重きがあるのであります、御承知の通りに「カムチヤツカ」方面、卽ち露西亞と帝國との關係の密接いたして居りまする方面に於ての漁業の利益と云ふものは莫大なものでありますが、此漁業の利益と云ふものは「ポーツマス」の條約に依つて日本が之を得たのであります、其以前にも往々兩國の間に爭がありましたけれども、併ながら此爭ひがないやうに、且又多くの利益を日本の國民に領有することの出來るやうに、兩國間に明かなる條約を結びましたのが「ポーツマス」の條約其後又條約も段々變つて居ますけれども、元は「ポーツマス」條約で決まつて居ります、然るに「ソヴイエツト」政府になりましてから、此漁業權と云ふものに付ての條約上の責任をどうも十分に守られないと云ふことを我々は疑ふのであります、殊に近年に於て卽ち漁業……漁場の入札の上に於て甚だ面白からざる事件が生じて居ります、前年は卽ち宇田と云ふ人の入札した宇田事件、又此度も入札のことに付て色々面白からざる感じを起して居るのであります、で是は甚だ憂ふべきことと思ふのであります、成程此條約上の事柄でありますから、文字と云ふものが細かいことまで言ひ現はすことが出來ない、其細かいことまでで言ひ現はすことが出來ないに乘じて互に相排斥しやうと云ふことになつたならば、條約と云ふものは何時でも爭ひの種になるのであります、併しながら條約を締結した精神と云ふものは明かであるから、兩國の政府竝に人民が此精神を互に重んずると云ふ事になれば條約と云ふものは、誠に結構なもので爭ひの種となる筈はないのである、然るに近年に於て露國側の行動の上に於て、我々帝國……日本帝國の臣民と致しては、甚た滿足せぬ事が多い、でどうも其露國の政府の意圖は、條約の多少の缺陷あるに乘じて追々此日本の漁業の利益と云ふものを驅逐し去つてしまふと云ふ考へではないかと云ふことを疑ふのであります、若しさうであつたそれは甚だしく露國政府の宜しからざる考へである、兩國の親善と云ふものは、私共の記憶に於きましては、英國、米國其他主なる列國が未だ條約上の親善を恢復せざるに先だつて、日本は最も早く此露國の爲に和親通商の條約を結んだのであります、日本帝國政府竝に國民は露國の政府竝に國民が其自由の意思に依つて他國の權利を侵さず、他國に迷惑を與へざる範圍に於てせられることは十分に尊重し、又其目的の平和的に貫徹せむことを企圖することは明かであります、趣意に於ては現在露國政府竝に權力の位置にある露國の政治家の採られることは全然反對である、我々は反對である、到底今の「ソヴイエツト」のやり方と云ふものは、經濟上の主義に於て又人民の權利自由の主義に於て、相容れざるものと私等は思ふのであります、併しながらそれは卽ち露國政府竝に人民の自由であつて、日本の政府竝に國民の敢て干涉すべき必要はない、ないが故に帝國政府は條約を結んで成るべく露西亞と日本との間に爭ひの起らぬやうにし、而して尙ほ露國の新しき

主義でやつて居られることは甚だむづかしいことは思ふけれども、それは露國政府竝に人民の自由であるから、成るべく日本政府は其目的の平和的に貫徹せむことを企圖して居ると云ふことは明かである、それにも拘らず、往々にして漁業權のみならず、或は西伯利亞の方面に在る朝鮮人に對するの行動、又第三「インターナショナル」の名の下に於て甚だ、面白からざる運動を日本の內地に於て試みるやの形跡と云ふものは我々は疑ひなき能はず、甚だ斯う云ふことは宜しくないのであるが、最も明白に困つて居るのは、此漁業に付てのことである之に付ては此處に內閣諸公も御列席でありまするが一體どうなさるのか、もつと強く帝國政府の御主張を我々は望まざるを得ぬのであります、北洋漁業權の確保と云ふことが、將に侵されむとして居る、是は帝國政府の御方針として強く御主張なさることを希望して止まぬのであります、而して共事たるや私は兩國の幸福であらうと思ふ、餘りに外務大臣が御遠慮になり、又「モスコー」に駐在して居る帝國の大使が餘りに遠慮して居ると云ふことは、卽つて、他日の禍ひを深くしやしないか、結局露西亞が此條約を尊重しないと云ふことになつて、帝國人民大いに怒ると云ふ時機が來たならば是は戰爭になる、勿論今日は不戰條約であるとか、或は國際聯盟と云ふやうなことがありまして、直に干戈相見えると云ふ事は避けるやうになつて居る、又それを避けむとするのが帝國政府竝に國民の方針である、帝國は國際聯盟に對しても忠實、又不戰條約に對しても忠實である、從つて此座の倫敦會議の軍縮に付ても、國內に異論があるにも拘らず、帝國政府は進んで之を調印して居られる、兎に角平和を重んずると云ふことは帝國政府竝に國民の傳統的意思であるが、露國の行爲をして其儘にして置いたならば詰り是はどうなる、色々な此平和保障の機關があつても、到頭どうしても露國が言ふことを肯かぬと云ふことであり、條約を重んぜぬと云ふことであれば、最後の手段は自由行動と云ふことになる、或は帝國の軍艦保護の下に漁業をせしめると云ふことにもなる、それが甚だ好ましからぬことである、恐くは此の位面白くないことはないのであります、卽ち今日貴族院が水產國策の樹立に付て此時期切迫多事の時に此建議を敢てせむと欲するものは、卽ち專ら此點にあると、私は考へるのであります、一體此水產の施設が是れまで甚だ緩慢であつたと云ふことは是はもう論ずる迄もないのであるから、漁業の奬勵なり又水產の統制なり、色々なことに付て國策を樹立して行かれることが必要でありますが、最も急なるは此北洋漁業權の始末をどうするのかどうか、私の今申して居る壁が獨り此議場に止まらず、「モスコー」に於ける露國政府の耳にも入ると云ふことは私は望むものでありまする、決して是は容易ならざる何時迄も日本國民が勘忍するものと露國の人が考へるならば、それは間違ひである、帝國の政府、日本の國民と云ふものは平和を愛し、何處迄も隣國に對して親切な意思を有することは勿論であるけれども、併しながら共有して居る利益と云ふものを無視し、之を蹂躙しても默つて居れと云ふ譯には行かない、覺悟がある一度其怒りが發した場合には誠に面白からぬ結果を見ることであるから是は露國の政府に於ても大いに注意しなければならぬが、併しながら其注意を促して、事玆に至らしめざるの用意は帝國政府殊に外務大臣に望まざることを得ぬのであります、此建議案の御趣旨に付ては私は全然贊成いたしますが、同時に其最も緊急を要する點に付て自分の意見を申述べて一層此贊成の意を强く致して置きたいと思ふのであります。

北洋協會の成立と活動

一、協會成立の必然性

昭和三年一月日露漁業條約の締結にも拘らず、日露間の漁業關係は何等安定を見ないのみか、昭和四年五年と年を追ふて利害相立し、紛糾を增し此領域に於て兩國々交は重大なる暗翳にすら蔽はれるに至つた。之は何故に然るかといふに、曾て日本の占めて來た優先的地位に對して、露側が躍進的進出を試みつゝある爲である。卽ち別項記載の如く、昭和三年までは日本が全漁區數の八割六分を占めたに對し露側は僅かに一割四分に過ぎなかつたが、日露漁業條約の効力發生の下に出漁した昭和四年には日本が六割五分に激減したに對し露側は一躍三割五分に增進し更に昭和五年は日本の五割四分に對し露側は四割六分を占むるに至り即ち一は急テンポに衰退し、他は急テンポに進出し——僅か三年間に兩者の地位は殆んど均等の地點にまで近接するに至つた。かくの如き衰退と進出のテンポが今後數年を出でずして日本の露領漁業を完全に覆滅するに至るであらうことは察するに難くない。

かくの如き情勢は直接の利害關係に連る我北洋漁業家は勿論の事、政治家關係當局者民間有志の深甚なる關心と奮起を促すに至り、三月二十二日には岩倉道俱男(工船蟹漁業水產組合長)、村上隆吉男(帝國水產會長)、高木正年、中谷貞頼、中村嘉壽、小西和、森蠻昶、前田卯之助、渡邊泰邦諸代議士、小川清一、鍋島熊道、田中丸祐厚、橋口九十馬、須田孝太郎、伊東猪六、越田德次郎、柏田忠一等漁業關係者多數出席の下に東京會館に北洋漁業座談會を開催、左の決議を上程可決すると共に愈々積極的活動を開始することとなつた。

決議

北洋漁業を打つて一丸となし、半官半民の法人を設立せんことを期す

理由

吾が露領漁業權は日露戰爭の結果ポーツマス條約に依り獲得したる全國民の權益なるを以て之が維持伸展に關しては擧國一致之に當らざる可からず。然るに日露漁業條約締結後僅かに二年を出でずして既に彼我の位置顚倒せんとするに至れるは、是れ一に彼に一貫せる國策あり、我が權益を根底より掃蕩せんとする狀顯著なるものあるに反し、我が官民に確固たる對策なきに職由せずんばあらず、故に此際當業者は先づ此の經濟國難に覺醒し、大同團結の實を擧げ以て此の國權の進展に努力すべきものと認む

右決議書は二十四日開會の露水組合組合會に送達されるに至つた。

右北洋漁業座談會は、之を常設機關として確立し、北洋漁業の發達竝に漁業權確保の爲積極的任務を果すべきであるとなし、昭和五年四月十五日午後五時半より、公益法人北洋協會創立總會開催の段取に進み、北洋漁業關係者、農林當局、政治家等數十名出席の上鵜澤宇八氏を議長に推し、定款を審議決定し、岩倉道俱男を會長に、樺山資英村上隆吉、伊谷以知二郎三氏を顧問に、佐々木平次郎、植木憲吉、田中丸祐厚氏を常務理事に其他理事十五名、監事三名、常議員二十六名を夫れ選出して玆に北洋協會の成立を見るに至つた。

註—同會の定款並に役員名は別項對露漁業團體に於て掲載の爲こゝには省略す

二、貴衆兩院議員團の北洋漁業視察

北洋協會成立後の事業として、最も特筆すべきは、別掲對露漁業問題を事實上の中心とする國策樹立決議の第五十八議會通過に同會が有効なる努力を傾注したこと並に同會主催の下に貴衆兩院有志議員十三名の北洋漁業視察を計畫實行して政治家並に一般社會の對露漁業問題に對する關心を著しく高めるに役立つたことである。前者については別項紹介の通りであるからこゝには略するとして後者即ち北洋漁業視察についてその顚ぶれ並に日程を紹介すれば左の如し。

イ、視察團員

一、貴族院議員

片桐貞央、秋田重季、伊集院兼和、小畑大太郎、大島富士太郎、三須精一、南弘

二、衆議院議員

胎中楠右衞門、上田孝吉、小西和、渡邊泰邦村松恒一郎、深澤豐太郎

三、其　他

藤田要太郎(農林省技師)、片桐貞臣、瀨川孝吉、曾我祐久(以上隨員)

ロ、視察日程

七月二十三日　午後二時上野驛發
二十四日　正午函館棧橋着
七月二十六日　午前九時信濃丸乘船出帆
七月三十一日　朝西海岸ウトコロ着
八月一日　陸上蟹工場並に蟹工船視察
同　二日　朝オブルコイナ着
邦人漁場視察
オロスコイ着
同　三日　鱒罐詰工場並に露人漁場視察
北キシカ着
四日　露國營漁工場視察
南キシカ着
東邦水產會社漁工場視察
五日　ヤイナ着
紅鮭工場其他視察
六日　ヤイナ着
鮭鱒沖取漁業視察
八月十六日　東海岸カムサツカ川着
日魯漁業竝に國營漁工場視察
十八日　千島松輪島視察
二十一日　歸港の途に就く
二十二日　函館歸港
上野着

三、官民合同北洋漁業懇談會

貴衆兩院議員團の北洋漁業視察の成果とも見るべきは、昭和五年九月三日午後六時からやはり北洋協會主催にて華族會館に開かれたる官民合同北洋漁業問題懇談會で其出席者は極めて廣汎にわたり重要なる顏振れを網羅してゐる點で注目された

政府側　幣原外相、武富通商局長、宇佐美通商局第二課長(以上外務省)町田農相、松村次官、長瀨水產局長、越田技師(以上農林省)裏妻參謀中佐(海軍省)

貴族院側　片桐子、秋田子、伊集院子、(以上研究會)南氏(交友クラブ)小畑男、三須男、大鳥男(以上公正會)

衆議院側　小西、渡邊、村松(以上民政)脇中、深澤(以上政友)

北洋協會側　岩倉會長以下砂田、鵜澤宇八、佐々木、中谷

の諸氏出席先づ岩倉北洋協會長より北洋漁業國策樹立の必要を力說して挨拶を述べ之に對し幣原外相より　自分は北洋漁業の實情については餘り多くを知らぬが今日迄の情勢に鑑み事實上可及的速かに解決せねばならぬ問題が多々あることは痛切に感じてゐるから今回の會合に於ては北洋漁業の實際を視察して來られた諸氏より十分實情を承り當局者として將來の國策を考へよう、併し目下の所では本問題解決のため特に田中駐露大使を歸朝せしめ研究中であるから具體的意見を述べることは難しいが此の點は諒とせられ度い

と挨拶を爲し晩餐を共にしたる後直ちに懇談會に入つた、而して

視察團長小西氏及び小畑男、南氏等より詳細なる視察談ありたる後

北洋に於ける日本の漁業家は極めて熱心に漁獲に從事して居るが之に對し露國側は種々なる壓迫を加へつゝあり現狀のまゝに放任すれば數年後には露領沿岸に於ける我が既得の漁業權益は殆んど侵害し盡される不安がある即ち個人企業の假面をかむつた國營不當進出カフラン灣プチツ島に於ける條約を無視した工場經營、其の他監視員、衛生係等の邦人漁夫に對する差別待遇等露國側の邦人漁業壓迫は甚だしきものがあるも仍つて此の際帝國政府は日露漁業條約の解釋等を明確にし斷然不安を除去する國策を樹立されたい

と政府の意見を質し之に對し幣原外相は政府に於ても目下研究中であるから速かに最も合法的に効果ある方策を樹立すべく努力する旨を答へ、次で小畑男より　ルーブル問題に關し質問したるに對し外相は本問題も調査中であるが、問題の眞相の判明次第に適當なる處置を取るつもりである と回答した、更に南氏は過般來北洋漁業合同問題が起つたが其の後の經過如何と質したるに對し

町田農相は　權益擁護の見地より見ても亦經濟的見地よりするも北洋漁業の統制は極めて必要であるが先般の合同案に對しては漁業家特殊の事情から他に助成會社案もあつて未だ何れとも目鼻はついて居ない、併し此の兩案については鄕誠之助男及び樺山資英氏が益々努力を拂つて呉れるから其の中には兩者の意見一致點を見出すことが出來よう勿論自分は目下全然白紙であるが兩者の意見一致を見てそこに北洋漁業合理化の適策を得る爲めには最善の努力を盡す覺悟である

と抱負を披瀝し其の他種々懇談を遂げ散會した、而して今回の官民懇談會は將來北洋漁業國策樹立に向ひ官民一致協力して進むべき第一歩の契機として注目される。

露國漁業合同會社案と助成會社案

一、露側の統制と本邦の無統制

主要生產機關を國有化したソヴエート聯邦では全經濟生活を國家の手に集中統制し、殊に最近五箇年計畫による社會主義建設の新段階に於て、曾て新經濟政策の初期に個人の手に解放したる一部小中工業並に私營農業を急速に國營乃至は共同經營によつて社會化しつゝあるので、極東露領漁業の如きも革命前とは全く其面貌を異にし、國營、協同經營(即ちコオペラチヴ)から個人漁業に至るまで、國家が之を計畫實行し、一糸亂れぬ統制の下に積極的進出を試みつゝある。殊に此目的達成のためには殆んど手段を選ばざるやの觀すらあり其ために日露基本條約並に日露漁業條約によつて其優先的地位を確保されたと信じ込める日本の露領漁業は昭和四年來無慘にも露側に蠶食され、日露漁業條約締結當時約八對二の劣勢にあつた露側

は昭和四年六割五分對三割五分に、昭和五年には五割四分對四割六分といふ飛躍的進出を示し、此まゝに推移すれば兩者の地位は數年ならずして完全に顚倒するに至るべき事實ひもない事實となつて來た。

殊に露側の躍進的發展は、目的の爲に手段を選ばざる式の所謂不當進出にもよるが、又一面國家の手に其全企業を集中統制せる組織上の强味に起因するところ少からず、此事實は彼の個人漁業が何等其獨立せる存在權を有せず、完全に對日政策のため國家の手に踊る人形である一事に見るも明瞭である。

翻つて一方我露領漁業を見る。そこには勿論露領水產組合なる露領漁業家の組合組織が存在し、或種の統制を露領漁業の上に加へてはゐるが、露側の鋼鐵の如き國家的統制に比較すれば、餘りに弱く、餘りに貧しく、企業の集中力としての兩者は同日に比較することとすら妥當性を缺いてゐる。この事實は事毎にその實例を見出してゐる。卽ち現在に於ける本邦露領漁業の禍因を造つたと見るべき昭和四年漁區競賣に於ける島德一派の橫槍事件は、我對露漁業の無統制を世界環視の前に遺憾なく曝露したものであつたが、其後に於ても露水組合に統合される我露領漁業家の間には、必しも强力なる實質的一致を見出しえなかつたのみか、寧ろ組合員の一部には本邦露領漁業の大局を忘却して目前の小利害に執せんとする對立的容氣すら見出されるに至つたのである。

二、合同問題の具體的再燃

昭和五年漁區競賣の結果は、かくの如き兩者の際立つた對照を本邦有識者の深甚なる注意にまで喚起した。從來とも露領漁業家の大同團結が唱へられたことは一再ではなく、現に昭和四年春島德橫槍事件の際の如き、最大の教訓として、團結論が叫ばれたが、然し當時に於ては何等か見るべき具體案の發表された事を聞かない。ところが昭和五年には合同問題は前年よりも遙かに實質的な具體的な形態をとつて現れるに至り、之を支持する輿論も亦前年のそれより內容的であつた。

卽ち別項記載の通り北洋協會は其創立前昭和五年三月二十二日の有志會合に於て「北洋漁業を打つて一丸となし、半官半民の法人を設立せんことを期す」旨決議して之を政府當局並に露水組合に送達した。

又露水組合では昭和五年三月二十九日の總會に於て、組合顧問たりし樺山資英氏が組長に就任して以來、露領漁業家の統制に最も深く意を注ぎ、種々研究を重ねた結果、從來組合が餘りに枝葉末節の問題に囚はれ過ぎてゐたこと、かくては露國側の進出と關連して種々難局に立つ對露漁業問題の解決は覺束ないこと、今後は官民一致主義上の問題は政府に、又經濟問題は組合が之を研究することに一決した。

三、露水組合の助成會社案

露水組合も亦本邦露領漁業家の完全なる合同と堅固なる統制を熱望してはゐるが、然し露領漁業の現實的情勢と、本邦財界の現情よりして種々研究の結果、先づ當面最も必要にして可能なる方法たる露領漁業助成會社創立案をもつて進む事となつた。それには日魯漁業會社の立場を考慮し、同會社の側から進んで參加希望無き限り同社を除く以外の露領漁業小中漁業家全部を網羅して之が經營を合理化せんとする具體的實行方法が立案されて居り、該案實現の曉は本邦對露小中漁業家は近來頓に深刻化せる資金難から救はれ、無用の競爭對立不和は淸算され、進んで日魯をも含めての漁業家全部を完全に網羅する大合同會社組織の基礎が開かれるべき可能性を持つてゐる。

該案の內容左の如し。

露領漁業助成會社案

會社設立の趣旨

露領漁業の統制問題に關しては夙に官民共に考究中であるが、露領水產組合としては、漁業權の確立に關する日蘇間の交涉對策は此際政府の意向に一任し現下の情勢に鑑み主として漁業經濟を可及的合理化せしむることに重きを置き、之が實現を期せんが爲に當業者に對し共同の利益を均霑せしむる趣旨に於て適當なる機關を設立し、其基礎を確實にし以て產業貿易の發達を圖り協力一致之が統制に努め所期の目的を貫徹せんとするものである、

尙本機關設立の目的を完全に達成するには全組合員の經營する漁區を網羅するのが希望であるが日魯漁業株式會社の如き大會社は現に內外有力なる資本の後援を有し且漁獲製造品の販賣及漁業用品の購買並に船舶の運用等に於て既に合理的方法により經營せらるゝを以て同會社は現狀に止め專

中小漁業者の經濟的合理化を考慮して立案したものである、幸ひ該會社が、組合の立案したる此趣旨に贊同せられるならば當社の資本金を少くも千五百萬圓以上に增額修正を要するものと思考す。

當社の特徴と意見

一、資本金と其運用の確實に就て

(イ)當社の資本金に對する全株數の半額宛を東洋拓殖會社と露領水產組合及組合員等が株主となるのであつて、未拂込株金に該當する資金を特に東洋拓殖會社より低利の融通を受くること

(ロ)東洋拓殖會社に於ては一面絕對大株主であるのと他面低利資金を融通する立場上當社經營の計劃に參與し得ると同時に之が資金運用の實權を完全に握る地位を占めるのであるから同社としても極めて確實安心である

(ハ)當社は自ら漁業を經營することなく專ら漁業經營者に對し必要なる物資及資金を供給し且漁獲製造加工品の販賣權を獲得し之より生ずる利息及手數料を獲得するのであるから極めて安全である

二、漁業者の受くる便益

(一)從來漁業資金は一般商工業者に比し其の調達極めて困難なると、其借入條件に於て寧ろ殘忍なる待遇を受けつゝありし事實に顧るときは

(A) 低利の資金を調達し得ること

(B) 統一せる廉價の物資を確實に使用し又は船舶の運航其他の便益を受くることにより製品の價値を低下せしめ得ること

(C) 漁獲製造品等の販賣統制により從來の如き無益の競爭を一掃せられ之によるる利益あること

三、產業の改善と社會問題並に國際關係

(一)近時各種の事業を合理化せしむる趣旨により大合同を劃策する者もあるが、露領漁業の如き複雜なる國際條約による權利を行使するに當りては爾く簡單に且單なる經濟問題としてのみ取扱ふか如き無理は出來ないと憶ふ此點も可なり考慮を加えて居る

(二)合同を得策と說く者の重なる理由として左の四項を擧げて居る

(イ)經費の節約

(ロ)製品原價の低下

(ハ)販賣統一

(ニ)政府より低資の借入

以上の諸點は合同による有力な利益であることは之を認めるも、

併し吾人の企圖する當社の目的も全然同一である、唯(イ)經費の節約の點は多少之に添はぬか知らぬが夫れは極めて僅少の差で敢て問題とするに足らぬ況んや左の諸項を玩味すれば寧ろ現下の情勢にあつては吾人の設立せんとする當社案は合同するよりも最も公平に考へて全漁業者の總意であると信ずる其の理由を說明すれば左の如し

(三)合同の結果

(イ)參加者の大部分は漁業を廢して株主となる者と、其株が全然他人に移轉せられて、全く其會社と絕緣する結果現在の漁業者中失業の浮目を見る者も出來る、此點は時節柄社會問題として考慮を加へたり又合同するとしても當業者に對し强制的命令出來ざる以上尙個人漁業者の存在を免れぬ況んや每年度の新漁區の競賣に參加又は經營を阻止することも不可能である然らば數年後には今日の狀態を再現することになる

然るに當社案に依れば現在の當業者は其堵に安んじ年來の熟練せる實驗と加ふるに益々强き力を得て自己の事業の利害得失を考へ更らに奮鬪好成績を擧ぐるに努むるであらふし、同時に現在漁區を有せざる組合員中にも優先權漁區又は新漁區を租借して經營の途を講ぜらるゝであろふ之により各生活の安定を得惹ひて眞に海外產業の發展を期することが出來る

(ロ)著し夫れ國際關係より考ふるときは、蘇側の態度は、合同會社に對し全力を集注して狙擊的優良漁區の奪取を企圖する惧がある、卽ち現今吾漁業者が受けつゝある程度の迫害よりも、尙一層深刻なる攻擊を誘致する結果を見るかも知れぬ、現に昨年宇田問題の如き夫れが實例を示して居るに見ても判る更に蘇側の誤解し易きは若し合同會社が政府より直接低資の貸出を受けたる

を見て直に日本帝國々營なりと曲解して猛烈なる壓迫的且つ惡埒なる態度に出で來ることも考へねばならぬ

四、會社と露領水產組合との連絡

(一)露領水產組合としては現下の情勢に鑑み比較的合理化の利益を全漁業者に均霑せしめ而も社會的にも福利を增進し且急激なる轉換を避け容易に目的を達成せしむる爲めに考究を遂けて立案したのであるから、內は組合本來の目的に全力を擧げて統制の保持と共同の利益を進むることに努め、外は新設會社組織の目的を最も意義あらしめ、兩者は所謂不卽不離の間に完全に聯絡を保持し以て事業の效果を擧げしめ有終の美を濟さしめねばならぬ

斯の如くにして政府當局の努力に酬ゆる覺悟である

五、露領漁業權の確保と海外產業の振興

(イ)如上當社の成立を告ぐる曉に於ては當業者の業體に何等の變化なく內外共に複雜なる問題を惹起することなくして事業は安定し玆に始めて一層漁撈及製造の改善と其の隆盛を見ること明かである然らば我漁業權は確保せられ、漁業の發展は驅て海外貿易の興隆と國際貸借上にも有利なる關係を誘致するであらふ

當社の組織及營業に關する大要

一、融通資金五百萬圓

內譯 金一百二十五萬圓は第一回拂込金

金三百七十五萬圓は東洋拓殖株式會社より低利の融通を受くること

(一)資金の運用方法

(イ)豫め各漁業者より翌年度漁區經營に關する計劃、收支豫算並に必要なる漁業及製造加工用品目數量、其の受渡期日及所用の船腹噸數保險金等を取纏め提出せしめ其內容を精査したる上正確と認むるものに對し左の形式により貸附するものとす

(ロ)貸附すべき金額は其年度必要と認むる總金額の內三割以上を自己に於て調達した內三割以內を限度とすること

(ハ)右貸附すべき金額は左の區分による

現金、船舶運賃、其他

漁業用品、船舶運賃、其他

四、三宅川案の出現

右助成會社融資の調達について、露水組合は之を拓務省に交涉し、同省は六月上旬省議を以て組合の申出を必要と認め東洋拓殖會社に對して融資方を命令せんとする段取にまで立ち至つた矢先き突如六月二十三日に至り、日魯漁業への融資關係其他歷史的にも實際的にも對露漁業に關係淺からぬ三菱商事會社の取締役會長三宅川百太郎氏より前揭組合案とは全然別個の日魯漁業會社を中心に本邦露領漁業者全部を統合せる獨立の合同會社組織を立案し之を組合に通告して來た所謂三宅川案と稱せらるゝ該案の內容左の如し。

露領陸地漁業者合同案

(三宅川私案)

露領水產業者も時勢に鑑み之を合理化せしむる趣旨により合同せしむるを得策と認むるも陸鮭及蟹漁業者と公海に於ける蟹及鮭工船とは其作業狀態同しからざるにより各利權の價值を適當に比較評價する事困難なるのみならず公海に於ける漁業を制限する事は殆んと不可能なるを以て今一時に兩者を含む大合同策を講ずるは時機尙早なり故に先づ實行し易き陸地漁業者の合同を策するを以て目下の急務と認む本年に於ける露領陸地漁業者と其借區數左の如し

租借者	漁區數
石丸好助	二
畠山合名會社	三
花房並次郎	四
濱田庄平	五
橋本熊作	五
橋本正太郎	一
長谷川藤三郎	一二
林兼商店	三一
日魯漁業株式會社	八
西出商事株式會社	六
西野水產株式會社	四
保坂慶藏	五
本川藤三郎	二
東邦水產株式會社	一四
大串長次郎	四
荻布宗太郎	九
小熊幸治郎	一
鹿取久治良	三

梶	榮次郎	三
片桐	寅吉	五
吉武	源太郎	一〇
田中	重一	四
田中	仙太郎	二
田代	三吉	一〇
高橋	喜六	二
高野	憲造	四
野口	一三郎	一〇
八島	庄太郎	一八
山内	大次郎	四
山下	敏夫	一二
松田	商會	一
藤木	治郎平	五
小杉	正二	四
國際工船漁業株式會社		六
佐渡	傳二	二
佐々木	平次郎	四
齋藤	定五郎	一
水橋商事株式會社		二
宮川	幸太郎	二
汐海	昌	一
鈴木	佐平	三
計		四一名

三一八漁區（鮭鱒二九六　蟹　二二）

是等の漁業者を合同せしむれば其經費を節約して製品原價を低下し得るのみならず販賣に入札に相互の競爭を避くるため有利なるは論を俟だざる所なり加之各營業者の常に苦みつゝある仕込資金は未定の漁獲物を引當にするものなれば普通銀行より融通を受くる能はず若し現在の金融者にして一朝其貸金を承諾せざるときは忽ち事業を中止せざるを得ざるが如きもの少なからず極めて不安狀態にあり故に之を合同せしめて其基礎を强固にし且漁業保護奬勵の趣旨により仕込資金に對し政府に於て考慮せられんことを望む

合同條件及手續

一、合同の新會社を設立すること

一、各營業者は新會社へ其現に所有する土地、建物、機械、器具、船舶、漁具、漁場等漁業に必要なる權利と財産を提供し之に相當せる株券を請取ること

一、各營業者の負債は一切新會社に繼承せしめず各自に於て辨濟の途を講ずること

但し負債以外第三者との契約による義務にして新會社に於て繼承の必要あるものは申出づること

一、各營業者より提供の權利及財産の評價は先づ日魯漁業會社より資産目錄と評價表を提出せしめ之を標準として他の營業者の提出財産を評價し以て新會社の資本金を定むること（資本金豫想三千萬圓全額拂込）

但し場合により右提出の財産以外に現金出資の株を募集することあるべし

一、各營業者の主たる者、露領水産組合、北洋協會及債權者の代表者數名を以て評價査定委員會を組織すること

一、右委員會の査定に不服なるものは合同に加入せざること

一、本合同に對する交涉は昭和五年七月より開始し、九月末迄に新會社設立の準備を完了し十月に設立直ちに漁獵準備に着手すること

一、昭和五年九月末迄の漁獲物は全部現營業者の所得とす

一、新會社に提出の財産以外營業者の所有に係る鹽及鹹力類あらば適當に評價の上新會社にて之を買取ること

一、新會社の仕込資金として政府より適當の機關を通じて金一千五百萬圓の限度に於て低利資金を貸與すること

該資金は每年十月より翌年六月迄九ケ月間に新會社の必要に應じ順次貸與し漁獲物賣上金を以て翌年七月より翌々年三月迄九ケ月間に全部返濟せしむること

斯て每年之を繰返すも新會社は每年其利益中より相當の消却及積立をなし政府よりの借入金は逐年遞減すること

若し政府に於て右資金に對し何等の考慮を拂はれざるに於ては假令合同するも仕込資金を一手に引受るものを要する關係上其調達一層困難となる處あるにより合同成立の見込なし

五、兩案の對立と妥協

右三宅川氏の立案による露領漁業家合同の申入れに對して樺山露水組長は既に助成會社案作成の今日、直ちに贊成しがたき旨を述べた、之は又組合員多數の意志を代表したものであつた。何故なら日魯漁業を中心とする合同案は、大資本中心の合同であつて、それは實質に於て小中漁業家を日魯乃至は三菱系金融資本の傘下に併合し終はせるものであつた。

三宅川氏は七月二十五日農相官邸に町田農相を訪問し、合同問題の經過につき詳細報告するところがあつた。之に對し町田農相は産業合理化の見地より農林省としては日魯漁業を含む全部の大合同を希望する旨意見を述べ、更に大合同實現の斡旋役として鄕誠之助男の出馬を懇望するところあつたので、三宅川氏は直ちに鄕男と會見農相の希望を傳へた。右の結果鄕男は同日五時農相官邸にて町田農相と會見し、種々懇談の結果愈々積極的合同案の實現に努むる事となつた。

かくて七月二十八日午後一時農相官邸に於ける鄕男樺山組長の正式會見となり、先づ鄕男より男の支持する合同會社案を說明し、次いで樺山氏は露水組合案について次の如く說明した。

現在日魯漁業會社は資金も豐富であり且つ三菱を控へてゐる事であるから、仕込資金等につき心配はないが、所謂中小漁業者は現在著しく資金難に陷つてゐるからこれらの漁業者のために從來の北海道拓殖朝鮮銀行等の水產關係銀行の外に更に東拓を加へたもの丶援助により共同販賣會社を設立し、同社で漁獲物の一手販賣を行ふと共に、仕込資金の貸付をも行ふやうにしたい併し自分は必しも此案を固執するものでなく、外に適當な案があり、且つ之を多數組合員が承認するならば喜んで贊成する。

旨を述べ一致點を見出すべく協議したが何等決するに至らなかつた。

三宅川案の出現により露水組合は著しく不利なる立場に陷つたので組合員の一部には此際農林大臣が支持し鄕男が斡旋する三宅川案に贊成すべしとの意見を有する者もあつたが、然し組合員の壓倒的多數は之に絶對反對を唱えた

かくて七月三十日露水組合の副組長佐々木平次郎氏は須田孝太郎氏と共に鄕男を訪問日魯漁業會社を中心とする三宅川案に對し組合漁業者の立場から反對意嚮を述べた。

其內容は

日魯を中心とする合同案により若し合同會社が出來れば、組合漁業家は單に株主となるのみであつて、自己の事業を失ふのみならず、合同會社成立後新たな漁業家が出た場合之を如何にするかの問題が殘り、やゝもすれば露領水產の統制を亂すおそれがあらう。樺山案によれば共同機關によつて、從來不當な條件に甘んじつゝある仕込資金の貸出を受ける代りに、製品販賣は全部これを共同機關に委托して不當廉賣競爭を防止すると共に貸出の擔保となし得るから水產業の合理的經營も行はれる譯である。從つて此際三菱側も大合同論を棄て露水組合案に日魯を參加せしめ一致して露領水產事業の合理化に努力せんことを希望するといふにある。

而して此組合側の要望は三菱側の贊成するところとならず、こゝに樺山案と三宅川案とは全く對立するに至り、かくては兩者何れも成立の見込なきに至つたので、鄕男は兩者の折衷案作製に着手したが、一は大資本中心の合同案を以て進まんとする三宅川案と、他は中小漁業家發達の道を開くための助成會社創立案であるだけに、兩者の立場には根本に於て著しい開きあり、兩者何れをも滿足せしめる折衷案を得ることは相當困難である上に鄕男そのものが三宅川案を支持せる關係上同男の折衷案が得られたとしても實質に於ては三宅川案と選ぶところ無く、組合側多數漁業家の贊同を得ることと遂に不可能の形勢となつた。

六、遂に合同問題頓挫す

そこで八月二十七日鄕男は三宅川氏と會見し、合同會社設立は到底妥協の望み無きこと、それ故に當分は此まゝ放任するより外に道はあるまいといふことに意見の一致を見たので、鄕男は更に町田農相を訪ひ、經過を報告し、問題から全く手を引く事となつた。

一方組合側は、萬一こゝに合同が停頓しても、既往の精神を以てひたすら初志の貫徹に努める意向を示し、合同會社乃至助成會社設立問題はこゝ當分頓挫のやむなきに至つた。

露領漁業とルーブル問題

一、露貨公定相場と露領漁業

本邦露領漁業當業者が助成會社案と合同會社案とで意見對立し、合同問題の前途尙多くの難關に滿ちてゐることを思はせつゝあつた時、ソヴエート財務當局は八月十二日付を以て突如本邦唯一の在露銀行たる浦鹽朝鮮銀行支店に對して嚴重なる檢査を開始し、鮮銀當局始め、日本側の輿論の激昂にも拘らず、時を逐ふて益々嚴密なる檢査の歩を進め、遂に十月二日まで五十餘日の間之を續行し、且つ同行に對して從來默認し來れる市中相場

による露貨買賣を自今絶對に禁止して取引は唯だ公定相場によるの外無き旨通告し來つた。

此事實は、漁業利權企業を始め我對露經濟關係の全體に其影響するところ極めて大きく、漁業の如きソヴエート側の新規定による時は殆んど致命的な打撃を受け採算不可能狀態に陷る外無きことゝなつた。

之を數字的に示せば、我國の昭和五年度對露支拂勘定は漁業のみについて見るも

一、租借料　六、二〇七、八五七留
二、抵代稅　一、七三八、一九九留
三、特別報償　三〇〇、〇〇〇留
合計　八、二四六、〇五六留

此の外各種の支拂勘定を合算すれば一千二百萬留内外となり何れも露貨を以て、ソヴエート政府に納入する規定なので今年度分は四百萬圓内外の日貨を以て、右金額の露貨を買付け支拂を了したるも、自由取引が嚴禁される曉は所謂公定相場（公定平價に非ず對米爲替を基礎とす）により露貨を買付け支拂ふことになつたので假に來年度に於ても千二百萬留を支拂ふとすれば千二百十三萬圓の日貨を要し其差額は八百萬圓見當となり、現狀ですら租借料の高値に困難を感じてゐる露領漁業は遂に採算不能に陷ること明白である。

即ち露國の非公定相場による露貨自由賣買禁止は、本邦對露漁業の經濟的根底を破壞し去るものであるだけに、露領漁業者は合同會社問題よりも助成會社問題よりも、より緊急重大なる問題にぶつつかつた譯である。換言すれば何よりも先づ眞先に此問題を解決することなしには、漁業家の合同も、彼等への融資助成も困難になつたのである此の融資困難は單に中小漁業者のみならず、日魯の如き大漁業家も亦例外なしに之に直面した。即ち從來日魯への金融を行ひ來れる三菱及び英國セールは、留問題を解決せずしては金融を絶對に中止する旨言明するに至り、昭和六年度出漁資金の必要を前にして未曾有の困難なる立場に立たされるに至つた。

二、漁業當業者の對策

前記の如く露貨相場問題は、昭和六年度前期分の既契約漁區借區料支拂を來年正月二日に控へてゐるだけに、露領漁業者にとつては北洋漁業合理化の上からも、漁業資金調達の上からも一日も速かに解決を要するので、露領水產組合並に日魯漁業會社以下の關係當業者は個別に若しくは團體的に寄々會合して種々解決策を樹てたが要するに問題は當のソヴエート政府當局との外交々涉によつて解決するの外無きため、日本政府當局に陳情之れ努むるところがあつた。當業者の政府當局に對する要望の要點左の如し。

一、收益的經營の不能を理由として交涉すること
二、漁業條約の違反を理由として交涉すること
三、漁區料引下けを見すして出漁時期に入る場合は我政府保護の下に明年度の出漁を決行すること

と

前記、第一、第二を根據にとり、露側の反省を促し得べきは何人も否定せざるところであるが、果して露側が完全に我主張に聽從するや否や從來の事例に徵し甚だ疑問で、殊に露側が例へ一〇〇パーセントに我主張を拒否しないとするも三倍に昂騰すべき借區料値下けの程度及び問題解決の時期等について全く豫測を許さず、殊に(イ)一月二日に迫れる前半期分納入の時期(ロ)二月の漁區競賣期日(ハ)明年度出漁時期等各決定的瞬間まで問題が持ち超された場合之を如何にするかについては今日から十分に之を研究し、準備してかゝるべきであり、而して最後の切札としては露側にして我要求を容れない限り、既得權擁護のため斷然自助的出漁に出るの外無く、政府當局自ら此事を對露交涉の初頭から十分に意識し、例へ交涉の出方は穩便且つ懇談的であるとしても交涉速決の見込無き場合は常に此最後の切札を投ける事に肚を決めてかゝるのが必要である。日本側がかゝる態度を取れば露國としても現在の複雜化せる國際關係上問題の紛糾を恐れて、恐らく妥協的態度に出るであらうことは考ふるに難くないといふのが大體當業者の代表的な見解であつた。

三、政府當局の對策

尙過般賜暇歸朝の田中都吉大使は今度愈々駐露大使を辭して、かねて對露問題に深い興味を持ち研究を重ね來れる和蘭駐劄公使廣田弘毅氏が十月十五日付を以て駐露新大使に任命されるに至つたが、幣原外相は對露漁業問題留問題、紛糾の折柄新大使の今後の對露交涉に期待するところ少からず、十月二十二日には新大使の紹介を兼ねて外相官邸に町田農相長瀨水產局長、田中前大使を招待して午餐を共にしたる後、露領漁業、留問題等につき協議を行つた。同日の會合は從來の經過を

主題とし、今後の對策については新大使赴任前に武富通商局長及び長瀨水產局長との間に具體案の大綱を作成したる上、再度外務、農林、大藏三省協議會を開くことになつた。

右について主務省たる農林省側の意嚮を綜合するに左の如し。

一、北洋漁業に關する對露問題が惹起される毎に外務、農林兩當局の意見の一致を缺く狀態であるから將來此點について愼重考慮を拂ふこと

二、留問題に關連する露領漁區の借區料問題は、鮮銀問題の解決如何に拘らず、北洋漁業のため一日も早く解決せねばならぬ問題であつて之に對し農林省としては若し露國政府の主張する如く露領漁區の借區料が留の時價によつて計算されるといふのならば、露政府が借區料の引下を行はんことを主張する。即ち借區料を留の時價によつて支拂ふものとすれば本邦漁業者は從來の借區料より三倍以上の借區料を支拂はねばならぬ結果となるのであるから右に從ひ同政府が借區料を現在の三分の一以下に引下げ本邦漁業者をして不測の損失を蒙ることなきやう希望する

四、幣原外相の非公式聲明

ルーブル問題に絡む露領漁業問題については、外務農林の關係當局に廣田新大使、田中前大使をも加へて其後も屢々協議中であつたが、十一月八日幣原外相は外務省に投資者側の三菱の木村久壽彌太氏を始め讃井鮮銀代表、清水拓銀代表を招致し、左の要旨を非公式に聲明した。

一、政府は租借料問題が我露領漁業の死活の分岐點たるに鑑み、諸案件と共に何等か適當の方法により經營可能の借區料に遞減せしむべく先般來ソ側と交涉してゐる。

二、急速圓滿なる解決に達し得るや否やは兎に角として我漁業の經營不能に陷るが如き事態に立到ることは政府としては到底默視し得ざるを以て、露側をして適當の方法を講ぜしめ、明年の漁業を斯かる狀態に陷らざるやう萬全の努力を爲す意嚮である。

之は非公式聲明であるとは云へ、責任の府が敢て之をなした點で、政府の對露交涉方針は、廣田新大使の赴任を一轉機として合理的に相當强硬化するものと認められるゝに至つたので、日魯漁業の今年度出漁に要する仕込金一千七百萬圓中。三菱セールより借入るべき金一千萬圓內外の融資問題も漸く目鼻がつくに至つた。

五、廣田大使交涉開始

對露交涉の方針の大綱に關して本省の訓令を帶び十月十四日午前九時東京を出發した廣田大使は赴任の途中京都及び鄉里福岡に數日滯在、更に奉天に一泊、十一月二十六日ハルビンにてソヴイエト政府が特別に同大使歡迎の爲め差回された貴賓車にて一路露都に向ひ、十二月三日モスクワ着、善後策につき政府當局と打合せをなし十二月中旬頃に入つて日本側のとるべき方針は細目に渡り具體的決定を見るに至るべく政府はあくまで合理的商議により局面の打開を期すべく十二月下旬に入りて對露交涉は愈々白熱化するものと想像されてゐる。

昭和五年度邦人租借漁區ノ監視區別及貸付期間別、漁區數、借區料及漁獲（製造）標準高調

鮭鱒鍊漁區ノ部

監視區別		自昭和四年至同六年	自昭和四年至同八年	自昭和四年至同十三年（特別契約漁區）	自昭和五年至同七年	自昭和五年至同九年	計
沿海區	漁區數	一					一
	借區料	一、三五〇圓					一、三五〇圓
	漁獲標準高數	一、三五〇噸					一、三五〇噸
薩哈嘘區	漁區數	一					一
	借區料	一、三五〇圓					一、三五〇圓
	漁獲標準高數	一、三五〇噸					一、三五〇噸
オホトスキー區	漁區數	一					一
	借區料	一、三五〇圓					一、三五〇圓
	漁獲標準高數	一、三五〇噸					一、三五〇噸
ギジギンスキー區	漁區數	一					一
	借區料	一、三五〇圓					一、三五〇圓
	漁獲標準高數	一、三五〇噸					一、三五〇噸
イーチンスキー區	漁區數	一					一
	借區料	一、三五〇圓					一、三五〇圓
	漁獲標準高數	一、三五〇噸					一、三五〇噸
西塔察加區	漁區數	一					一
	借區料	一、三五〇圓					一、三五〇圓
	漁獲標準高數	一、三五〇噸					一、三五〇噸
東塔察加區	漁區數	一					一
	借區料	一、三五〇圓					一、三五〇圓
	漁獲標準高數	一、三五〇噸					一、三五〇噸
カラギンスキー區	漁區數	一					一
	借區料	一、三五〇圓					一、三五〇圓
	漁獲標準高數	一、三五〇噸					一、三五〇噸
オリユトロ、ナワリンスキー區	漁區數	一					一
	借區料	一、三五〇圓					一、三五〇圓
	漁獲標準高數	一、三五〇噸					一、三五〇噸
計	漁區數	一〇	一〇	一	一〇	一〇	四一
	借區料	一三、五〇〇圓	一三、五〇〇圓	一、三五〇圓	一三、五〇〇圓	一三、五〇〇圓	五四、〇〇〇圓
	漁獲標準高數	一三、五〇〇噸	一三、五〇〇噸	一、三五〇噸	一三、五〇〇噸	一三、五〇〇噸	五四、〇〇〇噸

蟹漁區ノ部

監視區別		自昭和四年至同六年	自昭和四年至同八年	自昭和四年至同十三年（特別契約漁區）	自昭和五年至同七年	自昭和五年至同九年	計
沿海區	漁區數	一					一
	借區料	一、三五〇圓					一、三五〇圓
	漁獲標準高數	一、三五〇噸					一、三五〇噸
イーチンスキー區	漁區數	一					一
	借區料	一、三五〇圓					一、三五〇圓
	漁獲標準高數	一、三五〇噸					一、三五〇噸
西塔察加區	漁區數	一					一
	借區料	一、三五〇圓					一、三五〇圓
	漁獲標準高數	一、三五〇噸					一、三五〇噸
東塔察加區	漁區數	一					一
	借區料	一、三五〇圓					一、三五〇圓
	漁獲標準高數	一、三五〇噸					一、三五〇噸
オリユトロ、ナワリンスキー區	漁區數	一					一
	借區料	一、三五〇圓					一、三五〇圓
	漁獲標準高數	一、三五〇噸					一、三五〇噸
計	漁區數	四	四	一	四	四	一七
	借區料	五、四〇〇圓	五、四〇〇圓	一、三五〇圓	五、四〇〇圓	五、四〇〇圓	一八、九〇〇圓
	漁獲標準高數	五、四〇〇噸	五、四〇〇噸	一、三五〇噸	五、四〇〇噸	五、四〇〇噸	一八、九〇〇噸

邦人租借漁區增加趨勢

明治四十年日露漁業協約の締結によつて正常なる基礎の上に据えられた我露領漁業は、翌四十一年條約發效後最初の出漁において既に租借漁區數一百十九を占め、總漁獲高は鮭の四萬六千九百三十八石を筆頭に、八萬七千九百六十五石に達したが、明治四十一年以來現在に至る二十二年間の邦人租借露領漁區數を示せば左の如し。

◇邦人租借漁區數累年表

年次	漁區數
明治四十一年	一一九區
同 四十二年	一八三區
同 四十三年	一五七區
同 四十四年	二一四區
大正一 年	二一四區
同 二 年	二一五區
同 三 年	二一〇區
同 四 年	二一四區
同 五 年	二〇三區
同 六 年	二一八區
同 七 年	二四五區
同 八 年	二四七區
同 九 年	三一五區
同 十 年	二二八區
同 十一年	二七二區
同 十二年	二六八區
同 十三年	二四二區
同 十四年	二五七區
昭和一 年	二五七區
同 二 年	二五五區
同 三 年	二五五區
同 四 年	二五五區
同 五 年	三〇三區
同 六 年	三一七區
同 七 年	二二四區
同 八 年	二二四區
同 九 年	二二四區
同 十 年	二二三二
同 十一年	二二六四
同 十二年	二二二九
同 十三年	二二一五
同 十四年	二二一八
昭和一 年	二四三
同 二 年	二三二二
同 三 年	二二一一
同 四 年	二五三

注意——上表は名儀上の租借漁區であつて此中には不經營漁區が若干含まれてゐる。例へば明治四十一年には邦人租借漁區は百十九區であつたが實際に經營したものは百十七區であり、翌四十二年には名儀上租借漁區は百八十三區であつたが、實際經營漁區は百七十八區であつた。

◇邦人實際經營鮭鱒鍊漁區

經營者ノ從業員數累年比較

年次	經營漁區數	經營者數	全從業者數
	區	人	人
明治四十一年	一一七	五四	三、五七〇
同 四十二年	一七八	七	三、七一四
同 四十三年	一五一	八	四、九三八

◇邦人鮭鱒鰊漁獲高累年表

年次	地方別	沿海區	サハレン區	オホツク區	カムチヤツカ西海岸	カムチヤツカ東海岸	計
明治四十一年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 四十二年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 四十三年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 四十四年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
大正一 年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 二 年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 三 年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 四 年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 五 年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 六 年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 七 年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 八 年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 九 年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 十 年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 十一年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 十二年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同 十三年		一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	一、三五〇	六、七五〇
同

明治四十一年	四、八二〇	石	四、四四八	石	八九、五一七
同四十二年	九、八七〇	石	四、一二八	石	一六二、四四六
同四十三年	一三、〇〇九	石	六、一九八	石	二四〇、八一二
同四十四年	一八、九三五	石	四、七七九	石	二四〇、五九七
大正一年	二三、一三四	石	一、六一九	石	二二五、一六六
同二年	一〇、二三六	石	一、六九二	石	三六六、三八二
同三年	一一、〇八四	石	九五七	石	四五九、四四七
同四年	九、五六八	石	二五九	石	四〇九、六二四
同五年	六、二六一	石	六七九	石	四八〇、一九九
同六年	四、二一〇	石	二、五八五	石	四四三、九四〇
同七年	五、九三六	石	二、九二五	石	四六〇、三八八
同八年	六、八一六	石	二、一六九	石	五四九、三〇七
同九年	四、九一八	石	七、五〇四	石	五七九、五三五
同十年	五、三九二	石	—	石	五三、五四〇
同十一年	七、五二五	石	—	石	四九、五六〇
同十二年	五、五二四	石	—	石	四五、二八〇
同十三年	五、七七四	石	—	石	四二〇
同十四年	八、六〇三	石	—	石	
昭和元年	六、七一〇	石	二、九一〇	石	
同二年	八、八四五	石	二、五八五	石	
同三年	五、三〇二	石	二、一六九	石	
同四年	一三、三〇九	石	二、九二五	石	

以上の漁獲物は、鮮魚のまゝ冷凍船にて送り出されるものと鹽漬されるものと、罐詰に製造されるものと三種あるが、近年罐詰工場の增設と共に罐詰に製造されるもの增加し、それは左の如く著しい趨勢を以て發展してゐる。

◇邦人鮭鱒罐詰製造高累年表

明治四十一年	一、一三七	石	一八、〇三五	石	八九、五一七
同四十二年	一、六七三	石	三一、九二六	石	二四〇、八一二
同四十三年	一、二三七	石	三七、二一一	石	二四〇、五九七
同四十四年	一五、一五三	石	五四、二五六	石	二二五、一六六
大正一年	九、一三五	石	四八、一四五	石	三六六、三八二
同二年	八、六〇八	石	九六、七五四	石	四五九、四四七
同三年	一六、七六七	石	三四八、九〇七	石	四〇九、六二四
同四年	一三、九三八	石	一一三、二三六	石	四八〇、一九九
同五年	三二、五七八	石	四一五、三八〇	石	四四三、九四〇
同六年	二六、六八七	石	三六三、九七二	石	四六〇、九〇六
同七年	四二、四一四	石	二九九、〇六〇	石	四一二、四一九
同八年	四〇、六〇三	石	四二四、九八一	石	五四九、三〇七
同九年	四三、六四一	石	三六七、六四〇	石	五七九、五三五
同十年	六三、二六四	石	五〇九、三五四	石	六八〇、八三三
同十一年	八八、六六〇	石	二四三、九三三	石	六四四、二三七
同十二年	四八、三〇三	石	五六一、五六八	石	七五〇、九七六
同十三年	五九、三五二	石	一四九、一四五	石	二五〇、三二五
同十四年	二三、九三一	石	五三一、五四一	石	六三二、一九六
昭和元年	一九、四五五、〇〇〇	石	四〇八、〇〇〇	石	四八〇、一九九
同二年	三四八、四〇七	石	四〇八、〇〇〇	石	四四三、九四〇
同三年	五九、三五二	石	五五七、〇〇〇	石	四六〇、三八八
同四年	四二	石	三五	石	五四九、三〇七
同五年	一九、四五五、〇〇〇	石	四〇八、〇〇〇	石	五七九、五三五

◇邦人鮭鱒罐詰製造高累年表

明治四十一年	一、一三七	石	一八、〇三五	石	八九、五一七
同四十二年	一、六七三	石	三一、九二六	石	二四〇、八一二
同四十三年	一、二三七	石	三七、二一一	石	二四〇、五九七
同四十四年	一五、一五三	石	五四、二五六	石	二二五、一六六
大正一年	九、一三五	石	四八、一四五	石	三六六、三八二
同二年	八、六〇八	石	九六、七五四	石	四五九、四四七
同三年	一六、七六七	石	三四八、九〇七	石	四〇九、六二四
同四年	一三、九三八	石	一一三、二三六	石	四八〇、一九九
同五年	三二、五七八	石	四一五、三八〇	石	四四三、九四〇
同六年	二六、六八七	石	三六三、九七二	石	四六〇、九〇六
同七年	四二、四一四	石	二九九、〇六〇	石	四一二、四一九
同八年	四〇、六〇三	石	四二四、九八一	石	五四九、三〇七
同九年	四三、六四一	石	三六七、六四〇	石	五七九、五三五
同十年	六三、二六四	石	五〇九、三五四	石	六八〇、八三三
同十一年	八八、六六〇	石	二四三、九三三	石	六四四、二三七
同十二年	四八、三〇三	石	五六一、五六八	石	七五〇、九七六
同十三年	五九、三五二	石	一四九、一四五	石	二五〇、三二五
同十四年	二三、九三一	石	五三一、五四一	石	六三二、一九六
昭和元年	一九、四五五、〇〇〇	石	四〇八、〇〇〇	石	四八〇、一九九
同二年	三四八、四〇七	石	四〇八、〇〇〇	石	四四三、九四〇
同三年	五九、三五二	石	五五七、〇〇〇	石	四六〇、三八八
同四年	四二	石	三五	石	五四九、三〇七
同五年	一九、四五五、〇〇〇	石	四〇八、〇〇〇	石	五七九、五三五

同十一年	七〇九、五五四函	同四年	—	同一八年	一一九、七〇〇函
同十二年	六七二、七六〇函	同五年	—	同一九年	二二二、三九〇函
同十三年	九〇六、六三六函	同六年	七〇〇函	同二〇年	二七一、七六九函
同十四年	七三九、一三二函	同七年	三三〇〇函	同二一年	三八二、四八一函
昭和元年	一、二四四、七二五函	同八年	二三、一〇〇函	同二二年	六六一、七三八函
同二年	一、二二〇、九六九函	同九年	七五、〇七四函	同二三年	五三四、四九〇函
同三年	一、二五〇、三三八函	同十年	七五、〇〇〇函	同二四年	七五〇、九七六
同四年	七九八、一〇四函			同二五年	二五〇、三二五
同五年	一、二一一、八五五函			同二六年	六三二、一九六
				同二七年	四八〇、一九九
				同二八年	四四三、九四〇
				同二九年	四六〇、三八八
				同三〇年	五四九、三〇七
				同三一年	五七九、五三五
				同三二年	六八〇、八三三
				同三三年	四四三、九四〇
				同三四年	四六〇、三八八
				同三五年	五四九、三〇七
				同三六年	五七九、五三五
				同三七年	六八〇、八三三
				同三八年	四四三、九四〇
				同三九年	四六〇、三八八
				同四〇年	五四九、三〇七
				同四一年	五七九、五三五
				同四二年	六八〇、八三三
				同四三年	四四三、九四〇
				同四四年	四六〇、三八八
				同四五年	五四九、三〇七
				同四六年	五七九、五三五
				同四七年	六八〇、八三三
				同四八年	四四三、九四〇
				同四九年	四六〇、三八八
				同五〇年	五四九、三〇七
				同五一年	五七九、五三五
				同五二年	六八〇、八三三
				同五三年	四四三、九四〇
				同五四年	四六〇、三八八
				同五五年	五四九、三〇七
				同五六年	五七九、五三五
				同五七年	六八〇、八三三
				同五八年	四四三、九四〇
				同五九年	四六〇、三八八
				同六〇年	五四九、三〇七
				同六一年	五七九、五三五
				同六二年	六八〇、八三三
				同六三年	四四三、九四〇
				同六四年	四六〇、三八八
				同六五年	五四九、三〇七
				同六六年	五七九、五三五
				同六七年	六八〇、八三三
				同六八年	四四三、九四〇
				同六九年	四六〇、三八八
				同七〇年	五四九、三〇七
				同七一年	五七九、五三五
				同七二年	六八〇、八三三
				同七三年	四四三、九四〇
				同七四年	四六〇、三八八
				同七五年	五四九、三〇七
				同七六年	五七九、五三五
				同七七年	六八〇、八三三
				同七八年	四四三、九四〇
				同七九年	四六〇、三八八
				同八〇年	五四九、三〇七
				同八一年	五七九、五三五
				同八二年	六八〇、八三三
				同八三年	四四三、九四〇
				同八四年	四六〇、三八八
				同八五年	五四九、三〇七
				同八六年	五七九、五三五
				同八七年	六八〇、八三三
				同八八年	四四三、九四〇
				同八九年	四六〇、三八八
				同九〇年	五四九、三〇七
				同九一年	五七九、五三五
				同九二年	六八〇、八三三
				同九三年	四四三、九四〇
				同九四年	四六〇、三八八
				同九五年	五四九、三〇七
				同九六年	五七九、五三五
				同九七年	六八〇、八三三
				同九八年	四四三、九四〇
				同九九年	四六〇、三八八
				同一〇〇年	五四九、三〇七
				同一〇一年	五七九、五三五
				同一〇二年	六八〇、八三三
				同一〇三年	四四三、九四〇
				同一〇四年	四六〇、三八八
				同一〇五年	五四九、三〇七
				同一〇六年	五七九、五三五
				同一〇七年	六八〇、八三三
				同一〇八年	四四三、九四〇
				同一〇九年	四六〇、三八八
				同一一〇年	五四九、三〇七
				同一一一年	五七九、五三五
				同一一二年	六八〇、八三三
				同一一三年	四四三、九四〇
				同一一四年	四六〇、三八八
				同一一五年	五四九、三〇七
				同一一六年	五七九、五三五
				同一一七年	六八〇、八三三
				同一一八年	四四三、九四〇
				同一一九年	四六〇、三八八
				同一二〇年	五四九、三〇七
				同一二一年	五七九、五三五
				同一二二年	六八〇、八三三
				同一二三年	四四三、九四〇
				同一二四年	四六〇、三八八
				同一二五年	五四九、三〇七
				同一二六年	五七九、五三五
				同一二七年	六八〇、八三三
				同一二八年	四四三、九四〇
				同一二九年	四六〇、三八八
				同一三〇年	五四九、三〇七
				同一三一年	五七九、五三五
				同一三二年	六八〇、八三三
				同一三三年	四四三、九四〇
				同一三四年	四六〇、三八八
				同一三五年	五四九、三〇七
				同一三六年	五七九、五三五
				同一三七年	六八〇、八三三
				同一三八年	四四三、九四〇
				同一三九年	四六〇、三八八
				同一四〇年	五四九、三〇七
				同一四一年	五七九、五三五
				同一四二年	六八〇、八三三
				同一四三年	四四三、九四〇
				同一四四年	四六〇、三八八
				同一四五年	五四九、三〇七
				同一四六年	五七九、五三五
				同一四七年	六八〇、八三三
				同一四八年	四四三、九四〇
				同一四九年	四六〇、三八八
				同一五〇年	五四九、三〇七
				同一五一年	五七九、五三五
				同一五二年	六八〇、八三三
				同一五三年	四四三、九四〇
				同一五四年	四六〇、三八八
				同一五五年	五四九、三〇七
				同一五六年	五七九、五三五
				同一五七年	六八〇、八三三
				同一五八年	四四三、九四〇
				同一五九年	四六〇、三八八
				同一六〇年	五四九、三〇七
				同一六一年	五七九、五三五
				同一六二年	六八〇、八三三
				同一六三年	四四三、九四〇
				同一六四年	四六〇、三八八
				同一六五年	五四九、三〇七
				同一六六年	五七九、五三五
				同一六七年	六八〇、八三三
				同一六八年	四四三、九四〇
				同一六九年	四六〇、三八八
				同一七〇年	五四九、三〇七
				同一七一年	五七九、五三五
				同一七二年	六八〇、八三三
				同一七三年	四四三、九四〇
				同一七四年	四六〇、三八八
				同一七五年	五四九、三〇七
				同一七六年	五七九、五三五
				同一七七年	六八〇、八三三
				同一七八年	四四三、九四〇
				同一七九年	四六〇、三八八
				同一八〇年	五四九、三〇七
				同一八一年	五七九、五三五
				同一八二年	六八〇、八三三
				同一八三年	四四三、九四〇
				同一八四年	四六〇、三八八
				同一八五年	五四九、三〇七
				同一八六年	五七九、五三五
				同一八七年	六八〇、八三三
				同一八八年	四四三、九四〇
				同一八九年	四六〇、三八八
				同一九〇年	五四九、三〇七
				同一九一年	五七九、五三五
				同一九二年	六八〇、八三三
				同一九三年	四四三、九四〇
				同一九四年	四六〇、三八八
				同一九五年	五四九、三〇七
				同一九六年	五七九、五三五
				同一九七年	六八〇、八三三
				同一九八年	四四三、九四〇
				同一九九年	四六〇、三八八
				同二〇〇年	五四九、三〇七
				同二〇一年	五七九、五三五
				同二〇二年	六八〇、八三三
				同二〇三年	四四三、九四〇
				同二〇四年	四六〇、三八八
				同二〇五年	五四九、三〇七
				同二〇六年	五七九、五三五
				同二〇七年	六八〇、八三三
				同二〇八年	四四三、九四〇
				同二〇九年	四六〇、三八八
				同二一〇年	五四九、三〇七
				同二一一年	五七九、五三五
				同二一二年	六八〇、八三三
				同二一三年	四四三、九四〇
				同二一四年	四六〇、三八八
				同二一五年	五四九、三〇七
				同二一六年	五七九、五三五
				同二一七年	六八〇、八三三
				同二一八年	四四三、九四〇
				同二一九年	四六〇、三八八
				同二二〇年	五四九、三〇七
				同二二一年	五七九、五三五
				同二二二年	六八〇、八三三
				同二二三年	四四三、九四〇
				同二二四年	四六〇、三八八
				同二二五年	五四九、三〇七
				同二二六年	五七九、五三五
				同二二七年	六八〇、八三三
				同二二八年	四四三、九四〇
				同二二九年	四六〇、三八八
				同二三〇年	五四九、三〇七
				同二三一年	五七九、五三五
				同二三二年	六八〇、八三三
				同二三三年	四四三、九四〇
				同二三四年	四六〇、三八八
				同二三五年	五四九、三〇七
				同二三六年	五七九、五三五
				同二三七年	六八〇、八三三
				同二三八年	四四三、九四〇
				同二三九年	四六〇、三八八
				同二四〇年	五四九、三〇七
				同二四一年	五七九、五三五
				同二四二年	六八〇、八三三
				同二四三年	四四三、九四〇
				同二四四年	四六〇、三八八
				同二四五年	五四九、三〇七
				同二四六年	五七九、五三五
				同二四七年	六八〇、八三三
				同二四八年	四四三、九四〇
				同二四九年	四六〇、三八八
				同二五〇年	五四九、三〇七
				同二五一年	五七九、五三五
				同二五二年	六八〇、八三三
				同二五三年	四四三、九四〇
				同二五四年	四六〇、三八八
				同二五五年	五四九、三〇七
				同二五六年	五七九、五三五
				同二五七年	六八〇、八三三
				同二五八年	四四三、九四〇
				同二五九年	四六〇、三八八
				同二六〇年	五四九、三〇七
				同二六一年	五七九、五三五
				同二六二年	六八〇、八三三
				同二六三年	四四三、九四〇
				同二六四年	四六〇、三八八
				同二六五年	五四九、三〇七
				同二六六年	五七九、五三五
				同二六七年	六八〇、八三三
				同二六八年	四四三、九四〇
				同二六九年	四六〇、三八八
				同二七〇年	五四九、三〇七
				同二七一年	五七九、五三五
				同二七二年	六八〇、八三三
				同二七三年	四四三、九四〇
				同二七四年	四六〇、三八八
				同二七五年	五四九、三〇七
				同二七六年	五七九、五三五
				同二七七年	六八〇、八三三
				同二七八年	四四三、九四〇
				同二七九年	四六〇、三八八
				同二八〇年	五四九、三〇七
				同二八一年	五七九、五三五
				同二八二年	六八〇、八三三
				同二八三年	四四三、九四〇
				同二八四年	四六〇、三八八
				同二八五年	五四九、三〇七
				同二八六年	五七九、五三五
				同二八七年	六八〇、八三三
				同二八八年	四四三、九四〇
				同二八九年	四六〇、三八八
				同二九〇年	五四九、三〇七
				同二九一年	五七九、五三五
				同二九二年	六八〇、八三三
				同二九三年	四四三、九四〇
				同二九四年	四六〇、三八八
				同二九五年	五四九、三〇七
				同二九六年	五七九、五三五
				同二九七年	六八〇、八三三
				同二九八年	四四三、九四〇
				同二九九年	四六〇、三八八
				同三〇〇年	五四九、三〇七
				同三〇一年	五七九、五三五
				同三〇二年	六八〇、八三三
				同三〇三年	四四三、九四〇
				同三〇四年	四六〇、三八八
				同三〇五年	五四九、三〇七
				同三〇六年	五七九、五三五
				同三〇七年	六八〇、八三三
				同三〇八年	四四三、九四〇
				同三〇九年	四六〇、三八八
				同三一〇年	五四九、三〇七
				同三一一年	五七九、五三五
				同三一二年	六八〇、八三三
				同三一三年	四四三、九四〇
				同三一四年	四六〇、三八八
				同三一五年	五四九、三〇七
				同三一六年	五七九、五三五
				同三一七年	六八〇、八三三
				同三一八年	四四三、九四〇
				同三一九年	四六〇、三八八
				同三二〇年	五四九、三〇七
				同三二一年	五七九、五三五
				同三二二年	六八〇、八三三
				同三二三年	四四三、九四〇
				同三二四年	四六〇、三八八
				同三二五年	五四九、三〇七
				同三二六年	五七九、五三五
				同三二七年	六八〇、八三三
				同三二八年	四四三、九四〇
				同三二九年	四六〇、三八八
				同三三〇年	五四九、三〇七
				同三三一年	五七九、五三五
				同三三二年	六八〇、八三三
				同三三三年	四四三、九四〇
				同三三四年	四六〇、三八八
				同三三五年	五四九、三〇七
				同三三六年	五七九、五三五
				同三三七年	六八〇、八三三
				同三三八年	四四三、九四〇
				同三三九年	四六〇、三八八
				同三四〇年	五四九、三〇七
				同三四一年	五七九、五三五
				同三四二年	六八〇、八三三
				同三四三年	四四三、九四〇
				同三四四年	四六〇、三八八
				同三四五年	五四九、三〇七
				同三四六年	五七九、五三五
				同三四七年	六八〇、八三三
				同三四八年	四四三、九四〇
				同三四九年	四六〇、三八八
				同三五〇年	五四九、三〇七
				同三五一年	五七九、五三五
				同三五二年	六八〇、八三三
				同三五三年	四四三、九四〇
				同三五四年	四六〇、三八八
				同三五五年	五四九、三〇七
				同三五六年	五七九、五三五
				同三五七年	六八〇、八三三
				同三五八年	四四三、九四〇
				同三五九年	四六〇、三八八
				同三六〇年	五四九、三〇七
				同三六一年	五七九、五三五
				同三六二年	六八〇、八三三
				同三六三年	四四三、九四〇
				同三六四年	四六〇、三八八
				同三六五年	五四九、三〇七
				同三六六年	五七九、五三五
				同三六七年	六八〇、八三三
				同三六八年	四四三、九四〇
				同三六九年	四六〇、三八八
				同三七〇年	五四九、三〇七
				同三七一年	五七九、五三五
				同三七二年	六八〇、八三三
				同三七三年	四四三、九四〇
				同三七四年	四六〇、三八八
				同三七五年	五四九、三〇七
				同三七六年	五七九、五三五
				同三七七年	六八〇、八三三
				同三七八年	四四三、九四〇
				同三七九年	四六〇、三八八
				同三八〇年	五四九、三〇七
				同三八一年	五七九、五三五
				同三八二年	六八〇、八三三
				同三八三年	四四三、九四〇
				同三八四年	四六〇、三八八
				同三八五年	五四九、三〇七
				同三八六年	五七九、五三五
				同三八七年	六八〇、八三三
				同三八八年	四四三、九四〇
				同三八九年	四六〇、三八八
				同三九〇年	五四九、三〇七
				同三九一年	五七九、五三五
				同三九二年	六八〇、八三三
				同三九三年	四四三、九四〇
				同三九四年	四六〇、三八八
				同三九五年	五四九、三〇七
				同三九六年	五七九、五三五
				同三九七年	六八〇、八三三
				同三九八年	四四三、九四〇
				同三九九年	四六〇、三八八
				同四〇〇年	五四九、三〇七
				同四〇一年	五七九、五三五
				同四〇二年	六八〇、八三三
				同四〇三年	四四三、九四〇
				同四〇四年	四六〇、三八八
				同四〇五年	五四九、三〇七
				同四〇六年	五七九、五三五
				同四〇七年	六八〇、八三三
				同四〇八年	四四三、九四〇
				同四〇九年	四六〇、三八八
				同四一〇年	五四九、三〇七
				同四一一年	五七九、五三五
				同四一二年	六八〇、八三三
				同四一三年	四四三、九四〇
				同四一四年	四六〇、三八八
				同四一五年	五四九、三〇七
				同四一六年	五七九、五三五
				同四一七年	六八〇、八三三
				同四一八年	四四三、九四〇
				同四一九年	四六〇、三八八
				同四二〇年	五四九、三〇七
				同四二一年	五七九、五三五
				同四二二年	六八〇、八三三
				同四二三年	四四三、九四〇
				同四二四年	四六〇、三八八
				同四二五年	五四九、三〇七
				同四二六年	五七九、五三五
				同四二七年	六八〇、八三三
				同四二八年	四四三、九四〇
				同四二九年	四六〇、三八八
				同四三〇年	五四九、三〇七
				同四三一年	五七九、五三五
				同四三二年	六八〇、八三三
				同四三三年	四四三、九四〇
				同四三四年	四六〇、三八八
				同四三五年	五四九、三〇七
				同四三六年	五七九、五三五
				同四三七年	六八〇、八三三
				同四三八年	四四三、九四〇
				同四三九年	四六〇、三八八
				同四四〇年	五四九、三〇七
				同四四一年	五七九、五三五
				同四四二年	六八〇、八三三
				同四四三年	四四三、九四〇
				同四四四年	四六〇、三八八
				同四四五年	五四九、三〇七
				同四四六年	五七九、五三五
				同四四七年	六八〇、八三三
				同四四八年	四四三、九四〇
				同四四九年	四六〇、三八八
				同四五〇年	五四九、三〇七
				同四五一年	五七九、五三五
				同四五二年	六八〇、八三三
				同四五三年	四四三、九四〇
				同四五四年	四六〇、三八八
				同四五五年	五四九、三〇七
				同四五六年	五七九、五三五
				同四五七年	六八〇、八三三
				同四五八年	四四三、九四〇
				同四五九年	四六〇、三八八
				同四六〇年	五四九、三〇七
				同四六一年	五七九、五三五
				同四六二年	六八〇、八三三
				同四六三年	四四三、九四〇
				同四六四年	四六〇、三八八
				同四六五年	五四九、三〇七
				同四六六年	五七九、五三五
				同四六七年	六八〇、八三三
				同四六八年	四四三、九四〇
				同四六九年	四六〇、三八八
				同四七〇年	五四九、三〇七
				同四七一年	五七九、五三五
				同四七二年	六八〇、八三三
				同四七三年	四四三、九四〇
				同四七四年	四六〇、三八八
				同四七五年	五四九、三〇七
				同四七六年	五七九、五三五
				同四七七年	六八〇、八三三
				同四七八年	四四三、九四〇
				同四七九年	四六〇、三八八
				同四八〇年	五四九、三〇七
				同四八一年	五七九、五三五
				同四八二年	六八〇、八三三
				同四八三年	四四三、九四〇
				同四八四年	四六〇、三八八
				同四八五年	五四九、三〇七
				同四八六年	五七九、五三五
				同四八七年	六八〇、八三三
				同四八八年	四四三、九四〇
				同四八九年	四六〇、三八八
				同四九〇年	五四九、三〇七
				同四九一年	五七九、五三五
				同四九二年	六八〇、八三三
				同四九三年	四四三、九四〇
				同四九四年	四六〇、三八八
				同四九五年	五四九、三〇七
				同四九六年	五七九、五三五
				同四九七年	六八〇、八三三
				同四九八年	四四三、九四〇
				同四九九年	四六〇、三八八
				同五〇〇年	五四九、三〇七
				同五〇一年	五七九、五三五
				同五〇二年	六八〇、八三三
				同五〇三年	四四三、九四〇
				同五〇四年	四六〇、三八八
				同五〇五年	五四九、三〇七
				同五〇六年	五七九、五三五
				同五〇七年	六八〇、八三三
				同五〇八年	四四三、九四〇
				同五〇九年	四六〇、三八八
				同五一〇年	五四九、三〇七
				同五一一年	五七九、五三五
				同五一二年	六八〇、八三三
				同五一三年	四四三、九四〇
				同五一四年	四六〇、三八八
				同五一五年	五四九、三〇七
				同五一六年	五七九、

同三年	二二六	三三〇	一〇四、〇四八	同十一年	二六四	三〇七
同四年	二三〇	三一五	一一七、〇〇五	同十二年	二二九	二三七
同五年	二〇一	三七七	一三四、一七三	同十三年	二二七	三四八
同六年	二一三	三五五	一一六、一四六	同十四年	二四七	四二三
同七年	二二四	三六六	一三二、五一二	昭和元年	二五七	四九八
同八年	二四六	三二三	一一五、三五六	同二年	二四八	四一六
同九年	二四六	三三六	一六〇、八五九	同三年	二三五	三六〇
同十年	二二四	二八一	一四七、八七八	同四年	二七六	三六二

即ち露領に於ける蟹罐詰生産高は、本邦領土内各地方に於ける生産合計額よりも遙かに超過して多額を占めてゐる。次に本邦蟹罐詰の輸出國別表を示せば左の如し。

國名	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年
合衆國	一八一、一〇六函	二一七、七五六函	二八四、七〇四函	二三三、二八三函
布哇	二、九一九	六、二〇七	三、八八二	九一、五五四
英國	六九、七四五	一一二、一二五	一六三、一二〇	二三、九九五
濠洲	九、三一三	一三、八二二	一八、二一二	一二、七六七
佛國	一〇三	八一五	一〇、四四七	六、〇六八
カナダ	一、六七三	三、二五〇	五、三九三	四、四七八
獨逸	四、五四四	四、三六一	三、九四九	八、一五六
丁抹	四、二五二	九、二四一	七、九三四	
瑞典	三〇〇	一、五五二	一四一	
其他	三、四二六	一〇、三三四	一一、一三〇	一五、八七四
合計	二七八、三八一円	三八一、四六九円	五〇八、九二二円	三九九、四三三円
單價	四二円	三三円	四〇円	四一円
金額	一一、六九二、〇〇二	一二、五八八、四七七	二〇、三五六、四八〇	一六、七七六、一八六

日本の露領漁業關係團體

露領水産組合

一、本部　東京市丸の内、丸の内ビルヂング
一、支部　(東京支部)東京市丸の内ビルヂング四〇三區
(北海道支部)函館市辨天町
(新潟支部)新潟市大川前通十番町
(富山支部)富山縣新湊町

一　沿　革

本組合は明治四十一年十二月、卽ち日露漁業協約による本邦露領出漁第一年目に、外國領海水産組合法によつて創立された。外國領海水産組合法は明治三十五年制定公布されたもので立法の主旨は(一)外國の領土に出漁する邦人を取締るため(二)關係漁業者間の統一自治に任ぜしむるため、(三)外交的關係の必要のため、又其内容は頗る簡單で卽ち第一條には「條約又ハ許可ニ依リ外國領海ニ於ケル水産動植物ノ採捕、其ノ製造又ハ販賣ヲ業トスル帝國臣民ハ本法ニ依リ水産組合ヲ設立スルコトヲ得」と爲すの外、同業組合に關する規定を準用してある。

本法は最初韓國に出漁する邦人の爲主として適用されたが日露漁業協約成るに及んで本邦露領漁業者の上に適用され、露領沿海州水産組合の創立を見るに至つたが、明治四十二年現名稱に改稱され、本邦露領漁業の發展と最近數年間日露漁業關係の難局打開に大なる貢獻をつくして今日に及んだものである。

二　目的及事業

(別揭露領水産組合の定款參照)

三　組　織

本組合は露領沿海洲及勘察加洲、薩哈嗹洲に於て水産動植物の採取、製造又は販賣を業とする者を以て組織され、必要に應じて組合員總會を招集される。此總會に於て定數二十五名の組合代議員選出され、代議員會を構成する。

本組合には左の役員が置かれてある。組長一名副組長一名、理事二名以内、評議員四名。組長は組合を代表し組合の事務を統理する。評議員は組合事務を監査し、組長の諮詢に應ずる。各役員の任期は三箇年である。

現任組長及副組長及評議員名左の如し。

組長	樺山資英
副組長	佐々木平次郎
評議員	井出智
同	本川藤三郎
同	坂本作平
同	平塚常次郎

四　組　合　員

昭和五年四月一日現在總人員一三〇名

◇東京支部所屬　三七名

(○印ハ他支部ヘモ加入ノ者、代ハ代議員、評ハ評議員)

稻川竹治　株式會社林兼商店
代橋口九十馬　橋本正太郎
漁業關係

日露實業株式會社　評日魯漁業株式會社
保坂慶藏　奥田龜造
加隈良介　吉武源太郎
田中丸祐厚　田村徹
大北漁業株式會社　○高松喜六
代竹村浩吉　○堤清一郎
辻常吉　埜邑直次
鍋島熊道　中部幾次郎
株式會社八木本店　山本房藏
八木龜三郎　正木正行
小山富三　國際工船漁業株式會社
遠藤彌三次　秋保盛正
阿川才三　有馬彌市
三菱商事株式會社　代宮川幸太郎
島田元太郎　眞藤藤吉郎
代○眞藤愼太郎　○評平塚常次郎
代須田孝太郎

◇北海道支部所屬　五三名

代石丸好助　石動谷直喜
橋本熊作　長谷川淑夫
橋本正三郎　長谷川藤三郎
日本毛皮株式會社　西野商會
代西出悌二　外山源吾
西出商事株式會社　東邦水産株式會社
西野水産株式會社　千葉傳藏
小熊幸一郎　大鹽常治
近江政太郎　奥川敎孝
渡邊金太郎　掛取豐治
樺太漁業株式會社　河野千松
田中重一　田中仙太郎
田淵速吉　○高松喜六
竹村醇多　中瀨捨太郎
宇尾庄太郎　代生形政芳
工藤良吉　八木實通
株式會社八木本店　代山内大次郎
山崎松次郎　山下敏夫
山本養藏　松田商會
藤井猪之助　近藤伸秀
代江原俊輔　阿部外也雄
有賀篠夫　佐藤彦松
佐々木平次郎　齋藤定五郎
坂井定吉　評坂本作平
笹野富吉　菊池衛
三浦玄三　○代眞藤愼太郎
○評平塚常次郎

◇新潟支部所屬　二七名

評井出智　代花房並次郎
濱田庄平　西脇喜四郎
二之形清三　小熊德司郎
小熊幸治郎　大橋ヨネ
大橋一雄　代大串長次郎
鹿取久治良　代片桐寅吉
笠舍清松　田代三吉
高橋喜六　高橋助七
高野憲造　堤清六
内田彌三郎　○堤清一郎
代野口一三郎　代近藤久吉
有田六太郎　株式會社新東組

柴田清作○評平塚常次郎
鈴木佐平

◇富山支部所屬　一七名

代針山清三　椅信一郎
畠山合名會社　評本川藤三郎
代荻布宗太郎　梶榮次郎
米田六四郎　代八島庄太郎
八島勝己　代藤木治郎平
小杉正二　代佐渡傳二
水橋商事株式會社　湊隼人
宮城彦次郎　汐海昌
森正太郎

北洋協會

一、本部東京市丸の內、丸の內ビルヂイング

一、沿革

北洋漁業の發達並に漁業權益の確保を目的として、我對露漁業關係者、公海漁業關係者、政界有志等により昭和五年四月十五日創立を見た。創立前後の事情並に創立後の活動については別項に掲げてあるからこゝには省略する。

二、北洋協會定款

第一章　總則

第一條　本會ハ社團法人北洋協會ト稱ス

第二條　本會ハ水產立國ヲ以テ會是トシ北洋漁業ノ發達並漁業權益ノ確保ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條　本會ハ左ノ事項ヲ行フ

一、北洋漁業ニ關スル對策ノ調査研究
二、北洋漁業ノ實況紹介
三、北洋漁業ニ關スル刊行物ノ發行並ニ各種集會ノ開催
四、其他必要ト認ムル事項

第四條　本會ノ事務所ヲ東京市ニ置ク

第五條　本會ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ニ終ル

第二章　會員

第六條　本會ニ加入セムトスル者ハ入會申込ヲ爲シ理事會ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第七條　會員ハ會長ノ承認ヲ得テ退會スルコトヲ得

第八條　會員ニシテ本會ノ定款其ノ他ノ規定又ハ總會ノ決議ニ違背シタルモノハ理事會ノ決議ニヨリ除名スルコトアルヘシ

第九條　會員ハ本會ヲ脫退シタル場合ニ於テモ既ニ納付シタル會費ノ返戻ヲ求ムルコトヲ得ス

（第三章以下略）

三、北洋協會顧問、役員常議員

役員氏名	
會長	岩倉道俱
同	村上隆吉
常務理事	佐々木平次郎
同	田中丸祐厚
同	小池仁郎
同	津崎尙武
同	鵜澤宇八
同	渡邊泰邦
同	中谷貞頼
同	柏田忠一
同	本川藤三郎
常議員	三須精一
同	深尾隆太郎
同	前田卯之助
同	下田杢一
同	越田德次郎
同	春日信市
同	木下辰雄
同	中村嘉壽
同	星野佐紀
同	上田森治
同	伊藤精七
同	窪井義道
同	勝田孝一
同	須田孝太郎
同	平塚常次郎
同	八木實通
同	稻田昌植
同	井上清純
同	大濱喜一郎
同	小濱八彌
同	金子喜代太
同	小川清一
同	堤清六
同	近藤篤弘
同	小林基
同	廣安與三右衛門
同	木下信資
同	倉片寬一
同	阿部留治
同	四竈孝輔
同	須田孝太郎
同	平塚常次郎
同	本川藤三郎
同	三須精一
同	稻田昌植
同	井上清純
同	大濱喜一郎
同	小濱八彌
同	金子喜代太
同	小川清一
同	堤清六
同	近藤篤弘
同	小林基
同	廣安與三右衛門
同	木下信資
同	倉片寬一
同	阿部留治

日魯漁業株式會社

一、本　社　東京市麹町區丸之內二丁目　丸の內ビルヂイング
一、出張所　函館市眞砂町

一、沿革

日魯漁業株式會社は大正三年三月二十三日資本金二百萬圓にて創立され、ロシヤ革命勃發の大正六年七月には一百萬圓を增資して三百萬圓となり、大正九年二月には更に增資して一千萬圓の大會社となり、翌十年六月には輸出食品株式會社、勘察加漁業株式會社の二社を合併して資本金二千五百七十萬圓の新會社日魯漁業株式會社となつたが同年十月には八百七十萬圓減資して資本金一千七百萬圓となり、大正十三年には三菱との共同會社大北漁業を買收して、殆んど露領邦人漁區の八割を經營する鎗々たる大會社となり、漁撈に、製造に、輸出に其受持つところの役割は極めて大きなものである。

二　會社の現狀　（昭和五年十一月現在）

イ、資本金

◇公稱資本金　四千萬圓
◇拂込資本金　二千二百七十五萬圓
◇製品賣上年額　四千六百萬圓

ロ、重役

取締役社長	川上俊彦
專務取締役	金子喜代太
專務取締役	平塚常次郎
常務取締役	眞藤愼太郎
常務取締役	松下高
取締役	中野正永
取締役	高橋練逸
監査役	阿部秀太郎
監査役	中島伊平
監査役	エフ・エス・ブース

ハ、漁區

一、一般魚類漁區、オホトスキー（一六）、イチンスキー（一四）、西勘察加（五二）、東勘察加（一五）、カラギンスキー（五）、オリユトロ・ナワリンスキー（一三）、計百十五漁區
一、蟹漁區イチンスキー（一〇）、西勘察加（九）、計十九漁區

ニ、エ場

一、東勘察加（三）、西勘察加（二〇）、計二十三

ホ、設備能力

冷藏船十隻（噸數一萬三千八百十八噸）
冷藏庫四ケ所（四十四萬四千三百五十立方呎）

ヘ、漁獲水揚高

昭和五年

	石	同四年	石	同三年	石
紅鮭	一〇二、四〇〇		二一七、八四一		二〇一、二三五
白鮭	二一三、四〇〇		二一〇、四〇八		一七七、七四四
鱒	一五八、〇〇〇		二〇一、二三六		二三五、〇四三
銀鮭	一六、七〇〇		七、九八八		六、九四八
鱒の助	五、三〇〇		三、三三五		三、六六六
合計	三五五、八〇〇		二六九、三六八		六四四、三三五

ト、罐詰製造高

	函		函		函
紅鮭	四九、四五〇		四九、九七一		七〇、一六五
白鮭	一〇、九九九		三八、三五九		一、四三八
鱒	四九〇、一九七		八二、七五二		三七、八九七
銀鮭	八三、〇〇〇		三九、六六六		八、七九九
カニ	六一、三〇〇		八二、九二二		二〇、二八二
合計	一、〇五五、一四六		七八五、七五		一二九、五八一

露國の極東漁業計畫

露國漁業計畫の積極化

露國の極東露領に於ける漁業の歴史は極めて古く、既に安永七年（一七七八）代に其漁獲物の販途を我國に求めて來てゐる史實があるが其後歴代の支配者は東方侵略にこそ努力を盡したれ、勘察加方面に於ける漁業の開發には、それが其國土の中心地帶から餘りに僻遠の地帶に屬し、交通の便無きと、歐露各地に豐富なる魚富を有する等の理由から左程精進しなかつたため、自然技術的にも著しく遲れ、日露漁業協約締結當時に於てすら日本人の露領漁業に比し可なり遜色ある狀態で、即ち明治四十一年に於ける日本人の租借漁區百十九に對し、露人のそれは漸く十四といふ際立つた對照を示してゐるに過ぎなかつた。其後露國の極東漁業の上にはさま〴〵の起伏消長があつたとは云へ、而も日本人漁業の躍進的發展に比較する時は漁區數、漁獲高、製造高、漁撈技術、製造工業等あらゆる點から見て著しく劣り、日本人の漁獲高が總額の七、八割を占めたに對し、露人のそれは二、三割に過ぎなかつた。

然るに一九一七年の露國革命と、其後の革命の進展、特に近年に於ける經濟戰線の擴張は、國內の有望資源開發の積極化をもたらし、極東露領の魚富に對する露國側の關心と興味は著しく高められた。

かくて露國は極東露領漁業經營機關として國營トラスト乃至は國營株式會社を創立し、もしくは既設の國營機關をして新に漁業に進出せしめ、更に個人漁業家をも融資、仕込、買魚等の方法により之を援けて全線的に漁撈並に加工製造の發展に努めつゝある。之は勿論日本が露領漁場に占めてゐる優先的地位と之を將來にまで保證する日露漁

業條約の改訂、國内資本の不足、技術の幼稚等は露國の極東漁業大計畫の實現に多くの制限と障害を與へてゐるが、然し、それにも拘らず露國はその遼大なる計畫を部分的には現在までに實行に移しつゝあるから、必ずしも之を架空の夢物語と見ることは出來ぬ。否寧ろ一九二九年以後の積極的進出から見て漁獲製造に、販賣に日本人の強敵であると見なければならぬ。

これについて露國の極東漁業通ウェ・イウォロトニコフ氏は一九二六年極東露領國營漁業の根本的建設十年計畫案を發表し、我當業者にも色々のセンセーションを與へた。

露國の漁業五ケ年計畫

一、世界的覇權が目標

ソヴエート聯邦は今五箇年計畫の實行による國家經濟の社會主義的再建の時代であるが、この五箇年計畫はソヴエート産業の一重要部門たる漁業の方にも立案せられ、計畫の他の生部部門同様一九二九年より三十三年に至る間に尨大なる發展を示す豫定である。即ち一九二九年に於ける全國の漁獲高總計九百三十萬セントネルに對して一九三三年には其約三倍半に相等する三千八十萬セントネルに激増の豫定であるが、今其累年表を示せば左の如し。

一九二九年	九、三〇〇、〇〇〇セントネル
一九三〇年	一五、六〇〇、〇〇〇
一九三一年	二一、〇〇〇、〇〇〇
一九三三年	三〇、〇〇〇、〇〇〇

即ち一九三〇年の漁獲高は一九二九年に比し二倍以上の増加であるが、計畫最終年度には前記の如く第二位を占むるに至つた。

（單位一千セントネル）

		比率
一、英國	一二、五〇〇	二七%
二、ソ聯邦	九、三〇〇	二〇%
三、諸威	八、〇〇〇	一七%
四、西班牙	四、〇〇〇	
五、獨逸	三、〇〇〇	
六、佛國	二、四〇〇	
七、和蘭	二、二〇〇	三六%
八、葡萄牙	一、六〇〇	
九、瑞典	一、四〇〇	
一〇、丁抹	八〇〇	
一一、其他	一、三〇〇	

即ちソ聯邦は歐洲に於て現在第二位を占めてゐるが、之を世界的に見る時は（單位一千セントネル）

第一位	日本	一〇、〇〇〇
第二位	米國	一三、五〇〇
第三位	英國	一二、五〇〇
第四位	ソ聯邦	九、三〇〇

第四位に落ちるので、ソ聯邦の目標は單に北洋漁場に於てのみならず、世界的覇權の點からも日本の上に置かれて居り、即ち五箇年計畫によつて米英兩國は勿論日本をも後方に瞠著たらしめて、世界第一位の漁業國たらんとするのが、計畫の窮極目標である。

二、極東漁業五箇年計畫

極東ソヴエート當局は四度び改訂を加へて極東露領五箇年計畫を練り上げたが我國と深刻なる利害問題を誘發しつゝある漁業發展五箇年計畫案につき、一九三〇年七月付發表のソヴエート側計畫を紹介すれば左の如し。

極東露領工業化（五箇年計畫の目標）のため林業以上に重大なる意義を有するは漁業にして、漁業五箇年計畫は我漁富利用の顯著なる增進を豫想してゐる。

然しながら漁業五箇年計畫の根本的意義は單に漁獲範圍のそれではなくて、實に漁撈方法並に製魚方法の問題につながれてゐる。

現在近魚類は百年前と殆んど同様の遣り方で漁撈されて來た。即ち魚族が海岸に向つて、人に向つて廻游し來るのであつて、漁師が海中に之を探すのではなかつた。五箇年計畫は斷然此遣り方を變改する。大モーター漁撈船（トロール船及ドリフテル船）は一百隻を建造され、公海に出漁し、

又高き上空より深き水中に於ける魚族の狀態を明瞭に知悉しうる飛行機十臺が漁業應援のため出動し、之をラヂオによつて漁船に報道する。

工船並に冷凍船は四十隻近建造され、トロール船にて漁獲されたる魚類の製造に努むるであらう。

一方叉罐詰工場は漁區所在地に建設され、同所にて榮養に富む罐詰を製造する。北樺太に於ける三罐詰工場を始め此種大工場は北洋沿岸に十まで新設されるに至るであらう。現在勘察加では全世界に未だ三、四と存在せぬ機械化されたる近代式大工場を建設中である。

以上の外漁業五箇年計畫の遂行が齎らすべき根本的變化は、從來北洋に於ては主として鮭鱒族を主要漁撈對象としたが、今後は鰊鰹其他未だ十分に利用を見ざる各種魚族の漁撈を廣汎に發展せしむべく豫想してゐることである。

極東漁業當面の諸課題

ソ聯邦漁業大陰謀事件曝露直後ソヴエート共産黨中央委員會の命により極東漁業緊急視察のためハバロフスク、浦鹽地方に派遣されたるソユーズ・ルイバ副總裁ラツイス氏（日露漁業條約露側委員）は、極東漁業當面の諸問題について次の如く發表した。

「最近の黨中央委員會の決議には、漁業についてこの産業部門の意味は目下穀物問題、獸肉問題の意味と徑庭ないと述べてある。從つて我等の責任が重大となる譯である。

魚類の需要增加によつて、本年度より困難の中心は、國内水域に於ける漁業から北海及び極東の海に於ける漁業に移る。

來年度に於ける最少限漁獲計畫は、全聯邦に亘り二千百萬セントネルにしてその中四百三十萬セントネルは極東地方の分である。この課題の實行は、先づ以て漁業諸機關の仕事の質とテンポ、斯業の物質的根據と、技術的武裝とによる、この關係に於ては勞働力を漁業に供給する事と、漁區に網其他の漁具一切を必要な數量だけ供給する事とが、殊に重要な意味を有する。本地方は中央機關を督促して、漁區の設備に必要なる總ての技術的生産要具の製造所を速かに設立しなければならない。

實際的には目下こんな問題がある、それは本地方の漁業に此等の材料を供給する爲め大トラストを設立するといふことである。かくすれば漁業機關は、樽小舟其他を準備する配慮から全然解放されるのである。

特別の困難を感ずるのは、移民漁夫の定著である、この問題の要點は、移住前の生活狀態より惡くない生活を、彼等に保障するといふことである。然るに我等は現在、住宅建築の材料なきため、青天井の下に生活せしめて居る約五百名の漁夫を有する、この事情は漁夫組合者に大なる不安を與へて、さなきだに困難である極東地方への漁夫吸收を一層困難にする。政府の決議は、來年度に於て漁業を三萬人の勞働者にて輦固化する義務を我等に負はせる。この任務は頗る責任のあるものであるから、我等はどうしても斯うしてもこれを實行しなければならない。

本地方の前には漁網製造工場を所々に設くる任務がある。中央地方より漁網を供給することは仲々正則的に行かない。漁網製造工場の建設は、來年度にやつと實現するのであるから、これ等漁具類製造の手工業者を極力援助しなければならない。」

續いてラツス氏は、秋漁期と夏漁期末の意味を述べて、極東地方のみならず、全國の注意がこれに向けられて居ることを指摘した。

「中央部は目下人物及び工業品を以て援助することに努めては居るが、地方の諸機關が積極的に參加しなければ、漁獲計畫の實現は思ひもよらないそれから各個漁夫雜夫のだれた氣分を引締める爲めには斷乎として闘はねばならない。各漁業機關は、漁獲計畫を實行するのみならず、實行し越すようにしなければならない」

ラツイス氏は、地方漁業に關聯する總ての問題につき商務人民委員部及びソユーズ・ルイバ全權として極東に來たもので、今後當地方にあつて事務を見る筈である。同氏に隨行した數名の者は、國營漁業トラスト、ソユーズ・ルイバ及び漁夫組合に振り當てられた。

露國の漁業陰謀事件

一、陰謀事件の重大性

ソヴエート聯邦の一九二九・三〇年度漁業は、極東始めヴオルガ裏海、アストラハン、黒海等全國を通じて著しく不良にして計畫との開き大なることは別項當該欄記載の通りであるが、之は肉類其他榮養物の極度に缺乏せる今日のソ聯邦に於て少からず困難を增大するものと見られてゐたとこ

ろ今、夏八月に至りソヴエート政府は近年に於ける漁業、獸肉計畫失敗の裏面には通商人民委員部の食料關係諸機關——ソユーズ・ルイバ（漁業局）ソユーズ・ミャソ（獸肉局）ソユーズ・コンセルウオフ（罐詰局）ソユーズ・プロド・オーウオシチイ（蔬菜局）を中心に、農務人民委員部、國民經濟最高會議、全聯邦コオペラチヴ同盟（フセコブロムソユーズ）の一部及び地方漁業トラスト等の國營諸機關に於ける最高專門家、學者、技術家、等四十八名の反革命的大陰謀が潜在せる事實發覺するに至り、直ちに統一國家保安部（オゲペウ）の權力發動となり關係者全部逮捕せられ、八月末より九月中旬へかけて嚴重審理を行つた結果、罪狀一切明白となり、プロレタリア獨裁を顚覆せんとする敵對的行爲として遂に四十八名全部即時銃殺を宣告された。

此事件はソヴエートの國内問題として極めて重大性を持つてゐるのみならず、漁業方面では伯林のウアネツツオフ兄弟商會、獸肉方面では英國のユニオン會社等外國の大資本家から直接資金及び陰謀指令を仰ぎ來つた關係上國際的な規模の重大性を持つて居る。

二、極東漁業と重大關係

殊に此陰謀事件は極東漁業とも種々の有機的關係を持ち、現に陰謀團の指導者にしてソヴエート最大の漁業專門家なる前農務人民委員部漁業局長カザコフ氏、ソユーズ・ルイバ生産技術部長エルゴムウイシエフの如きは曾て日露漁業條約會議にもソヴエート側を代表して參劃せるだけあつて、陰謀團に在つても極東方面を擅當指導し、極東漁場に於ける個人資本の勢力擴張や國營とコオペラチヤとの不和の增長を策し、又ソヴエート國營の北洋蟹工船、トロール漁業等の發展を妨害すると共に、極東漁區競賣に際しては個人漁業家より數萬ルーブルを取得して之を陰謀資金に繰り入れる等種々の連絡關係を持つてゐる。それのみならず極東國營漁業トラスト（ダリゴスルイプトレスト）本社幹部ゴロフキン氏の如き直接陰謀團の一主謀として參加し、遂に銃殺の憂目に逢つてゐる。尙本事件並に本事件が複雜化せる我對露漁業關係に與ふる影響について本邦某關係當局方面では大要次の如き觀測を下してゐる。

一、今次事件の跡を見るに勿論之は架空の捏造ではなく四十八專門家による陰謀團組織と其策動の跡は歷然たるも統一國家保安部による審理並に其調書の作製に際して今次事件を露國最近の漁業獸肉計畫失敗と食料恐慌に結びつけ其全責任を陰謀團に轉嫁する事により國民の怨嗟を緩和若しくは轉向せんとしてゐる傾向が明白である。

二、今事件はカザコフ、エルゴムウイシエフ、イシゾン、エゼルスキー等露國第一流の漁業專門家を中心とするものだけに、露國政府の政策は今後益々專門家の權限に壓迫を加へ、共產黨員の漁業に對する積極的參加を目指して進み、營方針は愈々急激なる社會化を目指して進み、さらでだに紛糾せる本邦露領漁業との對立關係を深め從來以上に困難化するに非ずやと見られてゐる。

三、漁業陰謀團指導者

（全聯邦漁業局生產技術部長）

フイシゾンの調書

漁業陰謀團主腦部の構成は次の顚觸れであつた

全聯邦漁業局——予の外エゼルスキー、エルゴムウイシエフ、アルツイブウシエフ、ルビンシユテイン、トルストイ、タラノフ

農務人民委員部——カザコフ

高等漁業研究所——フイシゾン

北部漁業トラスト——シチエルバニフ

極東漁業トラスト——ゴロフキン

ウオルガ裏海漁業トラスト——ニキーチン、クウドリン

陰謀團の精神的指導者はエム・ア・カザコフ商業販賣方面の指導はエゼルスキー、輸出方面はタラノフ、生產方面は極東露領がエルゴムウイシエフアゼルベイジヤン漁場及びダゲスタン漁場が予（即ちフイシゾン）、ウオルガ裏海漁場がアルツイブウシエフ、北部及びアゾフ黑海漁場がトルストイ、國内市場計畫部がルビンシユテイン、陰謀團の組織化は一九二六年で此時地方との連繫も亦取られるに至つた。

陰謀の目的はネツプ（新經濟政策）を止揚してゆくテンポの遲滯、つまりネツプによるソヴエートの社會主義的建設を發展せしめず現狀のまゝ押し止めて置くといふにある。

陰謀實現の根本的手段としては、社會化された經營機關即ち國營及公營の漁業計畫を縮少し反

對に漁業に於ける個人資本の役割を增大することによつて、或は投資を效果のない建設事業に振向けることによつて、ソヴエート聯邦に於ける食料難を益々深刻化せしめるといふに在つた。而して供給は出來るだけ原料によつて之をなすといふ方針を立て、又市場の統制は最も切實に商品を要求してゐる地方へそれの輸送を杜絶し、トラストに商品を山積みさせるといふ方法が講ぜられた。

陰謀團の資金は各方面から之を受けて來たが其中で予の記憶にあるものは

一、極東及びヴオルガ裏海地方に於ける漁區を個人に貸付けるに際し、約五萬留を農務人民委員部漁業局長エム・ア・カザコフを通じて受理してゐた。

二、更に資金は個人企業家との取引の間に、又個人企業家の融通によつて、約六萬留を取得した此金はエゼルスキー、ルビンシユテインを通じて受入れられた。國營通商局が結んだ同樣の取引からも約二萬留の金がフイシゾンの手から這入つて來た。

三、その外約三萬留の金がエルゴムウイシエフの手を通じて外國の對ソ利權企業者から陰謀團の會計に入つた。

四、最後にタラノフは筋子販賣契約に際し約一萬五千留を外國の大手筋から受取つてゐた。

斯くの如く予にわかつてゐる陰謀資金の總額は約十七萬五千留に達してゐる。金の分配乃至團員相互間の比率はカザコフ、エゼルスキー、タラノフ、エルゴムイシエフ及び予の合議の上で之を行つた。

金はそれを受取つたグループの間に分配せられたが、時には他の關係者にも手交された。例へば予はシチルバーコフ、ゴロブキンに與へる金を受取つたことがある。

四、漁業陰謀團指導者

カザコフの調書

（前農務人民委員部漁業局長）

漁業に於ける陰謀團の組織及び予のそれに對する加盟について、予は次の如き陳述をなすものである。

一、陰謀團の組織中には中央諸機關（通商人民委員部、國民經濟最高會議、農務人民委員部、全聯邦漁業コオペラチフ同盟）の諸活動家及び各地方漁業トラスト所屬の高等教育を受けた專門家が加盟してゐる。陰謀團の構成メンバー中直接予の知つてゐる者は主要な個人即ちエゼルスキー、フイシゾン、エルゴムウイシエフ、アルツイブーシエフ、ニキーチン、シチエルバーコフ、チエレシチエンコ、ガローブキン、アブドウラエフ、トルストイ及びルビンシユテインである。漁業陰謀團は一九二五年始めて組織された。

二、予はイ・エム・フイシゾンの勸めで一九二五年單獨陰謀團に加盟した予の加盟の理由は經濟的窮乏である。

三、漁業陰謀團は國外と連絡を取り、伯林にある「ヴアネツオフ兄弟商會」から資金を受けてゐた。

四、陰謀團の漁業部に於ける指導權はエゼルスキー、フイシゾン及びニキーチン但し彼が地方で活動する爲出發した後はエルゴムウイシエフであつた。（編者註——フイシゾン氏は其調書中にカザコフ氏こそ漁業陰謀の最高精神的指導者であつたと言つてゐるのは大いに興味がるあ）

五、陰謀團の全員を大同團結せしむるに至つたものは、プロレタリアの指導の下でも漁業經濟を組織し發展することが出來るといふ事に對する不信任であつて、吾人は資本主義制度の下に於てのみ漁業經濟が支障なく經營し得るものと信じてゐた。

六、予の陰謀行爲を具體的に列擧すれば左の如くである。

極東露領及びアストラハン漁場に於て個人經營漁業を發展せしむるため凡ゆる手段により努力した。

ろ、「大」漁業家、即ち富農（クラーク）的經營强化の方針を採つた。

は、魚富保存の必要に籍口して、漁業經營擴張を沮止した。

以上の如き方法によつて予は農務人民委員部の管轄内に於ける陰謀團本部の指令を實行した。個人的には予はエルゴムウイシエフ及びイ・エム・フイシゾンと親交を結び、フイシゾンからは直接間接に一萬ルーブルの金を受けた。

昭和五年露側租借漁區ノ監視區別及貸付期間別、漁區數、借區料及漁獲（製造）標準高調

鮭鱒練漁區ノ部

監視區別	自昭和四年至同六年 漁區數	借區料	漁獲標準高	自昭和四年至同八年 漁區數	借區料	漁獲標準高	昭和五年 漁區數	借區料	漁獲標準高	自昭和五年至同七年 漁區數	借區料	漁獲標準高	自昭和五年至同九年 漁區數	借區料	漁獲標準高	計 漁區數	計 借區料	計 漁獲標準高	國營要望漁區 漁區數	國營要望漁區 借區料	國營要望漁區 漁獲標準高
海濱區	一	二、八〇〇	二	一	二、三〇〇	二	一	二、三〇〇	二	一	二、三〇〇	二	一	二、三〇〇	二	五	一〇、四〇〇	一〇	一	二、三〇〇	一
哈壁區	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	一〇	三〇、〇〇〇	三〇	二	三、〇〇〇	三
オホトスキー區	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	一〇	三〇、〇〇〇	三〇	二	三、〇〇〇	三
ギジギンスキー區	一	一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇	一	五	五、〇〇〇	五	一	一、〇〇〇	一
イーチンスキー區	二	六、〇〇〇	二	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	六	一四、〇〇〇	一四	一	二、〇〇〇	一
西塔奈加區	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	五	一〇、〇〇〇	一〇	一	二、〇〇〇	一
東塔奈加區	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	五	一〇、〇〇〇	一〇	一	二、〇〇〇	一
カラギンスキー區	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	五	一〇、〇〇〇	一〇	一	二、〇〇〇	一
オリユトロ、ナワリンスキー區																					
計	一〇	二五、八〇〇	一六	一〇	二九、三〇〇	一八	一〇	二九、三〇〇	一八	一〇	二九、三〇〇	一八	一〇	二九、三〇〇	一八	五〇	一四五、〇〇〇	九〇	一〇	二九、三〇〇	一八

蟹漁區ノ部

監視區別	自昭和四年至同六年 漁區數	借區料	漁獲標準高	自昭和四年至同八年 漁區數	借區料	漁獲標準高	昭和五年 漁區數	借區料	漁獲標準高	自昭和五年至同七年 漁區數	借區料	漁獲標準高	自昭和五年至同九年 漁區數	借區料	漁獲標準高	計 漁區數	計 借區料	計 漁獲標準高	國營要望漁區 漁區數	國營要望漁區 借區料	國營要望漁區 漁獲標準高
海濱區	一	二、八〇〇	二	一	二、三〇〇	二	一	二、三〇〇	二	一	二、三〇〇	二	一	二、三〇〇	二	五	一〇、四〇〇	一〇	一	二、三〇〇	一
哈壁區	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	一〇	三〇、〇〇〇	三〇	二	三、〇〇〇	三
オホトスキー區	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	二	三、〇〇〇	三	一〇	三〇、〇〇〇	三〇	二	三、〇〇〇	三
ギジギンスキー區	一	一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇	一	一	一、〇〇〇	一	五	五、〇〇〇	五	一	一、〇〇〇	一
イーチンスキー區	二	六、〇〇〇	二	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	六	一四、〇〇〇	一四	一	二、〇〇〇	一
西塔奈加區	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	五	一〇、〇〇〇	一〇	一	二、〇〇〇	一
東塔奈加區	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	五	一〇、〇〇〇	一〇	一	二、〇〇〇	一
カラギンスキー區	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	一	二、〇〇〇	一	五	一〇、〇〇〇	一〇	一	二、〇〇〇	一
オリユトロ、ナワリンスキー區																					
計	一〇	二五、八〇〇	一六	一〇	二九、三〇〇	一八	一〇	二九、三〇〇	一八	一〇	二九、三〇〇	一八	一〇	二九、三〇〇	一八	五〇	一四五、〇〇〇	九〇	一〇	二九、三〇〇	一八

◇昭和五年の露側租借者別漁區細別表

租借者	漁區數	漁區番號
國營（要望）	六三	ヤデイヘ、ヤクボフスキー、アスタシエフ、ボツチ河口南十一、五粁 一六〇 一七四 一七三
蟹漁區	一二	五五 五六 五七 不明 九八ア 九八エム 九八エリ 九八エル 九八ヲ 九九ア 九九ア 九九ア

ボリシエ・インテル・コオペラチヤ	鮭鱒鍊漁區	一	三二〇ウエ	三一三エヌ	三一三エス
フセコ・ブロハ・ルイバク・ソユーズ	鮭鱒鍊漁區	三三	三一三カ	三一五ベ	三一四ア
	蟹漁區	二	三一四	三一三ハ	三一三エフ
			三一三エリ	三一三エム	三一三エフ
			三一三エル	三一三ベ	
			同三六ベ	同五六	同五七
リ ユ ー リ	鮭鱒鍊漁區	二九	三九エス	三九ウ	五六ア
	蟹漁區	六	六〇	七一	六六ア
			一三五オ	一三五ベ	一七一ア
			三〇九	三〇九ア	三一〇エヌ
			三一〇ウ	三一一エル	三一一オ
			三一一ハ	三一一チエ	三一一エヌ
			三一二ゲ	三一九	三一一イ
			同二〇		
ルビンシテイン	鮭鱒鍊漁區	一三	一一七	一二一ア	一八三ア
	蟹漁區	二	一八五	一九二ア	一九五ゲ
			一九八	一九八ア	一三五
			二三五ア	二四〇ゼ	二三九ベ
			二三九	二四一カ	三二一ア
			三一一ベ	三二二ジエ	同五二
			同三四ア	同三五ベ	
ブリム・ルイブ・セリヂ	鮭鱒鍊漁區	一三	六五	四〇ベ	四九エル
	蟹漁區	二	四九ベ	四九オ	四四
			四六ベ	四九	
			二二ア		
ルビンシテイン	鮭鱒鍊漁區	二七	一〇九ベ	一〇九イ	一〇九ジエ
	蟹漁區	四	一一一ゼ	一一〇ベ	一五八
			一一一ウエ	一一〇ウエ	一一〇ア
			一六一ア	一六一ゲ	一一〇ア
			一一六一		一一六一
			一一六二		一一六二

セヴ・ルイブ・ブロム	鮭鱒鍊漁區	七	一六三	一二三六ア	一二三一エ
	蟹漁區	四	一二三七	一二三七ウエ	一二三七ア
			一二三七エ	一二三七ジエ	一二三七ゲ
			蟹三二ア	同三二ベ	同四五ア
			五一	五九ア	五九
			五九オ	六二	六三
シンケウイチ・フリブコ	鮭鱒鍊漁區	二	蟹七ア	同七ベ	同七
ソボレフ・インテル・コオペラチヤ	鮭鱒鍊漁區	一	一七一ウエ	一七一ゲ	同二〇
テオ・ルイズ・ブロム	鮭鱒鍊漁區	一	一七三		
			三一一ベ	三一一エム	三一一ベ
			三一一ゲ	三一一ア	三一一デ
シヤポシニコフ	蟹漁區	一	蟹一七		
			三一一エリ	三一一カ	三一一ベ
計	一二名	一二七	三漁區（内、鮭鱒鍊漁區二三八、蟹漁區三五）		

◇ 露側の租借漁區累年表

年次	漁區數
明治四十一年	一四區
同四十二年	三七區
同四十三年	二三區
同四十四年	三〇區
大正元年	二九區
同二年	四九區
同三年	五四區
同四年	五一區
同五年	四二區
同六年	七三區
同七年	八〇區

漁業關係

◇ 露側の鮭鱒蟹罐詰高年表

明治四十一年	八七區		
同四十二年	七三區		
同四十三年	五八區		
大正元年	五七區		
同二年	三四區		
同三年	四九區		
同四年	四六區		
同五年	四〇區		
同六年	四二區		
同七年	一六二區		
同八年	二六九區		
同九年	同	九、三〇〇函	
同十年	同	一九、九一四函	
同十一年	同	三二、九三五函	
同十二年	同	五八、三二六函	
同十三年	同	七七、〇〇〇函	
同十四年	同	一四五、〇五〇函	
昭和元年	同	二四七、三二九函	
同二年	同	二三九、二三二函	
同三年	同	不明	
同四年	同	八二、一八〇函	
同五年	同	四五、九六五函	
同六年	同	七、五三五函	

同	十一年	二八、九五六函
同	十二年	六五、六六四函
同	十三年	二六、三五九函
同	十四年	一二、〇四一函
昭和元年		三九、〇七三函
同	二年	一二五、九八五函
同	三年	二八三、一七二函
同	四年	三一四、一二七函
同	五年	六五七、四三四函

露側の昭和五年漁業製造實績

一九三〇年十月三日付駐日ソヴエート通商代表部の發表に係る本年露國漁業實績（概數）は鮭鱒罐詰製造高五十二萬一千四百三十四函にして之を其計畫五十九萬四千函に比すれば八割七分七厘に相當し、此中國營株式會社の製造高三十五萬五千六百九十六函、個人漁業家（コオペラチヴを含む）の製造高十六萬五千七百三十八函であつた、各魚類別内譯は左表の如くである

△露側鮭鱒罐詰製造高

	國營株式會社	個人企業（コオプラチヴを含む）	合計	豫定計畫	計畫との對比
紅鮭	二六、四三五函	三、七二二函	三五、一五七函	三二、〇〇〇函	八五%
鱒	一〇五、七一	大、一四一	一一三、三一二	一二二、三〇〇	九二%
鱒之助	七六、四三〇	八、二四〇	九四、七七〇	一三五、七〇〇	七〇%
銀鮭	五、〇〇〇	五、七一〇	一〇、七一〇	二、〇〇〇	三五%
鮭	八、一〇〇	二、八八六	一〇、〇八六	五、〇〇〇	二〇〇%
計	三五五、九九六	一六五、七八六	五二一、四三四	五九四、〇〇〇	八七・七%

次に露國側國營アコ會社並にグリゴスルイブトレストの工船並にリユリ其他露國個人漁業家を加へた陸上に於ける蟹罐詰製造實績は次の如くである

△露國側蟹罐詰製造高

工船製造樞計	二六、三五九函
陸上製造樞計	一二、〇四一函
計	三九、〇七三函

露國の極東漁業關係機關

全聯邦漁業統一機關「ソユーズ・ルイバ」

一九三〇年四月六日付を以てソ聯邦内外に通商人民委員部命令によつて創設さる。

一、總　則

第一條　漁業及同經濟ノ全聯邦統一機關「ソユーズ、ルイバ」ハ一九三〇年二月十三日附中央執行委員會及人民委員會議決定（一九三〇年三月十五日附中央執行委員會及全露中央執行委員會公報第七三號布告）ニ基キ設定セラレタル「ソヴイエト」聯邦貿易人民委員部ノ實行經濟機關ナリ

第二條　漁業及同經濟ノ全聯邦國營統一機關「ソユーズ、ルイバ」ハ漁業ノ指導、漁業經濟機關ノ事業調整、漁獲物ノ製造及加工、之カ内國市場ヘノ供給並ニ外國市場ニ於ケル販賣ノ爲設立セラル

備考　漁業生産品トハ魚類並ニ其他ノ水棲、哺乳動物、貝類及軟體動物ヲ云フ

第三條　漁業ノ全聯邦統一機關『ソユーズ、ルイバ』ハ經濟的計算ノ基礎ニ立チテ行動スル株式組織機關ニシテ、規定ノ手續ニ依リ登記ノ日ヨリ法人ノ權利ヲ享有スルモノトス

二、統一機關ノ組織

第四條　統一機關「ソユーズ、ルイバ」ノ組織ニ入ルモノ次ノ如シ。

（一）一般聯邦的、共和國的並ニ地方的意義ヲ有スル「トラスト」及機關即チ

（イ）一般聯邦的意義ヲ有スルモノ

ウオルガ、カスピスキー

セウエルヌイ（北氷洋）

ダリネ、ウナストチヌイ（極東）

（ロ）共和國的意義ヲ有スルモノ

「アゾフスコ、チエルノモルスキー」「アゼルバイジヤンスキー」「ウクラインスキー」「ウラリスキー」「トウルクメニスタンスキー」

（ハ）地方的意義ヲ有スルモノ

「カルムイツキー」「ヤクツキー」「シビルスキー」「ダゲスタンスキー」「グルジンスキー」「アルメンスキー」

（二）株式會社、即チ

堪察加株式會社、薩哈嗹株式會社、高架索漁業株式會社、株式會社「ベルルイバ」、北部交通委員會

（三）勞働國防會議ノ特別決定ニ依リ制定セラレタル條件ニ據ル隨意協定ニ基ク漁夫及獵師「コオペラツイヤ」

備考　新規ニ設立セラルル一切ノ「トラスト」株式會社、及其他ノ漁業企業ハ自然統一機關「ソユーズ、ルイバ」ノ組織中ニ入ルモノトス

第五條　全聯邦國營統一機關「ソユーズ、ルイバ」ノ登記ノ時ヲ以テ全聯邦漁業「シンヂケート」ハ其事業ヲ廢止シ、其定款ハ效力ヲ喪ヒタルモノト認メラル

第六條　統一機關「ソユーズ、ルイバ」ニ加入シタル一般聯邦的意義ヲ有スル「トラスト」ハ政府ノ認可シタル自己ノ定款ニ基キ暫時其事業ヲ繼續シツツ、統一機關ノ一部ヲ成シ、其貸借ヲ「ソユーズ、ルイバ」ノ一般貸借ニ繰入ルルモノトス

三、統一機關ノ資本

第七條　全聯邦ノ漁業及同經濟統一機關「ソユーズ、ルイバ」ノ定款ニ依ル資本ハ全聯邦漁業「シンヂケート」及聯邦的意義ヲ有スル「トラスト」ノ資本ヨリ成リ、五千萬留ト算定セラル

第八條　統一機關「ソユーズ、ルイバ」ハ之ニ加入シタル全聯邦漁業「シンヂケート」及聯邦的意義ヲ有スル「トラスト」ノ貸借ヲ引受ケ、之等企業ノ負債ニ對スル責任スルモノトス國家ハ「ソユーズ、ルイバ」ノ負債ニ對シ責ヲ負ハズ

四、統一機關ノ目的

第九條　統一機關「ソユーズ、ルーバ」ノ根本目的次ノ如シ

（一）「ソヴイエト」聯邦内外貿易人民委員部ノ一般權限内ニ於ケル「ソヴイエト」聯邦漁業經濟一切ノ調整、指導、企畫、特ニ

（イ）漁業ノ豫定計畫、査定計數及年度計畫ノ作製及豫備的認可

（ロ）大規模ノ建設事業ノ企畫及監督、漁業ノ技術的改造ノ指導

（ハ）勞働、技術的標準、勞働賃金及保護ノ問題ニ關スル指導

（ニ）幹部ノ組織及準備並ニ共利用ノ指導

（ホ）生魚ノ價格、並ニ魚類製品ノ發送及賣却價格ノ作製及「ソヴイエト」聯邦内外貿易人民委員部ノ認可申請

（ヘ）漁業ノ融資及投資計畫ノ作製

（ト）學術研究並ニ學術研究事業及調査隊ノ組織及指導

（二）「ソヴイエト」聯邦内外貿易人民委員部ヲ經テ施行ノ爲漁業及同經濟ノ問題ニ關スル法令案ノ研究及編纂

（四）漁獲物及同製品ノ標準研究及作製

（五）漁業企業ニ漁業用材料及器具並ニ外國産食料品及燃料ノ供給

（六）全聯邦的、共和國的及地方的意義ヲ有スル「トラスト」全部、並ニ「アコ」「アソ」「カルソ」及「コムセヴプチ」各株式會社、及漁夫及獵師「コオペラツイヤ」組織團體ノ漁業製品ノ内國市場ニ於ケル販賣

備考、統一機關「ソユーズ、ルイバ」ハ各機關ノ個々ニ對シ共製品ヲ別個ノ方法ニテ賣却スルノ權利ヲ賦與スルコトヲ得ルモノトス

（七）統一機關「ソユーズ、ルイバ」ノ組織ノ一部ヲ成シ特別ノ規定ニ準據シテ行動スル專門ノ自治的事務所ヲ經テ魚類製品輸出ノ實施

（八）魚類ノ人工孵化、湖沼經濟ノ組織

（九）全聯邦的意義ヲ有スル「トラスト」ノ管理共和國的並ニ地方的「トラスト」及株式會社（其漁業經濟部）ノ事業經營指導

備考　共和國的及地方的意義ヲ有スル「トラスト」ノ經營指導實施ノ方法ハ各聯邦共和國ノ貿易人民委員部及當該地方貿易部トノ同意ニ依リ「ソユーズ、ルイバ」ニ於テ之ヲ設定スルモノトス

（十）漁夫「コオペラツイヤ」ノ漁業經濟ニ關スル事業ノ指導及調整

（十一）統一機關「ソユーズ、ルイバ」ノ根本的目的ノ實現ト關聯スル各種生産企業ノ組織

第十條　統一機關「ソユーズ、ルイバ」ハ「ソヴイエト」聯邦ノ全領土ニ其支部ヲ設立シ、又聯邦及自治共和國、並ニ各地方及州ニ、當該機關ノ同意ヲ得テ、全權代表ヲ任命スルノ權利ヲ有ス

五、管　理

第十一條　統一機關「ソユーズ、ルイバ」ノ管理ノ爲社長及五名以上ノ委員ヨリ成ル管理部ヲ設クルモノトス

カムチヤツカ株式會社

略稱　國營アコ

一、本　店　浦汐斯德市

一、支　店　ペトロパウロフスク市、オホツク市
一、代理店　モスクワ市、ハバロフスク市、シヤトル市、函館市

一、沿　革

勞農政府の極東露領漁業開發を目的として大正十三年（一九二四年）組織されたる國營會社オカロ（オホツク・カムチヤツカ株式會社）の事業を繼承したグリゴスルイブトレスト（極東國營漁業トラスト）は一九二六——二七年度一年間出漁の後其經營漁區域たる沿海地方、黑龍地方、北樺太地方を共手に殘して、東西勘察加及びオホツクは之を手放すことゝなつた、そしてこの二地方を中心とする廣汎なる地域、水域の漁業並に一般產業開發の爲一九二七年十月一日聯邦國民經濟最高會議、通商人民委員部、國營通商局、極東地方執行委員會等を大株主として國家資本より創立されたものがこのカムチヤツカ株式會社（アコ）である。

同社は創立以來日淺く漸く三年を經るに過ぎないが、漁撈設備の擴張、罐詰工場の增設、蟹工船の創設擴張を始め、勘察加鑛業、毛皮資源の踏査物資の配給、生產物の輸出等に可なり大きな仕事を跡づけて來た。そしてその事業の規模、資本額等凡ての點で極東露領に於ける他の如何なる露國々營乃至公營漁業機關よりも優勢となり、且つ今後大なる望を囑されてゐる。

二、會社の現狀

イ、資本金

一、資本金　一千一百萬留

一、一九二八年現金にて拂込を受けたる資本金總額四百二十萬留（內譯——聯邦通商人民委員部百五十萬留——國民經濟最高會議五十萬留露共和國通商人民委員部百五十萬留——同國營通商部二十萬留——極東地方執行委員會五十萬留）

一、魚類賣上總額（一九二八年）六百九十六萬六千留

ロ、重役（一九二〇年）

一、社長エ・スナザレニウス一、副社長ブリンギン一、取締役カウター一、取締役チヤブリギン一、取締役シエーキン一、製造部長サーゲン（諸威人）

ハ、漁場（一九二〇年）

一、魚類漁區　西勘察加（一九）東勘察加（三）カラギン（五）オリユトロ・ナワリン（六）オホツク（一〇）イーチヤ（五）計四十八

一、蟹漁區　西勘察加（七）東勘察加（一）計八

合計　五十六

ニ、製造能力

一、ウスカム第一鮭鱒罐詰工場（六ラインより八ラインに擴張）ウスカム第二鮭鱒罐詰工場（五ライン）オゼルナヤ第三罐詰工場（四ライン）ウスカム魚廢物利用工場（一時間の製造能力五噸）

一、蟹工船三隻「カムチヤツカ號」「ユカギール號」「ツングース號」

ホ、漁獲高

一九二九年

鮭鱒（罐詰）	二六〇、七三〇函	四二三、〇〇〇函
蟹（罐詰）	三四、九四〇	一四一、〇〇〇
鮭鱒（鹽）一〇四、二九セントネル二七、四〇五セントネル		
鮭鱒（生）	二〇、一六四	二〇、九三五
鰊及鰯	二一、九三九	六三、一四三
鱒	二三、一一二	一四二、三二六
筋子	六、九七一	一五、五四九
魚獸油	二、八九六	九、〇九二
魚肥及其粉	五、三九八	一三、七四八
其他	五、〇〇〇	六、八〇二
合計	二八八、三二六	七一七、〇〇〇

註——但——罐詰は正味重量總計一九二九年九萬八千五百五十七セントネル、一九三〇年は十八萬八千セントネルに換算して合計せるものなり、又蟹罐詰は公海及領海を含む

國營極東漁業トラスト

略稱「ダリゴスルイブトレスト」

一、本　社　浦鹽斯德市
一、日本との輸出入業務は駐日露國通商代表部にて代辨

一、沿　革

本トラストは、「オカロ」と「クルイプ」（極東海產株式會社）等を合併して一九二六年設立、東西カムチヤツカを中心に極東露領の全漁場にわたり漁業を經營し一九二六——二七年度には漁夫及其他勞働者四千七百五人を雇傭し、六百九萬七千七百留額の生產高を上げ、且つウスカムに近代式

罐詰工場を設立し、此建設中火災のため日本漁夫二十數名の燒死事件等突發したことは尙世人の記憶に新なところである。然るに勞農當局の極東漁業開發方針の變更により、一九二七年十月一日以來前項記述の通り、アコと分立することゝなりカムチヤツカ及びオホツクの漁業中心地をアコに讓ることにより、その企業範圍を縮小するに至つた卽ち分立後のトラストの主なる活動範圍は沿海州である。尙現在ソユーズ、ルイバに直屬してゐる

二、經營漁場

イ、漁區數

一、一般魚類漁區　沿海州（一三）
計　十三
一、蟹漁區　沿海州（一）
合計　十四區

ロ、資本金

一、固定資本　三百五十萬留
一、政府融資　二百七十萬留

サハリン株式會社

略稱　國營アソ

一、本　社　北樺太アレキサンドロフスク市

勘察加に於ける漁業、林業、農業、鑛業、商業等企業一切の統一と積極的開發を目的に一九二九年十月より國營株式會社アソ（正確にはサハリン株式會社）が設立された。資本金は一千萬留。但し直ちに經營に着手せるは漁、林、農業及び商業である。

漁業關係

一九三〇年において、魚類十九萬センントネルの漁獲を計畫し、沿岸に罐詰工場二個の新設に着手したが、出漁遲延、物資難、經驗不足等のため其實績は可なり不良であつた。

副社長ア・グレーウイチ氏は一九三〇年三月商用のため日本に來た。

漁業コオペラチウ組合

フセコ、ルイバーク、ソユーズ

沿海州のブリムルイバクソユーズを始め、各コオペラチヴ組合を統一して組織されたる團體で一九三〇年に於ける事業概要左の如し

一、經營漁區數　二六
二、漁獲標準高　四三三、八二七プード（一九二九年度は七五、六四〇プード）

個人漁業者

一、一九三〇年十月現在
一、計　十一名

ダリ・ルイボ・ブロドウクト

鮭鱒練漁區	五四
蟹漁區	四

ボリシエ・インテル・コオペラチヤ

鮭鱒練漁區	一

フセコ・ブロム・ルイバク・ソユーズ

蟹漁區	二

リユーリ

鮭鱒練漁區	二九
蟹漁區	六

ブリム・ルイプ、セリチ

鮭鱒練漁區	一三
蟹漁區	二

ルビン・シテイン

鮭鱒練漁區	二七
蟹漁區	四

セプ・ルイプ・ブロム

鮭鱒練漁區	七
蟹漁區	四

シンケウイチ・フリプコ

鮭鱒練漁區	二

ソボレフ・インテル・コオペラチヤ

鮭鱒練漁區	一
鮭鱒練漁區	八

テオ・ルイプ・ブロム

鮭鱒練漁區	一

シヤポシニコフ

蟹漁區	一

公海漁業關係

北洋公海漁業關係概觀

曾て日露兩國の漁業關係は露國領海に限られてゐたが今日ではオホツク海、ベーリング海から日本海をも含めての所謂公海漁業に於ける相互關係が新に發生し、年と共に複雜化して來た。四面環海、且つ魚類を以て主要榮養食とする日本人にとつて、タラバ蟹を始め、鮭鱒鱈等の凡ゆる族に富む北洋公海漁業が如何に重要意義を有するかは敢て多言を要しない。即ち日本人がさま〴〵の險難を越え、苦闘を積むで北洋蟹工船を今日の大産業にまで發展せしめ、最近に至つて鮭鱒工船を創始し鱒漁業を行ひつゝある所以である。

然るに最近年に至つて露國は露領漁業と共に、北洋公海漁業の方面にも積極的に打つて出で蟹工船の如き一昨年から今年に至る三年間に二隻から十隻へ躍進し、其他トロール船、鱈漁船等も例の五箇年計畫によつて、飛躍的な擴張發展を行ひつゝあるため、同一富源と同一輸出市場を對象とする兩國の利害關係は、露領漁業に於ての如く、此公海漁業に於ても著しく對立的となつて來た。殊に露國は國際公法による領海三浬の軌範を兎もすれば逸脫して、自ら監視區と銘打つ十二浬說を適用せんとし、本邦工船の不當拿捕狙撃事件の頻發によつて、公海漁業關係を彌が上にも尖鋭化せしめてゐる。若し夫れ技術幼稚の露國工船による本邦熟練漁夫雇傭問題等をも含めて之を考ふる時、公海漁業關係が今後の日露關係に重要なる一要因として登場する事は察するに難くない。敢て獨立の一項として本問題を取扱ふ所以である。

日本の工蟹船漁業と蟹工船

一、蟹罐事業と蟹工船

蟹罐詰事業は其生産高において、其輸出的地位において今日我重要産業の一となつたが、其歷史は比較的新しく、僅々二十年内外に過ぎない。明治四十年の頃、福井縣でズワイ蟹を原料として製造したのが抑々濫觴であり、其後北海道では根室町和泉庄藏氏が、タラバ蟹によつて製造を試みたが孰れも失敗に歸して了つた。其漸く世に認められ出したのは稚井氏の努力の賚であつて、明治四十二年には早くも輸出するまでになつたのである。

其後海外の買客たる米國がロブスターの漁獲制限を行ふや、蟹罐詰は之が代用品として愛用せらるゝに至りしより、需要俄に增加し、價格も漸次騰貴したため、之が製造に從事するもの漸く多く、其工場は北海道から樺太へと展開して終には千島幌莚島村山灣に罐詰工場を造つた。そして同會社は幌莚島沿海で漁獲する以外に、勘察加西海岸オゼルナヤ沖合七、八浬の地點に百噸乃至二百噸の帆船三隻を假泊せしめ、各船を母船として川崎船を派出し蟹を漁獲し、之を甲板上にて煮沸を經營することになつた。其發展の速かなる、大正十五年には工場數、北海道、樺太を通じて四十箇所、露領十五箇所、蟹工船數は十二隻に達し、其生産數量は三十五萬四千二百函、其價格實に一千三百萬圓と註せられた。

想ふに明治維新以後急激に勃興發達した幾多本邦産業の中で、斯の如く短期間に眼覺ましい發展を遂げたものは恐らく他に類例が無いであろう。

二、工船蟹漁業の創始と發展

斯く斯界の發展に資し之が躍進の彈機たりし蟹工船の始めて考案されたのは今から十餘年前の事であつた。大正五、六、七年の三箇年間、毎年六月から八月にかけて、水産講習所敎授丸川久俊氏は、水産講習所の練習船雲鷹丸の船内で、學生に水理生物學に關する實際的指導を行ひつゝ、オホツク海海洋の狀態と鮭、鱒、鱈、蟹等の重要水産物に關する調査を試みたが、蟹工船の考案は實に此時に萠されたのであつた。

當時タラバ蟹の漁獲と罐詰製造業は主として北海道、樺太に於て行はれ、大正五年日魯漁業會社は千島幌莚島村山灣に罐詰工場を造つた。そして同會社は幌莚島沿海で漁獲する以外に、勘察加西海岸オゼルナヤ沖合七、八浬の地點に百噸乃至二百噸の帆船三隻を假泊せしめ、各船を母船として川崎船を派出し蟹を漁獲し、之を甲板上にて煮沸し氷雪を利用して冷藏したものを運搬用專門の一小發動汽船で村山灣へ輸送しつゝ罐詰工場へ供給したものであつた。

所が蟹罐詰には原料が極めて新鮮でないと肉が黑變し易い、之には各工場ともに少からず惱まされた。是に於て水産講習所では大正五年雲鷹丸に簡單な罐詰器械を据付けて、船内で蟹罐詰製造試驗を行つたが、幸にも頗る好成績であつた。之がため大正九年には富山縣水産講習所が所屬練習船昊羽丸を以て勘察加西海岸で稍々大仕掛な船内罐詰製造を始めて愈々其好果を確め、越えて大正十年には和島眞二氏が百五十噸の帆船に罐詰製造設備を施し先づ二百八十七函を製造し、玆に民間に於ける蟹工船事業の第一鞭をつけた。

斯くて大正十年には二隻、十一年には三隻の帆船が從業し、十二年には一躍八隻の帆船と七隻の汽船合計十五隻、其總噸數九千七十五噸が從業して、三萬三千八百函を製造するといふ盛況を示した。即ち噸數に於て三年前の十三倍强、罐詰製造高に於ては十二倍强になつたのである。

之より先き大正十一年の交、埜邑直次氏が勘察加西海岸及沿海州地方の視察により同方面沖合の蟹漁業の有望なるに囑目し、當時海運界の不況に伴ふ船價の暴落せるに乘じて、汽船を以て從業せしを動機として之に倣ふもの簇出せんとするに至り、蟹工船の前途必ずや多端なるべしと想はれたので、農林省は大正十二年省令を制定し、爾來蟹工船事業に從事せんとする者は、農林省の許可を要することゝなつた。工船蟹漁業取締規則は即ち之である。

更に母船が今日の如く大型汽船となつたのは、八木實通氏の英斷に端を啓いてゐる。即ち同氏が大正十二年一般の異論を意とせず、敢然三千噸級の樺太丸を用ゐて異數の成績を擧げてから、蟹工船としては航海の安全と將た漁業、製造能率向上等の見地より、相當大型の汽船が有利なりと確信づけたのであつた。

かくて大正九年には富山縣水産講習所の昊羽丸一隻であつたものが、翌十年には和島貞二氏始めて民間業者の先驅として氣焰を吐き、十一年には日本漁業、横山、新潟水試の參加により五經營者五隻となり、十二年には更に日魯漁業、松葉組、大成、坂本、守山、埜邑の六者を加へて十一經營者十七隻と激增し、超えて昭和二年には十三經營者、工船十八隻に達し、昭和三年には經營者の二大合同行はれ、所屬工船が十八隻の中四隻の不出漁にも拘らず、殆んど十八隻分の許可函數に近い生産を擧げた。即ち昭和三年度の蟹罐詰製造高は蟹工船業者が一割減の限産協定をした爲に、許可函數卅一萬九千九百廿六函であつたが、天候其他の關係から前年に比し不漁で、實際の工船製造高三十萬八千九十三函であつた。之は一割減の限産が略ぼ保たれて、許可函數に比し一萬餘函の減少を示したことを語るものである。

昭四和年は日本工船十二隻、昭和工船八隻、八木商店二隻、公海漁業一隻、荻布外十名の經營工船一隻、合計二十四隻の蟹工船出漁が許可されてあつたが、便宜上或は其他の支障上內七隻の不出漁を見たゝめ、實際に出漁したのは十七隻であつた。此十七隻中八木本店の八郎丸が未開發資源たる東勘察加に於て二萬函といふ成功を收めたことは特筆に値する。西勘察加に於ても大體順調に企業は進み、其漁獲製造高概算三十一萬九千函に達した。前年に比し增産實に二萬八千函である。

大正九年以後本年に至る九箇年間の本邦蟹工船の出漁實績を表示すれば左の如し。

三、創業後の蟹工船出漁實績

（帆は帆船、補帆は補助機關付帆船、汽は汽船）

（大正九年）

船種	船名	總函數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
帆	昊羽丸	一五五、〇〇	富山縣水講	二七函	—	—
合計	一隻	一五五、〇〇		二七		

（大正十年）

船種	船名	總函數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽	喜多丸	三九九、〇〇	和島貞二	二一〇六函	—	—
帆	久丸	三〇〇、〇〇	同右	六九七	—	
合計	二隻	六九九、〇七		二七九		

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
帆風鵬丸		三五五、三〇	日本漁業株式會社	一、二八三		
汽第一敏丸		五八、二二	横山俊二郎	四、三元		
帆喜久丸		三〇〇、〇七	和島貞二	一、九四		
計	三隻	一、二三、九八		七、二三五		
帆北辰丸		二三、〇〇	新潟縣水試	六七		
同臭羽丸		一七五、〇〇	富山縣水講	一、〇三九		
計	二隻	三八、〇〇		一、一〇六		
合計	五隻	二、六六一、九八		八、三三		

（大正十一年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
帆臭羽丸		一七五、〇〇	富山縣水講	一、二六一		
計	一隻	一七五、〇〇		一、二六一		
合計	三隻	八四、〇七		四、〇一〇		

（大正十二年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽旭丸		七二、一〇	日魯漁業株式會社	二七	七、〇〇〇	西勘
同俊和丸		三、〇〇、一六	横山俊二郎	五、八九	一〇、〇〇〇	同
同第一敏丸		五八、二二	同	三、三六五	六、〇〇〇	同
同吉野山丸		五八〇、六三	合名會社 松葉組	一、五二	五、五、一	同
補帆寶山丸		四八〇、七九	大成漁業株式會社	二、〇二四	三、三五〇	西勘
同第二千島丸		一九一、六五	日魯漁業株式會社	九四五	二、〇〇〇	同
汽第二富美丸		六八七、〇九	同	二、八一〇	四、〇〇〇	同
同美保丸		四六六、八〇	坂本竹次郎	三、五二五	四、〇一〇	同
帆太平丸		六〇二、四三	寺山茂松	二、五二八	四、〇〇〇	同
帆補日鵬丸		三四、五五	日本漁業株式會社	一、五〇〇	四、〇〇〇	第二、六區
帆市川丸		七七、三六	同	一、二七五	三五、〇〇〇	第二、六區
同風鵬丸		三六五、八〇	同	一、二四九	四、〇〇〇	第二、六區

（大正十三年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
同南鵬丸		一七八、一〇	同	一、〇六八	二、五〇〇	第二、六區
汽肥後丸		一、二九二、一五	埜邑直次	四、六五三	五、〇〇〇	第六區
補帆喜久丸		三〇〇、〇七	和島貞二	一、二五一	四、〇〇〇	第二、六區
計	十五隻	九、〇四、九一		三三、九四二	六七、五〇〇	
帆臭羽丸		一七五、〇〇	富山縣水講	一、二二一		
同北辰丸		二三、〇〇	新潟縣水試	四八七		
計	二隻	三八、〇〇		一、六九六		
合計	十七隻	九、四六二、九一		三五、六一〇		

（大正十四年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽第二富美丸		六八七、〇九	日魯漁業株式會社	四、一五二	四、〇〇〇	四區
同樺太丸		二、八三、九二	八木實通	一五、二七八	一六、〇〇〇	第一、二、三、六區
同肥後丸		一、二九二、一五	埜邑直次	七、三六六	九、〇〇〇	第六區
同龍裕丸		二、二七、四七	大成漁業株式會社	六、五五一	一〇、〇〇〇	第六區
補帆寶山丸		四八〇、七九	明治漁業株式會社	四、〇七八	三、三五〇	第六區
汽門司丸		二、〇八一、五九	松崎龍一	三、五〇二	八、〇〇〇	第六區
計	六隻	九、五六一、〇一		四、九一七	五〇、三五〇	
帆臭羽丸		一七五、〇〇	富山縣水講	一、二二六		
計	一隻	一七五、〇〇		一、二二六		
合計	七隻	九、七三六、〇一		四二、一三三		

（大正十四年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽肥後丸		一、二九二、一五	御船罐詰合資會社	八、一三	一〇、〇〇〇	西勘
同秩父丸		一、五四〇、七九	松崎龍一	九、四三五	一〇、〇〇〇	同
同樺太丸		二、八三、九二	八木實道	一〇、八四四	一六、〇〇〇	同
同門司丸		二〇五、一五	埜邑直次	一六、六四四	一〇、〇〇〇	同
同龍裕丸		二、二七、四七	大成漁業株式會社	一五、六二一	一〇、〇〇〇	同
同英航丸		一、四〇〇、三三	北辰漁業株式會社	一二、二九		

（昭和二年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽肥後丸		一、二九二、一五	御船罐詰合資會社	一四、二六一	一四、〇〇〇	西勘
同樺太丸		一、八三、九二	八木實通	三一、五三	一七、〇〇〇	同
同門司丸		二〇五、一五	埜邑直次	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	同
合計	三隻	二、六四七、五九		二七、八四一	二三、〇〇〇	西勘
隻臭羽丸		一七五、〇〇	富山縣水講	一、一〇〇		
計	一隻	一七五、〇〇		一、一〇〇		
合計	十三隻	二、八四七、五九		二九、八四一		

（大正十五年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
同豐國丸		二、三四、六三	埜邑直次	一三、六五	一五、〇〇〇	同
同福一丸		二、二三、五七	松田漁業合資會社	一二、一六一	一〇、八〇七	同
計	八隻	一五、八三、三四		九一、〇〇〇	九一、〇〇〇	
臭羽丸		一七五、〇〇	富山縣水講	一、一九八		
計	一隻	一七五、〇〇		一、一九八		
合計	九隻	一六、〇一三、三四		一〇九、五六九		

（大正十五年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽肥後丸		一、二九二、一五	御船罐詰合資會社	一二、三一〇	一二、三〇〇	西勘
同樺太丸		二、八三、九二	八木實通	二六、七六八	二三、七〇〇	同
同門司丸		二〇五、一五	埜邑直次	九、九一元	九、〇〇〇	同
同龍裕丸		二、二七、四七	大成漁業株式會社	二六、三七八	八、一〇〇	同
同英航丸		一、四〇〇、三三	北辰漁業株式會社	一三、三七	四、七〇〇	同
同豐國丸		二、三四、六三	埜邑直次	二一、〇三	四、〇〇〇	同
同福一丸		二、二三、五七	松田漁業合資會社	二三、三五九	四、〇〇〇	同
同神宮丸		二、七六、四六	須田孝太郎	九、三〇〇	九、三〇〇	同
同博愛丸		二、六二、二六	中村精七郎	二一、三五三	八、一〇〇	同
同遼東丸		三、二六、三四	松田漁業合資會社	一〇、五八二	一〇、一〇〇	同
同嚴島丸		三、八六四、四四	日正水產株式會社	二一、四六	三、〇〇〇	同
同美福丸		二、五五八、二四	八木實通	三三、七六	三、四〇〇	同
計	十二隻	二八、四七、二九		二三八、二四一	二〇一、三〇〇	同
隻臭羽丸		一七五、〇〇	富山縣水講	一、一〇〇		
計	一隻	一七五、〇〇		一、一〇〇		
合計	十三隻	二八、四七、五九		二三九、二四一		

（昭和三年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽門司丸		二、〇一五	日本工船漁業株式會社	二五、五〇	一七、〇〇〇	西勘
同英航丸		一、四三〇	同	不出漁	四、七〇〇	同
同福一丸		二、一二六	同	一五、四五一	一七、四〇〇	同
同神宮丸		二、七六四	同	一八、一三五	一三、一〇〇	同
同遼東丸		二、三六三	同	一九、八六七	一七、七〇〇	同
同嚴島丸		三、八四四	同	二五、五六六	二八、〇〇〇	同
同廣東丸		二、五六六	同	一八、一三〇	二〇、〇〇〇	同
同釜山丸		二、四一三	同	一三、八〇五	一七、一〇〇	同
同榮德丸		二、九六三	同	一七、六七四	二〇、四〇〇	同

（昭和三年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
同龍裕丸		二、二七、四七	大成漁業株式會社	二〇、八〇八	二〇、四〇〇	同
同英航丸		一、四〇〇、三三	北辰漁業株式會社	一三、九四四	一三、八五〇	同
同豐國丸		二、三四、六三	埜邑直次	一八、三七一	一八、一〇〇	同
同福一丸		二、二三、五七	松田漁業株式會社	一八、四四四	一八、五〇〇	同
同神宮丸		二、七六、四六	須田孝太郎	一三、四二	一三、一〇〇	同
同博愛丸		二、六二、二六	中村精七郎	二一、五九九	一三、〇五〇	同
同遼東丸		三、二六、三四	松田漁業合資會社	一〇、五八二	一〇、一〇〇	同
同嚴島丸		三、八六四、四四	日正水產株式會社	二一、四六	三、〇〇〇	同
同美福丸		二、五五八、二四	八木實通	三三、七六	三、四〇〇	同
同第一札幌丸		二、四八三、〇三	竹村醇多	三一、三四	一五、〇〇〇	東勘
同光丸		二〇三、四五一	同	一四、四五一	一四、四〇〇	同
同廣東丸		二、五六六、三七	樺太產業株式會社	二〇、八九五	二〇、〇〇〇	西勘
同釜山丸		二、四一三、六七	稻垣龍	二一、二五一	二一、二五〇	同
同榮德丸		二、九六三、〇九	同	二四、〇六三	二三、八〇〇	同
計	十七隻	四〇、九三、二六		三六、三一三	三四、三〇五	
帆臭羽丸		一七五、〇〇	富山縣水講	一、三〇〇		
計	一隻	一七五、〇〇		一、三〇〇		
合計	十八隻	四一、〇九七、二六		三七、六一三		

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
同	豐前丸	二、五一九	不出漁	一五、七〇〇	同	
同	和歌浦丸	二、四〇八	同	一八、一〇〇	同	
計	十一隻	二七、四四二	不出漁	二〇九、三〇〇	同	
汽	肥後丸	一、二九二	昭和工船株式會社	一三、九六五	同	
同	樺太丸	二、八五一	同	二九、四六三	同	
同	龍裕丸	二、二一七	同	一七、〇〇〇	同	
同	博愛丸	二、〇五五	同	二〇、五〇〇	同	
同	美福丸	二、五九九	同	二六、二八四	同	
同	海幸丸	一、五八八	同	一七、四〇〇	同	
同	春海丸	一、五七九	同	一三、〇〇〇	同	
計	七隻	一四、八八一	不出漁	一三二、三六	同	
合計	十八隻	四二、二三	（內不出漁四隻）	三〇三、五九六	三二、五二	

（昭和四年）

船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
汽	門司丸	二〇三	日本工船漁業株式會社	一七、〇〇〇	西勘察加	
同	福一丸	一、九八	同	一七、四〇〇	同	
同	神宮丸	二、七四一	同	三三、二〇〇	出漁工船八隻合計	同
同	遼東丸	二、三三	同	一七、七〇〇	同	
同	嚴島丸	三、八五	同	二〇七、六〇〇	同	
同	廣東丸	二、五五〇	同	二〇、〇〇〇	同	
同	釜山丸	二、四三	同	一八、一〇〇	同	
同	榮德丸	二、九五二	同	二四、四〇〇	同	
船種	船名	總噸數	漁業者	製造函數	許可函數	出漁方面
同	豐前丸	二、五一九	同	一五、七〇〇	不出漁	
同	和歌浦丸	二、四〇八	同	一八、一〇〇	同	
同	讃岐丸	五、八七一	同	ナシ	不出漁	
同	越後丸	一、一四	同	八、〇〇〇	同	

（昭和五年）

計	十二隻	三一、八五六	（內不出漁三隻）	二〇七、六〇〇	同	
汽	肥後丸	一、二七	昭和工船漁業株式會社	一二、五〇〇	出漁工船五隻合計	同
同	樺太丸	二、八一八	同	一八、九九〇	同	
同	富美丸	二、〇四一	同	一三、三〇〇	同	
同	博愛丸	二、〇六四	同	一八、四五六	同	
同	美福丸	二、五九	同	一七、〇〇〇	同	
同	海幸丸	一、五八八	同	一三、四〇〇	不出漁	
同	春海丸	一、五七九	同	一三、一〇〇	同	
計	七隻	一四、八六六	（內不出漁二隻）	一二三、三六	同	
汽	八郎丸	二、八〇五	株式會社八木本店	ナシ	不出漁	
同	海祥丸	六、〇六〇	同	八、八七五	同	
計	二隻	八、八七五	（內不出漁一隻）	三、九〇八	同	
汽	ハドソン丸	三、九〇八	公海漁業株式會社	一七、〇〇〇	同	
同	大慶丸	二、七三	荻布宗太郎外十名	一三、一〇〇	同	
總計	二十三隻	六二、八九七	（內不出漁七意）	三九、九六	三一、五二	

（昭和五年）

汽	神宮丸	二、七四一	日本工船漁業株式會社	二四、二九二	西勘察加	
同	遼東丸	二、三七四	同	二一、〇六八	同	
同	嚴島丸	三、八七四	同	二七、〇〇〇	同	
同	讃岐丸	五、八六一	同	三三、〇六八	同	
同	廣東丸	二、四三六	同	二四、〇四八	同	
同	釜山丸	二、四九七	同	二一、七四四	同	
同	榮德丸	二、四九二	同	一五、七〇〇	同	
同	豐前丸	二、五九一	同	二四、二九二	同	
同	和歌浦丸	二、五一九	同	一七、七〇〇	同	
同	越後丸	二、四九八	同	一三、〇六八	同	
同	大北丸	一二	同	二三、〇六八	同	
同	神武丸	五、一六二	同	二四、二〇〇	東勘察加	
計	二隻	七、九七三	株式會社林兼商店	二六、二〇〇	同	
汽	長門丸	三、八三	富山工船漁業株式會社	一七、五九九	西勘察加	
同	擇捉丸	四、三七	同	二三、七六七	同	
同	萬國丸	五、盆	飯田隆平外一名	船（二五〇屯）各一隻の母船として魚糧製造の傍ら蟹罐詰の製造に従事す	トロール	
同	洋仁丸	七、一六三				
同	大有丸	六、二六				
計	三隻	一九、三三		四〇、〇〇〇	東勘察加	
總計	二十六隻	九〇、五八		二五、〇〇〇	東勘察加	
				五九、二六		

四、蟹漁業の科學的調査

昭和二年、日本蟹罐詰業水産組合聯合會が蟹漁場並に蟹に關する研究調査をば、水産講習所に托したのは遲ればせながらも斯界に對する照明であつた。水産講習所は丸山久俊教授を主任とし山本宣夫氏を助手とし、同年五、六月を期して精密な調査を遂げ、昭和三年も同樣調査を續け、更に我が蟹漁業に對して一新紀元を劃した。

見來れば我國に於ける蟹罐詰業の發達は、宛ら急轉直下の感を抱かしむるのであるが、勿論其道程には幾多の難關横はり而かも眞に成功の域に到達したのは大正十五年であつた。前揭創業以來の統計は其消息を如實に譚つてゐる。露國官憲の壓迫は、所謂る十二浬公海論に其端を發してゐた。そして三浬外の我が出漁船にまで干渉の手を延ばして數隻は終に拿捕抑留の憂目に逢つだ。

然るに其後漁場の海洋氣象に慣れて自然漁期を延長し、各種の施設漸く完備すると共に一方にありては露國々情の安定と、本邦官憲の出漁船に對する保護取締、就中海軍の保護の徹底し來れることと等は相俟つて大正十五年の好成績となつて現はれて來たのである。

去年。現在に於て蟹工船の確定的漁場は勘察加西海岸沖合に限られてゐる。而かも蟹の蕃殖は左程旺盛でない。依つて農林省は漁場の漁利保續のため、昭和二年十月省令を改正して勘察加西海岸沖合漁場の蟹工船數を十八隻と制限したが、昭和三年は當業者の限産協定により實際出漁せるものは昭和工船會社五隻、日本工船會社九隻の十四隻であつた。

五、漁撈對象タラバ蟹

タラバ蟹は動物學上甲殻綱十脚目に屬し、イバラ蟹、タラ蟹又はヲタル蟹の異名がある。露國では沿海州方面の日本海産、オコツク海産並びにベーリング海産と産地によつて三別してゐるが、勘察加西海岸沖合のオコツク海産が最も早く世に紹介された關係上、學名もパラリソーデス・カムチヤスカ（Paralithodes Camtschatica）＝Ti＝として知られてゐる。

日本海産最も大にしてベーリング海産之に次ぎオコツク海産最も小であるが、罐詰原料としては日本海、オコツク海、ベーリング海産の順序で、ベーリング海産の製品價値は前二者に比して殆んど半減するのが毎である。

雌、雄も亦た形態を異にし雄は雌に比すれば形極めて大きく肉質緊まりて罐詰原料としては之のみに限られてゐる而かもタラバ蟹の特性として交尾期以外雌雄同棲せぬことは該族保存上天惠とも言へやう。

漁業の發達と共に蟹の大さが漸次縮少しつゝあるは否むべからざる現象である。大正五、六年頃には勘察加西海岸沖合ですら甲巾八寸のものが稀

に漁獲され、七寸八分位のものは少なくなかつたが、昭和二年には七寸が最大で六寸五、六分のものが大きい方になつた。罐詰原料としても五寸以上に限られてゐたが昨今は四寸内外のものまで使用する様になり、從つて一函に要する蟹の數も次第に多くなつた。即ち六隻分に就て調査された所によると、大正十三年には平均五十二匹、十四年には五十八匹、十五年には六十二匹となつてゐる更に大正十五年勘察加西海岸沖合で、九百三十匹に就て統計された結果は、雄蟹は胸甲巾平均六寸三分五厘、重量六百九十四匁で雌蟹は四寸内外であつた。

六、タラバ蟹分布の概觀

タラバ蟹は寒海に棲息する動物である。千八百十二年始めて勘察加半島沿岸で發見され其分布區域はベーリング海、オコツク海、日本海及太平洋の深部で、漁獲して罐詰にするのはアラスカ、加奈陀の沿岸、勘察加東西海岸、樺太、北海道、朝鮮東海岸沿海州等である。

（北海道）沿岸各地に於ける蟹の減少甚しきため北海道廳は昭和二年二月一日以降五ヶ年間沿岸一帶を禁漁して蕃殖を保護することにした。故に現在北海道で蟹罐詰の出來るのは花咲郡離島、色丹、國後郡の東南目梨地方、擇捉島單冠灣及び北千島の占守島に過ぎぬ。

（樺太）全島到る所に產し、就中西海岸眞岡近海並に亞庭灣内が多かつたが近年殆んど問題にならぬ。

（勘察加東海岸）アナスターシヤ沖合、グルボーカヤ沖合、モルグロヤ沖合を主とする西海岸に比すれば豊富で無い。

（勘察加西海岸）領海の内外共に豊富で、現今タラバ蟹の主要漁場であつて我國產蟹罐詰の九割三分は此漁場の供給原料である。領海内に於ては日露漁業條約に基く蟹漁區が、北はソーボリナヤから南オゼルナヤに至る間に十八箇所を算し、領海外は主として蟹工船が操業し毎月四月から九月まで漁業に從事する。重もなる漁場はカララン沖モロセーチナヤ河口沖、ソーボチナヤ沖、イチヤ沖、ウオロフスコイ沖等の各北方漁場でキシカ以南は多少荒廢の傾がある。

（沿海州）海岸一帶に漁場が陸岸に沿ふて狹長せるため、操業期間短く且つ春蟹、秋蟹の別あり勘察加西海岸の如く連續操業をすることが出來ず漁場價値頗る減少する、サマルガ以北ソヴエートスカヤ灣迄及びオリガ以南浦潮沖合迄が有望視されてゐる。

七、漁場區域と漁船並に漁網

イ、漁場　蟹工船の漁場として確定的のものは目下勘察加西海岸のみであることは前屢々述べた如くであるが、沿海州岸合の日本海、勘察加東岸のベーリング海並に太平洋の北西部等は將來當然開發せらるべき運命を有つてゐる。農林省は此等の漁場を十區に分ちて許可を取扱つてゐる。

農林省分割區域	陸岸地區	面積
第一區	日本海西部北緯四十三度以内	平方浬 七〇〇
第二區	日本海北西部北緯四十三度以北	四、〇〇〇
第三區	日本海北部北緯四十七度以北	一、〇〇〇
第四區	オコツク海西部東徑百五十八度以南	不明
第五區	オコツク海北部北緯五十八度以西	不明
第六區	オコツク海東部北緯五十八度以南東徑百五十度以東	一〇、〇〇〇
第七區	太平洋北西部北緯五一、六度以南東徑百五十八度以東	一、六〇〇
第八區	ベーリング海北東部北緯五十六度以北東徑百八十度以東	一七、三〇〇
第九區	ベーリング海北東部北緯六十度以東	八七、〇〇〇
第十區	ベーリング海南東部北緯六十度以南東徑百八十度以西	六四、〇〇〇
樺太東海岸	北緯五十度以南	不明
沿海州合	オコツク海北部西岸	不明
勘察加西海岸	東徑百五十度以東	不明
勘察加東海岸	北緯五一、六度以南	不明
沿海州合	北緯四十三度以北	不明
日本海北部	北緯四十七度以北	不明

ロ、漁船　漁船は發動機船と川崎とに分けられる。發動機船は廿馬力乃至六十馬力のセミデイゼル機關を据付けた普通の西洋型船で主なる任務は曳船と漁場探査である。川崎船は肩巾九尺、敷長四十五尺、投網、揚網一切の漁業に使用さるゝもので十馬力内外のセミデイゼル機關か又はフオード揮發油發動機を据付け、一工船に對して三四隻乃至十隻宛位配屬されてゐる。

ハ、漁網　漁網は今では底刺網に限られてゐる工船蟹漁業取締規則で一尺五寸以下の網目のものの使用を禁止されたので一樣に一尺六寸目以上の網地を使用してゐる。刺網一反の長さは通常浮子方二十七間半、沈子方二十五間半で、過去三年間の使用網數は九四九、〇〇〇反に達してゐる。

八、日本及昭和二大會社に合同成立

蟹罐事業の高潮は大合同の氣運を醞釀した、言ふ迄も無く各自の希望は打つて一丸とする大同團結であつた。斯くて機運漸く熟せる昭和二年九月卅日、松田漁業北辰漁業を除く全組合員は合同促進協議會を開いたが、甲論乙駁何等具體的成案を見るに由なく、兎も角も當局の意嚮が將來共新規工船の許可並に陸上方面に對して無制限方針では徹底を缺くの惧れありとなし、關係當局者を歷訪して私見を披瀝し其然諾を得たのをせめても收獲として散會した。農林省は十月十五日省令第廿一號を以て隻數制限、許可名義の變更等に關する取締規則を公布して合同に對する杞憂の大半を一掃した。是に於てか合同案は愈々灼熱して十月十四日全組合員を集合し一擧に假調印を行ふべしとさえ傳へられたのである。

當時の基本案は、合同資金五百萬圓（十萬株）内七萬五千株（三百七十五萬圓）は現場提供船體（船具漁具製罐等一切）隻當二十五萬圓と査定、他の二萬五千株（百二十五萬圓）は流動資金として現金拂込、尙從來の西勘察加方面に於ける十五隻を十隻に減船し、操業費を節減して隻別函數を增加すと云ふのであつた。

然るに十月下旬に至つて流產說すら傳はつて來た、之が原因は各經營者の內幕曝露である、負債決濟に對する意見の杵格であつたそして合同派に對する對峙派の確執となり兩々相讓らず終に二大分裂の禍根を作つて了つた。當時各當業者の色別は次の如くであつた。

▲合同派―共同漁業（門司丸、豐國丸、嚴島丸、神宮丸）―北海工船（釜山丸）―稻垣龍（榮德丸）―樺太產業　廣東丸）―松田漁業（福一丸　遼東丸）

▲對峙派―八木實通（樺太丸、美福丸）―大成漁業（龍裕丸、肥後丸）―林兼商店（博愛丸）―北辰漁業（英航丸）

▲態度不明―日魯漁業（豐前丸）―渡邊俊郎（海幸丸）―今井作治（東隆丸）

對峙派の三菱商事系たる大成漁業及八木實通氏等は素より合同案の急先鋒であつた。爲に大合同が破れても決して默視してゐる譯ではなかつた。終に共策動によつて先づ工船五隻を主體とする昭和工船漁業株式會社を設立することゝなり、昭和二年十一月四日發起人會を開いて同月十五日創立總會を召集し、一方、共同漁業を中心とする北工、北鳳、樺產、松田の五社は工船九隻を擁して日本工船漁業會社を組織し、こゝに本邦蟹工船漁業界は一大合同に失敗して二大會社に合同するに至つた。

日本工船漁業株式會社

昭和二年十一月十七日創立

資本金其他

資本金　六百萬圓（全額拂込）株式數十二萬株、（額面五十圓）

尙共同漁業以下の五經營者は會社創立に當り各船函數に應じて左の如く株の振當を行つた。

船名	製造許可函數
神宮丸	一三、二〇〇
遼東丸	一七、七〇〇
嚴島丸	二八、〇〇〇
讃岐丸	三四、四〇〇
廣東丸	二〇、〇〇〇
釜山丸	一八、一〇〇

〔共同〕八六、三〇〇函―二八、二三四株
〔北工〕二〇、二六〇同―六、五四三株
〔北鳳〕二〇、〇〇〇同―六、六七四株
〔樺產〕二〇、〇〇〇同―六、五四三株
〔松田〕三五、四〇〇同―一二、〇〇六株
合計　一八一、九六〇函―六〇、〇〇〇株

其後日魯漁業の參加により豐前丸一五、七〇〇函に對する權利讓受金函當二圓五十錢に對する七百八十五株を各社より按分分割提供することゝなつたが、之と同時に監査役として日魯の三浦良次氏の就任を見るに至つた、然るに昭和四年六月に至り前記の如く資本金を六百萬圓（全額拂込）に增額したのであつた、同社の現在に於ける重役並に現在所屬の工船は左の如くである。

役員（昭和五年十月現在）

▲社長齋藤浩介（共同）△取締役專務　植木憲三（共同）奥村又雄（共同）△同渡邊藤作（北工）△同茅花安太郎（松田）△同伊東次郎（樺太）▲監査役　上村啓三（共同）△同上村宇多彌（北拓）同三浦良次（日魯）

所屬工船